



民族とガバナンス : 西欧における民族問題の非政治化

坂井, 一成

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2007-11-16

(Date of Publication)

2014-10-22

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2964

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002964>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

民族とガヴァナンス

—西欧における民族問題の非政治化

2007(平成 19)年 4 月

坂 井 一 成

博 士 論 文

民族とガヴァナンス

—西欧における民族問題の非政治化

2007(平成 19)年 4 月

坂 井 一 成

民族とガバナンス—西欧における民族問題の非政治化

目次

はじめに—民族問題と政治の変容	1
第1部 理論の射程	5
第1章 国際関係理論のなかの民族問題	6
1. 民族問題の多様性	6
2. 「民族」とは何か	9
3. 民族問題の発生要因	18
4. 民族と国際関係理論	25
第2章 ヨーロッパ国際政治における少数民族とガバナンス	34
1. 国際社会の秩序—レジーム、ガバナンス	34
2. 民族をめぐるガバナンス	37
3. ヨーロッパ統合と民族問題の位相	42
結—ヨーロッパ統合と民族をめぐるガバナンス	46
第2部 国民国家と民族	51
第3章 戦後アルザス地域主義の展開と特質—政治意識の変容をめぐって	52
1. 戦後アルザス政治の変容	52
2. 戦後アルザス地域主義の展開—政治意識の変化との関連をめぐって	63
3. 国境をこえるアルザス地域主義とその政治的インプリケーション	71
結	75
第4章 フランスの対エスノ地域政策(1970—1990年代)	81
1. 第二次世界大戦後の地域語教育政策の展開と政治の変動	82
2. エスノ地域をめぐるレジーム／ガバナンスと地域語教育の充実	86
3. ジョスパンとフランスの地域語教育政策	90
結—地域語教育をめぐるフランスの政治状況	93

第3部 ヨーロッパ統合と民族	100
第5章 ヨーロッパ統合過程におけるエスノ地域の位置付け	101
1. 「地域」への眼差し	102
2. 地域主義と地方分権化の展開	103
3. ヨーロッパ統合過程における「地域」の位相	107
結	114
第6章 教育・文化におけるヨーロッパ統合の進展とエスノ地域主義	119
1. ヨーロッパ統合とフランスの教育・文化政策	120
2. エスノ地域主義とフランスの教育・文化政策	125
3. ヨーロッパとエスノ地域の連携	128
結	130
第4部 グローバリゼーションと民族をめぐる政治	135
第7章 グローバリゼーションと民族をめぐる政治	136
1. グローバリゼーションとそのシステム性	137
2. 民族をめぐる規範と制度化、そして政治の変容	138
3. ヨーロッパにおける地域的少数民族をめぐる	
—政治に何が起こっていたのか	139
結—民族問題を非政治化する要件とグローバリゼーション	144
第8章 民主主義の新たな課題と展望—多民族共生の政治に向けて	150
1. 問い直される民主主義	150
2. 欧州連合における「民主主義の赤字」	152
3. 欧州憲法を拒否したオランダとフランス	153
4. 「対テロ戦争」とヨーロッパ政治	
—マドリードとロンドンでのテロ事件から	155
5. 民主主義から漏れ落ちる個人—2005年秋、フランスでの暴動から	157
6. 多数決型民主主義とコンセンサス型民主主義	158
結—領域的民主主義の再検討と公共圏の回復	161
おわりに	168
参考文献	173

はじめに—民族問題と政治の変容

民族は相互に戦い合う運命にあるのだろうか。民族紛争を解決する、あるいは未然に防止する政治を行うことは不可能なのだろうか。

冷戦が終わった後の 1990 年代以降、国際政治の表舞台をにぎわすようになったものとして、何より民族紛争が挙げられる。ユーゴスラヴィアの解体とその過程で泥沼と化していったボスニアやコソヴォでの紛争、アフリカ大陸ではルワンダでのツチとフツ両民族の間の凄惨な戦い、ロシアのチェチェンの独立闘争、スリランカでのシンハラ人とタミル人の対立、そしてアラブとユダヤの対立止まぬ中東。「冷戦」という名の戦争が過ぎ去った後も、民族紛争と括られる様々な対立・紛争の構図は世界から消え去る気配はない。

そして冷戦終結から 10 年を経て、冷戦に代わる新たな国際枠組みを世界が模索しつつあるとき、2001 年 9 月 11 日にアメリカ合衆国で同時多発テロが発生し、世界貿易センタービルが倒壊した。このとき、国際政治の新たな枠組みとして指摘されていた「文明の衝突」(Clash of Civilizations)ⁱ という考え方に、にわかに説得力があるような論調が生まれた。つまり、冷戦期国際関係を規定していた米ソをトップとする西＝自由主義陣営と東＝共産主義陣営の間のイデオロギー対立の構図に代わり、欧米文化(文明)とイスラム文化(文明)との戦いが彩る国際関係が到来したのであると。ここで文化あるいは文明を民族という言葉に置き換えると、欧米の諸民族とイスラム諸民族との絶えざる戦いという新しい国際政治の幕が開いた、ということであった。

なるほど、イスラム教という宗教が、民族を構築する主要要素と見るならば、イスラム諸民族とそれ以外(とりわけキリスト教世界の諸民族)との間の対立は、中世の十字軍にまでさかのぼらなくとも、「9.11」以前の現代世界にも見られた。しかし、実際にテロなどの暴力を伴う対立を引き起こすのはごく一部の原理主義信奉者であって、多くのイスラム教徒はむしろ平和裡に他民族との共存を実行している。

このように考えるならば、民族は必ずしも本源的に対立するものではないのではないかと。民族紛争が起こる際、そこには民族とは本来的に異なる次元の何らかの「政治」の要素が入り込んでいることが大きな原因なのであって、問題は政治にあるのではないだろうか。そして、このことは、裏を返すと、政治の在りようによって、民族紛争は解決ないし未然に回避できるということなのではないだろうか。

本論では、このことを、特に西欧を対象に取り上げて検討していく。確かに西欧においても、北

アイルランド紛争、バスクやコルシカでのテロ活動、地中海キプロスでのトルコ系とギリシャ系の対立などのように、時に暴力を伴う対立・紛争の様相を帯びてきたものもある。しかし、世界の他の地域との比較で見れば、それは著しく低頻度であり、少なくともテロや暴力が「日常」「常態」となり、「失敗国家」(failed state)の状況を生み出すほどの不安定が生じているわけではない。総じて、西欧地域に対するイメージとして、紛争よりもむしろ安定という表現の方が相応しいのではないだろうか。ところがこうした西欧とて、多民族が共存している地域である点では、アフリカやアジア、ロシア・東欧の諸地域などと何ら変わりはない。

では、何が安定を、暴力的紛争の未発生を可能にしているのでしょうか。西欧政治に特徴的な要素として論及しうる民主主義や人権、近年の国内政治ないし国際政治で頻出するガバナンス(governance)、さらには現代社会を特徴づける言葉として広く用いられているグローバリゼーションなどを手がかりに、検討を重ねていくことにしたい。民族紛争を解消ないし予防する政治とはどのような政治なのだろうか。

なお本論では、民族紛争を解消ないし予防する政治が機能して、民族問題が政治問題化していない状況を指して、民族問題の「非政治化」という表現を用いている。この点については、暴力的な対立を政治制度のなかに押し込めることで一定の秩序を保つという意味の「紛争の制度化」ⁱⁱに近いものとも言える。しかし本論では、暴力的行為を抑制するための形ある制度(主として国内の政治制度)だけでなく、国際世論・国内世論や国際的な規範のように、必ずしも有形の制度ではないが、民族問題を紛争化・政治問題化させない方向に、一定程度の影響力を行使している要因群も内包している。その意味で、民族問題の「非政治化」は、民族「紛争の制度化」よりも広い意味の概念として本論では用いることとする。

また、民族が、暴力的な主義・主張の要求を行わなくとも、合法的な政治のプロセス(選挙など)を通じてその主張を行う経路が確保されている状態であれば、これは「政治化」と捉えることも可能かもしれない。しかしながら本論では、まさに紛争化・政治問題化した状況を指して「政治化」と捉えるため、そうした穏健で非暴力的な形での民族に根ざす独自の要求の表明については、やはり「非政治化」状況であると考えられるものとする。

本論では、西欧で民族の問題が政治的課題として前面に出てくる 1970 年代初頭から、民族をめぐる新たな政治状況が形成されるようになった 1990 年代末頃までの時期を概ね考察の対象とする。

第1部(第1章、第2章)では、民族をめぐる政治についての先行研究のサーベイと、現代西欧で

の民族をめぐる政治についての仮説的検討を行う。

第2部(第3章、第4章)では、国民国家と民族という対抗関係を軸に、フランスにおける民族の問題とそれに対する政治の動きを分析する。

第3部(第5章、第6章)では、ヨーロッパ統合と民族という観点で、民族の問題とそれをめぐる政治が、地域統合の進むヨーロッパというレベルでどのように扱われ、それが国家レベルの政治に影響を及ぼしているのかを検討する。

第4部(第7章、第8章)で、グローバリゼーションという国際社会全体に大きな影響を与えてきている現象を踏まえながら、現代西欧における民族をめぐる政治の特質を明らかにし、全体の総括を行うこととする。

なお本論の各章は、既発表の研究論文を基礎にしつつ、発表後の変化等を踏まえて大幅に改稿したものからなっているが、それらの初出を示しておく以下の通りである。

- 第1章:「国際関係理論のなかの民族問題」(『国際文化学研究』25号、2006年1月)
- 第2章:「ヨーロッパ国際政治における少数民族と地域的ガバナンス」(『国際文化学研究』26号、2006年7月)
- 第3章:「アルザス・エスノ地域主義とヨーロッパ統合—フランス・ナショナリズムとの相互作用」(『国際政治』110号、日本国際政治学会、1995年10月)及び「戦後アルザス地域主義の展開と特質—政治意識の変容をめぐって」(『一橋論叢』114巻2号、1995年8月)
- 第4章:「地域語教育に見るジョスパン改革とフランス政治」(平成9-12年度文部省科学研究費研究成果報告書、基盤研究(B)(1):課題番号09410075、研究代表者・小林順子、2001年3月)
- 第5章:「欧州統合過程における『地域』の位相—領域性とエスニシティの交錯」(『国際政治』122号、日本国際政治学会、1999年9月)
- 第6章:「欧州の三層構造論の再検討—教育・文化政策を中心として」(『一橋論叢』118巻2号、1997年8月)
- 第7章:書き下ろし。ただし、神戸大学国際文化学部の研究教育プロジェクト「グローバリゼーションと政治システムの変容—比較政治学と国際政治学の交錯」(2003-2004年度、研究代表者・阪野智一)における研究報告「グローバリゼーションと民族をめぐる政治」(2003年10月23日)を基礎にしている。

- 第8章:「ヨーロッパにおける民主主義の課題」(『歴史と未来』27号、2006年12月)

地域統合によって国民国家が相対化され、サブナショナルなアクターとしての少数民族地域(ethno-region)のプレゼンスが高まると言われて久しい。しかし、既存の研究のほとんどは、そうした潮流を社会学的現象として捉えて論及を積み重ねてきた。これに対して、管見の限り、グローバル化の進展というより大きな背景の分析を踏まえながら、政治の営みの変化という着眼点に立ち、国際関係論の視点から具体的な政治・政策(国際政治と国内政治の両面)の変容に踏み込んでの研究はなされてきていない。本論は、こうした学術的状況を踏まえ、国際関係論のアプローチに基礎を置き、比較政治学や国際社会学などの観点をも適宜加えつつ、民族をめぐる政治の分析を進めていく。

ⁱ Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, Touchstone, 1996, サミュエル・ハンチントン(鈴木主税訳)『文明の衝突』集英社、1998年。

ⁱⁱ 関根政美『エスニシティの政治社会学—民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版会、1994年、i頁。

第1部 理論の射程

第1部では、民族という概念についての先行研究のサーベイを行い、民族をめぐる政治の持つ国内政治・国際政治における意味付けを行いながら、民族をめぐる問題が、国内政治の問題だけにとどまらず、国際政治問題としての性格を強く内包している点を明らかにする。

その上で、本論が主として取り上げる現代西欧での民族をめぐる政治について概観し、他地域に比べて民族問題の非政治化が進んでいるのではないかという観点で、その要因についての仮説的検討を行う。

第1章

国際関係理論のなかの民族問題

本章は、国際関係論の枠組みにおいて民族問題を扱う際必要となる、多様で煩雑な概念の整理と、課題の析出を目的としている。民族問題や民族をめぐる政治を考える際に欠かせない諸概念と、それらをめぐる先行研究をサーベイして整理し、国際関係論の枠組みで民族をめぐる政治を考えるに際して必要となる分析視角を明らかにし、後続の章における事例研究に向けての導入としたい。

民族という概念をどのように理解することが適当であるか、民族問題はどのような理由・背景により生じるのか、また国際関係論の理論枠組のなかでこの概念・問題がどのように位置付けられているのかについて、順次検討していくこととする。

1. 民族問題の多様性

ナショナリズムもエスニシティも、多くの場合「民族問題」という文脈で用いられる。「民族」の概念の検討に入る前に、民族問題の状況を整理しておきたい。

山内昌之は、民族問題を次のように5つのパターンに分類しているⁱ。

1. 民族自決・分離独立問題:チベット、新疆ウイグル、チェチェン、ケベック、パレスチナ、クルド人
2. 国境・帰属変更問題:オセチア共和国の境界をめぐるロシアとグルジアの対立、クリミア半島の帰属をめぐるロシアとウクライナの対立
3. 先住民問題・狭義の少数民族問題:オーストラリアのアボリジニ、カナダのイヌイト、日本のアイヌ人や在日韓国・朝鮮人
4. 国民形成・国民統合問題:ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦
5. 移民・難民問題:EU(欧州連合)諸国における移民・外国人労働者

また、西島健男は、以下の4つの「型」を示したⁱⁱ。

1. 「解体型」民族問題(大帝国や大連邦の解体・分離によって発生):オスマン・トルコ帝国、ハプスブルク帝国、ロシア帝国
2. 「統合型」民族運動:19世紀のドイツ統一、イスラエル国家の建設
3. 「独立型」民族運動(反西欧植民地イデオロギーと人工的な近代国家の線引きによる国家形成):アジア・アフリカ諸国(インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン等)
4. 「エスニック型」の民族自決:ナイジェリアのビアフラの分離問題、パキスタンからのベンガラディシュ分離、スリランカのタミール人、バスク、ケベック、旧ユーゴスラヴィア、クルド人、アルメニア人

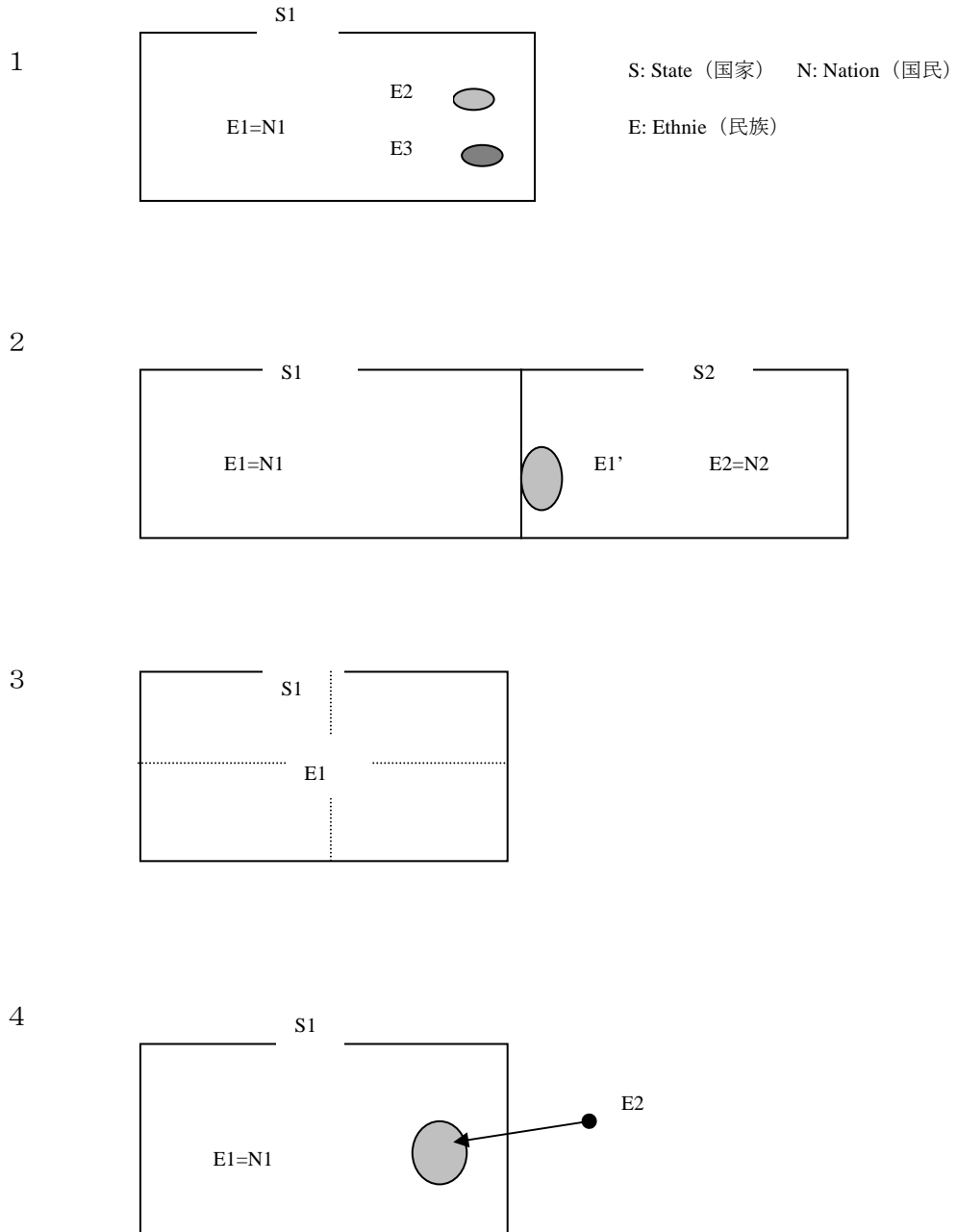
ここではこの両者に対する子細な検討はさておき、次のような大きな傾向が見えてくると思われる。つまり、民族問題の発生には、ある民族が自分たち独自の政治的枠組(これを国家と捉えることが歴史的には一般的であったが、近年の移民問題にはむしろ異文化の衝突という、どちらかといえば社会学的側面が強く、必ずしも国家の形成を問うものではない場合もある)を希求し、そのための政治的運動・動員が行われるというスタイルが大勢を占めることがいえる。そしてケースごとに整理してみると、民族問題発生の要因としては、次のような大枠的な理解が可能ではないだろうか。

すなわち、「一民族一国家」を理念・原理とする政治体を構成単位とする国際社会において、以下の状況が認められるとき、民族問題は発生する、あるいは発生が避けがたい、ということである。

1. 国家が多民族的(poly-ethnic)に構成されており、しかもそれらの民族間の関係が対等であるよりも、むしろ支配的民族と被支配的民族の関係にある
2. 歴史的事情で、国民国家の領域と民族社会の居住地域にズレがある
3. 同一の民族がいくつかの政治単位に分裂していて国民(nation)形成や統合が課題になっている
4. 一つの民族的共同社会(国民社会)に民族的に異質な大量の移民難民が流入

この4つの枠組を図示すると、以下の図1のようになる。

図1 民族問題発生背景としての国家・国民・民族の関係



これらは一言でいえば、民族間の対立や紛争の必要条件は、歴史的に形成されてきた国民国家システムと諸民族の配置状況との矛盾にある、ということである。なお、民族問題には、一つの国家内部のみならず、国境を越えた民族間・国家間の対立も含まれることは、念頭に置いておかななくてはならない。

民族と民族の接触が対立、そして政治化し、場合によっては紛争となる、というのが民族問題が生じる過程であるが、その詳細については、後で改めて検討することとし、ここでは民族問題のパターンと、その発生の背景にある大きな問題状況を把握しておくにとどめる。

2. 「民族」とは何か

現代国際関係においては、上述のような多様な民族問題が発生しているわけであるが、ここで一步手前に戻って、「民族」の意味内容についての検討を行っておきたい。

「民族」概念は近代ヨーロッパの政治社会に根を持つわけだが、これを表す言葉として、nation、Volk (people)、ethnie (ethnic group) などがある。しかし、その意味合いは一様ではなく、nation や people の場合は「国民」の意味でも使われる。

「民族」に複数の訳語が使われる背景には、フランス革命後の19世紀から20世紀前半にかけて形成された、独立国家は「一民族・一国民・一国家」の国民国家 (nation-state) であるという原則を国際社会がほとんど無批判に受け入れ、「民族自決」(あるいは「国民の自決」) (national self-determination) の理念に則り、それを推進するイデオロギーあるいは政治運動としてのナショナリズムが、東欧やアジア・アフリカの新興諸国で高揚するのを容認してきたことがある。こうして、20世紀前半の国際政治は、「民族＝国民」という政治原則により展開されたが、国民全体が単一民族からなる場合は極めてまれで、ほとんどいずれの国家も多かれ少なかれ多民族国家であるという現実を背景に、第二次世界大戦以降、多くの民族問題が噴出した。

以下、研究史を紐解きながら検討するが、原則として本書では、ネイションは国民、そしてエトニー (ethnie) を民族に相当する言葉として考えていきたい。

▼国民、ナショナリズム

国民 (nation)、国民国家 (nation-state)、また国民形成 (nation-building) に関する議論は、その定義を含め、古くは18世紀後半ドイツのヘルダーやフィヒテ、フランスのルナン、そして20世紀に入りハンス・コーン、カール・ドイッチュ、近年ではアーネスト・ゲルナー、ベネディクト・アンダーソ

ン、A. D. スミス等の名前が挙がるが、今日に至るまで闊達に研究がなされ、様々な考え方が示されてきたがⁱⁱⁱ、そこには必ずしもコンセンサスが得られているわけではない。

例えば、古いところでフランスのルナンをみると、彼は直接的は 1870 年の普仏戦争での敗北によるアルザス＝ロレーヌのドイツへの割譲に反発し、より広い文脈では 19 世紀ドイツで台頭した血統主義に基づく汎ゲルマン主義の発想に対抗し、人々の共存の「意思」に礎を置いて国民を定義した。

国民(nation)とは、一つの魂であり一つの精神的原理である。[これは二つの要素からなり]一つは、豊かな記憶の遺産の共有であり、もう一つは、現在の合意、つまり共生の欲求、共に相続した遺産を価値あるものとし続ける意思である。……国民の存在とは……毎日の人民投票なのである。^{iv}

ここでは、国民をエスニックな観点で定義する血統主義的な眼差しは避けられており、フランス革命を支えた理念、つまり血統・世襲制に拠って立つ不平等が制度化された封建社会を否定し、平等な個人を単位とした相互の契約に基づく政治的共同体の構築という発想の核をなす、個人の「意思」が最大限強調されている。

また、第二次世界大戦後、政治学者ドイッチュは、国民統合と分裂に関してこれをコミュニティの問題として、民族・国民をコミュニティの一種と考え、そのダイナミズムをコミュニケーションという検証可能なものによって捉えていこうとした^v。ドイッチュは、「生活習慣上の相互補完性を備え、コミュニケーションを通じて結び付いている大きな規模のコミュニティを民族(people)」と呼び^{vi}、この民族が、「自らの構成員の行動を効果的に制御する手段の獲得を迫るようになった」とき、準国民(nationality)になるとする^{vii}。そして「一つの準国民が、集団的シンボルに対する自発的な凝集・愛着に加えて、[集団の強制的]力をも獲得したとき、国民(nation)に転化し、また他からそう見なされるようになる」^{viii}と定義している。

この理論から例えばフランスについて考えると、もともとのパリを中心としたフランス語を話していたごく一部のフランス「民族」(people)が、フランス革命を契機に、革命の主たる担い手となった人々(nationality)を核として、フランス語を保持してはいなかった多くの周辺諸民族をも取り込んで、フランス「国民」(nation)というコミュニティを作り出したということになる。国民形成には、一般的に言語が有力な凝集の核となることが指摘されていたが、ここでフランス語という「言語」が全フランス国民の凝集力としては必ずしも作用しなかった点については、ドイッチュの説明によれば、

「言語・形質・記憶・過去の歴史に基づくコミュニティという観点から民族を記述する通常のやり方には、すべて例外があることは今や明らかである。考慮に入れるべきは、何か一つの要素の有無ではなく、総体的な結果を生み出すに足る補完性を有する十分なコミュニケーション制度の存在なのである」^{ix}。つまり、「言語」は国民を生み出す運動としてのナショナリズムに必ずしも不可欠な要素ではなく、むしろ必要なのは自分たちを共通の国民として認識するコミュニケーションの役割なのである。

たとえば多言語国家スイスについて考えてみればよい。この国はドイツ語、フランス語、イタリア語、レト・ロマンス語という4つの言語共同体からなる連邦国家である。しかし、スイス・ナショナリズムを発揮してきたのは、それぞれの言語圏に立脚したものではなく、またインドネシア語のごとく「スイス語」を国家語として作り出したわけでもなく、1815年ウィーン会議以来の「中立主義」、直接民主主義に基づく「国民投票」、多極共存型デモクラシーを体現する「連邦主義」、これらの理念・制度を柱にして「スイス国民」としてのアイデンティティを強めてきたのである。言葉の壁を超えて、人々が「同じ国民」との意識をを持つことができたのは、これらの理念・制度を確かめ合う相互のコミュニケーションによるものであろう。

ここでアンダーソンの言葉を借りるならば、言葉の違う人々が、コミュニケーションの媒介を経て、スイス国民という「想像の政治共同体」(imagined political community)^xを築いてきたということである。アンダーソンは、東南アジアを舞台として、「想像力」を鍵に国民形成を分析した。彼の言う「印刷資本主義」によって、新聞や小説を通じて相互に未知の人々が共通の感情や共通の認識に達し、またある地域において単一の中心を持つ「巡礼圏」(＝行政圏)が形成されてその中心を皆が目指す「巡礼」(＝リクルート)が行われるようになると、そこに共通の関心が生まれて人々を結び付けていこうとする。こうして人々の想像力に基礎を置いてネイションが築かれていくわけである。

ところで、ゲルナーによると、「ナショナリズムとは第一に、政治的単位とナショナルな単位が一致することを主張する政治的原理である」^{xi}。さらに「ナショナリズムは、エスニックな境界が政治的境界を横断したりせず、特に所与の国家の中でのエスニックな境界が(……)、権力者をその他の人々から分離されるべきでないと要求する、政治的正統性の理論である」^{xii}。そしてこのナショナリズムの主体たるネイションについては、①同じ文化(思考・記号・人間の結び付き、行動・コミュニケーションの手段)を共有しているという客観的な「文化」の側面と、②同じネイションに属しているのだという相互の認識という主観的な「意思」の側面からの定義があり、ともに重要な観点であるが、同時にこれらだけでは不十分でもあるとする^{xiii}。ゲルナーにとって重要であるのは、時代を超えた普遍的なネイションの定義ではなく、ナショナリズムを生みだした産業社会においてのみ近代的な

ネーションが存立し得るという点である。「ネーションは、ナショナリズムの時代にのみ定義されるのであって、期待され得る他の方法を通じてでは定義されない」。そしてナショナリズムが社会にあまねく行き渡る状況においてのみ、「ネーションは、意思と文化の双方によって確かに定義されうるし、それら双方と政治的単位との一致によって確かに定義され得るのである」。このとき、「意思と文化と政治体との融合が規範となり、この規範は容易に、あるいは頻繁に無視するようなことはできないものとなる」^{xiv}。

ルナン、ドイッチュ、アンダーソン、ゲルナーの考え方について概観したが、いずれも国民(nation)を築くという意味、共通の国民に属するのだという認識が本質的に重要であり、これらの意思・認識に基づいて国民は構築され、そしてナショナリズムがこの国民の形成とその「正当化」のための政治的運動である、という点においては一致を見ているのではないだろうか。歴史家ホブズボームも、「伝統の創造」という言い方でこれにほぼ等しい見方を示している^{xv}。ホブズボームはそもそも、ナショナリズムの理解について基本的に先に挙げたゲルナーの議論を原則として採用している^{xvi}。

しかし、以上の論者の議論には、政治統合がなされた(と少なくとも西欧では近代化論・政治発展論の論理に沿ってそう認識されていた)後、1960年代から70年代にかけて各地で巻き起こってきた民族的な自立運動と、時に生じたそのための紛争に関して、これを必ずしも適切に取り扱う概念装置を用意していなかったということが言えるだろう。

▼「エスニシティ」の登場

かつて、政治学的視点を伴った民族へのアプローチにおいて、研究の対象である「民族」は専らネーション(但しドイッチュはピープルを用いた)で表され、またそのネーションの統一・発展を目指す運動・イデオロギーとしてのナショナリズムが関心の中核であった。上に概観した何人かの先達だけでなく、例えばハンス・コーンの『ナショナリズムの理念』^{xvii}、E. H. カーの『ナショナリズムの発展』^{xviii}などからもそれは見て取れる。ここでは、近代化論あるいはマルクス主義の動向を底流に、基本的にネーションの一枚岩的性格が前提となっていた。しかしその一方で、ネーションが一枚岩ではない現実が明らかになっていく。国民統合が果たされ、民族が国民に転化しても(ここでは、ドイッチュを例外にして、民族も国民も「ネーション」で表される)、その国民の中で新たな民族が問題化してくるわけである。

フランスを例にとりて考えてみたい。フランスの国民的統一・発展を希求する運動としてのナショナリズムが発現した歴史的事例として、ビスマルク主導下のドイツ(プロイセン)に占領され、アルザ

ス＝ロレーヌを割譲することになった状況において、対独劣勢を省みずにパリ市民が蜂起したパリ・コミューン(1870年)と、第二次世界大戦終盤のドゴール将軍に率いられた対独レジスタンス運動が挙げられる。どちらの事例も、ドイツという強大な敵が存在し、「祖国が危機に瀕した *patrie en danger*」状況であった。ここで「祖国」とは何か。もちろん国民国家フランスのことである。ではフランス国民全部が、何時でも自分の「祖国」としてフランスを想起するのであろうか。もっと細かいレベルの、より身近な「地域」により一層の愛着を感じることもしばしばあるのではないだろうか。“*patrie*”とは「祖国」と解釈されることが多く、それゆえ「国家」(*state/Etat*)に相当する枠組みと見なされやすい。だが、「故郷」「出生地」の意もあり、必ずしも「国家」ではない。こうした人間の帰属意識のダイナミズムを看過した結果としてナショナリズムの視角を持つときにしばしば陥るのが、ナショナリズムの基盤となる「国民」(*nation*)の固定的捉え方である。こうしたナショナリズム論議に関しては、「いずれの国についても、あたかも『ナショナル』な政治文化が全国民的な規模で共有されているかの如く扱っているものが多かった」のであり、これを「古典的ナショナリズム理解」だと批判的に見る姿勢は欠かせない^{xix}。

こうした事情を背景に、1960年代以降のアメリカでの文化人類学の動きの中から、「エスニック・グループ」(*ethnic group*)ないし「エスニシティ」(*ethnicity*)を、民族を表す用語・概念として用いるようになってきた。日本では、例えば綾部恒雄は、エスニック・グループ(民族集団)を、「国民国家の枠組のなかで、他の同種の集団との相互行為的状況下でありながら、なお、固有の伝統文化と我々意識を共有している人々による集団」と定義付け、エスニシティは当該エスニック・グループが表出する性格の総体を指すと論じる^{xx}。

社会学ないし政治社会学的視点からは、ネーションとの関係を念頭に置きつつ、エスニシティをめぐる概念整理が丁寧になされた。グレーザーとモイニハンの編んだ『エスニシティ』(1975)^{xxi}は、その意味で重要な業績である。グレーザーとモイニハンは、ここでエスニシティという、『オックスフォード英語辞典』の1972年版の補遺に初めて登場する「新しい」用語は、新興国等に見られる新しい現象をのみ説明する概念ではなく、先進諸国の国民統合にも深く関わるものとして扱うべきであることを指摘している^{xxii}。

1960年代後半から70年代にかけて、政治経済の近代化を経て国民統合が完成したと考えられていた西欧各地で、エスニシティに基礎を置く地域主義運動が活発化した。エスノ地域主義(*ethno-regionalism*)ないしエスノナショナリズム(*ethnonationalism*)と呼ばれるこうした政治的文化的運動を、「エスニック・リバイバル」^{xxiii}と整理し、エスニシティの観点を積極的に民族をめぐる議論に導入したのが A. D. スミスであった。スミスは、ネーションの前段階として「エトニー」(*ethnie*)を

置き、エトニーからネイションへというプロセスに焦点を当てながら、民族共同体の変化と連続性を重視した。

スミスによると、エトニーは「共通の祖先・歴史・文化をもち、ある特定の領域との結びつきをもち、内部での連帯感をもつ、名前をもった人間集団」^{xxiv}と定義される。これに対してネイションは、「歴史上の領域、共通の神話と歴史的記憶、大衆的・公的な文化、全構成員に共通の経済、共通の法的権利・義務を共有する、特定の名前のある人口集団」^{xxv}とされる。一見すると、似たような文言が並び分かりにくいのが、相対的にエトニーが法的・政治的な制度枠組みを前提としない抽象的な存在であるのに対し、ネイションは集団の法的・政治的・経済的一体性が前提とされる制度化の進んだ集団であると言えよう。

民族をめぐる政治問題を考える際に、ネイションという枠組からのみのアプローチでは、当該ネイションを形成する成員の紐帯に関する深い理解が欠けることになり、そこを補うのがエトニーの視点ということになる。この両概念は、今日の民族と政治についての考察に不可欠であるし、さらにエトニーからネイションへというプロセスが基本線として有効であること、またネイションがすぐれて近代に認められるものであるが、しかしながらそこには前近代にまで遡るであろう人間集団のエスニックな結びつきの根、すなわちスミスの言う「エスニック・コア」(ethnic core)の重要性を確認しておきたい。世代から世代へと伝統が受け継がれていく歴史の過程でエスニック・コアは形成され、そのエトニーが後にネイションになる際の特質や境界線を生み出す元になる。

スミスはまた、各地でのナショナリズムの生起を同一視することなく、その起源や過程から「エスニック・ネイション」(ethnic nation)と「シヴィック・ネイション」(civic nation)とに分けることを強調する。確かに歴史的事実に照らしてみれば、この二つのネイションの類型化は確認可能であるが、これは時期や場所によるネイションの相違を示すことの一方で、このネイションの区分自体が実はエトニーとネイションの区分につながっているとも言えるものである。

▼民族の自決

多民族の共存に関し、民族の意味や形成過程についてここまで検討を進めてきたが、次に取り組まなくてはならないのは、そうした民族の政治化についてである。民族が政治課題に上るときはどのようなときなのか、それは何が理由なのか。政治学ないし国際関係論の視点から検討していく。

民族が政治課題となるのは、それは各々の民族が自らの手による統治を望むから、つまり自決を目指すからである。ダヴ・ローネンは『自決とは何か』において、人間集団が政治的共同体として

の国民へ至る過程を、個人に立脚した政治的自決の思想と行動として捉え、体系化した(表1参照)。

表1 自決の類型

分類	自決の性質	主要な期間	地理的区域
0. 被支配者個人	基本的人権の追求	18世紀後半	ヨーロッパ
1. ナショナリズム	ネイションの自決	1830年代-80年代	ヨーロッパ
2. マルクス主義	階級の自決	19世紀中頃	ヨーロッパ他
3. ウィルソン主義	少数民族の自決	1916年-20年代	東ヨーロッパ
4. 脱植民地主義	有色人種の自決	1945年-1960年代	アジア、アフリカ
5. エスノ(サブ)ナショナリズム	エスニック共同体の自決	1960年代中頃-	アジア、アフリカ、ヨーロッパ、北米

(Dov Ronen, *The Quest for Self-Determination*, Yale University Press, 1979, p.26より作成。但し、山影進「アジアにおける国民統合問題—『国民統合の政治学』序説」(平野健一郎・山影進・岡部達味・土屋健治『アジアにおける国民統合—歴史・文化・国際関係』、東京大学出版会、1988年、6頁)を参考に、「0. 被支配者個人」を付け加えたなど、全体に修正を加えている。

ここでは民族をめぐる特に現代の問題に目を向ける意味から、スミスがエスニック・リバイバルと呼んだ「5. エスノ(サブ)ナショナリズム」に焦点を当てて検討してみたい。

ローネンによると、「自決の追求とは、われわれ自身の生活を自ら処理したいという古くからの政治的表明」^{xxvi}である。冷戦下、1960年代中頃までは、ヨーロッパでは戦後復興、ヨーロッパ列強の旧植民地であるアジア・アフリカ諸国では国家としての独立が課題であった。60年代中頃を過ぎたあたりから状況に変化が生じ、エスノナショナリズムが一気に噴出するようになる。ローネンによればこの「新たな段階が始まったのは、非ヨーロッパ世界の多くの地域では、独立の地固めが終わった後のことであり、西ヨーロッパ世界では、経済成長の地固めおよび直接的な『共産主義者の脅威』が減少したと認知された後のことであった」^{xxvii}。国家が住民にとって唯一の擁護者であり、絶対的利益配分者であると解釈することに無理があると、彼らの多くが認識したとき、エスニックのアイデンティティが台頭してきた。つまり、人々が必ずしも自分たちの要求に添えなくなった国家の代わりに、自分たちを結集するのに役立つとして目を向けたのがエスニシティであり、エスニシティに基づくアイデンティティを前面に出した「自決」がエスノナショナリズムなのである。再びローネンによれば、「エスニシティは再生したのではなく、エスニックのアイデンティティの政治的役割がアイ

デンティティを糾合するのに有効であるとして登場してきているのであり、それによって、政治の中心へ挑戦しようとしてきているのである^{xxviii}。自決に当たってその基盤はあくまで「個人」だとするローネンは、自決の結果としてエスニック集団は形成されるものの、エスニシティそのものが自決の「目標」なのではなく、それは個人としての人間の自決の追求の「武器」であるとしている^{xxix}。

今日、西欧各地でこうしたエスノナショナリズムが展開している。たとえばフランスでは、コルシカ、ブルターニュ、バスク、オクシタン、アルザスなどで、エスニシティを自決の武器として活用させる動きがある。かつては、「フランス人」という国民(nation)に自決の武器を求めることが、自決の実現に当たって一番有利と認識されてきたのであるが、冷戦構造崩壊後、エスニシティ論からの国民国家の相対化が進み、国民の絶対性は崩れてきた。エドガール・モランが指摘するように、フランスを始めとして「西ヨーロッパの国民国家の内部では、国民よりも一つ下の段階で、それぞれの国民の多角栽培(=多重文化)を、国民のなかで、ときには国家に逆らっても保護しようとする強い欲求が存在することになった」のである^{xxx}。ネイションへのアイデンティティが必ずしも唯一絶対なものでなくなってきた以上、ネイションに基づく従来のナショナリズムの概念では、こうしたエスニシティ、エトニーのレベルの動きを捉えることは困難である。

ではこのように顕在化する民族(エトニー)を前に、多民族共存のためにはいかなる道筋が描けるのであろうか。後段で政治統合の観点から検討することになるが、それに先立って、民族概念をめぐるここまでの議論を整理しておこう。

▼概念の整理

民族をめぐる政治を考えるに当たり、民族、国民、そして国民国家という概念が錯綜している。小平修によれば、「民族は同一の出自(地縁・血縁)、歴史的伝統、風俗・習慣、言語、しばしば宗教などの文化(エスニシティ)を共有しているという共属意識で結ばれた集団(文化的共同体)であるのに対し、国民は国家の構成員となっている集団、さらには同一の国家の構成員たることを自覚し政治的一体感(国民意識)を抱いている集団(政治的共同体)である」。国内諸民族の融合が進み、民族と国民とが一体化して同じものと見なされるようになる(民族=国民=nation)と、それが国民国家(nation-state)と理解されるわけである^{xxxi}。

そこで、民族と国民の混同を避けて議論を進めるために、「民族」にはエスニック・グループや、近年スミスを通じて広まりつつある概念エトニーを当てるのが適当であろう。また、エスニシティは、個々の民族が持つ特質(民族性)あるいは民族意識、と捉えられる。そして、ある民族が、国際社会での自治を欲して政治化したときに、それは「国民」となる。自治のための装置として国家を獲

得ることにより、国民国家が形成される。大まかに言えば、民族とは文化的共通性に基づき形成される人間集団であるが、国民は政治的秩序の共有に基づいて形成されるという相違がある。ここで国民は、構成員が共通の政治原理・政治制度を獲得した人間集団という見方ができる一方、文化集団としての民族との同一視がしばしば行われる。それゆえ、民族が国民に移行する際に、ある民族が単一で国民形成に向かうとは限らず、複数の民族で一つの国民を目指すことが多々あることに、配慮しなくてはならない。

また、ナショナリズム(nationalism)について付け加えておくと、先のローネンの自決の分類にあるように、そもそもは19世紀の自決の政治力学であったが、20世紀後半以降になってエスノナショナリズムが大きな意味を持つてきたにもかかわらず、ナショナリズムの語は使われ続けている。ナショナリズムとは、複数の人々が形成する一つの共通文化圏たるネイションの統一、独立、発展を望む意識、思想、行動である。さらに政治学的にネイションの意味合いについてももう少し細かく見ると、ケラスによれば、ネイションには三つのタイプがある^{xxxii}。①エスニック・ネイション(ethnic nation: ネイションが単一のエスニック・グループから構成されている)、②ソーシャル・ネイション(social nation: 複数のエスニック・グループが一つのネイションを構成)、③オフィシャル・ネイション(official nation: ここではネイションはそのエスニックな内訳にかかわらず国家と同義に使われる)である。そして、ナショナリズムは、時代と場所により、どのタイプのネイションを擁護・主張するかが異なるイデオロギーであり、政治運動である。

またナショナリズムの性質について、これを歴史的経緯を追うと、関根政美に従えば四つの大きな段階が確認できる^{xxxiii}。

第一は、イギリスやフランスでの市民革命や、アメリカの独立革命など、17～18世紀に生じた人民主権思想に基づく、身分制社会である旧支配体制からの脱却を果たしたリベラルなナショナリズムの波で、ここでは自由と平等の獲得による市民権の確立という政治的理念が中心で、エスニックな要素はあまり意識されなかった。

第二の段階は、ネイションは同一言語・文化の同質な集団で、エスニックなものであるべきだとするナショナリズムで、フランス革命以降、イタリアやドイツ、東欧に広まった。

三番目は、「民族自決」の理念に基づいて、第二次世界大戦後にアジア・アフリカ地域で広まった旧植民地独立の波である。

そして第四は、1960年代後半から西欧など先進諸国内で起こったエスニック地域の分離・自治運動の高まりと、1980年代後半以降にチェコスロヴァキアなど旧社会主義諸国で起こったエスノナショナリズムによる分離・独立である。

ここでは、ナショナリズムを広義に捉え、エスノナショナリズムはナショナリズムの一つで、ナショナリズムのなかでも最も新しい形態であると理解される。先のローネンの分類によるナショナリズムは、関根の分類では第一から第二にかけてということになる。

ナショナリズムについては、このように、狭義に捉えるか広義に捉えるかによる相違には十分注意を払う必要がある。

3. 民族問題の発生要因

ここでは民族問題の発生要因を掘り下げたい。民族間の関係が紛争化する要因についてである。

多様な民族問題を一つの枠組みにはめることには無理があろうが、ここでは西欧各地で20世紀(特に1960-70年代)に台頭したエスノ地域主義を分析したS・グラ=C・グラの分析^{xxxiv}を足がかりに議論を進めてみたい。

彼らによると、地域のエスニックな独自性とアイデンティティがポジティブな価値を持つ状況において、そこに社会的・経済的困難が重なるとき、エスニシティと地域性に基づく自己確認(アイデンティティの確認)がなされる。そうした中で、争点が多様化し日常生活の幅広い側面を覆うようになり、エリートによる地域状況の改善と、国家の枠内での一層の自由獲得への努力がなされるようになると、その過程でエスノ地域主義が形成されてくる^{xxxv}。

エスノ地域主義とは、「エトノス性と地域性を兼ね併せた」^{xxxvi}という意味を有する、すなわちエスニックな特殊性と地域的独自性が重なり合う場に生まれる自立的政治活動であるが、このエスノ地域としてのマイノリティ意識が醸成され、さらにはナショナルな要求への志向が強くなると、前ナショナリズム(protonationalisme)の段階に入ったと考えられる。そして次第にネイションの観念が様々な社会階層に押しつけられていきサブナショナリズム(infranationalisme)は確立され、活動を担うアクターは帰属国家内での最大限の自治の獲得と、可能であれば独立を目指すこととなる^{xxxvii}。

一方、エスマンは、西欧国民国家の特質を踏まえ、以下のように論じた。「客観的な基盤を持つにもかかわらず、エスニシティは文脈に応じて明確なものとなる。集団にとっての境界、[意識・運動の]強さ、論争点は、経験や問題の変化に応じ、時間の経過の中で変わりうる。民族的連帯は『彼我』関係においてのみ意味をなす。そのため民族的連帯は、自分たちを取り巻く政治システムへの不満、あるいは自分たちとは異なっていてしかも競争相手ないし脅威になると認識されるライバルのエスニック・グループに対しての不満を通じて動員され、政治化される」^{xxxviii}。ここで言及さ

れている「不満」は、経済的不満と文化的不満に大別される。エスマンによれば、前者は「地域が無視される際に生じ」、後者は「無関心あるいは敵意のある中央政府によって行われた不公平を表明するために、多くの場合民族活動家によって喚起される」^{xxxix}。またロスチャイルドは、こうした不満と社会的動員に着目して、民族的連帯に基づいた「自意識的集団に客観的な特徴を共有している人々を動員する(宗教的・経済的・社会的ないし政治的)能力と関心を持ったエリート」の存在の重要性を指摘している^{xl}。自分の運命を認識させられるような状況に置かれて、こうしたエリートの尽力により、個人とか階級という要素に対する意識を民族的要素への関心が上回ると、エスニシティは民族的イデオロギーとなり、エスニシティが政治的に活性化するという^{xli}。そして政治化は紛争化への助走を促すことになる。

▼紛争発生の背景・要因

1960年代以降の西欧のエスノ地域主義を念頭において、その発生・顕在化の過程を考えてみたが、ではもう少し理論的かつ包括的に、民族紛争発生のメカニズムを検討してみよう。

紛争発生の要因に関する包括的な整理については、既存の研究をサーベイしつつマイケル・ブラウンが行っているものが参考になる。ブラウンによると、第一に多様な発生要因自体の分類・分析に加え、第二に何が問題発生の引き金になるのかという点についての考察、第三にエリートの役割についての子細な検討を要するという^{xlii}。

表2 背景となる紛争要因

構造的要因	国家の脆弱さ、国内の治安不安、エスニック集団の分布
政治的要因	差別的な政治制度、排他的なナショナル・イデオロギー、主張の相容れない利害集団間の勢力均衡政治、エリート政治
経済的・社会的要因	経済問題、差別的な経済システム、経済開発と近代化
文化的・認識的要因	マイノリティへの文化的差別、集団の歴史意識と集団間の相互認識

出典) Michael E. Brown, “The Causes of Internal Conflict: An Overview,” in Michael E. Brown, Owen R. Coté, Jr., Sean M. Lynn-Jones, and Steven E. Miller, eds., *Nationalism and Ethnic Conflict*, Revised Edition, The MIT Press, 2001, pp.4-13 より坂井作成。

第一の紛争発生要因自体の分類については、表が示す通り、構造的要因／政治的要因／経済的・社会的要因／文化的・認識的要因の四つのカテゴリーに分けて考えている(表2)。

このうちいくつかを取り上げて詳しく見てみると、先ず構造的要因の一つである「国家の脆弱さ」については、特にアフリカや東南アジアにおける脱植民地国家や、ソ連崩壊に伴ってソ連から独立した諸国、旧ユーゴスラヴィア諸国が事例として挙げられている。これらの国では、国家の正統性の認知度が低く(特に旧植民地の「人工的国家」の場合)、また政治諸制度も未発達であり、有効なガバナンス機能を欠いているわけである^{xliii}。

「エスニック集団の分布」に関しては、エスニックな意味での国家内の同質性が高いほど安定していて紛争は起こりにくいと指摘している。この点、デヴィッド・ウェルシュの研究によれば、180 以上の世界の国家の中でエスニック・マイノリティが全人口の5パーセント以下の国は 20 ヶ国以下でしかないが^{xliiv}、ここに当てはまる例として今日のポーランド、ハンガリー、チェコ、日本、スウェーデンが挙げられ、その安定を保っている理由の一つにこうしたエスニシティにおける同質性の高さがあるという。しかし、サブ・サハラ地域で最もエスニックな同質性が高いソマリアで凄惨な紛争が起きたことを反証に、エスニシティの同質性の高さが必ずしも安定の十分条件ではないことを指摘している点は重要である^{xlv}。

政治的要因の「差別的な政治制度」は、あるエスニック集団が抑圧を受けたり、政府・司法・軍やその他政治制度の中で正当なポストを与えられない場合を指す。こうした状況は権威主義体制においては当然のことながら、民主主義体制においても政治制度面での不公正さは、政治システム全体の正統性を揺るがすことになり、中長期的には不安定化をもたらす^{xlvi}。

「排他的なナショナル・イデオロギー」については、シヴィック・ナショナリズムではなくエスニック・ナショナリズムが支配的な社会の方が紛争を引き起こしやすいということが指摘される。ただし、シヴィック・ナショナリズムが必ずしも紛争を予防するものではないことも、インドネシアを例に喚起されている^{xlvii}。

「エリート政治」に関しては、政治的・経済的混乱時に、エリートが国内の他の勢力からの要求・攻撃をかわすために行う政治によって、エスニック紛争が引き起こされる。この際、例えばセルビアのミロシェヴィッチやクロアチアのツジマンがそうしたように、特にメディアを利用し、エスニックなバッシングやスケープゴート化が企図され、エスニック集団間の亀裂が一層深刻な状況に追いやられる^{xlviii}。エリート政治の要因としての大きさは、きわめて大きいと考えられる。人類学者・中根千枝も指摘するように、「対立が起こる原因というのは、(……)自然に存在した民族が政治的な要因に動かされた時です。民族が政治的になるのではなくて、政治的な権力を行使したいとか、領土を拡張したいとか、そういう連中が出ると、紛争が起こり始める訳です。そういう人達は大概、自分たちの勢力拡張のために、民族というものを旗頭にするのです。こうして民族というものが利用され

るわけですから^{xlix}。

経済的・社会的要因に関しては、先のエスマンの議論にも紛争原因の二つの柱の一つとして「経済的不満」として挙げており、概ねそこで議論されている。

では、これもエスマンが「文化的不満」として挙げていた要因は、ブラウンにおいては文化的・認識的要因と分類されているわけであるが、この「認識的」の意味に深く関わる「集団の歴史意識と集団間の相互認識」について指摘しておく必要がある。エスニック集団Aは各々固有の歴史(少なくとも歴史認識)を有しており、しかも世代から世代へ受け継がれるその歴史は、ときに自らを美化・賞賛するもので、その際に例えば近隣の集団Bを悪魔のような敵対者、恐怖の対象として認識する。集団Aは、集団Bが自らに行った遠い過去のある時点における犯罪的行為に対し強い不満あるいは恐怖を抱き、これに対抗する行為を正当化する。こうした歴史意識と他の集団に対する認識の作用により、例えばルワンダでフツ族がツチ族を大量虐殺した際も、当事者のフツ族に言わせれば、それは虐殺ではなく単に自己防衛という理解となる^l。

次に、第二の論点に移ろう。問題発生の引き金についてである。

表3 紛争の引き金

	領域内要因	領域外要因
エリート・レベル主導	1) 指導者	3) 隣国指導者
大衆レベル主導	2) 国内諸問題	4) 隣国大衆

出典) Brown, *op.cit.*, p.15 より坂井作成。

ブラウンの分類に従うと、表3の1)から4)のいずれかが国内紛争の引き金となる。順に見ると、1) 指導者が引き金となるケースは、国内の権力闘争や国内政治体制整備をめぐる指導者間の対立などである。2) 国内諸問題としては、急速な経済開発や近代化、またこうした状況に伴う政治的・経済的差別の顕在化が挙げられる。3) 隣国の指導者が引き金となるケースは、政治的に不安定な国・社会への隣国による軍事的干渉であるが、例えばソ連によるアフガニスタン侵攻(1979年)や、冷戦後 1990年代にはロシアによるグルジアやモルドヴァへの介入が挙げられる。最後に4) 隣国大衆については、政変や紛争等による大量の難民流入、隣国での戦闘従事者が国境をこえて紛争を引き連れて入り込んでくることなど、急進的な政治要因が領域外から浸透することである^{li}。

そしてブラウンが指摘する第三のポイントとして、エリートの役割に関して検討しておこう。紛争発

生に際しては、上に見た4通りの「引き金」のなかでも往々にしてエリート(なかんづく領域内エリート)が大きな役割を演じるにもかかわらず、これまでの研究においては十分に考慮されてこなかったが、「エリートの意思決定と行動を考慮の外に置くことは、(……)誤った分析を導くものである」とブラウンは指摘する^{lii}。そしてこうした紛争発生のかきかけとなるエリートの判断・行動に関しては、①個人のイデオロギー対立、②経済的利潤追求(主としてラテンアメリカやアジアに見られる麻薬売買)による国家主権への侵害、③エリート間の権力闘争(そしてここにエスニックな対立軸が持ち込まれる)という三つのパターンが見られる^{liii}。紛争は、大衆主導で引き金が引かれるケースもあるが、エリートは往々にして発生した紛争に対して責任を負う立場にあり、その意味でもエリートの行動に対して注意を払うことは極めて重要である^{liv}。

▼紛争要因としての文化接触・文化変容

民族紛争が発生する詳細なプロセスの理論的分類・考察は、上に見た通りであるが、さらに一つ、異なる民族が接触すると必ず衝突・紛争が起こるのだろうかという点について検討を加えておきたい。ここでは、異民族の接触を異文化接触と捉える視点に立つ分析が有益であろう。

国際関係論に文化の視点を盛り込んできた先駆者である平野健一郎は、文化変化に至る前段階での異文化社会からもたらされる文化要素の受容をめぐる摩擦を「文化抵抗」と提示して、その重要性を喚起している。異文化接触においては、必ず文化抵抗という拒否反応が避けられないということである。文化抵抗は、摩擦を克服して文化受容に至る場合もあれば、克服できずに対立へと進んでしまう場合もあるわけである^{lv}。

そしてこの文化抵抗の展開する道筋のシナリオとして、政治学の眼からは、「文化の異質性と多様性は、単なる文化の接触、交流、伝播、変容を招くにとどまらず、社会の対立・紛争ひいては分裂を引き起こす潜在的な火薬庫と化す」^{lvi}という展望を持つことができるであろう。「もともとエスニックなアイデンティティは理屈や利害打算を超えた情念であり、人間のもっとも根源的な自己愛や自尊心そのものにほかならなかった」^{lvii}。そして、これまで多くのエスニック紛争の事例が示すとおり、「エスニックな対立・紛争は経済的な利害対立と違って、交渉による合理的ないし功利的な妥協を許さない感情的な性質のものである」^{lviii}。このように考えると、民族間の接触、すなわち異文化との出会いにおいては、人間／人間社会の有する非合理的・感情的側面に着目しなくてはならない。

しかし、こうした非合理的・感情的側面に支配されがちな人間／人間社会であるが、上に見たような紛争の引き金が要ることもまた事実であろう。とするならば、異民族が接触することイコール紛

争の発生という図式には無理があると考えるのが妥当に思われる。「国民形成期における住民どうしのエスニックな紛争は異質な集団の存在に起因するよりは、むしろ接触の増大が引き起こした異質性の認識強化と様々な差別・格差の認識強化に起因するところが大きい」^{lix}。紛争の背景要因、きっかけ(引き金)、さらにブラウンの指摘するようにエリートが担う何らかの役割(それはきっかけとしてであり、背景としてであり)といった条件が揃ったところに、エスニックな相違が対立に転化(政治化)し、紛争へつながると言えるだろう。再び中根千枝を引けば、

「長い人類の歴史を見ると、民族が異なるからといって紛争になった例というのは殆どない、民族というのは違いを受け入れる度量をもったものなのです。民族対立ということが問題になってきたのはここ 100 年余りのことです。」

「ネイション・ステイトなどという単位がなかった時代には隣接する民族の間では、自然な交流があり、お互いによく知っている訳です。異なる民族というのは補完関係に立つことが多いのです。」

「民族紛争といわれるものは、全て政治的な要因によるものなのです。文化が違うからという理由で異なる民族が一丸となって紛争になったという例は、人類学的に見て一例もありません。」^{lx}

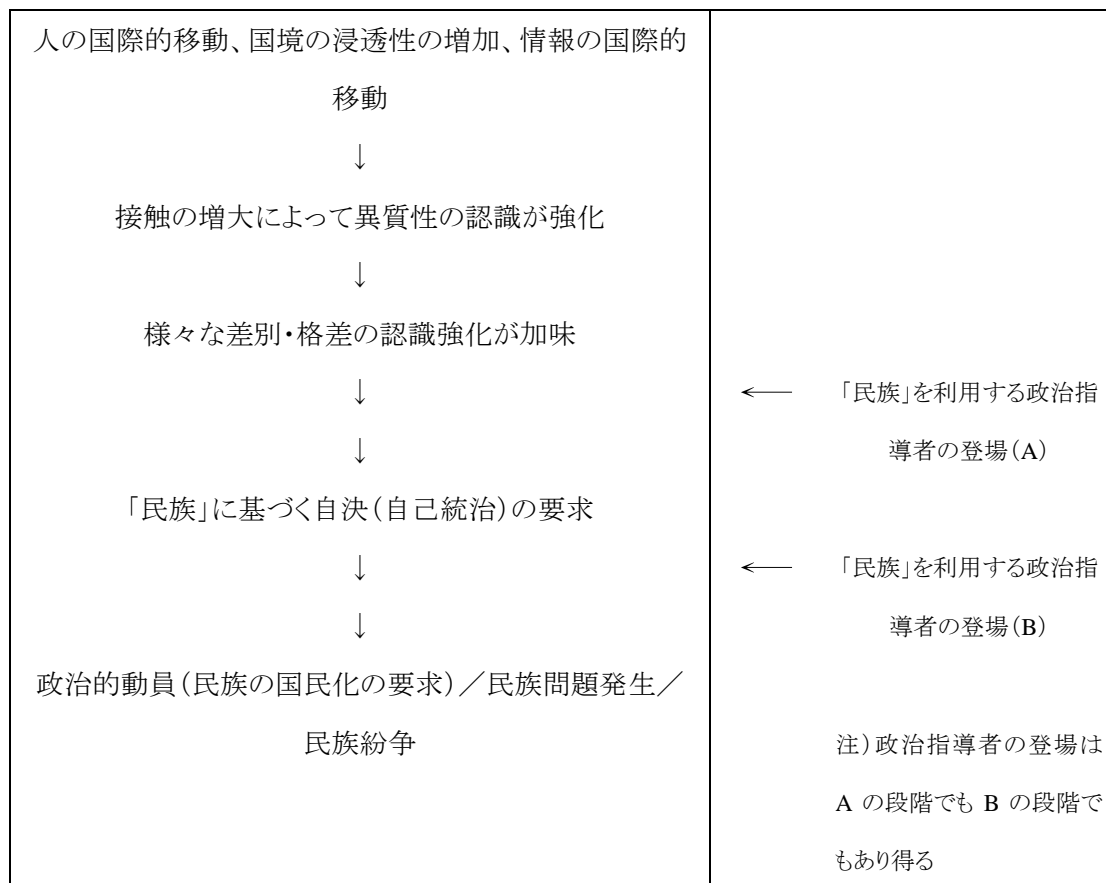
国際政治学者ジョセフ・ナイも、エスニック紛争の発生に関して次のように指摘する。

「まったく同じ紛争というのは2つとないが、共通のダイナミックスは働いている。エスニック・シンボルや神話が亀裂を生み、経済的競合や国家の権威の低下が[自分の属する]グループの生存に関する不安を醸造し、そのためエリートや指導者がエスニック・シンボルに訴えることで支持を求め、(ボスニアの独立宣言やルワンダの大統領の飛行機事故死のように)何かのほずみで戦闘につながるのである。」^{lxi}

こうした民族紛争の発生の仕組みを政治学的にやや抽象的に整理するならば、「民族の違いが紛争を招くのではない。国民統合の外観の下で支えられた政治制度や政治過程が衰え、民族という基準から行われる政治要求が増大することで紛争が『民族化』するのである。それだけに、民族紛争は、民族集団と、政治体制・制度という両面の組み合わせから理解すべきものだろう」^{lxii}。民族集団自身のアイデンティティや、その歴史的・地理的背景から生み出される性向がどのようなものであるかに加え、その集団を含む政治的な枠組み(それは多くの場合国家であり、さらには国

際関係をも含むわけであるが)の中身・機能がどのようなもので、どのように作動しているのか、その二つの側面から紛争の要因へはアプローチしなくてはならないと言えるだろう。

図2 民族問題発生の変因と過程



出典) 坂井作成

実際のところ 20 世紀後半に民族紛争が頻発するようになった背景には、交通・輸送手段の発達により人の国際移動が簡易化・大量化したことがある。さらに、テレビ、ファックス、インターネットなどメディアの発達は、情報の国際移動を容易かつ瞬時のものとした。こうした人や情報の国際移動の活性化により、民族間の接触の機会が急増し、これまであまり手にすることのなかった他の民族に関する多くの知識が得られるようになった。

繰り返すが、人間は、自分とは違う人間や民族集団と接すると異質性を認識するが、これが必ずしも紛争を引き起こすわけではない。しかし、そこに格差や差別の意識が入り込むと、それを撤廃したい、あるいは自分たちの政治・社会の運営は自分たち自身で行いたいという意識が働くようになり、これが紛争の火種となる。さらに、こうした目的を達するためと称してエリートによる民族集

団の政治的動員が行われると、大規模かつ暴力的な民族紛争が発生する可能性が高くなるのである。

ここまでの議論をごく簡便に整理してフローチャート化すれば図2のようになる。

4. 民族と国際関係理論

民族をめぐり、その概念整理、民族問題の発生要因を検討してきた。ここでは本章の締めくくりとして、民族が国際関係理論のなかでどう位置付けられるのか、民族を考えることが国際関係理論に対してどのような意味を持つのかを考察することにする。

▼国際関係におけるアクターの多様化とエスニシティ問題の台頭

民族をネーションと解釈するなら、先に見たようにすでに「国民の自決」が進んだ 19 世紀から、民族は国際社会の重要アクターとして表舞台に登場していたことになる。それは両大戦期の「少数民族の自決」、さらには第二次世界大戦後の脱植民地主義においても同様に大きな影響力を持ったと言える。しかしながら、この脱植民地主義に至るまでの「自決」を振り返ると、いずれもひとたびネーションとしての条件整備が整ったならば、内部の下位区分はそのネーションに収斂し、一枚岩な国民が登場し、国家という装置を身につけて安定的な国民国家が営まれるという「近代化論」あるいはマルクス主義の進歩観が、背景にどっしりと腰を据えていたということが指摘できる。しかし、民族をエスニシティの視点で捉えるならば一本稿ではそれを主張しているわけであるが一、時期的にも 1960 年代からの現代を扱う事象であり、しかもその特質として「近代化論」やマルクス主義を否定し、これまでのネーションの不可分性を根底から問いただす議論を提起することになる。本来、消えてしまうはずのエトニー／エスニシティが、むしろその存続を国際舞台に訴えかけてきたのである。

こうしたエトニーとしての民族が国際関係において存在感を増すということは、相対的に国家(とりわけ国民国家としての国家)の役割が低減することになる。国家の相対化に関しては、EU(ヨーロッパ連合)に代表される地域統合の進展もその一翼を担っており、地域統合が国家を上方向から相対化するのであれば、民族(あるいはサブナショナルな地域)はこれを下方向から相対化するものと言えるだろう。こうした民族の存在感の高まりは、国民国家としての成熟度が最も高いとみなされてきた西欧で、1960 年代以降になって各地でエスノ地域主義が高まってきたことを背景に急速に進んだ。この西欧のエスノ地域主義の高揚については先に触れたが、これに加えて 1980 年

代末に冷戦の終焉を迎えたこと、そして 90 年代に入り世界各地で「民族紛争」と称される問題が次々と吹き出してきたこと、こうした現象は現実政治に大きな影響を及ぼしたのみならず、なかでも民族問題の台頭は、先述の「エスニック・リバイバル」や、あるいは「民族の復讐」などと表現されてきた^{lxiii}。

そもそも国際関係論におけるアクターは、カーやモーゲンソーに示されるように古典的リアリズムでは専ら主権国家であった^{lxiv}。そしてこうした主権国家は、一民族が一国民となり一つの国家を有するという国民国家（つまり主権国民国家）であることが、実態として国際社会からは要請されてきたわけである。しかし、1970 年代以降の経済相互依存の進展のなかで、多国籍企業や NGO など非国家アクターの役割への注目が高まり、リベラリズムではこうした国家以外のアクターを重視するようになっていった。民族もこうした非国家アクターのの一つとして考えられるわけであるが、さらに民族の場合は国際関係のアクターとしての国家の、主権国家としての性格への挑戦であるばかりでなく、国民国家としての性格への挑戦でもあったわけである。

主権国家という性格に対しては、主権、つまり国家の基本的地位を表す権利であり当該領土における最高支配権力を有し、内政不干渉の原則に基づいて国外からの介入を排除できる国家が、民族問題の深刻さを理由に国際社会からの介入を合法的に受け入れざるを得ない状況が生まれしてきたわけである。一方、国民国家という性格に対しては、^{ネーション}国民の一体性の反証となる役目を担い、国民国家という擬制を暴き出す意味を持っていた。こうして、^{エトニー}民族は、国際社会における国家の絶対性に疑義を呈し、国民の内部の多様さを明らかにすることで、国際関係論におけるアクターの多様化という方向に寄与していると言えるだろう^{lxv}。

特に民族の存在意義が強く意識された転換点となったのは冷戦終結である。アメリカを盟主とする西側とソ連を盟主とする東側のイデオロギー対立の続いた冷戦は、朝鮮半島など一部に米ソ両国に代わる代理戦争を生み出したとはいえ、実際のところは国際関係全体に一つ安定と秩序を与え続けてきたということも不可能ではない^{lxvi}。1990 年代、冷戦後の時代に入り、東欧革命とソ連崩壊を受けて東側が一方的に瓦解する形で西側陣営は敵手を失い、紛争の焦点も東西対立ではなく地域紛争へと急激に移っていった。ここで地域紛争は特にエスニックな要因に基づく紛争が姿を見せるようになり、例えば旧ユーゴスラヴィア紛争やイスラーム原理主義の台頭に伴う西欧諸国内でのエスニック摩擦・紛争が俎上に上がってきたわけである。

さらに、この時期、経済相互依存の急速な進展とインターネットの波及という情報革命の成果を受けて、グローバル化が急加速したことが指摘できる。ここでは民族に関わる事象として、イスラーム教徒（特に原理主義者）に見られるような「遠隔地ナショナリズム」^{lxvii}の登場も指摘でき

るだろう。

冷戦後のこうした状況に関し、冷戦構造の崩壊そのものがどれだけ影響を持つのかについての実証的検討は別の機会に譲るが、民族問題を個々に見るならば、数千と言われる民族を 200 程度の国家に振り分けることの矛盾がここに来て噴出してきた、という事実だけは指摘できるだろう^{lxviii}。そして民族問題は、例えば旧ソ連地域、中東、中国においては、政治経済を左右する大きなインパクトを与えるものとなっており、さらに西欧においても国ごとの及び EU としての政治運営に少なからぬ影響力を有している。

国家の内部に限ってみても、ほとんどの国が領域内に多民族を抱えざるを得ない事情があり、民族的多元性を是認する多文化主義などの政策アプローチをとることを選択する国家も現れているなど、近代国民国家においては、同質性や統一性という国民国家の伝統的「常識」が強い挑戦を受けているのである^{lxix}。さらには、次に詳しく見るが、民族をめぐる問題は国境をこえ、国際的問題となるケースが多々ある。民族は今や、国際関係の現実においても、学問としての国際関係論においても、極めて重要なアクターになってきたのである^{lxx}。

▼国境をこえる民族—国内問題から国際問題へ

民族問題が国際問題としての様相を呈する事例は増大している。もちろん、20 世紀の両大戦間期に、ウィルソンを唱道者にいわゆる「民族自決」が広まり、東欧などでは「民族」が国際関係の表舞台で大きな役割を演じた。そう言う意味では、何も民族が国内政治ではなく国際政治の重要なアクターとして台頭するのは今に始まったことではないということもできる。第二次世界大戦後にも、西欧諸国の植民地からの独立の波が押し寄せ、独立国家が次々と形成された。しかし、この一連の「自決」の流れの中でアクターに挙がっていたのは、ネイションであってエトニーではない。東欧でのそれは、先のケラスの分類によれば「エスニック・ネイション」であり、植民地からの独立主体は「オフィシャル・ネイション」である^{lxxi}。これらのときには、西欧国際体系の担い手として想定される主権国民国家になるべき存在として、これらのネイションを国際社会はみなしていたのであり、その意味では国際関係のアクターになるべくしてなっていたのである。

ところが、1960 年代以降のエスノナショナリズムの主体であるエトニーは、必ずしも自身の政治化を経てネイションへと変貌を遂げることなく、国内政治から国際政治へとその存在を誇示する状況に置かれてきているのである。もちろん、実際に独立を勝ち得た東チモールや、独立に向けてくすぶるカシミール、独立を問う住民投票が繰り返されたケベック(ケベックの場合は自らをケベック・ネイションと称している)などのケースはあるが、一方で例えばトルコ、イラン、イラクにまたがる

地域に住むクルド人、独特のイタリア系文化を保持してフランスの中での特別な地位を確保しようとするコルシカ人、ほぼ均質な国民文化を有する日本という曲解された理解の中で独自の文化的権利を主張するアイヌ人など、いずれも自ら政治化したネイションに転じ、自分たちの独立国家を獲得しようとして政治的主張をしてはいない。世界的には後者のケースが趨勢であると言えよう。彼らは、独立よりむしろ、現状の帰属国家の中での文化的自立、政治的社会的地位向上、そしてその保証を求めているわけである。

こうしたエトニーは、各々の居住する国家の中で扱われる問題群を提出するものであるが、人権蹂躪を回避するという人道的見地からの介入に対する国際社会の理解・意思が強固になってきている近年、これは同時に国際関係における問題群としての処理が要請されることが珍しくない。エトニーへの眼差しが、国内の中央政府からだけでなく、国際社会からも熱くなってきている。特に民主主義を掲げる国家にあっては、こうしたエトニーを正當に扱うことは国際社会の不可欠な要請となっており、その圧力の下で国内政治の運営を行うことが欠かせなくなってきた。エトニー、つまり民族は、国内政治の重要アクターであるとともに、国際関係でも大きな存在感を示してきているのである。

先に述べた東欧のエスニック・ネイションやアジア・アフリカ旧植民地のオフィシャル・ネイションとの対比で言うと、エトニーは国際関係のアクターとなることが前提として想定されていたわけではない。むしろ、西欧国際体系の綻びの要素としての扱われ方であったという方が適切であろう。しかしその綻びは、古典的国際関係観の綻びであって、むしろ現代国際関係を理解するための理念に不可欠な糸口を提供しているのである。

▼民族と国民の役割分担

今日、国際政治のアクターとしては、一般に主権国民国家が想定されており、その主要な地位に短期的に変化はないだろう。しかし、多国籍企業やNGOなどと同様に、民族もまた、国家にとられないトランスナショナル・アクターとして、国際社会での存在感を高めている。

ここで求められるのは、国際社会における民族と国民の役割分担である。主権国民国家システムが支配する現代国際社会に生きる人間は、いずれかの民族に属すと同時にいずれかの国民でもある。しかし、民族と国民が一致するケースは多くはない。理論上、人間は、文化的にはAという民族のメンバーである一方で、政治的にはBという国民であるという、二重のアイデンティティを持つことになる。この際、AとBが等しい(あるいはほぼ等しい)場合には、特に大きな問題は生じない。ところが、近年の西欧におけるエスノ地域主義や移民・外国人労働者の問題に見られるように、A

とBが明らかに異なる場合には、政府も国際社会もこの双方に注意を払わなくてはならない。

表4 民族と国民

分類	特性・状況	目標
国民(nation)	<ul style="list-style-type: none"> 国民国家の主体、国籍保有者 	<ul style="list-style-type: none"> 国民としての政治的独立
準国民(nationality)ないし エスノナショナル集団	<ul style="list-style-type: none"> 国民形成可能集団 政治化の前段階 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の自決に向けた諸権利の獲得
民族(ethnie ないし ethnic group)	<ul style="list-style-type: none"> 主観的及び客観的特性に基づくアイデンティティ 非政治化段階 	<ul style="list-style-type: none"> 民族性(エスニシティ)承認 文化的独自性を維持

出典)坂井作成

民族紛争の背景には、民族と国民を同一視する政治原則がある。そこでナショナリズム、エスニシティの文脈から政治を検討する際、20世紀型の「一民族・一国民・一国家」による国民国家観から、「多民族国民国家」(Multi-Ethnic Nation-State)^{lxviii}を中心に据える思考への転換が重要となる。

そして、EUによる地域統合の進むヨーロッパを範にするならば、先の民族A、国民B、それに加えて「ヨーロッパ」のように国民よりも大きな集団Cの果たす役割・可能性も、検討課題とする必要に迫られているのである。

本章では、先行研究のサーベイを行いつつ、民族問題の発生の要因や過程を国際関係論の観点から分析するに際して必要となる様々な概念の整理を行ってきた。ここで得られた一つの結論としては、20世紀を席卷してきた国民国家概念を相対化し、多民族から構成されることを前提に据える国家観が求められているということである。

さらには、民族という集団のアイデンティティが、政治的に帰属する国家の国民アイデンティティには必ずしも解消されないということと、国家をマクロの方向に相対化する「ヨーロッパ」のような枠組みにおける新たなアイデンティティの創出をも視野に入れた、多元的で柔軟な視野に立脚した統治のスタイルを探究する必要性ということである。

そして、民族をめぐる政治は、民族という概念が国内政治の構成要素であるとともに、国際政治の構成要素でもあることが避けられなくなっている。民族を扱うことは必然的に国内政治・国際政

治の双方の観点を必要としており、また事例の分析においても、直接的にであれ間接的にであれ、国内的な眼差しと国際的な眼差しが共にそこに注がれることになる可言えよう。

ⁱ 山内昌之『民族問題入門』中央公論社〈中公文庫〉、1996年、25-28頁。

ⁱⁱ 西島健男『民族問題とは何か』朝日新聞社、1992年、212-214頁。

ⁱⁱⁱ これらの論者の議論の整理に関しては、例えば次を参照。Christophe Jaffrelot, “Les modèles explicatifs de l’origine des nations et du nationalisme, revue critique,” in Gil Delannoi et Pierre-André Taguieff, eds., *Théories du nationalisme: Nation, nationalité, ethnicité*, Editions Kimé, 1991.

^{iv} Ernst Renan, “Qu’est-ce qu’une nation?” 1882, in Gérard Noiriel, *Population, immigration et identité nationale en France XIXe-XXe siècle*, Hachette, 1992, p.40.

^v Karl W. Deutsch, *Nationalism and Social Communication*, 2nd ed., The MIT Press, 1966. 日本における解説としては、以下を参照。山影進『対立と共存の国際理論—国民国家体系のゆくえ』東京大学出版会、1994年、特に第III部第一章・第二章。

^{vi} Deutsch, *op.cit.*, p.96. 傍点強調は原著者。なお、“people”に関しては、スミスは次のように論じ、「民族」として使用することへの留保を行っている。「英語には、エスニックな集団とかエスニックな共同体の概念にふさわしい言葉はない。融通むげであいまいな、『ピープル people』という言葉が提案されることがある。しかしそれは、エスニックな共同体という意味をまったくもたないことがある。また、どうみても『大衆的 popular』という意味あいを帯びてしまう」(Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell, 1986, p.21, アントニー・D・スミス(巢山靖司・高城和義他訳)『ネイションとエスニシティ—歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、1999年、27頁)。

^{vii} Deutsch, *op.cit.*, p.104.

^{viii} *Ibid.*, pp.104-105. 傍点強調は原著者。

^{ix} *Ibid.*, p.97. なお、フランスの国民統合に関する研究としては、以下が有益である。Liah Greenfeld, *Nationalism: Five Roads to Modernity*, Harvard University Press, 1992; Eugen Weber, *Peasants into Frenchmen: The Mobilization of Rural France, 1870-1914*, Stanford University Press, 1976.

^x Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, revised ed., London: Verso, 1991, p.6, ベネディクト・アンダーソン(白石隆・白石さや訳)『[増補]想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』, NTT出版、1997年、24頁。

^{xi} Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, Blackwell, 1983, p.1. なお、同書の日本語訳、アーネスト・ゲルナー(加藤節監訳)『民族とナショナリズム』(岩波書店、2000年)では、この「ナショナルな」は「民族的な」と訳されており、ネイションを民族と解釈している(同書、1頁)。

^{xii} Gellner, *op.cit.*, p.1.

^{xiii} *Ibid.*, p.7.

^{xiv} *Ibid.*, p.55.

^{xv} エリック・ホブズボウム／テレンス・レンジャー(前川啓治・梶原景昭訳)『創られた伝統』紀伊國屋書店、1992年。

^{xvi} Eric J. Hobsbawm, *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*, 2nd edition, Cambridge University Press, 1992, p.9, E・J・ホブズボーム(浜林正夫・嶋田耕也・庄司信訳)『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店、2001年、11頁。

^{xvii} Hans Kohn, *The Idea of Nationalism*, Macmillan, 1961.

^{xviii} E. H. Carr, *Nationalism and After*, Macmillan, 1945, E・H・カー(大窪愿二訳)『ナショナリズムの発展』みすず書房、1952年。

^{xix} 綾部恒雄『現代世界とエスニシティ』弘文堂、1993年、240頁。しかし、後述のエスニシティの

視点からのアプローチについては、実は既に19世紀にマックス・ウェーバーが次のように論じていたことは、考慮に入れておくべきであろう。「我々は、外的容姿、習俗または両者が似ているとか、植民や移住の記憶があるとかいうことを根拠にして血縁の共通性という主観的信念を抱いている人間集団を、『民族集団 *ethnische Gruppe*』と呼ぼうと思う。この信念は、共同体の拡大にとって主要なものであるはずであり、反面、血のつながりが客観的に存在しているか否かは重要ではない。」(Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Kiepenheuer & Witsch, 1964, S.307).

^{xx} 綾部、前掲書、13頁。なお、ここでは、田口富久治『民族の政治学』法律文化社、1996年による整理を参考としている。

^{xxi} Nathan Glazer and Daniel P. Moynihan, eds., *Ethnicity: Theory and Experience*, Harvard University Press, 1975. なお、同書は、前半の理論的部分のみ以下に和訳されている。N・グレーザー／D・P・モイニハン(編)(内山秀夫訳)『民族とアイデンティティ』三嶺書房、1984年。

^{xxii} Nathan Glazer and Daniel P. Moynihan, “Introduction,” in Glazer and Moynihan, eds., *op.cit.*

^{xxiii} Anthony D. Smith, *The Ethnic Revival in the Modern World*, Cambridge University Press, 1981.

^{xxiv} Smith, *op.cit.*, 1986, p.32, スミス、前掲書、1999年、39頁。

^{xxv} Anthony D. Smith, *National Identity*, Penguin Books, 1991, p.14, アントニー・D・スミス(高柳先男訳)『ナショナリズムの生命力』、晶文社、1998年、40頁。

^{xxvi} Dov Ronen, *The Quest for Self-Determination*, Yale University Press, 1979, p.x, ダヴ・ローネン(浦野起央・信夫隆司訳)『自決とは何か——ナショナリズムからエスニック紛争へ』刀水書房、1988年、xx頁。

^{xxvii} *Ibid.*, p.41, ローネン、前掲書、64-67頁。強調は原著者。

^{xxviii} *Ibid.*, p.41, ローネン、前掲書、67頁。強調は原著者。

^{xxix} *Ibid.*, p.49, ローネン、前掲書、77頁。

^{xxx} Edgar Morin, *Penser l'Europe*, édition revue et complétée, Gallimard, 1990, p.175.

^{xxxi} 小平修『エスニシティと政治』ミネルヴァ書房、1999年、131頁。

^{xxxii} James G. Kellas, *The Politics of Nationalism and Ethnicity*, Macmillan Press, 1998, pp.3-4.

^{xxxiii} 関根政美『多文化主義社会の到来』朝日新聞社(朝日選書)、2000年、91-114頁。

^{xxxiv} Solange Gras et Christian Gras, *La révolte des régions d'Europe occidentale de 1916 à nos jours*, Presses Universitaires de France, 1982.

^{xxxv} *Ibid.*, p.77.

^{xxxvi} 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社(平凡社ライブラリー)、1995年、84頁。

^{xxxvii} S. Gras et C. Gras, *op.cit.*, p.77.

^{xxxviii} Milton J. Esman, “Perspectives on Ethnic Conflict in Industrialized Societies,” in M. J. Esman, ed., *Ethnic Conflict in the Western World*, Cornell University Press, 1977, p.372.

^{xxxix} *Ibid.*

^{xl} Joseph Rothschild, *Ethnopolitics: A Conceptual Framework*, Columbia University Press, 1981, p.29, ジョセフ・ロスチャイルド(内山秀夫訳)『エスノポリティクス——民族の新時代』三省堂、1985年、33頁。

^{xli} *Ibid.*, pp.27-28, 同上書、31頁。

^{xlii} Michael E. Brown, “The Causes of Internal Conflict: An Overview,” in Michael E. Brown, Owen R. Coté, Jr., Sean M. Lynn-Jones, and Steven E. Miller, eds., *Nationalism and Ethnic Conflict*, Revised Edition, The MIT Press, 2001, p.4.

^{xliii} *Ibid.*, pp.5-6.

^{xliv} David Welsh, “Domestic Politics and Ethnic Conflict,” in Michael E. Brown, ed., *Ethnic Conflict and International Security*, Princeton University Press, 1993, p.45.

^{xlv} Brown, *op.cit.*, 2001, p.7.

^{xlvi} *Ibid.*, p.8.

^{xlvii} *Ibid.*, pp.8-9.

^{xlviii} *Ibid.*, pp.9-10.

^{xlix} 中根千枝「〈インタビュー〉文化・民族・社会の考察をめぐって」、『歴史と未来』21号、東京外

国語大学中嶋嶺雄ゼミナール、1995年、5頁。

^l Brown, *op.cit.*, 2001, pp.12-13.

^{li} *Ibid.*, pp.15-17.

^{lii} *Ibid.*, p.17.

^{liii} *Ibid.*, pp.17-20.

^{liv} *Ibid.*, p.24.

^{lv} 平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会、2000年。

^{lvi} 小平、前掲書、10頁。

^{lvii} 同上、11頁。

^{lviii} 同上。

^{lix} 山影進「アジアにおける国民統合問題—『国民統合の政治学』序説」(平野健一郎・山影進・岡部達味・土屋健治『アジアにおける国民統合—歴史・文化・国際関係』東京大学出版会、1988年、23頁。

^{lx} 中根、前掲インタビュー、8頁。

^{lxi} Joseph S. Nye, Jr., *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History*, 4th Edition, Longman, 2003, p.153, ジョセフ・S・ナイ・ジュニア(田中明彦・村田晃嗣訳)『国際紛争—理論と歴史[原書第4版]』有斐閣、2003年、188頁。傍点強調は坂井。

^{lxii} 藤原帰一「国民の崩壊・民族の覚醒—民族紛争の政治的起源」『日本比較政治学会年報第3号 民族共存の条件』、2001年、21頁。

^{lxiii} アラン・マンク(山本一郎訳)『民族の復讐—新しい世界観の構想』新評論、1993年。

^{lxiv} Edward H. Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, Macmillan, 1939, 2nd Edition 1946, E. H. カー(井上茂訳)『危機の二十年—1919-1939』岩波書店〈岩波文庫〉、1996年、Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, Alfred A. Knopf, 1948, H. J. モーゲンソー(現代平和研究会訳)『国際政治—権力と平和[新装版]』福村出版、1998年。

^{lxv} バディーとスモーツは、国家の絶対性に関し、これを担保する集権性(中央集権)、排他性(対外的な主権の保持)、制度化(権力のハイラーキー化)、領域性(国家固有の領土の不可侵)という四つの性格に綻びが生じている点を強調する。Bertrand Badie et Marie-Claude Smouts, *Le retournement du monde: Sociologie de la scène internationale*, 3e édition, Presses de Sciences Po, 1999, ch.1. また以下も参照。Bertrand Badie, “Realism under Praise, or a Requiem? The Paradigmatic Debate in International Relations,” *International Political Science Review*, Vol.22, No.3, 2001; Id., *Un monde sans souveraineté*, Fayard, 1999; Id., *La fin des territoires: Essai sur le désordre international et sur l'utilité sociale du respect*, Fayard, 1995.

^{lxvi} 国際政治史家のギャディスは、大国間の直接戦争が40年以上もなかった冷戦を「長い平和」と解釈している。John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, Oxford University Press, 1987, ジョン・L・ギャディス(五味俊樹ほか訳)『ロング・ピース—冷戦史の証言「核・緊張・平和」』芦書房、2002年。

^{lxvii} Benedict Anderson, “The New World Disorder,” *New Left Review*, No.193, 1993, B・アンダーソン(関根政美訳)「〈遠隔地ナショナリズム〉の出現」『世界』586号、1993年9月。

^{lxviii} ゲルナーは、言語の数として8000という数字を挙げている。民族が必ずしも言語に応じて形成されるわけではないにしても、この数字は民族の数の多さを想起するには十分な数字と言えよう。Gellner, *op.cit.*, p.44.

^{lxix} Roland Axtmann, “The State of the State: The Model of the Modern State and its Contemporary Transformation,” *International Political Science Review*, Vol.25, No.3, 2004, pp.264-266.

^{lxx} 中嶋嶺雄『国際関係論—同時代史への羅針盤』中央公論社〈中公新書〉、1992年、第六章。

^{lxxi} Kellas, *op.cit.*

^{lxxii} 平野健一郎「民族・国家論の新展開—『ヒトの国際的移動』の観点から」『国際法外交雑誌』88巻3号、1989年、23頁。

第2章

ヨーロッパ国際政治における少数民族とガヴァナンス

1960年代から70年代にかけて西欧や北米諸国で相次いで発生した民族問題は、当該地域の政治社会に大きな影響力を及ぼし、社会科学の学問領域においても重大な問題提起を投げかけた。特に西欧では、民族をめぐる政治問題のなかでも、エスニシティ(ethnicity)と地域主義(regionalism)の重なり合った「エスノ地域主義(ethno-regionalism)」のプレゼンスは各国で高まり、しかも、その発言力はヨーロッパ統合の進展と相まって、国民国家の行動に対する拘束力を次第に強めるものとなり、国家はエスノ地域主義の存在を無視できない新しい国際環境に身を置くようになってきた¹。

こうした現代ヨーロッパにおいては、少数民族(ここでは特にエスノ地域を念頭に置くことで、地域的少数民族と言い換えることもできる)を擁護し、その正統な権利を履行することを保証する国際規範が形成されており、そうした規範に則った政治が機能している。これはすなわち、少数民族をめぐるガヴァナンスが有効に働いていると言うことができる。

前章で民族をめぐる諸概念を検討し、国際関係論の枠組みで民族をめぐる政治問題を検討することの重要性を示したが、それを受けて本章では、本論が主として取り上げる現代西欧での民族をめぐる政治問題の現れについて概観した上で、世界の他地域に比べて民族問題の非政治化が進んでいるのではないかという問題意識に立脚して、その要因についての仮説的検討を行う。特にガヴァナンス概念に着目し、国際関係論の観点から現代ヨーロッパの民族をめぐる政治を捉える「民族をめぐるガヴァナンス」モデルを提示し、次章以下での事例的検討に向けての仮説提示を行うことを目的とする。

1. 国際社会の秩序—レジーム、ガヴァナンス

民族をめぐるガヴァナンスを考えるに当たり、まずは「ガヴァナンス」(governance)なる概念に関し、国際関係論の理論枠組みのなかでの意味付けを確認しておく必要がある。

国際関係論には様々な理論が存在するが、それらは通底する世界観に応じてリアリズムとリベラリズムの二つのパラダイムに大別できる。簡潔にこれらパラダイムの相違を指摘するなら、リアリズム

は国際関係を国家間の不断の競争的関係のなかでの^{パワー・ポリティクス}権力争いの政治と捉えるのに対し、リベラリズムは国家間協調の可能性を説きながら^{トランスナショナル}脱国家アクターと国際経済に見られるような相互依存を重視するものである(表 1 参照)ⁱⁱ。

表 1 国際関係論の二大パラダイム

	リアリズム	リベラリズム
分析単位	国家が主要なアクター	国家と非国家アクターが重要
アクターの見方	国家は単一のアクター	国家は構成要素に分解される。構成要素には脱国家的に作用するものもある
行為の性質	国家は外交政策において自己の利益、目的の最大化を求める合理的なアクター	外交政策決定や脱国家的過程は紛争、取引、連合、妥協を含む。必ずしも最適な結果に終わるわけではない。
問題領域	国家安全保障の問題が最も重要	複数の争点。社会経済問題が国家安全保障と同列あるいはそれ以上に重要

出典) Paul R. Viotti and Mark V. Kauppi, *International Relations Theory: Realism, Pluralism, Globalism, and Beyond*, 3rd Edition, Allyn and Bacon, 1999, p.10 を修正

国際関係理論のなかにあつて、民族(地域的少数民族)をめぐる国際規範を検討する本研究が関心を寄せるのは、先ずレジーム論である。この理論は、そもそも国家中心的で国際社会をアナーキーと見なすリアリズムに基づきながらも、1980年代に入り、アナーキーななかにあつても国際協力の達成・維持が可能であるとする論者により精緻化されたものである。

レジーム(international regimes)とは、最も一般的に用いられるクラズナーの定義によると、「国際関係のある特定領域において、各アクターの期待が収斂した、暗黙あるいは明確な原則、規範、ルール、意思決定過程のセット」であるⁱⁱⁱ。また山本吉宣によると、当該分野における国際的規範や、周囲からそれと認知される関係国家の行動様式というインフォーマルな見方もあるが、「むしろよりフォーマルな、部分的には条約もふくむ、ルールのセット」^{iv}として狭義に用いられることが多いだろう。

レジームにおいては、これを担うアクターとしては基本的には国家のみが想定される。その意味ではリアリズムの流れにあるものであるが、国家間の協調を可能とし、そのプロセスや構造に正面から

取り組んでいるという意味においてはリベラリズムの延長線上にあるとも言える。

一方、ガバナンス(governance)は、レジームに比べより包括的な概念であり、1980年代に入って国際関係論の枠組みで使われるようになってきた^v。ただし、包括的であり、論者により用いられる観点に少なからずばらつきがあり、しかも政治学、経営学、国際関係論など、複数の研究領域に跨って用いられることから、日本語訳としても共治、協治、統治、管理など様々で、定訳は見受けられない。実際、「コーポレート・ガバナンス」「グッド・ガバナンス」のように、カタカナで用いられることが多い。

政府(government)との比較で考えると分かりやすいこともあろう。政府は、合法的な暴力の独占による強制力(警察・軍など)を有して、その物理的な権力を背景に国家内で統治を行い秩序を創出・維持する存在である。これに対し、ガバナンスは、警察や軍のような形で合法的に暴力を行使できる強制力は持たず、言葉を換えれば直接的・物理的に作用する権力(power)を必ずしも保有しないが、非物質的な権威(authority)を発揮し、そこに形成される秩序や規範を維持することを構成員に了解させ、行動させる機能が働くものである。

ここで特に国際関係論の分野で最も包括的であるとされるのは、国連創立 50 周年を機に、国連改革に向けてグローバル・ガバナンスを議論するために発足した有識者会議「グローバル・ガバナンス委員会」(Commission on Global Governance)の定義である。

「ガバナンスは、公私を問わず、個人そして機構が共通の事項に取り組む多くの方法の集まりである。それは、相反する、あるいは多様な利益を調整したり、協力的な行為がとられる継続的な過程である。それは、遵守することを強制する公式な機構やレジームだけでなく、人々や機構が同意したか、あるいは自らの利益となると認識される非公式な枠組みをも含むものである。」^{vi}

この定義から導かれる重要な点として、狭義のレジームが国家のみをアクターと想定しているのに対し、ガバナンスにおいては非国家行為体をもアクターとして認知していることが挙げられる。従来の統治概念においては、公的なアクターとして政府が正統な権限を行使することで統治が遂行されるのに対し、ガバナンスにおいては政府に限らず様々なアクターの役割をも含めているということである。

また、このガバナンスを地球大の規模で想定したとき、「世界政府を持たず、主権国家の並存により構造的にアナーキカルとされる国際社会における事実上の秩序、及びその秩序のもととなる社会制度の存在に注目する視点」がグローバル・ガバナンスであるという議論^{vii}を援用するなら、政

府(世界政府、複数国家の領域にまたがる地域的な超国家政府)のない場に生成する秩序の存在こそが、議論の核心に見えてくる。

もう一つ重要な点として、政府が上述のように警察や軍などの物理的強制力を伴って「上から」の秩序形成を行うことに対し、ガヴァナンスにおいては権威のハイラーキーな構造はない。グローバル・ガヴァナンスについても、様々なレベルで、様々な方式で営まれるガヴァナンスの集合体であると考えることが可能である。すなわち、グローバル・ガヴァナンスとは単一の世界秩序のことでなく、個々のガヴァナンスがいずれも「グローバル・ガヴァナンスの断片」を成しているという構図である
viii。

2. 民族をめぐるガヴァナンス

それでは、民族をめぐることは、いかにしてガヴァナンスが形成されていると考えられるか。ここでは、西欧における少数民族、特に「エスノ地域」に着目し、エスノ地域をめぐるガヴァナンスについて検討する。すなわち、エスノ地域主義が自己収束的ないし専ら国内的な政治社会現象として観察されるのではなく、国際関係論のパーспекティブで考察した際、国際的なガヴァナンスを機能させる力や正統性の源泉となっており、これが諸国家を拘束していることを仮説として提示してゆきたい。

民族をめぐるガヴァナンスが形成されてきた背景には、政治、経済、社会の様々な要因が作用してきたと思われるが、ここでは特に次の二つに着目する。第一に人権擁護規範の広がり、第二に地域の政治的安定の要請である。

第一の人権擁護に関しては、これまでに多くの国際的取り組みがなされてきている。出発点には18世紀末フランス革命時の「人権宣言」(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen) (1789年8月16日)が挙げられるが、第二次世界大戦後、現代国際関係に直に関わる枠組みとしては、冒頭で基本的人権を確認した「国際連合憲章」(Charter of the United Nations) (1945年)に始まり、同じく国連を舞台に、1948年12月10日に総会で採択された「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights)、1966年12月16日の総会で採択された「国際人権規約」(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 International Covenant on Economic, Social, and Cultural Rights, 及び市民的・政治的権利に関する国際規約 International Covenant on Civil and Political Rights)がある。この他、「人種差別撤廃条約」(Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) (1965年12月21日、総会採択)、「女子差別撤廃条約」

(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women) (1979年12月18日、総会採択)、及び「子どもの権利条約」(Convention on the Rights of the Child) (1989年11月20日、総会採択)も、やはり人権擁護の文脈で理解できる条約であろうし、1993年6月25日に世界人権会議において採択された「ウィーン宣言及び行動計画」(Vienna Declaration and Programme of Action)は、冷戦構造が崩壊した後最初の世界規模の大きな取り組みとして注目される。

さらに国連の組織の面では、国連人権高等弁務官(United Nations High Commissioner for Human Rights)のポストを設置し(1993年)、2006年6月には人権理事会(Human Rights Council)の設立に至るなど、人権擁護の側面を手厚く強化してきている。

人権擁護の動きは、こうした国連を主な舞台とした世界的な動きに加え、特にヨーロッパでは、古くから地域的な取り組みとして推進されてきている。その端緒となったのは、1949年に発足した欧州審議会(Council of Europe)において、1950年11月4日に署名された「欧州人権条約(人権及び基本的自由保護のための条約)」(Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)である。その後、「欧州文化条約」(European Cultural Convention) (1954年)や「欧州社会憲章」(European Social Charter) (1961年)が締結されている。さらに、欧州人権条約は10回以上にわたり改正されるなど、ヨーロッパ規模での国際人権レジームが次第に強化されてきた^{ix}。

欧州人権条約は、国連における国際人権規約に比べると、人権の範囲は狭く、また市民的・政治的権利に力点が置かれ、経済的・社会的権利についてはほとんど触れられていないと指摘される^x。ただ、そうしたなかにあっても、本論の主題である少数民族に関わる条項としては、第14条「差別禁止」で、「性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見ないしその他あらゆる意見、民族的な出自ないし社会的出自、少数民族(national minority)に属していること、財産、出生」などによって差別されることなく、この条約に掲げる自由権が保障されることを規定している。この規定は、市民的・政治的権利の観点から民族的帰属への差別禁止を定める基本的な法的基盤を提供しているものであると言える。

振り返ると、「民族」が人権擁護の議論の中で尊重されてきたのは古い話ではなく、冷戦後に入ってからとみることができる。両大戦間期にウィルソン米大統領が主唱した「民族自決」(national self-determination)については、中東欧地域の少数民族の自決を促したが、これはここで想定するエスニック・マイノリティを擁護することを正面から捉えたものとは言えず、むしろ大国間の国際平和の維持に寄与するための、各主権国民国家とその国家間体系の枠組みの維持こそが最大の目的

であった^{xi}。第二次世界大戦後の国連をはじめとする国際的な枠組みのなかでは、基本的に集団としての民族の権利を取り扱う国際規範は形成されず、むしろそれは大国にとって自らの首を絞めることになりかねないためにタブー視すらされていた^{xii}。

では、そうした歴史的経緯があることを認識しつつ現代に目を転じ、人権擁護をめぐり、特に1990年代に入ってから、より具体的な国際社会の変動を見ておこう。フォックスによれば、それは規範的变化と制度的変化という二つの大きなカテゴリーで考えることができる。

第一の規範的变化については、国家が主権の正統な行使との名目で行う基本的人権を侵害するような行為を、国際法が容認しなくなったということである^{xiii}。言葉を換えれば、内政不干涉というウェストファリア体制以来の国際政治の当然とされる原則に、揺らぎが生じている。国家がその「国内問題」として行う行為に対しても、とりわけ人権という側面に関しては、他国や国際社会が国境を越えて当該国に介入することについての合意が醸成されてきているということである^{xiv}。

第二の制度的な変化についてみると、国際レベルでの意思決定・政策決定に、人権が一つの指標として盛り込まれてきた。この点については、以下のような争点に、その広がり確認できる。①人権をめぐって、国連憲章第7章が規定する、国家主権の壁を越えて介入できる唯一の正統なアクターとしての合法性を付与する機関たる安全保障理事会の実行力の拡大。②内戦の調停。③選挙の監視。④国家を承認する際の人権基準の強化(例えばEUでは、マーストリヒト条約によって、メンバー国を人権尊重を確証できる民主国家に限定)。⑤国際金融(例えば、欧州復興開発銀行が旧東欧諸国に対する支援を行う際、複数政党制による民主主義体制の導入・構築を目的に掲げている)。⑥国際的犯罪は国際社会全体の名の下に訴追されなくてはならないという、人権・人道に関する合意(国連安保理が1993年2月22日の決議で設置した旧ユーゴスラヴィア戦争犯罪法廷がその象徴)^{xv}。

以上の様々な争点において、多くの場合、人権侵害の被害者という役回りを担っているのは個人というよりはむしろ集団、つまり下位国家的なアクターとしての民族(少数民族)であり、民族は非民主的国家や独裁的為政者等に対置する存在として措定されることが見て取れる^{xvi}。そこで、守るべき存在たる民族を擁護するための国際的な規範・制度というものがガヴァナンスを生み出している、という構図が理解できるのである。

一方、民族をめぐるガヴァナンスが形成されてきた2点目の背景として挙げた地域の政治的安定に関しては、EUによる地域統合の急速な進展の周囲で生起する東欧の共産主義体制の崩壊への対応が、争点として注目される。

1989年から1990年代初頭にかけての東欧諸国の一連の脱共産主義革命は、共産党一党独裁

体制を廃し、複数政党制や普通選挙の導入などの民主化改革を瞬く間に成し遂げていった。しかしこの急速な体制変換は、それまでは共産主義政権の独裁権力の下で押し込められていた民族アイデンティティの覚醒に道を開くものだった。中東欧地域では、およそ四人に一人が当該国民の中で少数民族として生活している^{xvii}。東欧各地のドイツ人、スロヴァキアやルーマニアのハンガリー人、エストニアやラトヴィアのロシア人など枚挙にいとまがない。その後の紛争が泥沼化したユーゴスラヴィアでは、民族がモザイク状に入り組んで居住していた。第二次世界大戦後の共産主義化の過程で、こうした国境(ユーゴでは連邦国家内の共和国の境界)を越えて存在する少数民族が多数いることは、社会主義による統治が機能するなかで実質的に覆い隠されてきた(あるいは非政治化されてきた)。そして冷戦終結後、民主化改革の進む一方で、少数民族問題が先鋭化して地域の政治的安定が損なわれることを危惧し、20世紀前半に少数民族問題がヨーロッパ全域に不安定化をもたらした歴史を顧み、ヨーロッパ国際社会としての安定化のための措置が緊急に模索された。

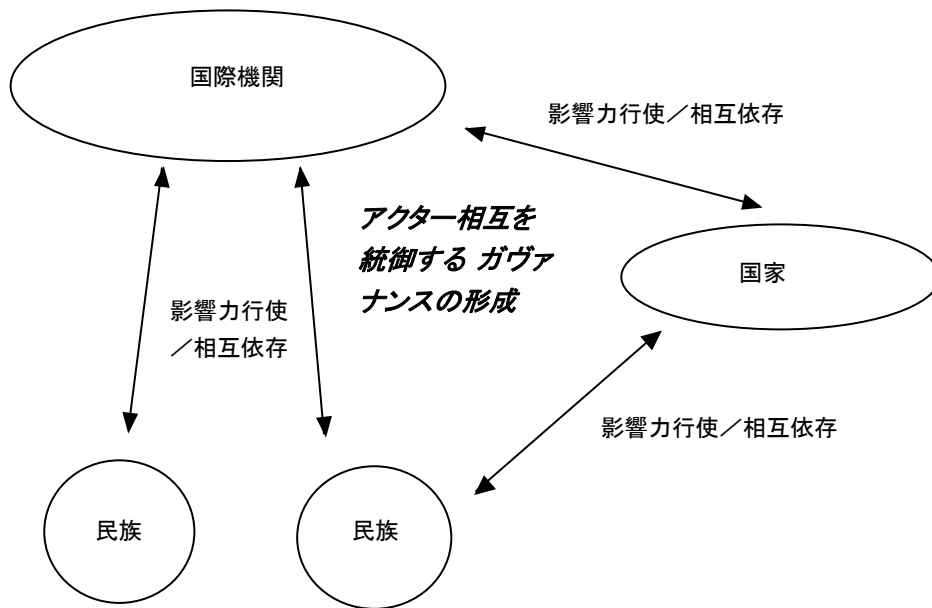
少数民族(ここではエスノ地域と読み替え得る)をめぐる問題は、第二次世界大戦後はしばらく影を潜めるが、西欧ではすでに1960年代後半に顕在化してきていた。「エスニック・リバイバル」(A. D. スミス)と呼ばれたこの状況は、バスク、北アイルランド、コルシカなど、一部ではテロなど過激な暴力の行使に至る事例も見られた。もともと全体としてみると穏健な文化的な自立運動の呈をなしているが、独自のエスニックなアイデンティティを追求するという意思、それを民主主義体制のなかで一方向的・抑圧的に排除することはしない(というかできない)という政治の原理がほぼ西欧全域に行き渡っていることもあり、程度の差はあれ絶えず独自の民族としての文化的・政治的要求が政権に突きつけられている。

少数民族をめぐる東欧諸国での政情不安化は西欧諸国にとっても他人事ではなく、いつ自国に波及してもおかしくはない。ユーゴからスロヴェニアとクロアチアが相次いで独立を果たし(いずれも1991年)、その代償としてユーゴが紛争に突入したこともあり、ヨーロッパは、欧州連合(EU)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州審議会(Council of Europe)が参画する形で、少数民族の権利に関する様々な文書を提示し、集団としての少数民族を認知・擁護する方向を強く打ち出していった。こうして形成されてきた民族をめぐるガヴァナンスは、地域の政治的安定を謳う「欧州安定条約」(Pacte de stabilité en Europe)がフランス主導で提唱され(1993年)、1995年に採択されたことで一つの枠組みを示した^{xviii}。なお、同条約は、EUの枠組みで締結され、1995年からの実施に当たってはOSCEに移管された。EU研究の立場からは、EUを発足させ、統合ヨーロッパとしての共通外交安全保障政策(CFSP)を初めて国際条約として盛り込んだマーストリヒト条約(1993年

11月発効)に基づき実行に移された、1990年代の「統一行動の最大成果」との評価もなされる^{xix}。

ところで、こうした民族をめぐるガバナンス形成の道筋をつけた人権擁護をめぐっても、政治的安定をめぐっても、いずれもその争点が、グローバル化という大きな流れの下にありながらも、実は地域での取り組みの強化という、地域化の色合いが濃い。国連による少数民族をめぐる取り組みも、実は地域化という要素を多分に含んでいる^{xx}。

図1 民族(少数民族)をめぐるガバナンスの構図



また、上記の人権擁護と地域の政治的安定という両方の側面に関わってくる概念として、近年頻繁に使われるようになった「人間の安全保障」(Human Security)がある。1994年の国連開発計画(UNDP)の『人間開発報告書』^{xxi}で初めて用いられた言葉で、その後国連、カナダ政府、日本政府による強いコミットメントを経て、2003年5月には人間の安全保障委員会(アマルティア・セン、緒方貞子による共同議長)が取りまとめた報告書がアナン国連事務総長に提出された^{xxii}。

人間の安全保障委員会報告書によって、この概念の整理とともに、各国政府や国際機関による具体的な政策への導入が強く求められた。人間の安全保障は安全保障の客体を国家から個々の人間に大きくシフトすることを前提に、個々人の「保護」(protection)と「能力強化」(empowerment)が中核概念として示されている。個々の人間の命と尊厳をこそ第一義的に守るということで、まさに人権概念につながり、かつ主として紛争下・紛争後であったり著しい貧困で政治的に不安定な地

域・国家を、個々の人間を守るためにも安定化させることが重要となる。そして、緒方共同議長が指摘するように、実際の社会生活を営む場としての国家よりも身近な「コミュニティ」が、個々人の「保護」と「能力強化」推進の基礎に置かれる^{xxiii}ということで、これはエスニックな紐帯により結び付けられた様々な少数民族という「コミュニティ」にも援用できる論理と言える。

3. ヨーロッパ統合と民族問題の位相

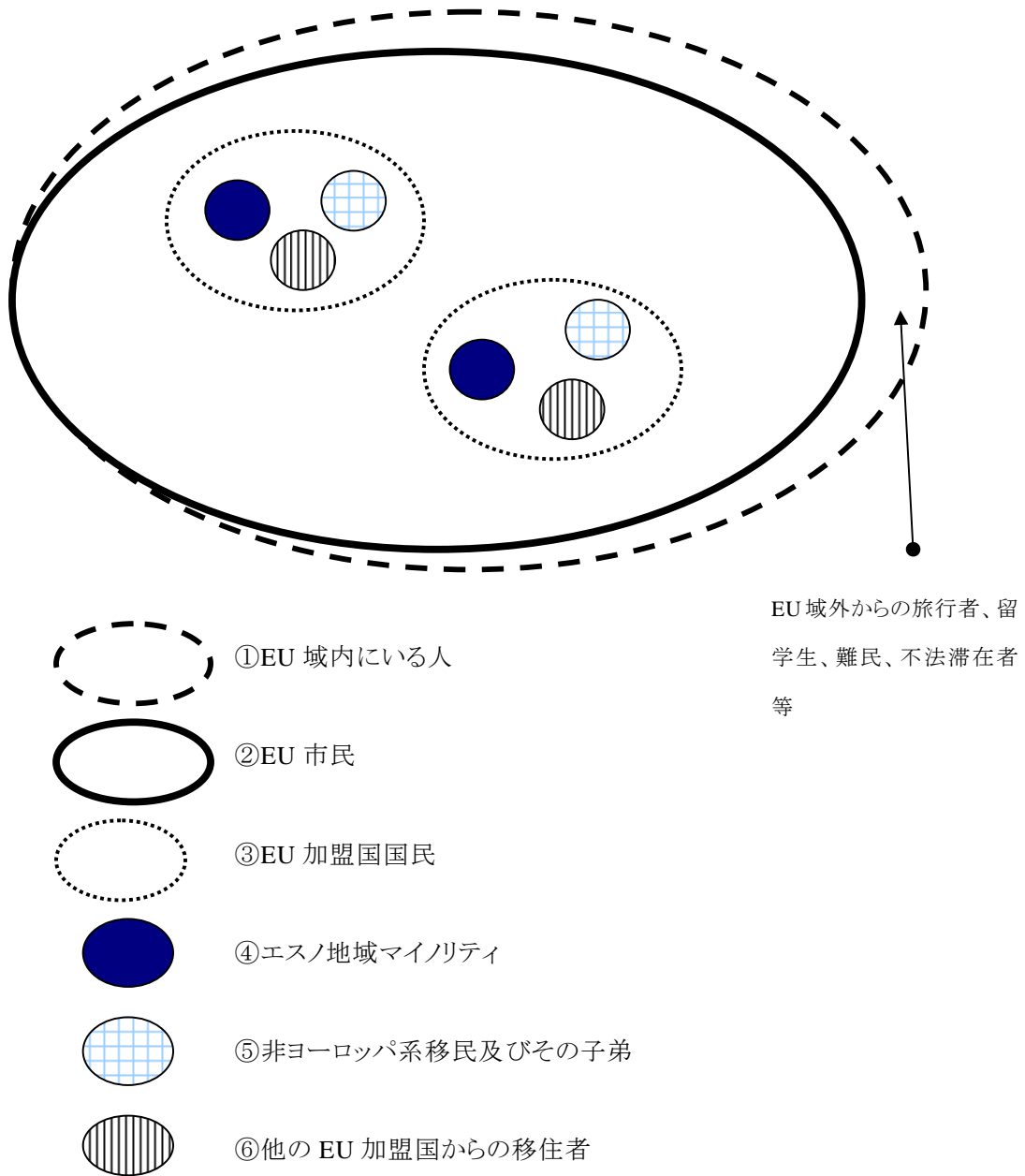
本節では、先に見た民族をめぐるガバナンスの在りようについて、ヨーロッパの状況を概観し、検証しておきたい。なお、ヨーロッパにおける民族をめぐるガバナンスを包括的に考えるとき、EUだけでなく、他のヨーロッパ国際機関をも検討して重層的に「ヨーロッパ」を捉えていくことが重要であるが、ここでは差し当たり EU について考えてみたい。

3-1 多様性のなかの統合

EU 統合の中核理念に「多様性のなかの統合」(Unity in Diversity)がある。EU は、加盟国すべてに共通の単一文化を持つ共同体を形成することを目指しているのではなく、各国民の持つナショナルな文化は保持し、さらに各々のナショナルな文化のなかに(あるいはそれらにまたがって)息づいている地域・地方レベルの文化の多様性をも尊重している。こうして出来上がる統合ヨーロッパは、構成市民が「ヨーロッパ人」であり同時に「〇〇国民」であり、さらには「××地域人」という多層の文化・アイデンティティを同時に身に付けることが想定されている。例えば、仏独国境の地でしばしば帰属の国家が変わりながら(ナチスの占領から解放された後はフランスの一地方となっている)独自の文化・アイデンティティを育んできたアルザス人を考えると、「ヨーロッパ人／フランス人／アルザス人」といった具合である。

このように EU 市民のなかに文化・アイデンティティの多様性・多層性が存するという事実は、民主主義や人権という基本的理念と合致して、統合 EU のアイデンティティを築きつつもある。

図2 EU 域内構成員の多様性



3-2 エスノ地域主義の高揚と民族政治の変容

EU は 25 ヶ国からなるが、その各々の国のなかには、国民レベルのそれとは別に、独自の文化・アイデンティティを強固に有する地域が多数存在する。フランスの例であれば、先に挙げたアルザスのほかブルターニュ、コルシカ、オクシタニー、バスク(同地域はスペインにまたがる)などがある。イギリスではスコットランド、ウェールズ、北アイルランド、ベルギーにはフロニー、フランデレン、イタリアではヴァッレ・ダオスタ、トレンティーノ・アルト・アーディジェ(ドイツ語で南チロル)など、枚挙にいとまがない。

表2 ヨーロッパにおける少数民族

	国境にまたがった地域	国境線に沿った地域	飛び地
独立国である 「母国」を有する	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ドイツ人(ポーランド、ベルギー、チェコ) ◆ ロシア人(バルト諸国) ◆ ハンガリー人(スロヴァキア、ルーマニア、ウクライナ) ◆ ドイツ系(イタリア・南チロル) ◆ セルビア人(ボスニア、クロアチア) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スウェーデン人(フィンランド) ◆ ポーランド人(リトアニア) ◆ トルコ人(キプロス) ◆ トルコ人(ブルガリア、ギリシャ) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ハンガリー人(ルーマニア) ◆ トルコ人(ブルガリア、セルビア、マケドニア) ◆ ドイツ人(ロシア) ◆ アルバニア人(イタリア) ◆ ドイツ人(ルーマニア)
独立国と認知 されていない 「母国」がある	<ul style="list-style-type: none"> ◆ バスク人、カタルーニャ人(フランス、スペイン) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ カタルーニャ人(スペインのアラゴン及びヴァレンシア) 	
「母国」はない	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ロマ人(離散) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ コルシカ人、アルザス人、ブルターニュ人(フランス) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ クルド人(トルコの中央アナトリア)

出典) Witold Raczka, “Le conflit ethnique: sa nature et les moyens de sa prévention par la communauté internationale,” *Relations internationales*, no.88, 1996, p.407, Tableau 1 より、2007 年 3 月時点での EU 加盟国・加盟候補国に関わる分のみ取り上げている。

これらではいずれも独自の言語・文化・アイデンティティの擁護を求めた地域主義運動が盛んで

民族的な性格を帯びており、エスノ地域主義(ethno-regionalism)と捉えられる。概ね 1960 年代後半から盛んになってきた現代西欧のエスノ地域主義は、西欧各国で、国民統合から EU 統合へと単線的な流れに、民族政治という別方向の政治の流れを不可避のものとして課すことになった。

中央集権の強い国であるフランスでは、18 世紀末のフランス革命以来、自由・平等・博愛の精神と脱封建制を成し遂げた共和主義に基づき、民族の壁を越えた政治的意思共同体としてフランス国民国家の建設に邁進し、パリを中心とする強固な行政制度を整備し、国民国家の雛形とも呼ばれる「一にして不可分の共和国」(République une et indivisible)という政治体制を築いてきた。しかし、このフランスにおいても、エスニック・リバイバルの波のなかで、地方分権化・エスノ地域の独自性尊重を促す方向に徐々に政治は変容した。1981 年に社会党のミッテランが大統領に就任して以降、「相違への権利(droit à la différence)」を掲げる政策運営により、民族政治の観点からすると、国民(nation)というアイデンティティの参照系に加え、民族=エトニー(ethnie)のステイタスが大きく向上したのである^{xxiv}。

こうした動きは、分権制の一層進んでいるスペインやイギリスなどではさらに顕著であり、近年では EU としても少数民族擁護の施策が強化されてきている。

3-3 移民と文化摩擦

一方、EU 域外、特にイスラム圏からの移民がもたらす文化の移動によって、受入国の国民文化との摩擦が引き起こされていることも重要である。

フランスの場合を見ると、1974 年に実施した EU 以外からの新規移民労働者受け入れ停止措置により、実際は逆に不法就労者として入国するマグレブ諸国(アルジェリア、モロッコ、チュニジア)からの移民が急増した。事情はドイツでも同様で、ドイツの場合は主にトルコからの移民である。いずれにしてもこうした大規模な人の移動の帰結は、文化の移動とともに文化の摩擦を生み出した。

例えば、フランスで政治問題化しているのは、イスラム・スカーフ問題である。イスラム教女性のシンボルであるスカーフ(チャドル)を着用したマグレブ系移民家庭の子女が学校に通う際、フランスの公立学校の「ライシテ」(laïcité)原則(非宗教原則)に抵触すると判断されることが多い。その際、学校側からの校内での脱衣要請を拒んだことに対して下された退学処分をめぐり、各地で訴訟が起こされ、歴代政府も微妙な政治的舵取りを求められている。2004 年 3 月 15 日には、「ライシテ原則に基づき、公立の小学校、コレッジ(中学校)、リセ(高校)で宗教的な帰属を誇示する服装や標章の着用を禁止する法律」^{xxv}が公布され、同年 9 月より施行された。

イスラム教徒をめぐる文化摩擦の問題をEU規模に広げて考えると、トルコのEU加盟問題とも絡んでくる。EUは、かねてより加盟交渉の開始を求めている同国に対し、非民主的な政治体制であることなどを理由にこれを拒んできたが、その背後には事実上キリスト教の共同体をなしているEUが、国民の大多数がイスラム教徒であるトルコ(公式には同国は世俗国家であるが)を受け入れるか否かという問題が見え隠れしている。EUの基本法としての成立が目指されたEU憲法条約が、2005年5月29日と6月1日に相次いでフランス、オランダの国民投票で否決された。この投票は、直接トルコの加盟の是非を問うものではなかったにもかかわらず、例えばフランスでは、可決を目指す政府が、大統領を先頭に、EU憲法条約自体がトルコ加盟に自動的に道を開くものではないことを強調するキャンペーンを敢えて行うなど、多くのイスラム系移民を抱える同国での反イスラム的感情が、投票を大きく左右するとの認識が認められた^{xxvi}。フランスのイスラム・スカーフの問題も、ライセンス原則とイスラム宗教原理の対立であるが、背後にキリスト教とイスラム教の対立軸が伏在していることは想像に難くない。EU憲法条約の草案を準備した協議会の議長を務めたジスカル・デスタン元フランス大統領自身、イスラム教国のトルコが加盟したらEUは終わりだなどの発言を行い物議を醸したことがあるが^{xxvii}、表立って主張することはなくとも、ヨーロッパにこうした反イスラム的感情がくすぶっていることは否定できない。

このように、宗教をめぐる文化摩擦もまた、EUにおける民族をめぐる政治の重要な一側面を形成しているのである。

結—ヨーロッパ統合と民族をめぐるガヴァナンス

ヨーロッパでの民族をめぐる問題状況を前節で概観したが、ではEU統合は、こうした問題が政治化することを予防ないし解消するのにどれだけ貢献し得るのであろうか。この点について、ガヴァナンス概念を手がかりに考察してみたい。

大まかなイメージから検討に入ろう。先に挙げた図1「民族(少数民族)をめぐるガヴァナンスの構図」で、「国際機関」のところをEUに置き換えてみると、EU、加盟国家、民族の間での相互の統御作用が働いているという枠組みになる。具体的事例に基づく検討は以下の章に譲るが、差し当たりここで仮説的に評価を下しておくとして、中央アジアやアフリカ、バルカン半島のように政治化・紛争化(内戦化)するような地域的少数民族の暴力的な動きは極めて少なく、地域的少数民族をめぐるガヴァナンスはかなり有効に機能していると考えられる。少数民族と分類できる社会集団は西欧各地に散在しており、いずれもが過去に独立・自治を目指す政治的動きを見せた経緯を持つ。その意

味では、西欧は民族的な分裂の潜在的可能性を多分に有している。にもかかわらず、実際問題としてそうした事態は起こっていない事実からは、地域的少数民族——少なくともその多く——が、文化的な独自性・自立性維持の要求については強い意思を持っているのに対し、政治的行動(自治や独立の追求)についてはそれほど大きく望んではいないことを指摘できる^{xxviii}。今日では、スペイン・バスクや北アイルランドなどに分離・独立という政治要求実現の手段としてのテロの可能性を残してはいるが、これらのエスノ地域主義運動でさえも、各々の国内政治のなかで対話や交渉などの民主国家としての政治プロセスを通じた要求や対立の緩和が図られてきている。そしてEUとしての地域政策の充実、地方自治体に対してのEUへの窓口の確保(1993年発効のマーストリヒト条約による地域委員会の設置)などの事実^{xxix}も踏まえると、総体として、地域的少数民族をめぐるガヴァナンスがEUレベルで広範に形成されてきていることが見て取れる。

ただし、西欧地域での非領域的少数民族(移民)をめぐるガヴァナンスは十分に形成・機能してはいないのではないだろうか。先に記したイスラム・スカーフの着脱をめぐるフランスでの議論や、やはりフランスに加えドイツやオーストリア、オランダといった国々での外国人排斥を掲げる極右勢力の台頭、2005年秋にフランスの都市郊外地区で全国的に発生したイスラム系移民の若者を中心とする大規模な暴動事件など、必ずしもすべてをエスニシティに還元できるわけではないが、しかしエスニシティの問題要因を避けては説明のつかない事例が多々ある。こうした点を考慮するならば、地域的少数民族をめぐるガヴァナンスは相当程度成熟を見ていると言えるが、移民型の少数民族に関するガヴァナンスの形成は依然として不十分と捉えておく留保も必要だろう。

いずれにしても、地域的少数民族を対象とした場合、現代ヨーロッパ(ここでは特に西欧)で見出し得る民族をめぐるガヴァナンスとしては、民族の自治に関して政治と文化が乖離し、先の図1に示すような国際環境のなかでその均衡が図られている。話を2004年にEUに加盟した東欧やバルト諸国にまで拡大しても、国際機構からのコンディショナリティ効果を通じて国内の民族をめぐる政治は親少数民族にシフトしてきており^{xxx}、民族をめぐるガヴァナンスの構築というベクトルはヨーロッパ全体で概ね同じ方向に向いていると考えられる。こうしたガヴァナンスの確立と、それを有効に機能させるためには、ガアの議論を援用するなら、民族紛争を予防・穏健化する政治手法として必要とされる3つの要件、すなわち

- ①少数民族の集団的権利の擁護
- ②民主主義の定着
- ③対話と相互調停によって「自決」の議論を推進

が満たされていることが大きい^{xxxi}。

もつとも、この3要件についても、例えばグローバリゼーションの波のなかで民主主義も変容を免れないというマッグルーやヘルドラの研究^{xxxiii}に示されるように、各々の要件の子細な検討は課題として残されている。

本章では、民族をめぐる今日の政治の状況を、ガバナンス概念に着目しながら検討してきた。特に西欧について考察するとき、民族問題を政治問題化・紛争化させない力学が、ヨーロッパ統合の進む国際環境下で作用してきており、国際機関（例えば EU）、国家、民族という三つのアクター間に、相互の行動を律するガバナンスが形成されているなかに見出せる。ここでは、社会学の分野での既存研究が明らかにしてきたアイデンティティの三層構造化^{xxxi}に止まらず、これら各アクターの間での政治的相互作用が働いていることを認識することが重要である。そしてそうした政治的関係を可能にしている要件として、少数民族の集団的権利の擁護、民主主義の定着、対話と相互調停による「自決」議論の推進などが挙げ得ると思われるが、次章以下ではこうした構造的仮説を念頭に事例の検討を進めることとしたい。

ⁱ ヨーロッパ国際関係におけるエスノ地域のプレゼンスの向上については、本論第5章で詳しく論じる。

ⁱⁱ 国際関係理論を包括的に捉える先行研究は多数あるが、ここでは差し当たり以下を参照している。Barry B. Hughes, *Continuity and Change in World Politics: Competing Perspectives*, 4th Edition, Prentice Hall, 2000; Brian Hocking and Michael Smith, *World Politics: An Introduction to International Relations*, 2nd Edition, Prentice Hall, 1995; 鈴木基史『国際関係』東京大学出版会、2000年、Paul R. Viotti & Mark V. Kauppi, *International Relations Theory: Realism, Pluralism, Globalism, and Beyond*, 3rd Edition, Allyn & Bacon, 1999, 高柳先男『パワー・ポリティクス—その原型と変容[増補改訂版]』有信堂、1999年、初瀬龍平『国際政治学—理論の射程』同文館、1993年。

ⁱⁱⁱ Stephen D. Krasner, “Structural Causes and Regime Consequences: Regime as Intervening Variables,” in S. D. Krasner, ed., *International Regimes*, Cornell University Press, 1983, p.2.

^{iv} 山本吉宣『国際的相互依存』東京大学出版会、1989年、156頁。

^v 最近の包括的な研究として以下が挙げられる。Anne Mette Kjaer, *Governance, Polity*, 2004.

^{vi} The Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood*, Oxford University Press, 1995, p.2. ここでは邦訳書、グローバル・ガバナンス委員会（京都フォーラム監訳）『地球リーダーシップ—新しい世界秩序をめざして（グローバル・ガバナンス委員会報告書）』日本放送出版協会、1995年、28–29頁を参考に訳出した。

^{vii} 星野俊也「国際制度」、渡辺昭夫・土山實男（編）『グローバル・ガバナンス—政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年、168頁。

^{viii} Margaret P. Karns and Karen A. Mingst, *International Organizations: The Politics and Processes of Global Governance*, Lynne Rienner, 2004, p.4.

^{ix} Council of Europe, *Objective 1996: The Intergovernmental programme of activities of the Council of Europe*, 1996, pp.52-63.

^x 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、1988年、150ページ。なお、欧州人権条約で避けられていた経済的、社会的側面を扱ってこれを補完する役割を持ったものが、欧州社会憲章であり、ここでは労働・雇用や社会保障に関わる項目が扱われている。また、ヘンラードは、欧州人権条約に関しては、少数民族の権利を擁護するに際して、個人の権利に重点が置かれていて、集団としての少数民族への眼差しが弱いと批判している。Kristin Henrard, “Relating Human Rights, Minority Rights and Self-Determination to Minority Protection,” in Ulrich Schneckener and Stefan Wolff, eds., *Managing and Settling Ethnic Conflicts: Perspectives on Successes and Failures in Europe, Africa and Asia*, Hurst & Company, 2004, p.44.

^{xi} Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton University Press, 1999, pp.93-96; 吉川元「マイノリティの安全と国際安全保障」、吉川元・加藤普章(編)『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年。

^{xii} 吉川、前掲論文、226-229頁、Krasner, *op.cit.*, 1999, pp.90-98.

^{xiii} Gregory H. Fox, “New Approaches to International Human Rights: The Sovereign State Revisited,” in Sohail H. Hashmi, ed., *State Sovereignty: Change and Persistence in International Relations*, Pennsylvania State University Press, 1997, p.115.

^{xiv} しかしながら、「アジア的人権」というかたちで、欧米発の人権概念に対抗しようとする議論が、中国など民主化がなされていない政治体制を持つ国を中心に展開されていることも事実である。さし当たり次を参照。Stephanie Lawson, “Global Governance, Human Rights and the ‘Problem’ of Culture,” in Rorden Wilkinson and Steve Hughes, eds., *Global Governance: Critical Perspectives*, Routledge, 2002, pp.75-91.

^{xv} Fox, *op.cit.*, pp.116-125.

^{xvi} ヘンラードは、少数民族の保護に関して、個人の人権を基盤とする差別禁止と、集団としての権利をも十分に担保するという双方からの政策的取り組みが必要との立場で、個人の人権、少数民族の国際法的な権利、自決権の三つの要素の意味と、特に自決権の考え方について再考を促している。Henrard, *op.cit.*

^{xvii} Werner Weidenfeld, “Erweiterung ohne Ende? Europa als Stabilitätsraum strukturieren,” *Internationale Politik*, 55 (8), pp.1-10, cited in Judith G. Kelley, *Ethnic Politics in Europe: The Power of Norms and Incentives*, Princeton University Press, 2004, p.5.

^{xviii} Jennifer Jackson-Preece, “National Minority Rights vs. State Sovereignty in Europe: Changing Norms in International Relations?” *Nations and Nationalism*, Vol.3, Part 3, 1997, p.350.

^{xix} 辰巳浅嗣『EUの外交・安全保障政策—欧州政治統合の歩み』成文堂、2001年、295頁。

^{xx} 西村めぐみ「国連と少数民族の権利—主権の変容と民主的統治をめぐる諸問題」『国際政治』第137号、2004年、111-112頁。

^{xxi} United Nations Development Programme, *Human Development Report*, 1994.

^{xxii} 『安全保障の今日的課題—人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003年。

^{xxiii} 緒方貞子『私の仕事』草思社、2002年、18頁。

^{xxiv} フランス政治が、国内政治と国際政治の双方の拘束を受けるなかで、次第にエスノ地域に譲歩した政策をとるようになった点については、本論第3章及び第4章で詳述する。

^{xxv} Loi du 15 mars 2004 encadrant, en application du principe de laïcité, le port de signes ou de tenues manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics.

^{xxvi} フランスでの国民投票結果を分析したペリノーは、1992年のマーストリヒト条約の是非をめぐる国民投票以来、ヨーロッパ問題での選挙は多分にナショナルなレベルの課題に左右される争点となっていると主張している。2005年の国民投票に関しても同様として、そうしたなか、「国内に外国人が多すぎる」と感じる人の3分の2が否定票を入れていることを紹介し、ヨーロッパ統合推進の是

非と(労働者などとしての)外国人の国内流入への是非が重なり合っていること、外国人を受け入れるか否かという「ナショナル」な争点となっていることを指摘している。ただしここでは「外国人」をトルコ人とは限定していないが、政府の選挙キャンペーンからは、政府側は流入する「外国人＝トルコ人」という認識で、有権者がヨーロッパ統合推進への拒絶反応を示す可能性が高いと分析していたことは窺われる。Pascal Perrineau, “Le référendum français du 29 mai 2005: L’irrésistible nationalisation d’un vote européen,” dans P. Perrineau, éd., *Le vote européen 2004-2005: De l’élargissement au référendum français*, Presses de Sciences Po, 2005, p.241.

^{xxvii} *Le Monde*, 10 novembre 2002.

^{xxviii} 例えばフランス・アルザス地域の事例について、本論第3章を参照。

^{xxix} 正躰朝香・坂井一成「地域からなるヨーロッパ?—EU 地域委員会の創設とその役割」『海外事情』48 卷 10 号、拓殖大学海外事情研究所、2000 年 10 月。

^{xxx} Kelly, *op.cit.*

^{xxxi} Ted Robert Gurr, “Ethnic Warfare on the Wane,” *Foreign Affairs*, May/June 2000, p.58.

^{xxxii} Anthony G. McGrew, ed., *Transformation of Democracy?* Polity Press, 1997, A・マツグルー(編)(松下洸監訳)『変容する民主主義—グローバル化のなかで』日本経済評論社、2003 年、David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Stanford University Press, 1995, デヴィッド・ヘルド(佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美徳・山田竜作訳)『デモクラシーと世界秩序』NTT出版、2002 年など。

^{xxxiii} 例えば梶田孝道『国際社会学のパースペクティブ—越境する文化・回帰する文化』東京大学出版会、1996 年。

第2部 国民国家と民族

第2部では、国民国家と民族という対抗関係を軸に、フランスにおける民族の問題とそれに対する政治の動きを分析する。

まずは第3章で、民族をめぐる政治の事例として仏独国境地域のアルザスを取り上げ、アルザス人が独自の言語・文化・アイデンティティに基づいた政治運動をどのように展開してきたかという政治史を踏まえ、アルザス政治の特色を考察する。

次いで第4章では、今度はフランス政府の側の対応に重きを置き、アルザスを含む多様な少数民族地域を含むフランスに関し、政府が民族をめぐるどのような政治を展開してきたのか、その特質はどのようなものか、近年の動向はどのようなものでありその背景には何があるのかを、国内政治・国際政治の両面から検討する。

第3章

戦後アルザス地域主義の展開と特質—政治意識の変容をめぐって

本章では、西欧における民族をめぐる政治の一つの事例として、アルザス地域を取り上げ、同地域での民族に基づく政治の変容・特質を検討する。アルザスは仏独の国境地帯に位置し、両国間の戦争の影響をもっとも強く受けてきた地域である。そして第二次世界大戦後のヨーロッパ統合のプロセスが、仏独間の戦争を構造的に封じ込めることに主要な目的を有していたことを想起すると、まさに「ヨーロッパ」という政治枠組みの中心に位置する地域であり、同地での民族をめぐる政治の動きを検討することは、民族の国家との関係だけでなく、「ヨーロッパ」との関係の考察においても意義深いものである。こうしたアルザスについて、民族をめぐる地域政治の動きにアプローチしていく。

第二次大戦以後のアルザス地域主義は、概して穏健なものとなっている。戦前、ドイツとフランスとの間で、アルザス人自身の判断を仰がずに頭越しに帰属国家が何度も変わる状況下で、自治主義が隆盛を極めた。そして、共産党などの一部の急進派が従来の自治主義から逸脱した分離主義へと突き進み、これがナチスへの対独協力への大きな要因になったために、戦後は「自治主義」(autonomisme)という言葉さえもアルザスではタブーとされて、「フランス国民」としての政治、アイデンティティだけが肯定されてきた。歴史家ル＝ロワ＝ラデュリーも指摘するように「アルザス政治は、全国政党(MRP、ゴーリスト、社会党)の支配を通じてフランス政治と一体化している。あるいは(ストラスブールの欧州議会が象徴するように)ヨーロッパ政治となっている」¹。しかし、自分たち自身の文化、アイデンティティを擁護する動きが終戦によって完全に消滅したわけではない。エスニックな独自性を守ろうとする意志の存在は、フランスやヨーロッパの他の多くの少数民族地域と変わらない。以下、こうしたアルザス地域主義を、第二次世界大戦後の政治意識の変化を足がかりに検討していく。

1. 戦後アルザス政治の変容

第二次世界大戦後まもなく発足した第四共和制において、共産党は、全国レベルではレジス

タンスへの功績から大きな支持を得ていたが、アルザスに関して言えば、戦前に過度の自治主義主導者の役割を演じたこともあり、戦後のナチス・ドイツへの負担に対する絶対的敵視という状況においては僅かな支持しか得ることはなかった。また逆に社会党は、一貫してジャコバン的集権化思想であり、地方へのまなざしが不足しており、これも戦後しばらくはアルザスではあまり票を集めない。

これに対してゴーストは、全国レヴェルでの低調さとは裏腹に、アルザスでは戦後まもなくに大きな支持を得た。この背後には、アルザス人の「フランス国民」アイデンティティの創出への強い意思があった。そして MRP (Mouvement Républicain Populaire = 人民共和運動) など中道派は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 構想を提唱した外相ロベール・シューマン (Robert Schuman) が、アルザスと同じく仏独の間で苦難の歴史を辿ったロレーヌに政治基盤を持つ MRP 党首であり、第四共和制最後の首相を務めたフリムラン (Pierre Pflimlin) も同じく MRP 所属であったなどの政治的リーダーシップに加え、ライン川流域地方に根強いカトリック政党であることから、アルザスでは最大の政治勢力をなした。

そして 1959 年に始まる第五共和制においては、先ず 1960 年代ドゴール支持のフランス平均を上回る高まりと、依然として固い中道派の基盤、さらに 70 年代に入って新生社会党やエコロジストといういわば「新しい左翼」の台頭、80 年代を迎えると、EC 時代到来の足音が次第に身近に聞こえるなかでアイデンティティの危機が生み出す極右・国民戦線の急浮上、そして 80 年代後半には社会党支持が過半数に到達という展開を見せる。

概ね以上のような展開に沿うように、アルザス史家ヴォグレールは、第二次世界大戦後のアルザス政治の展開を、1) 戦後直後の第四共和制期、2) ドゴールが大統領に就いた 1958 年から 1969 年、次いで 3) 1969 年から 1981 年、そして 4) ミッテラン社会党政権の発足した 1981 年以後と大きく四つの段階に区切っているⁱⁱ。本節では、ここに 5) として国際政治的には冷戦終結を迎えた 1990 年代以降を追加するが、以上のような戦後のアルザス政治についてその展開を整理し、政治変動の背後にあるアルザス人の政治意識の変化を検討する。

1-1 第四共和制期

第二次世界大戦後、フランスの国レヴェルで見れば、大戦中のレジスタンスへの圧倒的支持ということで、共産党、社会党、MRP の三党が中心勢力を占め、この三党政治の下に第四共和制が発足した。ところが、アルザスでは、共産党であれ社会党であれ左翼は総じて力をもたず、保守中道の支配するところとなっていたⁱⁱⁱ。具体的には、アルザス政界は、1970 年代半ばまで、中道派

MRP とゴーリストの二大勢力に支配されていたのである。

アルザス政治で中道派をなすのは、MRP、CDS (Centre des Démocrates Sociaux = 社民中道派)、APNA (Action Populaire Nationale d'Alsace = アルザス国民民衆運動)、エルザス＝ロートリンゲン・ツェントルム (Elsass-Lothringisches Zentrum = アルザス・ロレーヌ中道派) といった主としてカトリック政党である。ジスカール・デスタン派の UDR (Union des Démocrates pour la République = 共和国民主連合) もここに分類されよう。

表 1 国民議会第1回投票における中道派とゴーリスト
の得票率(1946年-1978年)(%)

年	バ＝ラン県		オ＝ラン県		フランス全体	
	中道派	ゴーリスト	中道派	ゴーリスト	中道派	ゴーリスト
1946	32.7	21.5	32.8	15.5	38.8	1.6
1951	38.2	22.1	32.2	15.5	26.7	21.8
1956	60.8	5.5	52.3	11.1	26.4	4.4
1962	24.1	32.5	15.9	39.3	16.8	37.8
1967	21.9	42.5	22.3	38.5	13.4	37.7
1968	10.0	50.8	16.5	45.3	10.3	44.7
1973	22.3	37.0	23.8	32.6	13.1	36.0
1978	20.5	29.9	30.1	23.1	21.4	22.4

出所) Richard Kleinschmager, "Aperçu de sociologie contemporaine," in Pierre Klein, éd., *L'Alsace*, Editions d'Organisation, 1981, p.309; 中木康夫・河合秀和・山口定『現代西ヨーロッパ政治史』有斐閣、1990年、233頁より作成。

MRP は、マルクス主義を拒絶するという当時のアルザス政治のメインストリームに合致し、カトリック基盤のキリスト教民主主義を受け継ぎ、聖職者、出版・報道関係の中心的支持を取り付け、伝統的な「アルザスの価値」—アルザスがプロイセンに併合されていたときにフランス国内で施行された政教分離原則などの法規制を免れるなど、アルザス固有の「地域法令」「旧来の諸権利」「特別の地位」など—の真の擁護者として立ち現れた^{iv}。また戦後の仏独の調和のなかでもたらされてきた「ヨーロッパ建設」への息吹に好意的な立場をとり、ライン川流域で圧倒的に支持されてい

るキリスト教民主主義に相応した。1956年の国民議会(下院)選挙では、ドゴールが一時的に政界から身を退いたことが影響してゴーリストは得票を激減させ、相対的に中道派が躍進した。バ＝ラン県(60.8%)、オ＝ラン県(52.3%)と、いずれも最高の数値を示したこの時期は、「戦後間もなくの中道主義の絶頂期」^vと評される。

1-2 1958年から1969年

1960年代に入り、圧倒的国民の支持を受けてドゴールが大統領に就任して発足した第五共和制においては、アルザスで中道派はゴーリストの躍進の下で、第二勢力に甘んじるようになる。1965年の大統領選では、第1回投票でドゴールはバ＝ラン県で52.3%、オ＝ラン県で49.9%の得票率を記録し、どちらの県でも20%そこそこの中道派候補をねじ伏せた。そしてゴーリストの絶頂とも言えるのが1967年と68年の国民議会選である。いずれもアルザスの全議席(13議席)を独占し、特に1968年の「五月危機」直後の選挙では、バ＝ラン県で50.8%、オ＝ラン県で45.3%という過去最高の数値を記録した。

しかし、前述のように、1969年の国民投票での失敗によりドゴールが大統領を辞任して政界を去ると、アルザスでも急速にゴーリストの勢力は力を弱める。そして1970年代(特に70年代後半)は、これまでのこれまでの中道派とゴーリストの二大勢力による支配という状況に変化が生じ、ゴーリストの退潮に対して左翼の進展を見ることとなる。

表2 アルザスにおける大統領選挙得票数(1965-1974年)

	1965	1969	1974
左翼(社会党+共産党)	78,183	56,598	208,269
増減		-21,585(-27.61%)	+151,671(+267.80%)
ゴーリスト	414,860	351,392	107,395
増減		-63,468(-15.30%)	-243,997(-69.44%)
中道派	152,017	165,978	290,684
増減		+13,961(+9.18%)	+124,706(+75.13%)

出所) Kleinschmager, *op.cit.*, 1981, p.312.

もう少し詳しく1960年代から70年代にかけての大統領選での支持の変化を検討してみたい。表1-2からうかがわれるように、ゴーリストへの支持は、ドゴールが候補であった1965年をピークに、

69年のポンピドゥーでやや減らし、74年のシャバン＝デルマスときには急激な衰退を示している。国民議会の獲得議席見ても同様に、定数13を独占した67年と68年がピークで、1981年の選挙では、後述するようにアルザスのゴーリストのリーダー格アンドレ・ボール(André Bord)が、自らの支持基盤地区で社会党候補に敗北している。

また、表1-2から分かるが、1974年にはゴーリストは左翼連合に追い抜かれ、アルザス第三の政治勢力に落ち込んでいる。エスノ地域主義との関係で言うと、ドゴールを退陣へと追い込む契機もなった「五月危機」から遅れること5年、この1974年の選挙での敗北は、ヨーロッパの中心たるべきフランスのなかには、その一体性を揺るがすいかなる地域言語も地域文化も認めないとするゴーリストに、アルザスをはじめとした「地域」への目を向けさせることになったのである^{vi}。

1-3 1969年から1981年

ゴーリストが力を失い、中道派が再び最大勢力の地位を回復し、一方で左翼(なかでも社会党)の支持が広がりを見せた「ドゴール後」の時期である。

アルザスでは、伝統的に社会主義は受け入れられ難かった。その背景には、社会党が、両大戦間期に自治主義の機運が高まるアルザスにおいて、共和国への同化・統合を掲げたジャコバンの理念に基づいて活動していたことが指摘できる。第二次世界大戦後は、しばらく低迷期を経て、この時期1970年代に入って全国規模で支持を集めるようになったのと連動して、アルザスでも次第に支持層を広げた。

ミッテラン(François Mitterrand)を第一書記に選出した1971年の党大会は、新生社会党の出発点となった。以後、ポンピドゥー大統領下での1972年改革が進める中央集権化推進に抵抗し、それまでのジャコバン主義的方針から転換し、「自主管理社会主義」(socialisme autogestionnaire)に基づいてエスノ地域主義を強く擁護するようになる^{vii}。ここには1968年「五月危機」の影響が大きい^{viii}。パリ・ソルボンヌ大学の学生反乱から全国規模の労働者争議にまで拡大した五月危機は、「管理社会への抗議であると同時に、ドゴールの権威主義へのアンチテーゼ」であり、さらに「長いあいだ中央の政治的・経済的・文化的支配のもとにおかれていた周辺の地域主義運動や文化自立運動がいっせいに表面化する」という、「ひろく集権国家の神話が崩れていく一大エポック」であった^{ix}。折しもこれはアルザスでは、自らの文化的独自性への再認識が進んできた時期であり、社会党の路線転換は、アルザス人の政治意識を引き付けるものであった。その結果、1912年のドイツ時代の帝国議会選挙以来となる、中道派に迫る支持を集めることになった。

表3 国民議会選挙第1回投票における社会党、共産党への支持の変化
(1946-1978年)(%)

	バ＝ラン県				オ＝ラン県				フランス全国	
	PC	SFIO	諸左翼	PS	PC	SFIO	諸左翼	PS	共産党	社会党
1946	10.5	6.5			9.3	14.2			28.2	17.8
1951	8.6	4.5			6.2	11.5			26.9	14.6
1956	8.8	4.3			5.9	16.1			25.9	15.2
1958	4.8	5.2			5.0	12.0			19.2	15.7
1962	4.5		2.8		4.5		8.1		21.7	12.6
1967	7.3		4.1		6.9		10.2		22.5	19.0
1968	5.2		6.6		5.4		9.3		20.0	16.5
1973	5.8			9.3	6.3			9.6	21.4	20.8
1978	5.2			14.3	5.5			17.1	20.6	24.9

注) PC: 共産党、SFIO: 労働者インターナショナル・フランス支部(社会党の前身)、PS: 社会党

出所) Kleinschmager, *op.cit.*, 1981, p.313; 中木・河合・山口、前掲書、233 頁より作成。

アルザスの中道派国会議員アドリアン・ゼレール(Adrien Zeller)は、1970年代、所属のCDSを離党して「イニシアティブ・アルザシエンヌ」(Initiatives alsaciennes=アルザス・イニシアティブ)を結成した^x。これは「地域の諸問題を分析する立場に支えられた政治運動であり、1978年の国民議会選挙時のように、大統領多数派からの支持を受けることもあるも、これとは一定の距離を保ち、宗教的側面は欠いているが戦後のMRPを成功させた型を再編して、中道左派の流れを再構成しようとするものであった」^{xi}。ここでゼレールは、アルザスの持つ第二次世界大戦期の「負の遺産」への配慮から「自治主義」という用語を巧みに避け、「パリの官僚制に対抗すること」を目的として掲げた^{xii}。彼の志したこの政治運動は、1970年代の新生社会党の影響がアルザス地域政治にも強く及んでいた、一つの証左であると言えよう^{xiii}。

さて、「中道-ゴースト」の保守・中道の硬い柱を政治の軸とするアルザスで、実際に社会党の国民議会議員が選出されるのは1981年で、当選したのはバ＝ラン県のジャン＝アンドレ・ウレール(Jean-André Oehler)と、オ＝ラン県のジャン＝マリー・ボケル(Jean-Marie Bockel)の二人である。

ここで特に注目できるのはウレールで、彼の選挙区はアルザスのゴーリストの重鎮アンドレ・ボールが議席を有している保守基盤地区であるにもかかわらず、ウレールは 54.71%の票を集めて当選を果たした(ボールは 45.28%)^{xiv}。このウレールの勝利は、先に述べたようにゴーリスムの退潮を象徴し、「中道-ゴーリスム」路線がきわめて強固であったアルザス人の政治意識に、左翼への許容が積極的に現れてきたと言える場面であった。

こうして1970年代に方向を転換し、80年代にはアルザスの固い保守基盤に切り込んできた社会党は、2期14年のミッテラン大統領の下で政権運営を行うが、同党がミッテラン政権発足に至る過程で支持を集めた背景について、もう少し踏み込んで検討しておきたい。

まず考えられるのは、地域経済の悪化に伴う既成政党への期待の低下である。こうした状況にあって、伝統的な中道主義、ないし「中道-ゴーリスム」が基盤を揺るがし、社会党に流れた。

また、アルザスでの社会党進出を考えると、方向転換した同党の新しい政策には、注目すべき点として地方分権化改革があった。1981年に発足したミッテラン社会党政権において、1982年の「地方分権法」とこれに連なり一連の改革が実行されたが^{xv}、そのなかで特に注目されるのは地域圏議会(Conseil régional)の公選化であろう。これによって、各地域圏(région)の有する議会が自治体の意思決定機関としての正統性を付与されたわけである。ところでこの地域分権化政策には、1)1970年代後半からの長期不況への対応と、2)地域文化の社会的承認という歴史的課題への対応が含意されている^{xvi}。このうち、とりわけ2)については、アルザス・エスノ地域主義との関係から見るなら、地域言語(アルザス語・ドイツ語)の公教育への導入を目指す地域団体(ルネ・シケーレ協会など)を中心とした文化的マイノリティ運動の展開との関わりのなかで、エスニックな領域マイノリティとしてのアルザスに対する、国家の側の大きな政治的譲歩を含んでいると解釈できよう。

1-4 1980年代

先に見たように、アルザスにおける社会党支持は、1970年代に至るまでは、固い保守中道の基盤に支えられ、せいぜい10%台を記録するに止まっていた。しかし社会党政権の発足した1980年代、アルザスでも社会党支持は伸び、ミッテラン大統領が初当選した大統領選からすでに20%をこえる支持を集めた(表4)。

表 4 1980 年代の社会党支持の推移(%)

	バ＝ラン県	オ＝ラン県	フランス全国
1981 年大統領選挙(ミッテラン候補)	22.04	23.16	25.84
1981 年国民議会選挙	30.04	31.88	37.77
1986 年国民議会選挙	18.57	29.61	31.19
1988 年大統領選挙(ミッテラン候補)	28.19	29.60	34.11
1988 年国民議会選挙	31.31	33.32	37.54

注) 比例代表投票となった 1986 年国民議会選挙を除き、すべて第1回投票の得票率。フランスでは一般に、選挙は小選挙区2回投票制で、第1回投票で過半数獲得候補者が得られない場合、上位2～3名での決選投票(=第2回投票)が行われる。

出所) *Le Monde*, 28 avril 1981, 16 juin 1981, 18 mars 1986, 10 mai 1988, 7 juin 1988, 23 mars 1993

ところが、この大統領選挙の数字をもう少し細かく分析すると興味深いことが浮かび上がる。中道のジスカール・デスタンとの決選投票となった第2回投票の結果、ミッテランはバ＝ラン県で 34.9% の支持を得たのだが、この数値は県(département)ごとの比較で見るとフランスで最低である^{xvii}。

また、1986 年の国民議会選挙では社会党は敗北を喫して多数派の地位を失い、ミッテランは保守・共和国連合(RPR) 総裁のシラク(Jacques Chirac)を首相に任命した。ここに第5共和制初の「コアビタシオン」(cohabitation)と呼ばれる保革共存政権が発足することになる。社会党はその後、1988 年の大統領選挙でミッテランが再選された時点までにかなり持ち直したわけだが、この点は必ずしも同党の支持が回復したというものではなく、むしろ保守の候補シラクとの対立の構図のなかで、どちらかというミッテラン個人への支持が強まったものとの見方が正しいとも考えられる^{xviii}。

以上の点から、先に見た中道主義への支持の根強さと重ね合わせると、やはりアルザスでの社会党支持はフランス全体のなかでの相対評価としては低いレベルにあることが言える。ただし、アルザスに限っての支持率の絶対数から言えば、1970 年代後半から 1980 年代へと飛躍的に上昇しているわけであり、地域分権化政策の施行によって、知識人などを中心としたエスノ地域主義者を引き付けたことは確認しておきたい。さらに言えば、1989 年 3 月の地方選において、ストラスブール、ミュルーズといったアルザスの主要都市では遂に左翼多数に至ったことは^{xix}、中道保守を掲げながらアルザス固有の利益擁護の代弁者としての役割を果たしてきた伝統的な「マジョリテ・

アルザシエンヌ」(MA: Majorité alsacienne=アルザス・マジョリティ)に、この時期、亀裂が入ったことを意味する。従って、依然都市部に比べて農村部では保守中道が強いとはいえ、大きく保守支配の政治構造からの転換が進んだと言わなくてはなるまい。もっとも、逆説的ではあるが、アルザス固有の利益擁護を掲げる伝統的政治意識にひびが入った結果としての左翼・社会党への迎合は、政治における全国レベルの動きへの同調を推し進めることになった点は否定できない^{xx}。

1-5 1990年代以降

1980年代半ばから、全国レベルで極右政党・国民戦線(FN: Front national)が大きく台頭した。背景には、経済が停滞するなかで高い失業率が続いており、一方での1970年代から続くマグレブ(北アフリカ)系の移民の大量の流入により、フランス国民の雇用が彼ら移民に奪われているという意識、そして主としてイスラム教徒であるこうした移民との間での宗教・文化摩擦(言葉を換えればアイデンティティの確執)がある。また既成政党への不満のはけ口としての機能が加わり、その勢力伸張は1990年代にかけて一層顕著となった。

表5 アルザスにおけるFNの得票率(%)

	1984年 欧州議 会選	1986年 国民議 会選	1988年 大統領 選	1989年 欧州議 会選	1994年 欧州議 会選	1995年 大統領 選	1999年 欧州議 会選	2002年 大統領 選
バ＝ラン県	11.5	13.0	21.9	13.6	13.9	25.8	8.9	23.4
オ＝ラン県	13.9	14.5	21.7	13.7	14.2	24.8	8.0	23.5
フランス全国	11.0	9.6	14.4	11.7	10.5	15.1	5.7	16.7

出所) Bernard Schwengler, *Le vote Front National: L'Alsace: un cas particulier?* Oberlin, 2003, p.196より作成。

アルザスに関して見ると、極右の勢力伸張はフランスのなかでも特に顕著であるということが言える。表5からうかがわれるが、欧州議会選を取り出してみても、大統領選を取り出してみても、いずれもアルザスの両県ともフランス全国平均に比べて高い率を示している(とりわけ、1995年の大統領選での得票率は、バ＝ラン県が全国1位、オ＝ラン県が2位である^{xxi})。

アルザスにおいて特に極右が伸張した要因について、ヴォグレールは4つの点を挙げている。
①他所者である移民がアルザス固有の領域に流入することが、ナチス占領によるアイデンティティ危機を体験した第二次大戦中の暗い記憶が想起され、この点をFN党首・ルペン(Jean-Marie Le

Pen)が強調したこと、②隣接するドイツやスイスとの比べて、暴力事件等が多発する治安悪化への危惧と社会秩序回復の欲求(フランス的な無秩序を拒否する、新しい自治主義の精神を肯定している面がある)、③フランス全国平均と比して高い移民(とりわけイスラム系)人口の比率を背景に、彼らとの間の文化的摩擦と、相対的に貧しい生活を送る彼らへの公的扶助のための高額な支出への不条理感、これらを解消する意思をルペンだけが代弁している、④経済危機・失業という問題群に対して的確な政策を示すことのできない既成政党への反発である^{xxiii}。グローバリゼーションとヨーロッパ統合が同時に進行するなか、特に経済の自由化が進み、人の移動が著しく増加するようになってきた文脈において、上に見られるアルザスの苦悩は、同地域が国境に位置するという地理的事情も手伝い、とりわけ労働者層を中心に深刻化していったと考えられる。これにアイデンティティの観点を重ね合わせれば、「フランス国民」意識に身を寄せることで、そうした危機意識を回避することに光を見出した投票行動であった^{xxiii}。ただし、要因の②に挙がっている自治主義の動きについては、FNではなく、むしろ地域主義政党の担う役割と考える方が適当である^{xxiv}。

FNとの路線対立からロベール・スピレールが同党を離れ、1989年に独自の地域政党「アルザス・ダボール」(Alsace d'abord=アルザスを第一に)を立ち上げ、よりアルザス固有の利益擁護を前面に打ち出す形で勢力を広げた(1992年統一地方選での得票率は、バ＝ラン県で6%、オ＝ラン県で6.2%。1993年国民議会選ではアルザス全域で5つの選挙区に候補者を立て、その平均得票率は6%^{xxv})。アルザス・ダボールの主張は、移民問題や治安、アイデンティティ問題にポイントを置いている点ではFNと軌を一にしているが、FNがナショナルな枠組みを重視してヨーロッパ統合(欧州連合)を否定するのに対し、「地域からなるヨーロッパ」の観点からアルザス地域の政治的権限の強化を追求している^{xxvi}。アルザス・ダボールの政治勢力としての根は極右にあったわけであるが、同党の支持拡大は、戦後は力を失い影を潜めていた政治的なエスノ地域主義が、20世紀末に至って再び顕在化の兆しを示してきたことを背景にしていると指摘できるだろう。ただし、近年、同様に勢力を伸ばした極右で、しかも帰属国家からの地域の独立を目指すオランダ・フランドレン地域のフラームス・ブラング(VB: Vlaams Belang)^{xxvii}や、北イタリアの北部同盟(Ligue du Nord)とは異なり、アルザス・ダボールの場合、フランスからのアルザス独立を目的に定めてはおらず、あくまで地域的自治(autonomie régionale)の確立を目指すにとどまっている。

表 6 アルザスにおける党派別得票率(1993-2002年)(%)

	社会党			中道派(UDF)			保守(RPR/MRP)			極右(FN)		
	BR	HR	全国	BR	HR	全国	BR	HR	全国	BR	HR	全国
1993年 国民議 会選	12.25	14.27	19.91	(a)	(a)	(a)	46.86	49.52	44.12	15.38	15.60	12.67
1995年 大統領 選	16.71	17.08	23.31	(b)	(b)	(b)	41.35	40.95	39.27	25.83	24.79	15.07
1997年 国民議 会選	17.58	19.98	25.50	17.82	10.41	14.70	7.19	22.57	16.81	21.73	20.01	15.09
2002年 大統領 選	11.17	10.80	16.12	11.95	9.12	6.86	18.53	18.12	19.71	23.38	23.52	16.95

注)いずれも第1回投票での得票率。BR:バ＝ラン県、HR:オ＝ラン県。

(a) UDFの数値はRPRに含まれている。

(b) UDFは候補擁立できず。

出所) *Le Monde*, 23 mars 1993, 25 avril 1995, 27 mai 1997, 23 avril 2002, 11 juin 2002

2002年の大統領選では、シラク大統領(MRP)とジョスパン首相(社会党)による一騎打ちが見込まれていたが、第1回投票で1位のシラクに次ぐ2位に FN のルペンが食い込む展開となり、ジョスパンは3位で決選投票への道が絶たれた。極右候補が大統領選挙の決選投票に残るのは 1958年に発足の第5共和制初のことであった。決選投票では、FN の外国人排斥・人種主義の主張に、フランスが体现しているはずの民主主義と人権擁護という基本的価値観の危機を見出したフランス国民は、この「政治的激震」(*Le Monde* 紙)^{xxviii}を乗り越えるために、社会党も党としてシラクへの投票を指示するなど、左右の支持党派を越えて圧倒的多数がシラクに票を投じ(82.15%の得票率。ルペンは 17.85%)、結果としてシラクが第5共和制史上最も高い支持を得る形で大統領に再選された^{xxix}。

アルザスでは、第1回投票の数字からは、全国平均を依然として大きく上回る FN 支持が示されている。第2回投票でも、シラクの得票率はバ＝ラン県で 79.32%、オ＝ラン県で 77.65%と、全国平均を下回る結果となっており、例えばオ＝ラン県の主要都市ミュルーズでは変わらぬ治安問題の故に、極右支持がむしろ根強いものとなっている^{xxx}。

以上、1990 年代以降のアルザス政治を検討してきたが、地域主義勢力を含めた極右の伸張という状況が観察できる一方で、総括的には左翼の後退と保守中道への回帰ということが総括的に言えよう。

2. 戦後アルザス地域主義の展開—政治意識の変化との関連をめぐって

前節ではアルザス政治の変容について、フランス全体としての政治との対比などを用いながら考察したが、本節ではこうした政治や政治意識の変容の背景にある、あるいはそれらを規定しているとも考えられる地域主義の動きの観点から、改めて捉え直してみたい。

2-1 1950 年代—1960 年代前半

第二次世界大戦後、政治的にアルザス地域主義の代弁者となったのは、戦前のUPR(Union Populaire Républicaine＝共和人民連合)の流れを引き、とりわけ宗教面でのアルザスの「特別地位」(statut particulier)の維持を擁護する中道派のMRPである。カトリック政党であり主として教会に関わる事案での利益代弁者という性格を持っていたが、地域言語、アルザス人アイデンティティという領域でもその保持を目指し、戦前には急激に盛り上がった自治主義者の要求をもかなり取り込んだ。

もともと、戦後のアルザス地域主義は、分離主義者を含む急進的自治主義者の 1930 年代から戦時中にかけてのナチスとの結び付きが糾弾され、アルザスにおける政治的主導権はフランス共和国への統合主義者にあった。反面、戦前の自治主義がラディカルになり過ぎたという認識から、過度の統合推進への反動によってナチス化されたアルザスへ戻ってしまうことに対する拒絶によって、統合主義者の積極的な活動にブレーキが掛けられもした^{xxx}。しかし、大勢としては、反ナチスのフランス共和国への地域の国民統合の推進であった。政党は全国政党となり、一地方の利害のみに関わる存在ではなくなっていた。フィリップスが述べるように、「政治的側面においては、ヒトラーのドイツによるアルザス併合が直接にもたらした帰結は、地域政党の消滅であったのだ」^{xxxii}。

例えば共産党は、シャルル・ユベール (Charles Hueber)、ジャン＝ピエール・ムレール

(Jean-Pierre Mourer)らが大战間期に自治主義寄りのアルザス＝ロレーヌ共産党 (Parti Communiste Alsacien-Lorrain)を組織していたが、戦後、フランス共産党の旗の下にまとめられてしまった^{xxxiii}。またカトリック系の政治勢力については、戦前、アルザスにおける最有力政党であったURPと、そこから分裂したAPNAの両党の構成員が、戦後になると全国規模のMRPに再統合されたのである。

さて政治の表舞台ではこうして「地域」の色彩が脱色されたかに見えたが、民衆意識の底流では地域主義の水脈が尽きたわけではなかった。

戦後アルザス地域主義の思想的基盤形成に指導的貢献をなした人物として、フィリップスはバース (Emile Baas)、オッフエ (Frédéric Hoffet)、ミュレール (Germain Muller)の三人を挙げている^{xxxiv}。バースはいち早く1945年に『アルザスの状況』^{xxxv}を著して、アルザス人の人格形成におけるアルザス語の抜きん出た重要性を、日常生活と言葉との密接なつながりを強調して説き、さらに仏独の狭間に位置するアルザスの「ヨーロッパ」において果たすべき役割の大きさについても主張している。オッフエは1951年刊行の『アルザスの精神分析』^{xxxvi}において、アルザス人が如何に正しく理解されていないかという認識に基づき、仏独の間を揺れ動いた結果の今日のアルザス人の持つ心理的複雑さを分析し説こうと努めた。「アルザスの魂」を解明しようとしたこの作品は、アルザスのみならずフランス全体で大きな成功を収めた。またアルザス語による風刺喜劇という形でアルザス人の閉ざされた心を解きほぐすのに一役買ったのがミュレールであった。この三人の活躍は、終戦後、ナチスへの対独協力という「負の遺産」を背負い込むことによって失われていたアルザス人の「精神の奪還」^{xxxvii}に大きく貢献することとなったのである。

こうした政治的・思想的背景のもとで戦後のアルザス地域主義は展開し、1950年頃からすでに、バ＝ラン、オ＝ランの両県議会がドイツ語教育の復活を求めてパリに働きかけていた。終戦によってアルザスはフランスに戻り、政府は地域言語に対しては国民統合の名の下に厳しい態度をとった。とりわけアルザスに関しては、アルザス語は仇敵ドイツの国家語たるドイツ語の方言として、公教育の場から排除されて学校で使用することは禁じられ、また戦前のドイツとの深い関わりの故にアルザスの政治史・文化史は教授されず、こうした背景の下「若者は意識的にそして体系的に〔フランスに〕同化されることになる」^{xxxviii}。そして「地方の言語・方言の教育に関する1951年1月11日の法律」、通称「ディクソンヌ法」(Loi Deixonne)^{xxxix}で、一部の「地域語」(langue régionale)の学校教育における復活を認めたものの、アルザス語はここには含まれなかった。終戦間もないこの時期に、ドイツ語がフランスの地域語として存在することなど容認されるべくもなかった。つまり、戦前の「アルザス自治運動」があまりにドイツとの関係が深かったため、ディクソンヌ法ではアルザス語

を地域語として認定することは全く問題外となったのである」^{xi}。

2-2 1960年代後半-1970年代前半

「ルネ・シケーレ協会」(Cercle René Schickele)やICS (Intellectuels Chrétiens Sociaux = 社会キリスト教知識人会議)がアルザス全域でアルザス語・アルザス文化の擁護・発展を目指して自主的なドイツ語講座やセミナーを精力的に行い始めた1970年代前半は、1968年の「五月危機」を背景に、政治の舞台ではゴーリストが政権から転落し、長い間アルザスを支配してきた保守中道支配の枠組みも、少しずつ全国的な「右翼-左翼」の枠組みへの移行が見られる時期である。ミッテランが社会党党首に選出され、同党が党刷新の契機となったのは、折しもこの時期1971年のことであった。以後、周辺地域に対する社会党の政策方針は「自主管理社会主義」に基づく地域主義の擁護となった。

アルザスにおいて、ドイツ語方言としてのアルザス語保持と、そのための学校へのドイツ語教育導入・拡大への強い意志、そしてそれを軸に広まりつつあった地域主義の気運は、

「アルザス方言は、その他のアルザス文化と全く同様に尊重されるに値するものである。この地域から[アルザス]方言を取り除くとしたら、それはアルザスがもはやアルザスでなくなることになるだろう。」^{xii}

という、バ＝ラン県知事のスピーチ(1971年)にも表れている。

そしてこの時期、地域主義をめぐって見落とせない重要な行政上の動きは、1972年秋に開始された「オールドリート改革」である。アルザス人の大学区総視学官^{xiii}ジョルジュ・オールドリート(Georges Holderith)の名を取ったこの改革は、ルネ・シケーレ協会が中心となって自主的に学校外で行っていたドイツ語講座が盛況を博している状況に注目したオールドリートの二つの発議に基づき、①アルザスの地域言語状況を考慮し、ドイツ語の修得のためにアルザス語が有する可能性を高めることを目指す、②生徒と教師の意志に基づいて、小学校最終2学年(第4学年と第5学年)で毎日30分の割合でドイツ語授業を導入するというもので、両県議会で支持を受け、先ず実験クラスで実施された後、全アルザスに導入された^{xiiii}。

2-3 1970年代後半-1980年

サヴェルヌ選出の中道派議員ゼレールが、今日アルザスが抱える経済・社会・文化の諸問題の

「進歩主義的」(progressiste)^{xliv}解決を目指して左寄りの「イニシアティヴ・アルザシエンヌ」を組織し、具体的な形で、政治的にアルザス地域の独自性擁護への積極的取り組みを率先したのは1970年代後半のことである。1975年のフランス世論研究所(IFOP)による調査では、85%のアルザス人がドイツ語の早期教育を支持していた^{xlv}ように、広いエスノ地域主義の意識的基盤を背景に、ゼレールは70年代前半から中央政府に対し、とりわけ地域言語への寛容を巡ってアルザスの地域主義運動に対する政治的譲歩を求めているが、この時期依然としてパリは特に親地域主義的な反応は示さなかった。オールドリフト改革の成功を受けて、ドイツ語教育の開始年齢のさらなる引き下げを要求するゼレールに対して教育当局は、小学校第4学年より早くドイツ語を教えると、フランス語よりも好んでドイツ語を話すようになるので同学年以前にこれを行うことは容認できないと拒絶した。ここに働いているのは、「[地域言語・文化の]教育は、……国家によって具現される国民統一を厳格に尊重するよう認識されなくてはならず、人工的に国民文化と地域文化とを対立させてはならない」という論理であった^{xlvi}。

こうした地域と国家との駆け引きのなか、1979年の国立統計経済研究所(INSEE)の世論調査では対象になった家庭の90%以上がアルザスでのドイツ語知識の有益性を認め、父母の80%以上が「小学校でのドイツ語学習に賛成」していた^{xlvii}にもかかわらず、アルザス語を母語とするアルザス人の比率は減退し続けた^{xlviii}。このことは、アルザス語を使う芸術家・知識人層には特に深刻な危機感を与えることになった。この危機感が生み出したのが次の「詩人・作家・歌手・文化闘士からのアルザス議員へのアピール」(1980年1月3日)である。

我々は今日、我々の文化の歴史的岐路に立っている。アルザスが開花するか凡庸なものに埋没してしまうか、それは[アルザスに]責任を担う者たちが、アルザスに相応しい文化的将来を提案する勇気を、今、持つか否かにかかっている。

アルザスの言語状況において、[アルザス]方言の憂慮すべき衰退が進行していることを、あなた方は知っている。もしこの変化が続いていくと、西暦2000年にはアルザスの若者はもうアルザス語を話さなくなるだろう。

[アルザス]方言の消滅とともに民衆の記憶は消え去るだろう。そしてアルザス・バイリンガルの支柱の一つが消失し、ヨーロッパという空間に我々を位置付ける能力を失わせることになるだろう。

ゆえに重要なのは、その言葉自体のためだけでなく、それが秘める昇進と開花の[可能性の]ために、その言葉を話す全ての人の尊厳のために、大至急、一つの言語を救うことである。

数十年来、現在ほどアルザス問題が深く追究された時はない。多様な言語・文化の対立が必要なのではない。フランス人であるとともにヨーロッパ人であるというアルザス的共生の探究が必要なのである。こうした考えは、代議士がアルザスの言語的・文化的特殊性を考慮に入れるのを拒むならば、不毛に終わってしまうだろう。

よって我々はあなた方に要請する。一つの約束をし、第一歩として我々の地域言語の二つの構成要素、即ち話し言葉としての〔アルザス〕方言と書き言葉としての標準ドイツ語に正式な地位を与える交渉を行うことを。

もはや委員会の地下牢で〔アルザス〕方言を無視させてはならない。そこでは〔引き延ばし作戦で〕窒息させられるからである。もはや文化的施設の魔力を信じてはならない。それは死した言語の博物館に終わってしまいかねないからである。民衆に文化的自殺の責任を負わせるのはもう止めよ。民衆はエリートが与える危険な例に従っただけなのだから。

アルザスの文化運動は、文化の破壊と社会・経済の分野での深刻な結果とを避けるために、具体的な提案をあなた方に行う用意がある。

もしこの声が速やかに聞き入れられないならば、アルザス地域主義の反応が急進化することを恐れることになる。詩人が黙り、失望が彼らを沈黙させたとき、暴力の時代がやって来る。^{xlix}

特に後半は過激な表現で彩られているこの「アピール」は、ドイツ語圏を中心に注目を浴びたⁱ。また早くも1月5日にはアルザスの両県議会議長が「アピール」に対し「我々の方言を保持する方法を立ち入って検討する」と回答し、1月11日にはバ＝ラン県議会が討議を行い、過半数の議員がアルザスの先祖伝来の言語・文化に相応しい、当然与えられるべき地位を要求しⁱⁱ、アルザス政界レベルでの中央に対抗する動きもにわかに活発になった。

2-4 1980年代(1981年以後)

そして1981年5月、ミッテランが大統領に当選し、社会党が政権に就いて地方分権化改革が着手される。大統領選の選挙演説(1981年3月14日、ロリアンにて)の際に、「我々は相違への権利を宣言する」^{lii}と述べたミッテラン政権が政治的に後盾となったことは、アルザスに限らず周辺少数民族の地域主義運動にとって有利に働いた。事実、これまで周辺地域の言語・文化に概して非好意的であった歴代の国民教育相であったのに対し、同相のポストに就いたサヴァリ(Alain Savary)は就任後まもなく次のように声明を出している。

「流刑にされ、さらに抑圧されてきた諸地域の過去、文化、言語の全ては、慣れ親しんだ環境で〔自身を〕隠匿することなく再び相応しい地位を占めなくてはならない。そこで学校は、子供一人ひとりの人格形成のために、〔諸地域の言語・文化の〕豊かさを認識するように教えなくてはならない。」^{liii}

中央政界レベルでのこうした後盾を得て、1981年10-11月に催された「アルザス人の文化的権利認識のための地域大会」において、社会党、共産党、及びエコロジストの左翼政党と、CEDT、CGT、SGEN-CFDTの各労組、それにルネ・シケーレ協会と「我々の正統性会」(Unstri Gerichtigkeit)の地域主義団体が、バイリンガリズム促進とアルザス文化の擁護をめぐる要求と闘争の「セレスタ共同綱領」を採択し、翌1982年1月には保守多数のバーラン、オーラン両県議会がいずれも全会一致でこれを採択した。その要求内容は次の通りである^{liv}。

- ①アルザス地域語(アルザス語と標準ドイツ語)のフランスの言語としての認知
- ②アルザスの言語的文化的現実に即したフランス語教育の適用
- ③小学校第2学年からのドイツ語入門教育の開始
- ④中学校第1学年からの第2言語入門教育の開始
- ⑤母語での幼稚園への受け入れ
- ⑥幼稚園・小学校での〔アルザス〕方言による口頭表現の時間帯〔の設置〕
- ⑦学校教育の全段階における「アルザス文化」教育〔の施行〕

社会党を始めとした左翼諸派の政治勢力だけでなく、依然として中道・右翼多数の両県議会までが公然とアルザス固有の言語文化の擁護・発展を目指してこうした動きに出たことは、かなりのレベルでアルザス人の政治意識に変化が生じてきたとも考えられる。第二次世界大戦の「負の遺産」の重荷に苦しんできたアルザス人が、戦後数十年を経て次第に過去の呪縛から解放され、ありのままの自分のたちを評価しようという意識に目覚めてきたということである。時は流れ、対独協力の告発は過ぎ去って、その科による被告発者として親ドイツ論者を見る眼は時代錯誤になった^{lv}。中道派及びゴーストの支配の下、保守的でフランスへのナショナリズムにも等しい政治的姿勢に牽引され、そのなかに自己を委ねるように推移してきたのが戦後のアルザスである。しかし国民議会選挙などの結果から見れば依然として中道右派が多数とはいえ、こうした地域の議会表明に見られるように、地域言語・文化の擁護という左派的政治活動は、アルザス人政治家に要求さ

れたが故の行動であるはずであり、アルザス語存続への強い意志にも表れているように、アルザス地域主義の高まりを否定することはできない。

そして80年代初頭のこうしたアルザス人の政治意識の揺らぎと地域主義の動きを受ける形で地域言語文化行政に現れたのが、1982年6月9日のデイヨン(Pierre Deyon)大学区長による「アルザスにおける地域言語文化に関する通達」(いわゆる「デイヨン通達」)であり、ここにおいて完全ではないがアルザス地域語教育の回復がなされた^{lvi}。アルザス地域語としてのドイツ語教育が、初めて文書で認められたのである。ここでは先ず、「国民教育省が、フランス共和国の一体性を確認しつつも、地域の言語文化の独自性への十分な配慮を払うのは当然のこと」であると言明し、次いで「学校はアルザスの子供たちに開花と昇進の新たな可能性をもたらすもの」であり、そして政治的に意義深いのは、「この地域の子供の過半数が話しているアルザス語は、書き言葉としては国際的な教養語であり普及している言語、つまりドイツ語を有している」ことを、公的に認知したのである^{lvii}。

こうした認識に基づいてデイヨン通達は、教員と家族の意志を尊重しつつ、志願者のドイツ語教育の法的認可を下すこととなった。さらに注目すべきは、以前は学校では生徒間の使用等において公然と虐げられていたアルザス語が、条件付きながらも授業の外で自由に使用できるようにするという勧告がなされた点である^{lviii}。またドイツ語に加え、「地域言語文化」が教科として認められ、遂に「書き言葉としてのドイツ語」と同時に「話し言葉としてのアルザス語」の双方が、アルザス地域主義者の要求通り、公に認知されたのである^{lix}。

以上のようにアルザスの地域言語政策に大きな変化をもたらしたデイヨン通達は、「アルザスの固有性の保持と発展のために大きな進歩をもたらす」というルネ・シケーレ協会による評価^{lx}にも見られるように、アルザス地域主義運動にとって大いに価値あるものであった。

そしてデイヨン通達を受けて、1980年代のアルザス地域主義が求める言語文化の諸要求に対して、政府側がより詳細に取り組んだ結果は大きく前進を見せた。デイヨン通達から時を待たずに出された「国民教育の公共業務における地域文化・地域言語教育についての通達」(1982年6月21日)では、①地域言語の保護のための国家の公式な介入、②国民教育における地域言語の地位の確立、③生徒と教員の志願者に対する地域語授業の認可、の三点を柱とするもので、ここでは注目すべき進展として、バイリンガルでの実験授業が導入されたことが挙げられる^{lxi}。

また1985年6月通達では、とりわけドイツ語の教員養成への一層の配慮が示され、ライン側の対岸のドイツのバーデン＝ヴュルテンベルグ州などの小学校との交流を、ドイツ語教育の重要な契機になると説き、次のように述べている。

「[アルザス]住民が希望し代議士に要望されている小学校でのドイツ語教育の質的・量的進展は、地域の言語文化に関する我々のプログラムの本質的要素の一つであり、このプログラムは、アルザスの子供たちに開花と発展の新しい可能性をもたらすに違いない。」^{lxii}

また1985年6月の大学区長総括(bilan rectoral)は、「ドイツ語教育は、ドイツ語習得のためにアルザス方言が持つ重要な潜在能力を考慮に入れ発展させる」と述べ、地域の言語の実態についての理解が大きく前進したことを示した^{lxiii}。そして同年の大学区通達(circulaire rectoral)によって、「中学校第4学年からバカロレアに至るまで、他の教育科目と同じ地位で生徒の時間割に実際に加えられて、週2時間の選択が認められ」、遂にバカロレアの選択科目に「アルザス地域文化」が導入された^{lxiv}。

2-5 1990年代以降

1980年代を通じて、アルザス地域主義は、フランス中央政府からの言語・教育・文化政策の面で一定程度の前進を勝ち得てきた。それは、ミッテラン大統領の下、社会党を中心とする歴代の左翼政府が進めてきた脱中央集権の大きな流れのなかで進められてきたものといえることができる。

たとえば1991年には、フランス語とアルザス地域語での教育時間を半分半分とした完全バイリンガルの幼稚園・小学校が初めて設置された。また地域語・地域文化活性に関わって協力を推進する国、アルザス地域圏、バ＝ラン県、オ＝ラン県の「四者協定」(Convention Quadripartite)が締結された(1994年、次いで2000年に更新)。「四者協定」では、完全バイリンガル教育をバカロレア(中等教育終了)まで発展させることと、幼稚園年少クラスから小学校最終学年の間でのドイツ語とアルザス語の応用的教育を一般化させていくことが、目標に据えられた。教員養成の問題も生じるわけであるが、これについては大学附設の教員教育大学機構(IUFM)のなかに、バイリンガル教員養成センター(Centre de Formation aux Enseignements Bilingues)が、2001年11月に設置されている^{lxv}。

しかし、地域主義者が現状で十分に満足を得たとは言えない。たとえば、ルネ・シケーレ協会が2003年に主催したシンポジウムで、アルザス地域圏議会副議長ベルナール・ストゥセル(Bernard Stoessel)は以下の「10の提案」を行い、一層のアルザス地域語・文化のための施策の充実を訴えている^{lxvi}。

- ①地域語の法的地位の確認
- ②地域文化等の振興のために国、アルザス地域圏、バ＝ラン県、オ＝ラン県の間で結ばれた四者協定(2000年締結)の、とりわけ公教育面での効果的な適用
- ③私立学校における地域語とフランス語のバイリンガル教育の強化支援
- ④バイリンガルの幼児の厚遇
- ⑤地域語での様々な年齢層による学校外活動の支援
- ⑥劇場での地域語使用促進計画の策定
- ⑦地域語での書物等の執筆、刊行、流通の支援
- ⑧地域語による様々な分野でのオーディオ・ビジュアルの開発策の策定
- ⑨バイリンガルでの市町村広報や道路標識の設置などの働きかけ
- ⑩隣接するドイツの自治体との交流や共同活動の強化

以上のような主張が、アルザスからは特にパリの中央政府に向けて発せられている。しかしながら、これらの要求をラディカルに解釈するなら、フランスという国民統合の解体をも招きかねない要素を含んではいる。とはいえ、ドイツ語・ドイツ文化圏にルーツを有するアルザス文化、アルザス・アイデンティティを強く維持するアルザス人が、今日、フランスからの独立を志向するというのは非現実的である(前節で見た政治意識の変遷からもこの点は確認できよう)。そうした背景には、アルザス地域主義の要求をパリに訴えるルートが極めて政治的に穏便であり、また国境を越えてドイツと接していることやヨーロッパ統合の進展のなかにあつて、「ヨーロッパ」に地域の未来を託すことができるという認識に基づき、フランスという国家に帰属して政治的安定を確保しつつ、文化的あるいは経済的な側面で地域の要求の獲得を目指すという指向性が強く根を張っていることが指摘できる。

3. 国境をこえるアルザス地域主義とその政治的インプリケーション

フランスという「六角形」の領域の周辺部には、多くの領域的エスニック・マイノリティが存在し、なかでもブルターニュ、コルシカ、オクシタニーといった地域は経済的にも辺境に置かれており、当然、地域主義運動において経済的要求は一つの要となっている。しかし、アルザスでは多少事情が異なる。ここには EU(欧州連合)という戦後の新しい政治・経済・社会の枠組みの進展が大きな背景としてある。アルザスはEUの主要機関である欧州議会(Parlement européen)、及びEUとも密

接な協力関係にある国際機構・欧州審議会(Conseil de l'Europe)の本部を中心都市ストラスブールに擁しており、地理的にフランスの「周辺」という性格と同時に、欧州の「中心」としての性格も兼ね備え、言わば「辺境の逆転」^{lxvii}が生じている。

この地域はライン川を挟んでドイツと、南部ではスイスと接しており、いずれもドイツ語の互換性も大いに寄与して、すでにドイツやスイスとの多数の経済的連携が見られる。例えば「フロンタリエ」(frontalier)と呼ばれる越境通勤者について言えば、工場労働者などを中心にアルザス労働人口の7.4%(55,000人)がドイツあるいはスイスに毎日働きに出ている^{lxviii}。さらに、アルザスにおける産業資本は、フランス国内からのものだけでなく、むしろ上記のドイツ語圏からのものが多く^{lxix}、市場統合によるヒト・モノ・カネの自由な往来は、こうした従来の国境を挟んだ地域間の経済的交流をますます促進することに寄与する。つまり、EUによる「欧州」の発展は、ライン川をまたいだアルザス(フランス)、バーデン＝ヴュルテンベルク(ドイツ)、バーゼル(スイス)の三地域を結んで「黄金の三角地帯」^{lxx}と呼ぶ見方にも表れているように、アルザスの位置価値を大きく上昇させ、アルザス経済にはきわめて有効に作用する。実際アルザスは、フランスにおける他の周辺地域がいずれも経済的困難に喘いでいるなかにあつて、相対的に豊かな地帯に属しており、地域主義の展開については、オクシタニーなどのそれが低開発化に対する異議申し立ての側面を大変強く持っているのに比べ、ここには経済的要素はほとんど含まれない。多分にエスニックな要求のみに彩られている。

ヨーロッパ統合は、既存の国民国家(nation-state)を「上向き」に相対化するトランスナショナルな指向性を有する反面、サブナショナルな「地域」に力点を置く「下向き」の動きでもある。よって、このような潮流のなかにあつては、逆説的ではあるが、政治的にも経済的にも地域主義が分離や独立を指向することは可能性も必要も大幅に減じている。こうした要因が、アルザスの有する「負の遺産」に加味され、かつての政治的自治主義の力はほぼ完全に失われ、アルザス地域主義は文化的、あるいはエスニックな内実のみとなっている。以上から、アルザス地域主義を指して「エスノ地域主義」(ethno-regionalism)と呼ぶことは妥当であろう。あるいはコナーの言葉を借りれば「エスノナショナリズム」とも言えよう^{lxxi}。

地域主義、特にアルザスのそれについて考えるとき、「ヨーロッパ」という視点を抜きにすることは出来ない。アルザスの文化的エスノ地域主義は、言語・歴史的背景・地理的性格からライン川を挟んだドイツの文化との親近性を大いに後盾にしているし、ヨーロッパ統合の推進、統合の推進役としての仏独関係の強化は、これに肯定的価値を付与し得るものだからである。アルザス人の親ヨーロッパ的性格を示す象徴的出来事であったのがEU設立条約であるマーストリヒト条約の批

准をかけた国民投票であった。アルザスとしては 65.6%、ストラスブールに限れば 72.2%が「ウイ」であり、フランスで最も高い支持を表明した^{lxxii}。同地域にとって「ヨーロッパ」という選択肢は不可欠なものであり、実際その視野の下で独自にドイツやスイスの諸地域との国境横断的連携がなされている。

アルザス地域主義は、大戦間期から戦時中にかけては、共産党所属の一部のアルザス・ナショナリストがナチスと結び付いて分離主義を掲げる政治的自治主義にまで至ったが、今日ではヨーロッパ統合の進展という状況のなかで、分離・独立という動きは現実性を失い、ヨーロッパの中心地の一つとして発展する道を選択する方がはるかに現実的となってきた^{lxxiii}。こうした背景で、戦後のアルザス地域主義の発現は、フランス国家との関係においては終始穏健であり、実際自治主義を標榜する地域主義政党は選挙において僅かな票しか得ることができず、この点から見ればフリップスの言うようにナチス・ドイツ併合を通じて「地域政党は消滅」^{lxxiv}してしまったことは否めない。こうした政治状況とも相俟って、アルザス地域主義、それを担うアルザス人は、「ヨーロッパの中心」としての地政学的有利さを選ぶなかで、パリとの直接的な政治的駆け引きよりも、言語的・文化的に繋がり強いライン川を挟んだ隣国ドイツ、スイスとの連携を重要視するようになってきた。

アルザスは、ドイツに帰属していた歴史的背景の影響もあって、経済的に大きくドイツ資本に依存している。これは、アルザスの産業に占める外国からの投資が 31.5%に上り、これはフランスで最も高い比率を示しており(フランス平均 16.5%)^{lxxv}、そしてアルザスにおける労働者の 39%がこうした外資系企業に雇用されていて、その内ドイツ系が 45%、スイス系が 21%を占めていること^{lxxvi}からも明らかであろう。また、ドイツ、スイスへのフロンタリエ(越境通勤者)の状況から、その結び付きをさらに強く認識できる。1990年のデータによると、アルザスから先述のように 55,000人が毎日ドイツないしスイスに越境通勤している。このうち、行き先の大部分を占めているのがドイツのバーデンヴュルテンベルグ州とスイスのバーゼル州で、それぞれ 22,000人、30,000人である^{lxxvii}。

これらの数値からも窺い知れるように、アルザスとドイツ、スイスの隣接諸地域との連携は無視できない規模に至っている。地域行政レベルにおいても、トランスナショナルな地域間協力は次第に制度化されてきている^{lxxviii}。なかでも「レギオ」(REGIO)は 1963年以降、アルザスとドイツ、あるいはアルザスとドイツとスイスの地域間で、様々な分野での国境をこえた協力を展開してきている。その組織は、1975年の「ボン協定」(accord de Bonn)で設置された南部オーバーライン地方の「三地域委員会」(Comité tripartite)と北部オーバーライン地方の「二地域委員会」(Comité bipartite)、それに「ドイツ・フランス・スイス政府間委員会」(Commission intergouvernementale

franco-germano-suisse)からなり、適宜作業部会を設置して、経済、交通、環境、エネルギー、文化、メディア、教育交流といった諸テーマに取り組んでいる^{lxxix}。設立から四半世紀を経て、1989年12月15日にはバーゼルで、ミッテラン仏大統領、コール独首相、そしてスイスのドゥラミュラス(Jean-Pierre Delamuraz)首相の間で、これらの委員会の果たす役割の重要性を再確認しつつ、国境通過の簡易化、交通手段の強化、文化・大学教育・環境問題における相互協力を謳った共同宣言が発せられた^{lxxx}。

レギオのような脱国境的地域間協力の促進には、EU(欧州連合)の地域政策において「インターレグ」(INTERREG)というプログラムの下で支援が行われている。インターレグは、「他の国民経済やEU全体に対して相対的に孤立した位置にあることから生じる固有の問題を克服するために、国境横断的協力を発展させ、EUの内及び外の国境地域を援助すること」を一つの目的としており^{lxxxi}、EUに加盟していないスイスについても、対象地域(オ＝ラン県)との高度の国境横断的協力があることから、支援が与えられている^{lxxxii}。このインターレグを始めEUでは、国民国家の枠組みに必ずしもこだわらない「地域」に対しての支援を強めている^{lxxxiii}。

では、こうした国境をこえた隣接地域の連携強化には如何なる意義を見出し得るのであろうか。レギオは、「歴史的に一つのユニットであった地域が国民国家の国境によって寸断されていたのを再び一つの文化・経済的ユニットにする」^{lxxxiv}ことを目的としている。つまり、このライン川を挟んだアルザス、南西ドイツ、スイス北部の地域間協力の進展、結び付きの強化は、単に経済的な要因だけに因るものではなく、多分に文化的な力が働いた結果とも言えるのである。フロンタリエという労働形態を可能たらしめているのは、アルザス、ドイツ、スイスの間の賃金格差の存在という要因もあるが、ここで何より重要な点は「ドイツ(語)文化圏」の協調ということである。ここでは、アルザス人という一つの民族(エスニー)が、文化的近接性を拠り所とした南西ドイツ、北部スイス地域との連携を強めつつ、統合ヨーロッパの「中心」に位置することに大きく起因する「ヨーロッパ人」意識を次第に醸成してきている。社会的・文化的に既存のフランスという国民国家の壁をこえているという意味で、この状況を「地域主義のトランスナショナル化」^{lxxxv}と呼び得る。つまり「ヨーロッパ」時代の到来によって、エスノ地域がその発展のために必ずしも国民国家への絶対的依存が必要なくなってきた、ということを示唆する。これは、アルザスが一地域としての独自性を、国境をこえた経済・文化活動のなかに見出し、それを通じて「アルザス」というアイデンティティを強化することによって、国民国家フランスの「外堀」が、ドイツ及びスイスとの境界において多少なりともぼやけたものとなっていることを示しているのである。そもそも国民国家の外壁たる国境については、「国家の領域性と統治の排他性を保障するものが、いうまでもなく、国境であり、したがって、非浸透性

(impenetrability)が国境の本質であった」^{lxxxvi}。しかし、ライン川周辺に見られる状況は、国家間の「外生的に(国境紛争の結果として)設けられた人為的な国境」と「人々の生活圏、すなわち人々の人口集中点とそれを結ぶコミュニケーション・ネットワークの外周に、いわば自然発生的に生まれた自然的な国境」^{lxxxvii}という二種類の国境の存在を認識することの必要性を、現実に提起している。

アルザス地域主義のトランスナショナル化には、ラフォンが主張する必ずしも民族(エスニー)にはこだわらない「地域」としてのアイデンティティ^{lxxxviii}の発揚と言い得る面もあるだろうが、しかしそれだけでなく、多分に歴史的な文化的・民族的(エスニック)要因も強いと言わざるを得ない。これらが複合的に「自然的な国境」のなかでのネットワークを促進し、既存のフランスの「人為的」国境をぼやけさせて国民国家の枠組みを相対化しているのである。

結

1960年代中頃以降、国民国家が唯一絶対の利益配分者としては必ずしも認め難くなってくる状況のなかで、「国民」(nation)に代わる自決の手段として「エスニシティ」(ethnicity)が台頭してきた。つまり人々が、必ずしも自分たちの要求に添えなくなった「国民」あるいは「国民国家」の代わりに自分たちを結集するのに役立つ手段として目を向けたものがエスニシティであり、エスニックのアイデンティティを前面に押し出した自決がエスノナショナリズムである^{lxxxix}。第二次世界大戦直後、フランス国民という共同体への強烈な自己同定を行ってきたアルザス人が、それから20年を経て、アルザス語・アルザス文化というエスニックな共通性に次第に自決の矛先を向けるようになってきたという構図である。

そして70年代以降は、政治の舞台でもアルザス地域主義に変動が訪れる。60年代後半からの欧米を中心としたエスニシティの台頭と文化多元主義重視の世界的潮流—例えばカナダにおけるケベック人のエスノナショナリズムとそれに呼応して導入された多文化主義政策—、そして左翼の台頭という大きな時代の波のなかで、中道保守の伝統的に強いアルザスにおいてさえも右翼の衰退が認められた。

アルザスには「マジョリテ・アルザシエンヌ」(Majorité alsacienne: 以下 MA)という言葉がある。主としてアルザスの中道派及びゴーストによって使われ、全国レベルの政治における「右翼-左翼」という図式との相違を、即ちアルザス政治の独自性を表そうとするものであり、アルザスに固有の政治的・社会的利害の代弁者を自認する表現である。当然、戦後の地域主義の動きをもここには

包摂してきたわけであるが、現実には MA に象徴される地域主義は、既に幻想に過ぎなくなっている^{xc}。というのも、前述のような政治的時代背景が、その力にも大きな打撃を与えてきたからである。

1989年、市議選においてMAは単独過半数を割り込んで敗北を喫し、ストラスブールやミュルーズといった主要都市の市長は社会党員となった。左派が大きく前進し、アルザス政治はまさに「断絶状態」^{xcii}となった。かつての MA への支持が計算上は社会党に回り、そこで新たに地域主義の動きを押し進めるのだとしても、政治勢力図においては明らかにアルザスの「政治的な特殊性の喪失」^{xciii}が認められた。アルザス人はその政治意識において左と右に分裂した。かつては右一辺倒であったものが、世界的な文化的多元性を是とする左転回の潮流のなかでアルザス人も半ば左傾化し、内在的には地域主義を含んでいるとしても、1980年代後半から90年代前半にかけて、皮肉にも敵手たるフランスの平均的政治思潮に歩み寄る結果を生んだのである。

そして、結果からアルザス地域主義が1945年以降に果たしてきた役割を考えるならば、フランス全国レベルの政治にアルザス政治が追随するのを助長することになったのである。例えば第四共和制最後の首相を務めたフリムラン(Pierre Pflimlin)は、「アルザスがアルザス自身からなっていることを知らしめるのにひとかたならぬ尽力をした」が、「強力な国民統合を前にしては」ICS やイニシアティヴ・アルザシエンヌといった地域主義の現れは微かなものに過ぎなかった^{xciii}。しかし、ここには、地域主義は今日、「政治への影響力を行使出来ない」^{xciv}が「文化」ではそのようなことはない、即ち「政治的」には脆弱な存在になっているだけで、前に見たように地域語の学校教育への導入・拡大への働きかけを軸として「文化」の領域では依然大きな力を持っている、という留保を付けておく必要がある。

ところでシュヴァングレールの指摘するように、80年代に入ってからMAの衰退に見られる政治意識の変動の背景には世代交代という要因がある^{xcv}。新しい、戦争を知らない世代の台頭によって、選挙においてアルザス人アイデンティティに固執することが減じ、政治的な特殊性の喪失、即ちフランスの平均像への収斂を促したという^{xcvi}。しかし、地域主義は政治的には微弱な存在となっても、表7からも分かるように、言葉の保持を基盤とした文化の領域での影響力は強く保っている点から考えると、世代交代の果たした役割は、もう一つ「過去」からの解放であったと言える。アルザス人が抱く「負の遺産」を直接には知らない世代は、「アルザス」それ自体を新しい価値として発見・認識出来るのである。

表 7 バイリンガルについての意識調査

(1989年、ストラスブールの調査機関 ISERCO による)(単位%)

	強く賛成	やや賛成	賛成合計
幼時学級でのアルザス語の使用	26	35	61
バイリンガル(仏独)の役所の書類	28	25	53
バイリンガル新聞の必要性	29	32	61
公務員に対するアルザス語の研修	34	25	59
アルザス語によるラジオ放送の増加	37	21	58

出所) *Land un Sproch*, no.96, 1990, p.10.

戦後半世紀ほどのアルザス政治史において、極論すれば、かつての自治主義と比較すれば穏健なものでも、政治の舞台では地域主義の流れを汲むものはほとんど力を得てきていない。

但し、言語が文化の重要な核である以上、表 7 が示すアルザスでのドイツ語(アルザス語)の必要性認識は、背景としての「エスニック・シンボル」^{xvii}としてのアルザス語への強烈な愛着があるわけであり、ここに立派にエスノ地域主義の血が脈々と流れている。もともと、このアルザス語への執着の理由を全て「エスニック・シンボル」としてのアルザス語の役割に帰着させることは、問題も残る。そのなかには、アルザス語を通じてドイツ語を知っているという「手段としての言葉」という側面も否定出来ないからである。しかし、いずれにしても、政治の舞台ではフランスに歩み寄っていても、非政治的な文化の領域ではアルザスの独自性を求める地域主義は生き続けていることは確かである。言い換えるならば、アルザスのエスノ地域主義は、20 世紀終わりに至る政治(アルザス地域政治、フランス政治、ヨーロッパ政治という様々なレベルの政治をここには含むことになる)の流れのなかで、文化的・民族的な「核」はしっかり携えつつも、政治的にはきわめて穏健で現実的な行動を示すものとなってきているということである。

本章で明らかになったことは、アルザス政治の営みが、アルザス人としての民族的独自性に裏打ちされた文化的要求を徐々に獲得する政治的闘争を経ながら、次第にフランスへの国民統合のなかに取り込まれてきたこと、またその過程でヨーロッパ統合の進展が直接・間接にアルザスとフランス政府との間の政治的駆け引きの緩衝材として機能しつつ、アルザスでの民族をめぐる政治が非政治化してきたことである。

ただし、アルザスが民族的独自性を放棄したわけではない。それは必ずしも政治性を帯びない文化的活動のなかでは強く維持されているし、ひとたびフランス政府がアルザスに抑圧的な政策をとれば、にわかに政治問題化する可能性があることは否定できない。アルザスとフランス、さらにヨーロッパを加えた3つのアクター間での政治的安定をもたらしているガヴァナンスは、この3者の政治的バランスのなかに形成されている。本章ではこのうちアルザスの立場からのバランスの構築を見た。フランス政府の側からの詳細な取り組みについては、次章で検討することとする。

ⁱ Emmanuel Le Roy Ladurie, “Les minorités périphériques: intégration et conflits,” in André Burguière et Jacques Revel, eds., *Histoire de la France: Les conflits*, Seuil, 1990, p.486.

ⁱⁱ Bernard Vogler, *Histoire de l’Alsace*, Editions Ouest-France, 2002, p.56.

ⁱⁱⁱ Richard Kleinschmager, “Aperçu de sociologie contemporaine,” in Pierre Klein, éd, *L’Alsace*, Editions d’Organisation, 1981, pp.307-308.

^{iv} Jean Ritter, *L’Alsace*, Presses Universitaires de France, 1985, pp.112-113.

^v Kleinschmager, *op.cit.*, p.308.

^{vi} Solange Gras, “Regionalism and Autonomy in Alsace since 1918,” in Stein Rokkan and D. W. Urwin, eds., *The Politics of Territorial Identity: Studies in European Regionalism*, Sage, 1982, pp.346-347.

^{vii} *Ibid.*

^{viii} 「五月危機」については差し当たり、中木康夫『フランス政治史』(下)、未來社、1976年、第4章「『五月危機』の生成と帰結」を参照。

^{ix} 中木康夫「戦後フランスの政治」同(編)『現代フランスの国家と政治』有斐閣、1987年、47頁。

^x ゼレールは、後にアルザス地域圏議会議長に就任した。

^{xi} Kleinschmager, *op.cit.*, p.310.

^{xii} Gras, *op.cit.*, p.347.

^{xiii} ゼレールの政治思想については次を参照。Adrien Zeller, *La politique autrement*, Culture alsacienne, Griesheim-sur-Souffel, 1978.

^{xiv} *Le Monde*, 23 juin 1981.

^{xv} 同改革については、大津浩「フランス地方分権制と単一国主義—歴史的背景とミッテラン改革」宮島喬・梶田孝道(編)『現代ヨーロッパの地域と国家』有信堂、1988年。

^{xvi} 伊藤るり「単一国家の『地域問題』」原輝史・宮島喬(編)『フランスの社会 変革を問われる文化の伝統』早稲田大学出版部、1993年、71-72頁。

^{xvii} Richard Kleinschmager, *Géopolitique de l’Alsace*, bf Editions, 1987, p.92.

^{xviii} ミッテラン再選をめぐる状況・要因の分析は、渡邊啓貴『ミッテラン時代のフランス[増補版]』芦書房、1993年、第1章「ミッテラン大統領再選」を参照。

^{xix} *Le Monde*, 14 mars 1989, 21 mars 1989.

^{xx} Bernard Schwengler, *Le syndrome alsacien*, Oberlin, 1989, pp.101-105.

^{xxi} Bernard Schwengler, *Le vote Front National: L’Alsace: un cas particulier?* Oberlin, 2003, p.198.

^{xxii} Bernard Vogler, *Histoire politique de l’Alsace*, La Nuée Bleue, 1995, pp.351-354.

^{xxiii} Schwengler, *op.cit.*, 1989, p.110.

^{xxiv} Schwengler, *op.cit.*, 2003, pp.230-231.

^{xxv} *Ibid.*, pp.210-212.

^{xxvi} *Ibid.*, p.209.

^{xxvii} 2004年にフラームス・ブロックからフラームス・ブラング(Vlaams Belang=フランドルの利益)に

名称変更が行われたが、党の政策方針などに変化はない

(<http://www.vlaamsbelang.be/index.php?p=37>, 2006年6月24日閲覧)。

^{xxviii} *Le Monde*, 23 avril 2002.

^{xxix} *Le Monde*, 7 mai 2002.

^{xxx} *Ibid.*

^{xxxi} François-Georges Dreyfus, *Histoire de l'Alsace*, Hachette, 1979, pp.395-396.

^{xxxii} Eugène Philipps, *La crise d'identité: l'Alsace face à son destin*, Société d'Éditions de la Basse-Alsace, 1978, p.118.

^{xxxiii} *Ibid.*, p.119.

^{xxxiv} Philipps, *op. cit.*, pp.185-188.

^{xxxv} Emile Baas, *Situation de l'Alsace*, (texte de 1945), Alsatia, 1973.

^{xxxvi} Frédéric Hoffet, *Psychanalyse de l'Alsace*, (texte de 1951), Alsastia, 1973.

^{xxxvii} Philipps, *op. cit.*, p.188.

^{xxxviii} Wolfgang Ladin, *Der elsässische Dialekt-museumsreif?*, Salde, S.49.

^{xxxix} 同法については、渋谷謙次郎(編)『欧州諸国の言語法—欧州統合と多言語主義』三元社、2005年、第4章で、和訳を含めた紹介がなされている。

^{xl} 原聖「地域語と地域的政治運動」『地域』第11号、1982年、47頁。

^{xli} Frédéric Hartweg, “L'alsacien: Un dialecte allemand tabou,” in G. Vermes, éd., *Vingt-cinq communautés linguistiques de la France*, t.1, L'Harmattan, 1988, p.57.

^{xlii} フランスにおける地方行政制度、特に教育行政制度に関しては、文部省(編)『諸外国の教育行財政制度』大蔵省印刷局、2000年を参照。

^{xliii} *Ibid.*, p.58.

^{xliv} Zeller, *op.cit.*, pp.39-42.

^{xlv} Hartweg, *op. cit.*, pp.57-58.

^{xlvi} *Ibid.*, p.59.

^{xlvii} アンリ・ジオルダン(編)(原聖訳)『虐げられた言語の復権』批評社、1987年、72頁。

^{xlviii} アルザスにおけるアルザス語の使用比率は、1946年の91%から、90%(1958年)、86%(1962年)、75%(1979年)、62%(1989年)と漸減傾向にある (*Land un Sproch*, no.101-102, 1991/1992, p.43).

^{xlix} Eugène Philipps, *Le défi alsacien*, Société d'Éditions de la Basse-Alsace, 1982, p.265.

^l cf. Ladin, a.a.O., S.223-225.

^{li} Ebenda, S.54.

^{lii} Henri Giordan, *Démocratie culturelle et droit à la différence*, La documentation française, 1982, p.7.

^{liii} Yves Plasseraud, “Les revendications des minorités autochtones de France métropolitaine: Deux siècles après 1789,” in A. Fenet et G. Soulier, éd., *Les minorités et leurs droits depuis 1789*, L'Harmattan, 1989, p.208.

^{liv} *Ibid.*, p.213; *Land un Sproch*, no.3, 1983, p.4.

^{lv} Schwengler, *op.cit.*, 1989, p.142

^{lvi} Hartweg, *op. cit.*, p.59.

^{lvii} *Ibid.*

^{lviii} *Ibid.*, p.61.

^{lix} 原聖「言語問題の諸相」原・宮島(編)、前掲書、174頁。

^{lx} *Land un Sproch*, no.3, 1983, p.5.

^{lxi} Plasseraud, *op. cit.*, pp.208-209.

^{lxii} Hartweg, *op. cit.*, p.61.

^{lxiii} *Ibid.*, p.62.

^{lxiv} *Ibid.*, p.64.

^{lxv} *Land un Sproch*, no.149, 2003-2004, p.15.

^{lxvi} *Ibid.*, pp.15-16.

^{lxvii} 梶田孝道「EC 統合と地域の変貌—トランスナショナルな空間の創出」宮島喬・梶田孝道(編)

『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂、1991年、32頁。

^{lxviii} INSEE-Alsace et al., eds., *Economie du Rhin Supérieur: la Suisse du nord-ouest, l'Alsace, le Palatinat du sud et le Bade: une région en route pour l'Europe*, nd., pp.31-32 及び *L'état de la France*, La Découverte, 1992, p.176 より算出。

^{lxix} 例えば、1955年から68年にかけて、アルザスでの新規雇用創出の38%がドイツとスイスを主とする外国資本によるものであった(Gras, *op.cit.*, pp.338-339)。

^{lxx} *Le Monde*, 22 janvier 1991.

^{lxxi} Walker Connor, *Ethnonationalism*, Princeton University Press, 1994.

^{lxxii} Richard Kleinschmager, "Le oui de l'Alsace à l'Europe de Maastricht: Nuances géographiques," *Revue des sciences sociales de la France de l'est*, no.20, 1992/93, p.53.

^{lxxiii} 宮島喬・梶田孝道「地域問題の展開と国民国家—ヨーロッパ社会の変容への視角」同(編)、前掲書、1988年、17-19頁。

^{lxxiv} Philipps, *op.cit.*, 1978, p. 118.

^{lxxv} *Bulletin de la Société Industrielle de Mulhouse*, no.826, 1992, p.81.

^{lxxvi} *Ibid.*

^{lxxvii} INSEE-Alsace et al., eds., *op.cit.*, pp.31-32.

^{lxxviii} Lienhard Lötscher, "Die oberrheinische Regio-Kooperation: Ein Modell für Europa," *Geographische Rundschau*, Jg.43, Heft 9, 1991; Conseil économique et social, *Les relations extérieures des régions et des collectivités locales en vue d'une amélioration des échanges économiques <Rapport présenté par Jean Billet>*, 1992; Paul Allières, Emmanuel Négrier et al., *Pratiques des échanges culturels internationaux: les collectivités territoriales*, Association Française d'Action Artistique, Ministère des Affaires Etrangères, 1994; INSEE-Alsace et al., *op.cit.*

^{lxxix} *Le Monde*, 22 janvier 1991; Lötscher, *op. cit.*, S.520-523; *Land und Sproch*, no.93, 1989, pp.11-12.

^{lxxx} *Le Monde*, 22 janvier 1991.

^{lxxxii} European Commission, *Guide to the Community Initiatives 1994-99*, 1994, p.16.

^{lxxxiii} cf. *ibid.*, p.36.

^{lxxxiv} Claude du Granrut, *Europe, le temps des Régions*, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1994.

^{lxxxv} 森井裕一「欧州共同体と国民国家体系」『国際政治』101号、1992年、44頁。

^{lxxxvi} 宮島・梶田、前掲論文、17-19頁。

^{lxxxvii} 平野健一郎「人の国際移動と新世界秩序」『国際問題』412号、1994年7月、9頁。

^{lxxxviii} 同上。

^{lxxxix} Robert Lafont, *La nation, l'Etat, les régions*, Berg International, 1993.

^{lxxxix} Dov Ronen, *The Quest for Self-Determination*, Yale University Press, 1979, pp.39-52. 邦訳、浦野起央・信夫隆司『自決とは何か—ナショナリズムからエスニック紛争へ』刀水書房、1988年、62-84頁。

^{xc} Schwengler, *op. cit.*, 1989, p.101.

^{xci} Bernard Vogler, éd., *L'Alsace une histoire*, 4e édition, Oberlin, 1993, p.194.

^{xcii} *Ibid.*

^{xciii} Schwengler, *op. cit.*, 1989, p.104.

^{xciv} *Ibid.*

^{xcv} *Ibid.*

^{xcvi} *Ibid.*

^{xcvii} Suzanne Berger, "Bretons and Jacobins: Reflections on French Regional Ethnicity," in Milton J. Esman, ed., *Ethnic Conflict in the Western World*, Cornell University Press, 1977, pp.177-178.

第4章

フランスの対エスノ地域政策(1970—1990年代)

本章は、民族問題の非政治化を促す政治がいかにして行われているのかについて、政府の側の視点として、フランスの対エスノ地域政策を詳しく掘り下げることで検討する。これによって、民族、国家(フランス)、ヨーロッパという三つのアクター間に民族という争点をめぐってガヴァナンスが構築されるに当たり、国家の果たす役割、国家に要請される役割をつまびらかにしたい。前章で民族(エスノ地域)の立場からこの点を検討してきたので、これと併せて国家と民族の二者の関係を確認できよう。

国民国家の形成過程において、教育は、その成員の育成を担う重要な位置を占めるために、しばしば政治闘争の争点となる。なかでも言語教育や歴史教育は、国民統合にまさに直接的に関与するため、非常にデリケートな問題を含んでいる。具体的にはフランスの場合、フランス革命時にはパリ地方の一部の人しか話していなかったフランス語を国民統合の基礎的ツールとし、1793年のジャコバン憲法に明記されたように「単一不可分の共和国」(République une et indivisible)を基本理念に据えたことから、この国民統合の路線に抵触することになる非フランス語たる地域語(langues régionales)は、かつて排除の対象となった。然るにその排除策は学校教育の場において強力に押し進められた¹。この「単一不可分の共和国」という理念は、現行憲法(1958年制定の第5共和制憲法)においては、第1条で「フランスは不可分にして世俗的、民主的、社会的な共和国である」と定められている。

制度としての中央集権主義と理念としての愛国主義・平等主義の意で「ジャコバン主義」(jacobinisme)と表現されるこうした近現代フランスの政治原理は、確かに国民統合において重要な役割を担った。しかし、第二次世界大戦以降、その対抗勢力となる地域語教育の復権を求めるエスニックな地域主義(エスノ地域主義 ethno-régionalisme)の高揚により、フランス政治は大きな変動を余儀なくされている。

以下、本章では、第二次大戦以後の地域語教育をめぐる政策の変化を分析するとともに、国際社会の変化、特にヨーロッパ統合の進展がフランスの地域語教育政策に多大な影響を及ぼしているとの仮説に基づき、内政・外政から総合的に地域語教育の変動とその政治的意義について

検討を行う。そして特に、1989年教育基本法(ジョスパン法)以降の教育課程改革をめぐって、この時期国民教育相から首相を務めたリオネル・ジョスパン(Lionel Jospin)の政策理念に着目することで、地域語教育政策から析出される1990年代フランス政治の特質にアプローチする。

1. 第二次世界大戦後の地域語教育政策の展開と政治の変動

〈1950-70年代〉

第二次世界大戦後の地域語教育政策ⁱⁱの原点は、1951年制定のディクソンヌ法(Loi Deixonne)ⁱⁱⁱに遡る。同法は、ブルトン語、バスク語、カタラン語、オクシタン語の4言語ををフランスの「地域言語・地域方言」(langues et dialectes locaux)として学校教育(コレージュ及びリセでの自由選択教科)に導入することを認可したものである。同法は、まだ戦争の記憶の生々しい時期に制定されたもので、敵国であったイタリアやドイツの方言に属すコルシカ語やアルザス語は、教えられるべきフランスの地域語として相応しくないという理由でここには含まれなかった^{iv}。また、これら地域語教育に関しての学位免状はなく、教員も無給であった^v。

1950年代は、こうした地域語の「政治的選択」からもうかがわれるように、政策上のイデオロギー性が非常に強かった。アルザスやブルターニュの一部が対独協力に至った戦争の記憶とともに、伝統的ジャコバン主義に立脚する地域語への敵対感情が依然として強固な思潮のなかで、地域語教育の実施・充実は容易ではなかった。

その後、1960年代に入ると、西欧各地で「エスニック・リバイバル」^{vi}と表現されるエスノ地域主義運動が活発化し、フランスでも政府に対する地域語教育の拡大・強化を求める声が高まり、また民間団体レベルで自主的な学校外地域語教育が広まって地域語教育の既成事実化が進展する。そしてこうした草の根的な運動の拡大を受けて、政治にも変化が生じてくる。政策上の実質的な変化は1980年代に入ってミッテランが大統領になってからの社会党政権下においてであるが、ミッテランが社会党党首に選出され、集権的ゴーリスム(ドゴール主義)への対抗から脱ジャコバン主義を迫られ党の政策方針を大きく転換させたのが1971年の党大会であったことを想起すれば、政治における変化はすでに1970年代に起こっていたと解釈するのが妥当であろう。実際この時期、政府の姿勢も変化し、国民教育省の地域語教育政策方針が、実質的に全面拒否の姿勢から部分的譲歩に移行したことは事実として確認できる^{vii}。もっとも、エスノ地域主義運動の高まりがジャコバン主義を大きくぐらつかせるようになるのは、1981年のミッテラン政権発足以後ということになる。

表 地域語教育に関する主な法令

法令	内容
1951年1月11日付け法 (ディクソヌ法)	地域語・地域方言の教育に関する基本法。該当言語をブルトン語、バスク語、カタラン語、オクシタン語に限定。
1970年7月10日付け政令	地域語をバカロレアの選択科目に認定。
1974年1月16日付け政令	地域語の範囲をコルス語に拡大。
1975年7月11日付け法 (アビ法)	初等中等教育基本法。地域語教育を実施できると明記(第12条)
1982年6月21日付け省令 (サヴァリ通達)	地域語教育の就学前教育から高等教育博士課程までの拡大、地域語教育の原則の明示。
1983年12月30日付け省令	サヴァリ通達の徹底及び地域語教育の教育目標の確認。
1988年4月15日付け省令	リセにおける地域語の教育課程基準。地域語として、バスク語、ブルトン語、カタラン語、コルス語、オクシタン諸語(オーヴェルニャ、ガスコン、ラングドック、リムーザン、ニサール、プロヴァンサル、ヴィヴァロ・アルパン)、タヒチ語、ガロ語、アルザス語を列挙。
1989年7月10日付け法 (ジョスポン法)	教育基本法。第1条で、すべての教育段階で地域語教育が実施できると明記。
1991年5月13日付け法 (ジョクス法)	地方自治体としてのコルシカの新たな地位を規定。地域語・地域文化の教育実施に関する発議権をコルシカ地域議会に付与。
1992年11月24日付け書簡 (ラング書簡)	大学区ごとに地域語教育計画の策定を要請。
1995年4月7日付け通達 (ダルコス通達)	地域語教育の実施全般について規定。バイリンガル授業を初等教育から中等教育に拡大。

注:法=loi、政令=décret、省令=arrêté、通達=circulaire

(坂井作成)

〈1980-90年代〉

「人々の文化や言語に損害を与えることは、彼らを人格の根底で傷つけることになる。我々は、相違への権利(droit à la différence)を宣言する」^{viii}。1981年5月に大統領に選出されたミッテランは、選挙キャンペーンのなかでこのような演説を行い、就任後の地域語・地域文化振興策を大きく前進させる意欲を示した。そしてミッテラン社会党の「自主管理社会主義」(socialisme autogestionnaire)路線の下、教育を含む政府全体での地方分権化が1982年3月2日付け地方分権化基本法(ドゥフェール Defferre 法)^{ix}以降、大規模に進められ、特に地域圏議会(Conseil régional)の公選化を通じた地域圏(région)の地方自治体としての地位確立は地方自治の活性化を促し、地域語教育に関しては地域圏が当該地域語の地理的広がりをよりよく具象化する行政区画として、実質的にも象徴的にも重要な意味を持つようになった。教育活動の実施に当たっては、地域圏、県(département)、市町村(commune)という地方自治体や、各地方レベルに置かれる国民教育省の出先機関(大学区総長、大学区視学官、国民教育視学官)の下で具体的な計画・実施がなされるが、より地元に着した教育の実施という観点で、地域語教育の強化は促されることになった^x。

ディクソンヌ法によって定められていた地域語教育については、1975年7月11日付け教育法(アビ Haby 法)^{xi}が第12条で「地域語・地域文化の教育は、全就学期間を通じて行うことができる」と規定したことで、教育機会の可能性を大きく広げた。そして1980年代の社会党政権時代に入ると、ラング文化相が地域語・地域文化の多様性の擁護を通じた地方の活性化を目指し、そのための施策の実行のためにフランス国内のエスニック・マイノリティの実態についての調査を専門家アンリ・ジオルダンに委嘱し(1981年8月6日)、ジオルダンは翌1982年に『文化の民主主義と相違への権利』と題する報告書^{xii}を提出した。またサヴァリ国民教育相は、大臣に就任すると直ちに地域語・地域文化の教育の活性化支持を表明し^{xiii}、1982年6月21日付け通達(サヴァリ Savary 通達)により、地域語教育を就学前教育から高等教育博士課程レベルにまで広げることを明示し^{xiv}、①地域語擁護のための国家の介入、②国民教育における地域語の地位の確立、③地域語教育を望む生徒と教員の意思の尊重を掲げ、さらに、フランス語と地域語によるバイリンガル授業の実験的導入を示した^{xv}。1988年4月15日付け通達では、リセにおける地域語の教育課程基準が示されたが、ここでは地域語・地域文化が歴史地理や公民等の教科内容にも関わってくる点に注意を促すとされ、地域語を用いる当該地域の歴史の教育が、国の基準のなかで正式に認められたという意義がある。

ミッテラン大統領再選(1988年)後には、1989年にロカール内閣・ジョスパン国民教育相の下で制定された新たな教育基本法(ジョスパン Jospin 法)^{xvi}が、第1条で「すべての教育段階で地域

語・地域文化の教育を含むことができる」と明記した。アビ法で第 12 条に置かれていた地域語・地域文化教育に関する条項がジョスパン法では冒頭第 1 条に置かれ、しかもジョスパン法では初等中等教育だけでなく高等教育、成人教育、教員養成教育までが含まれている点に、社会党政権の地域語教育に関するプライオリティの高さが見て取れる。

その後、保守のバラデュール内閣・バイルー国民教育相の下で出された 1995 年 4 月 7 日付け通達(ダルコス Darcos 通達)^{xviii}は、バイリンガル教育の実施段階を就学前教育・初等教育から前期中等教育に拡大したが、その一方で地域語・地域文化の持つ意義を「国民(nation)文化の多様性」と強調し、国民統合の言説を前面に出しながらそのなかでの多様性の尊重というロジックがやや目立つようになった。折しも、バラデュール内閣においては、憲法第 2 条に「共和国の言語はフランス語である」という条項を加える憲法改正が行われ(1992 年 6 月)^{xviii}、また公共空間でのフランス語の使用を義務付けるフランス語使用法(トゥボン Toubon 法)^{xxx}が制定され(1994 年)、公私立の教育機関において教育・試験はフランス語で行わなくてはならないと規定されたこの時期、前ロカール内閣時代に比べると伝統的保守的なフランス・ナショナリズムへの政治的揺り戻しが確認できる時期であったと言えるだろう(但し、トゥボン法は、第 11 条で「地域語・地域文化あるいは外国語教育の必要が認められる場合には本法の適用は免除される」と規定しており、ロカール内閣までに積み上げられた地域語教育強化策を後退させるものではない)。

保守のシラク大統領(1995 年就任)の下、1997 年にジョスパン左翼連立内閣が発足し、同内閣ではジョスパン首相が国民教育相当時の政策顧問であったアレーグルが国民教育相のポストに就いた。地域語教育に関してアレーグルも好意的姿勢を示している。例えばコルシカに関して見ると、1999 年 6 月 28 日にアレーグルは国民教育相としてはジョスパン以来 11 年ぶりにコルシカを訪問し、アジャクシオでコルシカ語・コルシカ文化の中等学校における教育を強化する方針を表明した。フランス語とコルシカ語のバイリンガル教育を実施しているコレージュを大幅に増加させ、さらにコルシカのすべてのコレージュ第 1~2 学年において、「コルシカ語・コルシカ文化」の授業を週当たり 3 時間導入するなどとした^{xx}。

また、後段で詳説するが、ジョスパン首相は、欧州審議会の採択した「欧州地域少数言語憲章」(Charte européenne des langues régionales ou minoritaires)のフランス政府としての署名・批准に積極的に取り組み、教育・司法・行政・放送などの分野で地域語の擁護・地位向上が図られた。

社会党(及び左翼連立)内閣は、地域語・地域文化の多様性を主張しながらも、共和国(あるいはフランス国民)の一体性は確保することを大前提にしている点を強調する。一方、保守内閣にお

いては、国民統合の言説を前面に出すナショナリズムの強さが見出せる(1992年の憲法改正やト
ゥボン法を想起されたい)が、地域語・地域文化教育を重視する社会党政権の敷いた路線(教育
政策的には生徒の「多様性」を根本理念とするジョスパン法の路線)から外れることはない^{xxi}。例え
ば、1994年に出されたバラデュール内閣の教育政策大綱「学校改革のための新しい契約」^{xxii}で
は、「地域語教育は、児童生徒の要望がある場合はどこにおいても実施され、これにより[フランス
の]文化的・言語的な豊かさが示される」としており、地域語・地域文化の多様性がフランスという
ナショナルな存在の有する価値の上昇に寄与するという留保を行った上であるが、地域語に象徴
されるエスノ地域の多様性を明確に認識し、地域語教育強化を後押しするものとなっている。この
ように、政権の左右を問わず、地域語教育に象徴されるサブナショナルあるいはエスニックな存在
の重視は、教育政策のなかでおしなべて強化される方向にある。

1980-90年代を振り返ると、「エスニック・マイノリティの言語的・文化的要求に公共政策を対応さ
せていったことは、ミッテラン大統領の下で社会党政権の重要な業績の一つである」^{xxiii}との評価は
妥当であろう。1981年にミッテランが大統領に就くと、政府のエスニシティ政策は大きく転換し、こ
れまでのジャコバン主義に基づく頑強な「単一不可分主義」から、自主管理、地方自治、相違へ
の権利尊重という方向に沿い、地域語教育政策も親エスニック・マイノリティの色合いを濃くするこ
とになった。さらに言うと、こうした政策理念は、今日では否定され得ない価値を有している。

2. エスノ地域をめぐるレジーム／ガヴァナンスと地域語教育の充実

地域語教育政策の変化の背景には、前節で見たような国内の政治状況の変化があるのは当
然であるが、一方で国際的要因も大きく作用していることが否めない。ヨーロッパの場合、欧州連
合(EU)、欧州審議会(Conseil de l'Europe)、欧州安全保障協力機構(OSCE)など、いくつもの国
際機関が重なり合い、加盟国はこれら国際機関を自国の国益の向上のために利用しつつも、場
合によっては逆に政策面でヨーロッパからの拘束に縛られることもしばしばある。本節では、国際
関係論で用いる国際レジーム論やガヴァナンス論を援用しながら、「ヨーロッパ」がフランスの地域
語教育政策に対して与えるインパクトについて検討する。

〈地域語をめぐるヨーロッパ政治の展開—欧州審議会、EU、OSCE〉

教育や文化に関わる問題についてヨーロッパ・レベルでの協調が図られる際、その主たる舞台
となるのは、1949年に設立された欧州審議会である。欧州審議会は、人権と民主主義というヨーロ

ツパの基本的価値の番人の機能を担っており、そのためにヨーロッパ・アイデンティティの覚醒・発展、ヨーロッパ社会の直面する諸問題(マイノリティ差別、人種主義、環境問題、エイズ等)の解決策の模索などを進めている^{xxiv}。

特に地域語教育に関連する分野では、1992年6月24日に採択された「欧州地域少数言語憲章」に何より注目しなくてはならない。この憲章は、ヨーロッパ各地でマイノリティの地位に置かれて、使用範囲・機会が私的場面に限定されてしまっているような、特定の領域に根差すエスニック言語の公共空間における地位の大幅な向上を目指すもので、1998年3月1日に発効した。同憲章は、就学前教育・初等教育・中等教育において、「親が希望する、あるいは十分な数の当該地域語話者がいると判断される場合、教育当局は地域語による教育を行う」(第8条1項)とされ、選択的な導入となっている地域語教育が、これにより「教育課程において必修に近い構成要素となる」^{xxv}。また、人材不足が顕著な状況の地域語担当教員の養成教育についても、強化されることになる。こうしたシナリオは、独自の地域語の擁護・地位向上のために学校教育での当該地域語教育の充実を運動の主目的を据えるケースの多いエスノ地域主義にとって、大きな意味を持つものと考えられる。

また、欧州地域少数言語憲章とともに、エスニック・マイノリティ擁護における欧州審議会を舞台に築かれた主要な業績として、「ウィーン宣言」(1993年10月9日)に基づき起草された「少数民族保護枠組条約」(Convention-cadre pour la protection des minorités nationales)(1994年11月10日採択、1998年2月1日発効)が挙げられる。同条約は、少数民族(minorité nationale)を多国間で法的に保護することを最も包括的な側面から規定する取り組みとして重要とされる。欧州地域少数言語憲章との関係を見ると、「憲章」は「枠組条約」を特に言語権の面で補完する性格を持つものと位置付けられる^{xxvi}。

EUにおいては、欧州審議会の欧州地域少数言語憲章の策定に向けた動きに同調する(あるいはそれを後押しする)形で、1980年代以降、欧州議会(Parlement européen)を舞台に、少数民族(ethnic minority)擁護を掲げる以下のような決議が行われている。

- 欧州共同体地域語・地域文化憲章及び少数民族(ethnic minority)の権利憲章に関する決議(1981年10月16日)^{xxvii}
- 少数言語・少数文化の支援のための措置に関する決議(1983年2月11日)^{xxviii}
- 欧州共同体の地域語・地域文化及び少数民族(ethnic minority)に関する決議(1987年10月30日)^{xxix}

- 欧州共同体の言語的・文化的マイノリティに関する決議(1994年2月9日)^{xxx}

こうした欧州議会の決議は、必ずしも強制力はないものの、1980年代以降にヨーロッパ・レベルで高まってきた少数民族擁護の気運を如実に反映しており、普通選挙で選ばれた欧州議会の声の持つ政治的意義は小さくない。

またマーストリヒト条約(1993年11月発効)で新たに共通外交・安全保障(CFSP)が活動の柱の一つに据えられると、特に20世紀前半にヨーロッパの政治的不安定をもたらした少数民族(minorité nationale)問題への強い配慮から、EUはこれまで欧州審議会が専管的に扱ってきた人権(そこから文化権、民族自決 national self-determination 権を演繹)の領域での政治的コミットを強めた。なかでも、後にOSCEに移管される「欧州安定条約」(Pacte de stabilité en Europe)の端緒となるバラデュール・プランが、1993年6月21-22日のコペンハーゲン欧州理事会にフランス首相バラデュールより提出され、国境・少数民族に関する原則宣言を含む条約が策定されたことが重要である^{xxxi}。

一方、EUの執行機関である欧州委員会も、1980年代以降の欧州議会の度重なる決議に動かされる形で1992年11月に「ユーロモザイク」(Euromosaic)という政策事業をスタートさせ、EU域内の少数言語文化の実態調査を進め、40を超える地域言語・少数言語の存在を確認している^{xxxii}。1994年には、EUの活動目標として「国民的・地域的多様性を尊重して加盟国の文化の開花に貢献する」ことを、政策文書において明確化する^{xxxiii}など、EU全体としてエスノ地域擁護の動きは強まっている。

ヨーロッパにおける集団安全保障機構であるOSCEに目を向けると、先にEUのところで触れた欧州安定条約が注目されるが、同条約の締結に至る1990年代前半、OSCEは、東欧共産主義体制が崩壊するなかで、欧州審議会及びEUとの密接な協力関係の下に「コペンハーゲン文書」(1990年)、「新しいヨーロッパに向けたパリ憲章」(1990年)、「少数民族に関するジュネーヴ報告書」(1991年)、「モスクワ宣言」(1991年)、「ヘルシンキ宣言」(1992年)、「ブダペスト宣言」(1994年)などを通じて、「少数民族の権利に関するヨーロッパ・スタンダードを策定する任務」を遂行した^{xxxiv}。

そして「欧州安定条約」は、上述のようにバラデュール・プラン(1993年)により提起された。同プランを基礎にEUの共通外交・安全保障政策(CFSP)として調整が進められ、1995年3月21日のパリ会議で採択、条約の履行はOSCEに移管された。同条約の詳細は既存の研究^{xxxv}に譲るが、本論の課題である地域語教育に関係する箇所としては、条約の「最終宣言」において、「安定した

ヨーロッパとは、市民が民主的に自らの意思を表明し、少数民族を含むすべての人々の人権が尊重されるヨーロッパのことであると謳われている点にある。ここで「少数民族」(minorité nationale)とは、基本的には中東欧のケースを想定しているが、ヨーロッパとしての公文書にこうした表現が明記されたことは、OSCE 全域での言語的・文化的マイノリティの尊重を義務とする規範が公的に認知されたという意義を持つ。フランスにとっての重みという意味では、ゴッチィとサンギャンは次のように分析している。「欧州安定条約により、今後フランスは、フランスの伝統とは鋭く対立する『マイノリティの権利』というロジックに身を投じることになる。諸文化からなるヨーロッパ、あるいは公認された多様性に基づくヨーロッパに、フランスがコミットする時が訪れた」^{xxxvi}。この指摘のように、地域語・地域文化の擁護・発展のために、フランスは一層の政治努力が不可欠となってきた。

〈ヨーロッパ・レヴェルでの「エスノ地域擁護」のレジーム／ガヴァナンスの拘束〉

では、以上に見たヨーロッパの国際機関を舞台とする施策の展開は、どのようにフランスの地域語教育政策に影響を与えていると考えられるだろうか。

ヨーロッパの国際統合は、加盟国が主権を委譲した単一の「ヨーロッパ政府」が機能する政治統合のレベルには進んでいない。しかし、個々の政策(ここでは地域語教育政策)を取り上げた場合、加盟国政府が自国内の政策の立案・遂行に当たって、ヨーロッパからの影響を間接的にではあれ大きく受けていることも事実である。ここには、ヨーロッパを舞台に、地域語教育をめぐる国際レジームが形成されていると見ることができよう。国際レジーム(international regime)とは、国際関係のある特定の領域において、各アクターの期待が収斂した明示的あるいは暗黙の原則、規範、ルール、意思決定過程の総体と定義され^{xxxvii}、環境レジーム、貿易レジーム、安全保障レジームなどのように用いられる。ここでは特に地域語教育に関して、国家の内部あるいは国境をまたがって存在するエスニシティ(ethnicity)の価値、及びエスニシティに立脚した国家の枠にとらわれない地域(region)の自律性について、人権や民主主義の擁護・促進の観点から尊重する点でヨーロッパ各国の利益が一致しており、ヨーロッパを舞台に「エスノ地域擁護レジーム」が形成されていることを強調したい。各国はヨーロッパ(EU、欧州審議会あるいは OSCE)の名の下にエスノ地域の存在・活動を擁護・支援する規範の形成や具体的政策を立案・遂行し、その結果として各国は互いに政策的に拘束し合っているのである。あるいは、エスノ地域という国家以外のアクター自身が当事者としてその力学の形成に関わっている点からは、国家中心的視点から眼差しをずらして、エスノ地域をめぐるガヴァナンスの形成という理解が適切とも言えよう^{xxxviii}。

フランスがエスノ地域の擁護に大きな意義を見出し、その方向に伝統的な政策路線を修正する

過程において、ヨーロッパの国際状況にその要因を求めるならば、アクターたる国家、エスノ地域及びヨーロッパの期待が収斂した規範が築かれて、エスノ地域擁護のレジーム／ガヴァナンスが形成され、そのレジーム／ガヴァナンスの拘束が国家に対して作用していることに解が求められる。フランスは従来、「憲法の定める共和国の不可分性に抵触するとの見解を国際条約に対峙させながら、領域的エスニック・マイノリティの国内での存在を頑なに否定してきた」が、最近になって「柔軟な姿勢が認められるようになってきた」^{xxxix}。このことは、フランスがエスノ地域を擁護するヨーロッパ・レジーム／ヨーロッパ・ガヴァナンスから徐々に拘束を受けてきていることで説明される。

3. ジョスパンとフランスの地域語教育政策

地域語教育をめぐる政治変動について、第1節では内政について国民教育省の施策に関して、前節ではヨーロッパのエスノ地域レジーム／ガヴァナンスという視点から国際要因について検討したが、本節ではこの2つの観点を総合し、さらに国民教育相として1989年の教育基本法を制定してその後の改革の大綱を示し、1997年からは首相を務めることになったリオネル・ジョスパン自身の政治理念についての検討を加え、特に地域語教育充実に向けて重要なステップと考えられる欧州審議会の欧州地域少数言語憲章の署名・批准をめぐる政治過程、並びにコルシカ問題をめぐり争いを検証し、フランスの地域語教育をめぐる政治状況の課題を明らかにしたい。

〈欧州地域少数言語憲章〉

欧州地域少数言語憲章についてフランス政府は、当初ラング国民教育文化相が1993年初頭に署名の意向を表明していたように好意的な立場であった^{xi}が、すべての公的活動におけるフランス語の使用を定めた1539年のヴィレール＝コトレの王令(Edict de Villers-Cotterêts)を根拠に、結局この段階では署名に応じなかった^{xii}。また前述のように、1990年代前半には、「共和国の言語はフランス語である」との条項を加える憲法改正、次いでトゥボン法制定と、必ずしも地域語教育を抑制することを目論むものではなかったものの、結果として憲章の署名にとっての法的障壁が現れることとなり、「強大な政治的意思なしには憲章は受け入れられがたい状況に置かれた」^{xiii}。

大統領に就任後シラクは、1996年5月、ブルターニュ地方カンペールを訪れ、地元選出の国会議員らを前に、当該地域のアイデンティティの核となる地域語(ブルトン語)の維持・発展に強い意欲を持っていることを表明し、そのためにも欧州地域少数言語憲章の署名を進めるとの立場を明らかにした^{xiiii}。

そして国民教育相時代にジョスパン法等を通じて地域語・地域文化教育の充実に努めたジョスパン首相は、1997年10月29日、バスク地方選出のペリー(Nicole Péry)国民議会議員に地域語・地域文化の置かれた現状とその振興策について調査・政策提言を諮った。この任務は、ペリーがその後閣僚に就任したため、カンペール市長のポワニャン(Bernard Poignant)が1998年4月に降引き継ぎ、1998年7月1日に報告書をジョスパンに提出した。ここでポワニャンは、ディクソヌ法に代わる新たな地域語教育基本法の制定と欧州地域少数言語憲章の署名・批准を強く要請した^{xliv}。

ポワニャン報告書を受け、政府は1999年5月7日、全98の条項のうち39を選び憲章に署名した(すべての条項を一括して署名・批准する必要はない)。この39の条項には、教育、行政サービス、メディアなどの関連規定が含まれる。しかし、同年6月16日、憲法評議院(Conseil constitutionnel)が憲章に違憲の判決を示した^{xlv}。それによると、「私的生活の場及び公共の場において地域言語・少数言語を使用する権利は永続的なものである」(序文4項)、「各地域言語・少数言語の地理的な言語圏を尊重し、既存あるいは新規の行政区画が当該地域言語・少数言語の促進を妨げない」(第7条1項b)、「当事国は当該言語の使用集団による要望・請願を考慮に入れる」(第7条4項)などが、「憲法の定める共和国の不可分性(indivisibilité)の原則、法の前の平等、フランス国民の一体性」に抵触し、同時に私的空間だけでない公共空間においての地域語の使用公認については、「共和国の言語はフランス語」の規定にも抵触する。但し、憲章が地域語の振興のために規定する具体的な措置自体には問題はないとした^{xlvi}。ここでは、地域語を特定の人的集団・地理的空間に特有の存在と見なすことが、すべての地域語はフランス国民全体の文化財であるとの理念にぶつかるという、フランスに固有とも言えるロジックに着目すべきである。

ジョスパンは直ちにシラク大統領に憲法改正の手続きを求めたが、シラクはこれを拒み、憲法の枠内で新たな国内法の整備によって欧州地域少数言語憲章が定める地域語の振興策実施を提案する^{xlvii}など、両者の意思の統一が図れず、保革共存(コアビタシオン)政権の不安定さを露見することにもなった。もともと、シラクは地域語重視の姿勢を改めて強調しており、保守の大統領と左派の首相の政策理念は、地域語の振興施策を強化する方向で収斂しているとも言える。

〈コルシカ問題〉

1990年代の教育課程改革における地域語教育の位相について検討するとき、上に見た欧州地域少数言語憲章の批准をめぐる政争に加え、コルシカ問題^{xlviii}についても考察を行い、それを通

じ政治家リオネル・ジョスパンの政治思想・スタイルに踏み込んでおくことは意義のあることだろう。

コルシカは、ブルターニュやオクシタンなど他の少数言語地域と同じように、1970年代にエスノ地域主義運動が活性化した。コルシカの場合、他地域と異なり、エスノ地域主義者が地方議会を通じて合法的に政治にコミットすることがなかったという政治制度的事情と、島嶼部としての地理的特性がもたらす経済的不満に加え独自の文化的アイデンティティが高揚するという社会・文化的事情が重なり、中央政府に対して暴力で対抗するエスノ地域主義強硬派が勢力を持つに至った。コルシカ独自の文化・アイデンティティの理解を主張したドゥフェール内相による1982年の地方分権化及びコルシカへの独自地位の付与は、地方選でのエスノ地域主義者の選出増加などを通じてこうした事情を緩和する方向に作用はしたものの、十分な解決を見るには至らなかった。そして1991年、コルシカ地域圏の持つ利益の独自性を理解し、コルシカ問題の根本的解決のために彼らの文化的・社会的アイデンティティを尊重しなければならないと主張したロカール内閣・ジョクス内相により、新たな改革が進められ、コルシカ独自の権限は強化された^{xlix}。

もっとも、この1991年のジョクス法は、第1条で「フランス人 (*peuple français*) の一部であるコルシカ人 (*peuple corse*) 」と述べていたが、この「コルシカ人」のくだりについては、憲法評議院が、出自や人種や宗教の如何を問わず平等なフランス国民という原則と共和国の一体性の堅持の名の下に違憲判断を下した^{li}。このときジョスパンは折しも国民教育相の地位にあり、彼はこのとき初めてコルシカ問題に関わった^{lii}。

首相としての施政方針演説(1997年6月19日)では、コルシカに触れて、ジョスパンは次のように論じている。「コルシカにおいて政府は、他のフランスの領土と同様に(中略)フランス共和国の法が遵守されるよう配慮する。同時に、島嶼部という性格に起因する開発の遅れを取り戻すため、国民が連帯するよう措置する。政府は、コルシカの文化的アイデンティティの肯定と独自の言語教育を推進する」^{liii}。1999年5月のテレビ・インタビューでジョスパンは、「私はイタリア語を使うのでコルシカ文化を感じ取ることができる。イタリア語とコルシカ語を混同することは望まないが、誰も認める共通点が両者にはある。しかしながら、コルシカには独自性があるのである」^{liv}と語っているが、彼の側近で、首相府ナンバー2の総理大臣官房総長 (*directeur du cabinet*) を務めるシュラメック (*Olivier Schrameck*) の証言によると、「このときからジョスパンは、[単一不可分の]共和国とは、文化的多様性を損なってまで守るべきものではないとの考えを抱いていた」という^{lv}。同年9月のコルシカ地域議会での演説で、「政府は地域語の発展に特に重点を置いている。(中略) 欧州地域少数言語憲章が提案する措置の大多数が取り入れられることを欲する」^{lvi}と述べ、上述のように憲法評議院によって違憲判決の下された同憲章の支持と、それを通じたコルシカの地域語教育強化

の意向を、首相としてコルシカの地で表明したわけである。

そしてジョスパンは、1999年12月13日、コルシカの地方議員代表と政府関係閣僚を首相府に集め、新たなコルシカの地位に関する法律の制定に向けての具体的な検討をスタートさせた。「マティニョン・プロセス」と呼ばれるこのコルシカ議員との対話を通じ、政府は、2000年7月20日、コルシカの将来に関する提案を発表した。地域語教育については、就学前・初等教育の標準教育課程にコルシカ語教育を導入し、すべての児童(親が拒否する場合を除く)がコルシカ語の授業を受けることができるとし、そのための教員増などの措置を盛り込んだ。同案は、コルシカ地方議会において圧倒的多数で承認された^{lvii}。ここでは分離主義的エスノ地域主義政党の代表の賛成をも取り付けており、その政治的意義は大きいものであった。2000年8月、ジョスパンは、「統一性(unité)とは必ずしも画一性(uniformité)を意味するものではない。コルシカが島としての性質と[文化的]特殊性を持つことは、統一性と多様性を結び付け得る新しい道の模索を正当化するものである」と述べ、政府が進めるコルシカの新たな地位に関する法律制定プロセスの意義深さを強調し、地域語教育の強化につながる法制度の改善の意向を示し、マティニョン・プロセス成功への強い意欲を示したのである^{lviii}。

コルシカ問題に関してジョスパンは、一貫して地域語・地域文化、地域アイデンティティの擁護を声高に唱えている。それは先に見た、欧州地域少数言語憲章の批准を求める姿勢——実際、一度は自らの内閣で署名を実現したのである——からも現れている。時に保守派への配慮から「共和国の一体性を担保した上で」という但し書きを加えるが、これはジョスパンの政治家としてのプラグマティズムによるものであろう^{lix}。

ジョスパンの地域語教育に対する視座(あるいはエスニック・マイノリティに対する視座)は、その根底的な親ヨーロッパ志向の政治観のなかで、国民国家を相対的に捉える視点を絶えず携えており^{lx}、政治学者アラン・ディーコフの主張するような、国民国家を懐疑的に扱い、そのオルタナティブとして多民族国家(Etat multinational)を是とするヨーロッパ政治社会観^{lxi}と軌を一にしていると言えよう。

結—地域語教育をめぐるフランスの政治状況

以上の検討を通じ、地域語教育の変動とその政治的意義について明らかになった点と、今後の課題を提示したい。

第1に、地域語教育重視に関する政治的コンセンサスの形成である。政治学者レモン(René

Rémond)が分析するように、1980年代から90年代にかけて、フランス政治においては、従来本質的であると見なされてきた保守と左翼の間の境界線が決定的なものではなくなり、相互の乗り越えが可能なものとなった^{lxii}。欧州地域少数言語憲章の署名をめぐる1990年代の動きをそうした観点で見ると、社会党政権、保守政権、あるいは保革共存と、大統領と内閣の組み合わせは様々に変化しているが、こと地域語教育について検討するならば、これを保持・強化する方向に大きなぶれはない。地域語教育の充実に向けては、左右を超えた政治的コンセンサスが多数派を占めるに至っているのである。

第2に、地方分権化過程における地域開発と地域語教育の連携強化という側面が指摘できよう。1982年に始まった地方分権化は今日まで受け継がれており、教育においては初等中等学校の建設・維持を中心に国から地方(地域圏、県、市町村)に権限が委譲された。こうしたなかで、例えばアルザスやブルターニュでは、地域圏議会に地域語教育の支援事務局(アルザスでは Office régional du bilinguisme、ブルターニュでは Ofis ar Brezhoneg=Office de la langue bretonne)が設けられ、地域語教育団体(アルザスの ABCM-Zweisprachigkeit、ブルターニュの Diwan)が設立した私立学校などに財政補助を行っている。

国と各地域圏の間で合意した2000-2006年の国・地域圏開発計画(Contrats de plan Etat-Régions 2000-2006)について見ると、そこに地域語の振興が大きく取り上げられていることが注目される。ジョスパン首相によると、欧州地域少数言語憲章の規定の内容をフランスにおいても充足させるという議論が「2000-2006年の国・地域圏開発計画の枠内でも進められている。(中略)政府は、地域語の発展のために大規模な財政支援を行う用意ができています」^{lxiii}。このうちラング国民教育相が明らかにしたアルザス地域圏の「計画」においては、小学校及び幼稚園最終年における週3時間の地域語教育を標準課程外で完全導入し、仏独のバイリンガル教育についても現行の初等教育あるいは就学前教育レベルでの実施から中等教育にもこれを拡大し、また小学校教員の採用については、地域語教育を考慮した地域圏レベルでの特別試験の導入に沿って再編することとしている^{lxiv}。かつて1970年代には、地域圏の設置に当たっては専ら経済的文脈のみで地域活性化が論じられたが、90年代に至っては、地域語教育の充実と地方分権化の促進は密接に関連しているとの認識が明確になっており、換言すれば、政府の施策としてエスノポリティクスと地域開発が表裏一体で論じられる状況が整ってきているのである。

第3に、第2点目と関係するが、地域語教育の充実によって、そもそも何(言語自体、言語使用者個人、あるいは言語使用者集団)を保護しようとしているのかについて混乱が生じており、それが收拾できていない点である。例えば、文化省の資料は、「欧州地域少数言語憲章は、当該地域

言語・少数言語使用者個人あるいは集団の権利を創設するものではなく、言語マイノリティを保護するものでもない^{lxv}と指摘し、地域言語・少数言語を用いる集団を「言語マイノリティ」として具体的な人的集団として保護の対象にすることは否定されている。ここには、憲法評議院による違憲判決が示した共和国の不可分性、フランス国民の一体性、及び政治的次元における法の前での市民平等の論理が働いている。しかし一方で、上で触れたように、地域語使用者と地方自治体(例えばアルザス語とアルザス地域圏)との事実上の範囲の一致を前提として地域開発の施策は進められており、これは言語マイノリティを特定の地方自治体として事実上実体化するものである。フランス政治の言説としては、絶対的な前提としての共和国の不可分性の下に、1980年代からの地方分権化のなかで「相違への権利」を保障してきたが、その「相違」の程度については市民平等とのバランスのなかで解釈に大きなぶれが存在してきているのである^{lxvi}。

最後に、4点目として、1990年代の教育課程改革における中心的政治家であるリオネル・ジョスパンの政策理念をめぐる考察からは、地域語教育を強化する強い意思のなかに、統一性と多様性の共存、言い換えれば市民的なナシオン(nation)と民族的(ethnic)集団——ここではナシオンに文化的・民族的要素は含まれない——を別次元のものとして区別^{lxvii}し、その上で両者を、国家という政治枠組みのなかで整合を図り、共存させようとする政治手法がうかがわれる。言うなれば、近代国民国家の構成原理である「一民族(ethnic)・一国民(nation)・一国家(state)」を否定し、「多民族国民国家」(multi-ethnic nation-state)という参照系を提示しているのである。

欧州地域少数言語憲章への署名が憲法評議院によって違憲判決を下された直後、1999年6月23日の国民議会の答弁でジョスパンは次のように述べている。

欧州地域少数言語憲章を批准することは、フランス共和国[の一体性]を俎上に上げるものではなく、国民(ナシオン)の統一を損なうものでもない。また、共和国の言語たるフランス語を弱めるものでもない。我々は皆、同じ法の下で生活し、そして法の下に平等であるが、全員が[文化的に]同一ではないのである。^{lxviii}

ここからも汲み取れるように、文化的あるいは民族的(ethnic)な要素を捨象した法律や市民権といった普遍的な政治要素に基づくナシオンの統合のなかで、複数文化——複数のエスニシティと読み替えることも可能であろう——の共存を意図しているのである。

地域語教育というエスニックな争点を内包する今日の地域(地方自治体)の課題は、地方分権

化のなかで地域として独自に取り組む重要課題になっている一方で、国家を飛び越えてヨーロッパの課題にもなっており、ここにエスノ地域擁護レジーム／ガヴァナンスの形成・強化が見出せることは既に指摘した通りである。こうした国際レジーム／ガヴァナンスの強まるなかで、フランスは強固な中央集権から親エスノ地域的政策への移行を余儀なくされてきた。そしてフランスにおける地域語教育は、1980年代以降大きな進展を見せ、その過程で上に指摘したような政治的な特質・課題を浮かび上がらせている。

本章では、民族をめぐるガヴァナンスの形成によって、民族問題を非政治化する政治の営みにおいて国家の果たす役割を、フランスの対エスノ地域政策を検討することで考察してきた。国家は、事実上集団として機能する民族性を無視はできなくなっており、しかしながら特にフランスのような市民的集合としてのナシオンに国民統合の基礎を置く国の場合、民族的なナシオンを受け入れる政策には慎重にならざるを得ない。とはいえ、ヨーロッパの国際状況も含めて、集合的民族性の保持・擁護はこれまたフランスの国内政治に大きな力を及ぼしており、国家は民族問題を政治化させないために、民族集団の擁護という難しくも抗しがたい舵取りを余儀なくされている言えるだろう。

ⁱ 19世紀から20世紀にかけての学校からの地域語排除の構図は、原聖『周縁的文化の変貌——ブルトン語の存続とフランス近代』三元社、1990年が、特にブルターニュを取り上げて詳説している。

ⁱⁱ 本章では国レベルでの政策の推移のみを分析対象としている。個々の大学区(地域圏)レベルでの動きについては、特にアルザスに関して本論第3章を参照。

ⁱⁱⁱ Loi no.51-46 du 11 janvier 1951 sur l'enseignement des langues et dialectes locaux, *Bulletin officiel de l'Education nationale* (以下 *BO*), no.3, 18 janvier 1951, pp.181-182.

^{iv} 宮島喬『『単一言語』国家の変容——70年代フランスの言語状況と言語政策』、宮島喬・梶田孝道(編)『現代ヨーロッパの地域と国家——変容する〈中心—周辺〉問題への視角』有信堂、1988年、177頁。

^v Louis-Jean Calvet, “La France a-t-elle une politique linguistique,” *Nichifutsu Bunka* (『日仏文化』), no.64, 1999, p.38.

^{vi} Anthony D. Smith, *The Ethnic Revival in the Modern World*, Cambridge University Press, 1981.

^{vii} Solange Gras et Christian Gras, *La révolte des régions d'Europe occidentale de 1916 à nos jours*, Presses Universitaires de France, 1982, pp.35 et 174.

^{viii} Discours de Lorient, 14 mars 1981 (cité dans Henri Giordan, *Démocratie culturelle et droit à la différence*, <Rapport au ministre de la culture>, La documentation française, 1982, p.7).

^{ix} Loi no.82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, départements et régions. 同法については、磯部力「フランスの新地方分権法」(上・下)『自治研究』58巻5号(1982年)及び58巻7号(1982年)に全訳がなされている。

^x 教育行政制度の詳細については、坂井一成「フランス」、文部省編『諸外国の教育行財政制度』大蔵省印刷局、2000年、73-89頁、197-203頁を参照。

^{xi} Loi no.75-620 du 11 juillet 1975 relative à l'éducation, *Journal officiel de la République française* (以下 *JO*), 12 juillet 1975.

^{xii} Giordan, *op.cit.*, 1982.

^{xiii} Yves Plasseraud, "Les revendications des minorités autochtones de France métropolitaine: deux siècles après 1789," in Alain Fenet et Gérard Soulier, eds., *Les minorités et leurs droits depuis 1789*, L'Harmattan, 1989, p.208.

^{xiv} Circulaire no.82-261 du 21 juin 1982, *BO*, no.26, 1er juillet 1982, pp.2163-2172; Hugues Moutouh, "Les langues régionales en droit français," *Regards sur l'actualité*, no.250, avril 1999, p.36.

^{xv} Plasseraud, *op.cit.*, pp.208-209; Jean Salles-Loustau, "Les langues régionales: un enjeu pédagogique et culturel," *BO*, no.9, 27 février 1997, p.591.

^{xvi} Loi no.89-486 du 10 juillet 1989 d'orientation sur l'éducation, *BO*, spécial, no.4, 31 août 1989.

^{xvii} Circulaire no.95-086 du 7 avril 1995, *BO*, no.16, 20 avril 1995, pp.1424-1429.

^{xviii} この改正は、EUのマーストリヒト条約批准の国民投票(1992年9月20日)に向けて、批准に不可欠な違憲条項の修正を行うとともに、ヨーロッパ統合によりフランス語の地位低下を恐れる統合反対派への懐柔策の一つとしてこの条項を追加したもので(安江則子「マーストリヒト条約とフランス憲法の改正」『日本 EC 学会年報』13号、1993年、98頁)、地域語教育と直接関係するものではなかった。

^{xix} Loi no.94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française, *JO*, 5 août 1994.

^{xx} *Le Monde*, 30 juin 1999; *Libération*, 29 juin 1999.

^{xxi} 国民教育省のコレージュ及びリセにおける地域語教育の担当官も、サヴァリ国民教育相以来、政府の地域語教育重視の方向には政権の左右を問わず変化はないと指摘している(筆者によるインタビュー、2000年2月3日、パリ・国民教育省)。

^{xxii} "Nouveau contrat pour l'école," Sorbonne, 16 juin 1994, *BO*, no.25, 23 juin 1994.

^{xxiii} William Safran, "The French State and Ethnic Minority Cultures: Policy Dimensions and Problems," in J. R. Rudolph, Jr. and R. J. Thompson, eds., *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner Publishers, 1989, p.115. なお、1996-97年度には、初等中等教育全体で335,000人の生徒が地域語教育を受けるに至っており、これは全生徒の2.8%に当たる(Bernard Poignant, *Langues et cultures régionales*, <Rapport au Premier ministre>, La documentation française, 1998, p.26)。

^{xxiv} Council of Europe, *The Council of Europe: Achievements and Activities*, 1995, p.3.

^{xxv} *Le Monde*, 8 mai 1999.

^{xxvi} Hanno Hartig, "Le Conseil de l'Europe et la protection des minorités nationales," in Joël Kotek, ed., *L'Europe et ses villes-frontières*, Éditions Complexe, 1996, pp.309-311.

^{xxvii} *Official Journal of the European Communities* (以下 *OJ*), C 287, 9 November 1981, pp.106-107.

^{xxviii} *OJ*, C 68, 14 March 1983, pp.103-104.

^{xxix} *OJ*, C 318, 30 November 1987, pp.160-164.

^{xxx} *OJ*, C 61, 28 February 1994, pp.110-113.

^{xxxi} Yves Plasseraud, *Les minorités*, Montchrestien, 1998, p.106.

^{xxxii} "Support from the European Commission for measures to promote and safeguard regional or minority languages", European Commission (DG XXII), 26 May 1999.

^{xxxiii} "European Community Action in Support of Culture", <Communication from the Commission to the European Parliament and to the Council of the European Union>, *COM (94) 356 final*, 27 July 1994, p.3. 下線強調は引用者。

^{xxxiv} Jennifer Jackson-Preece, "National Minority Rights vs. State Sovereignty in Europe: Changing Norms in International Relations?" *Nations and Nationalism*, Vol.3, Part 3, 1997, p.350.

^{xxxv} 植田隆子「欧州連合・共通外交・安全保障政策・共同行動としての欧州安定条約」『日本 EC 学会年報』15号、1995年。

- ^{xxxvi} Henri Goetschy et André-Louis Sanguin, “Avant-propos”, in Id., eds., *Langues régionales et relations transfrontalières en Europe*, L’Harmattan, 1995, p.14.
- ^{xxxvii} Stephen D. Krasner, “Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables”, in Id., ed., *International Regimes*, Cornell University Press, 1982, p.2.
- ^{xxxviii} 本章では、レジームとガヴァナンスという言葉の定義の煩雑さ(第2章参照)を念頭に、差し当たりはレジーム／ガヴァナンスと併記しておく。なお、次の文献が参考になる。吉川元「マイノリティの安全と国際安全保障」、吉川元・加藤普章(編)『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年。
- ^{xxxix} Paul Tavernier, “Minorités et facteurs de tensions en Europe,” in Panayotis Grigoriou, éd., *Questions de minorités en Europe*, Presses Interuniversitaires Européennes, Bruxelles, 1994, p.22.
- ^{xl} *Le Monde*, 9 janvier 1993.
- ^{xli} Goetschy et Sanguin, *op.cit.*, p.13.
- ^{xlii} *Le Monde*, 21 mai 1996.
- ^{xliii} Point de presse de Monsieur Jacques Chirac, président de la République, lors de son déplacement dans le département du Finistère, Quimper, 31 mai 1996; *Dernières Nouvelles d’Alsace*, 31 mai 1996.
- ^{xliv} Poignant, *op.cit.*
- ^{xlv} Décision 99-412 DC du 15 juin 1999, *Communiqué de presse*, Conseil constitutionnel, 16 juin 1999.
- ^{xlvi} Bruno Etienne, Henri Giordan et Robert Lafont, *Le temps du pluriel : la France dans l’Europe multiculturelle*, L’Aube, 1999, pp.109-114.
- ^{xlvii} Allocution de Monsieur Jacques Chirac, président de la République, à la mairie de Bordeaux, 5 juillet 1999.
- ^{xlviii} コルシカ問題をめぐる日本での研究業績としては、中野裕二『フランス国家とマイノリティ—共生の「共和制モデル」』国際書院、1996年。
- ^{xliv} Jean-Louis Briquet, “Le problème corse,” *Regards sur l’actualité*, no.240, 1998, pp.31-34.
- ^l Loi du 13 mai 1991.
- ^{li} Décision 91-290 DC du 9 mai 1991.
- ^{lii} Ariane Chemin, “Les polyphonies de Lionel Jospin,” *Le Monde*, 3 novembre 2000.
- ^{liii} Déclaration de politique générale du Premier ministre, Lionel Jospin, Paris, 19 juin 1997.
- ^{liv} Lionel Jospin au journal de 20h00 de TF1, 4 mai 1999.
- ^{lv} Chemin, *op.cit.*
- ^{lvi} Allocution de M. Lionel Jospin devant l’assemblée territoriale de Corse, Ajaccio, 6 septembre 1999.
- ^{lvii} *Le Monde*, 6-7 août 2000.
- ^{lviii} Lionel Jospin, “Mon pari pour la Corse,” *Le nouvel observateur*, 17-23 août 2000, p.23.
- ^{lix} ジョスピンのプラグマティズムについては、1958年以來の彼の知己で、1997年6月から2000年3月まで彼の下で国民教育相を務めたアレーグルが、必ずしも地域語教育に関わる文脈ではないが、大臣辞職直後に著した著作のなかで繰り返し指摘している。Claude Allègre, *Toute vérité est bonne à dire*, Robert Laffont, 2000.
- ^{lx} 坂井一成「ジョスパンとフランス政治—欧州統合への収斂」『海外事情』46巻1号、1998年1月。
- ^{lxi} Alain Dieckhoff, *La nation dans tous ses Etats*, Flammarion, 2000.
- ^{lxii} René Rémond, *La politique n’est plus ce qu’elle était*, Flammarion, 1994, p.17, 邦訳、ルネ・レモン(田中正人・塚本俊之訳)『フランス 政治の変容』ユニテ、1995年、15頁。
- ^{lxiii} Intervention du Premier ministre à l’occasion de l’installation du Conseil supérieur de la langue française, Paris, 16 novembre 1999.
- ^{lxiv} “Signature de la convention Etat-Région sur l’enseignement des langues vivantes dans l’académie de Strasbourg,” Discours de Jack Lang, Ministre de l’éducation nationale, Paris, 18 octobre 2000.
- ^{lxv} *Lettre d’information*, no.49, Ministère de la culture et de la communication, 2 juin 1999, p.8.下

線強調は引用者。

^{lxvi} この点に関しては、中野、前掲書、第1章。

^{lxvii} civic nation と ethnic nation の区別については、Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell, 1986, 邦訳、アントニー・D・スミス(巢山靖司ほか訳)『ネイションとエスニシテイ—歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、1999年。

^{lxviii} Intervention du Premier ministre lors des questions d'actualité à l'Assemblée nationale, Paris: 23 juin 1999.

第3部 ヨーロッパ統合と民族

第3部では、ヨーロッパ統合と民族という観点で、民族の問題とそれをめぐる政治が、地域統合の進むヨーロッパというレベルでどのように扱われ、それがいかにして国家レベルの政治に影響を及ぼしているのかを検討する。

先ず第5章では、ヨーロッパ統合の過程において民族がどのような意味を持ってきたか、サブナショナルな政治の変容との関連で民族に着目し、サブナショナルな地域性と民族としての文化的属性とがオーバーラップしながら、民族の政治的重みが増してきた点を検証する。ヨーロッパという、ナショナルよりも大きな政治共同体の創出が、ナショナルよりも小さな政治共同体の強化を促してきたということである。

そして第6章では、ヨーロッパ統合と民族の関係について、教育政策・文化政策の観点に絞って分析を行う。ヨーロッパ、国家、民族(地域)という各アクターの中の「縦の相互依存関係」の存在を示し、一見利害の異なる(あるいは衝突する)各々が、実は各々の存在を強化するポジティブ・サムな関係にあることを明らかにしたい。

第5章

ヨーロッパ統合過程におけるエスノ地域の位置付け

本章は、民族が、ヨーロッパのレベルでどのように位置付けられ、どのようなプレゼンスを発揮しているのかを検討する。民族とヨーロッパはどのような関係にあると言えるのか、この関係は国家にどのような影響力を及ぼしているのかを明らかにしたい。

第二次世界大戦後のヨーロッパ統合は、ミルワードの論じたように国民国家(nation-state)に大きな利益をもたらすⁱとともに、超国家的統合体の形成が導き出す国民国家の相対化状況のなかで、サブナショナルな「地域」(region)ⁱⁱの存在感をも高めることになった。象徴的には、1993年11月発効のマーストリヒト条約によりEU(欧州連合)の一機関として「地域委員会」(Committee of the Regions)が発足し、「地域」はEUにおける公式な意見表明の場を獲得したⁱⁱⁱ。

また、個々の国家の内部の政治・社会運動に目を向けると、1960年代末から各地で高揚した「地域主義」(regionalism)運動が見出される。これらの運動は、ほとんどが「エスニシティ」(ethnicity)^{iv}に立脚したものであることから、「エスノ地域主義」(ethno-regionalism)と捉えることが可能である。具体的には、フランスでは、ブルターニュ、オクシタニー、アルザス、ベルギーではフランデレン、ワロニー、イギリスではスコットランド、北アイルランド、イタリアでは南チロル、スペイン(及びフランス)のバスク、カタルーニャ等々、枚挙にいとまがない。もともと、これらのエスノ地域主義運動を細かく分析すると、一口にエスニシティと言っても、ある場合は言語、別の場合は宗教と、運動のエネルギー源となる要因は多様・複雑である。しかし、エスニシティの発露が要因ごとの濃淡を有してはいるとしても、これらがいずれも固有の「領域性」に基づいた運動であることに相違はない。いずれも、国民国家の下部の、ある特定の領域を持つ「地域」に根差しており、「地域」の政治的・文化的な自治ないし発言力の強化を求めているのである。そして、エスノ地域主義の高揚は、国民国家の力を相対的に弱めるという意味では、ヨーロッパ統合と同じ指向性を持っている。

本章は、第二次世界大戦後のヨーロッパ統合過程のなかで「地域」がどのように位置付けられてきたかについて考察を行うものであるが、「地域」が政治力を獲得してゆく過程において、「地域」は単に「領域性」だけでなく、多分に「エスニシティ」という要素を含んでいたことが見出される。以

下、こうした「地域」の「二重性」を浮き彫りにすることを目的に、ヨーロッパ統合過程における「地域」の位置付けについて考察を行う。

1. 「地域」への眼差し

ヨーロッパ統合の進展は、複数の国家を統合して一つの超国家機関を構築するという壮大な国際政治の実験を目の当たりにさせているが、その対極で、国民国家よりも小さな(そして時には複数国家にまたがる)「地域」の存在を認識する動きが強まってきた。「統合と分化」^vと呼ぶことのできるこうした潮流は、国際問題に関わる学問状況にも大きなインパクトを与える。

広く国際問題を扱う学問である国際関係論 (International Relations) は、その名称が示すように元来は nation-to-nation (国民間あるいは国家間) の関係を扱う学問として発展し、考察の対象として扱うアクターは、もともとウェストファリア条約後に確立されていった「西欧国家体系 European State System」を形作る主権国家のみであったが、ヨーロッパ(及びその他の地域でも)に見られる国際環境の変容を背景に、徐々に変化が現れてきている。

国際関係論の古典的立場である「現実主義」(realism)においては、国際政治を動かすアクターとしては国家のみが扱われ、国家は一枚岩的な合理的意思決定者で、国家の決定に複数性は想定されていなかった。しかし、「多元主義」(pluralism)の思潮の高まりのなかで状況は変化し、国家は一枚岩ではなく、複数の意思決定要素が混在するという見方が強まった。そして「グローバリズム」(globalism)が台頭すると、ここでも多元主義同様アクターの多様性が強調されてくる^{vi}。こうした多元主義やグローバリズムの立場は、1960年代末頃からの国際社会における国家以外のアクターの台頭に際して、国民国家のみを唯一無二のアクターとして捉える現実主義への批判を込めて立ち現れたわけであるが、「地域」の台頭もまさにこうした時流に乗っていた。現実主義から多元主義あるいはグローバリズムへという学問趨勢の推移は、「地域」への眼差しの創出とパラレルな関係にあった。

ところで「地域」を考えるに当たっては、その一方でエスニシティ論の台頭に目を向ける必要がある。1960年代末から70年代にかけて、グレーザーやモイニハンら^{vii}を先駆者として、移民問題や「メルティング・ポット」としてのアメリカ社会研究を中心に、相違なるエスニシティを持つ集団間の摩擦の分析を目的に急速な広まりを見せたエスニシティ論は、社会学、歴史学、文化人類学、政治学と、多様なディシプリンに影響を及ぼしていった。そして、冷戦終結後の民族紛争が多発する国際社会の到来を受けて、国際関係論もエスニシティと無縁ではなくなってきた^{viii}。例えば「国際

社会学」(Sociology of Transnational Relations)という形で新たな学問分野が開拓されているが、まさにこうした場面でエスニシティが鍵概念として重要な位置を占めてきている^{ix}。

このように、「地域」と「エスニシティ」は、1970年代以降の国際政治社会の変動のなかで次第に市民権を得て、学術研究の対象としても重要なものとなってきた。そして、「地域」と「エスニシティ」が、しばしば重なり合うものであり、ある「地域」の問題事情が、サブナショナルな特定の地理的空間としての「領域性」と、その領域をホームランドとするエスニック集団の政治社会運動という、二重の性格を備えている場合があるという点についても、認識が深まってきている。

しかし、ことヨーロッパ統合に関する研究においては、これらの視野からのアプローチは未開拓な状況にあると言って過言ではあるまい。もちろん、ヨーロッパ統合過程における国家と「地域」の相互力学については、少なからず研究が蓄積されている。例えばEUでは、1970年代に入ってからEUとしての地域政策が確立され、特に経済の面で欧州から「地域」への眼差しが強くなっていくが、この地域政策を焦点に据えた研究業績も次第に多く現れた^x。一方で、ヨーロッパにおけるエスニシティ研究についても非常に多くの業績が現れている。ところが、「領域性」と「エスニシティ」の交差した問題、という視点から、ヨーロッパの統合過程における「地域」の問題にアプローチするという視点は欠けていると言わざるを得ない。本章の目的は、この二重の観点から、「地域」の位置付けについて考察を行うことにある。

尚、統合ヨーロッパとしてはEUのみを見るのではなく、「地域」の活躍という意味ではEU以上に長い歴史を有し、エスニシティの擁護に関連して、人権レジームの形成を通じてヨーロッパでは中心的役割を果たしている欧州審議会(Conseil de l'Europe)についても等しく着目する必要がある^{xi}。欧州審議会については、EUに比べて関心が低いのが、近年は、これに加盟することがEU加盟への登竜門となっていることや、EUや欧州安全保障協力機構(OSCE)と連携して、人権を中核にしたヨーロッパ共通の価値観の擁護・普及を着実に推進するなど、無視し得ない活動を展開している^{xii}。

以下、ヨーロッパ各国における「地域」が、ヨーロッパ統合の過程とのパラレルな時系列のなかで、各国内及びヨーロッパの枠内の双方において、いかなる位置付けを経てきたか、その政治的背景・要因はいかなるものであったか(特に国内政治過程においては地方分権化の在り方)などについて検討を加え、今日のヨーロッパにおいて「地域」の持つ意義について考察する。

2. 地域主義と地方分権化の展開

1960年代末から、欧州各地で地方分権化を求める運動が高揚してきた。またこの時期、国際関係論において「多元主義」の考え方が勢いを持ったのも偶然ではなく、地域主義の台頭は、国家の一枚岩的な性質、さらに言えば国民国家という政治枠組みの絶対性に対して挑戦を突きつけた。また、フランスやベルギーなどの例からうかがわれるように、地域主義が多くの場合エスニックな要素を帯びていることは無視し得ない。

EU加盟国における「地域」の位置付けは国ごとに多様である。フランスのように中央集権の伝統が強く、「地域」は極めて限定的にしか独自の権限を行使できないケースがある一方で、ベルギーのように連邦国家として、「地域」が、独立国家に近い権限を有していて、外交や国防など一部を除いて各「地域」が独自に立法・行政を行うことが可能なケースがある。ここでは、地方分権の手法・度合いを「分権化」(décentralisation)、「分立化」(régionalisation)、「連邦制」(fédéralisme)の三つに分類するデュ・グランリュの研究^{xiii}に依拠しつつ、それぞれの代表的事例として取り上げられているフランス、イタリア、ベルギーの地方分権化について検討を行う。

《フランス》

フランス革命以来の「一にして不可分の共和国」(République une et indivisible)の堅持という、「ジャコバン主義」(jacobinisme)と称される「平和主義と愛国主義の結合」^{xiv}に立脚する強固な中央集権の伝統を有するフランスでは、国家に比べて「地域」の権限は非常に限られている。1970年代までの時期、部分的に「地域」の要求に対する政策的譲歩が見られたとはいえ、「我々フランス市民は、国家の活動によってのみフランス国民を構築することができた」^{xv}という、ポンピドゥー大統領の発言(1971年)にも表れているように、国家至上主義のジャコバンのナショナリズムに支えられた政策運営に大きな揺らぎは見られなかった。

しかし、1981年、社会党のミッテランが大統領に就任すると、急速に状況に変化が生じる。ミッテランは、1970年代初めに社会党の政策の大転換を行った。これにより従来のジャコバンの政策志向が一転し、社会党は経済や文化において「地域」の自立的行動を唱え、「地域」の、そしてエスニックな「相違への権利」(droit à la différence)を掲げ、脱中央集権の方向に道を開いていったのである。

ミッテランが大統領に就任してからの「地域」に目を向けた政策の具体的発露は、1982年3月2日付け法を皮切りとする諸法令により進められた地方分権化(décentralisation)である。この地方分権化政策のなかで特に大きな成果としては、地域圏議会(Conseil régional)の公選化を伴う、行政区画としての地域圏(région)の創設が挙げられる。これにより、フランスの地方自治体は、地

域圏、県(département)、市町村(commune)の三層構造となり、その後の分権化の推進を通じて、教育、職業訓練、福利厚生活動、経済開発、水運、都市計画、環境などの分野で、各自治体は国の権限の移譲を受けた^{xvi}。そしてミッテラン退陣後、1995年に保守・シラク大統領が就任してからも、地方分権化政策は継続されてきた^{xvii}。

ところでこの地方分権化政策の推進においては、その背景としても成果としても、エスニックな要因が色濃く観察される。例えば、アルザスやブルターニュ、あるいはバスクなど、高い比率で「地域語」(langues régionales)話者を擁し、当該地域語が住民のアルザス人、ブルトン人、バスク人としてのアイデンティティの形成・維持に大きな影響を持っているエスノ地域では、地域語の公教育への導入は、第二次大戦後間もない時期から絶えず国家に対して要望されてきた。しかも、そのエスノ地域主義運動は、戦後、年を経るごとに高まりを見せてきた。

これに対して国は、先に指摘したように、当初はジャコバン的ナショナリズムに立脚して概してエスノ地域に非譲歩的な政策をとってきたわけであるが、高まる要望に直面して次第に懐柔的姿勢を示すようになってきた。特に、ミッテラン政権下で地方分権化の進行するなか、1989年7月10日に公布された教育基本法(ジョスパン法)が、第1条で「全ての教育段階で地域語・文化の教育を行うことができる」と明記したことは、教育政策のその後の方向性を定めたということで、非常に大きな意義を持った。実際、これ以後、アルザスやオクシタンなどで、「地域語」とフランス語によるバイリンガル学校・クラスの設置が広まっている。

こうしたミッテラン時代の成果については、エスノ地域の少数言語・文化への認識が高まり、エスノ地域の少数言語・文化に有利な政策が強化されたとして概ね肯定的に捉える見方^{xviii}の一方で、政治が次第にエスニックな分権化に目を向けてきたことは確かであるが、行政や財政の制度面で依然として「地域」に対する中央からの束縛が強いことも事実であるとの評価もある^{xix}。しかし、いずれにしても、フランスにおけるエスノポリティクスに確たる変化が生じてきたことには相違あるまい。

《イタリア》

フランスにおける「地域」への権限移譲は、「分権化」として行われてきたが、イタリアの場合は「分立化」の過程を経ている。両者の違いは、分権化が単なる行政権限の地方への移譲であるのに対し、分立化は「地域」に対して部分的に立法権をも移譲するもので、「地域」は一段高い自治権を享受する形態である^{xx}。

イタリアの地方自治体は、州(regione)、県(provincia)、市町村(comune)の三層からなり、このう

ち、県と市町村は古い歴史を持つ自治体であるが、州は新しい行政組織で、第二次世界大戦後に制定された新憲法に盛り込まれた設立提案が、1970年の改革により実現し誕生したものである。また、20の州のうち、他の州に先駆けて1963年までに設置された5つは、立法権や財政権限において特別な地位を与えられている^{xxi}。この5つの特別州は、うち2つ(シチリア、サルデーニャ)は島嶼部としての特殊性を考慮したものであり、あとの3州(ヴァッレ・ダオスタ、トレンティーノ・アルト・アーディジェ(ドイツ語で南チロル)、フリウリ・ヴェネチア・ジュリア)は、言語マイノリティを擁する国境地域という事情を配慮して設置された^{xxii}。

この国境地域3州は、それぞれフランス語、ドイツ語、スロヴェニア語などの非イタリア語話者を多数抱えており、国境を越えた隣国の「地域」でそれぞれの言語が公用語となっていることなどの影響で、文化的自治主義が強く、イタリアからの離脱的性向が強い。そこでこれらの州のエスニック・マイノリティに相当程度の自治を与えることにより、イタリアの政治的統一の脆弱化を回避する融和的政策が、第二次大戦後間もない時期からとられてきた。例えば、ヴァッレ・ダオスタ州の場合、すでに1946年憲法施行の段階で州としての地位が確立され、1984年2月26日付け法で自治権限の強化が図られて、フランス語がイタリア語と同等の権利を有することが確認され、公文書(司法文書を除く)の作成や学校教育などはフランス語でも行われるようになった。また、5世紀以来ドイツ語圏であったがムッソリーニの下で激しいイタリア語化政策がとられたトレンティーノ・アルト・アーディジェ州では、1946年9月5日の独伊合意によって、この地域のドイツ語の保護があらゆる分野で約束された^{xxiii}。

《ベルギー》

フランスもイタリアも、地方分権の手法・度合いに違いこそあれ、そもそも両国は中央集権の強い国であった。それに対し、ベルギーは連邦制をとっており、中央集権国家の対局に位置している。デュ・グランリュは、フランスの「分権化」、イタリアの「分立化」に対し、ベルギーに見られる「連邦制」を一番ラディカルな地方分権の形態として挙げている^{xxiv}。

1830年に独立国家となったベルギーは、北部がオランダ語系のフランデレン、南部がフランス語系のワロニーという二大勢力から構成されている(このほかに、ドイツとの国境付近にドイツ語系住民を若干抱える)。フランデレンとワロニー両地域の間には、19世紀後半から言語上の対立が高まり、しばしば国家は分裂しかねない危機に立たされ、国家の統一の維持のため、1960年代末以降、連邦化改革が進んだ。

フランデレンとワロニーの二大言語勢力の間のエスニック紛争の抑止・解消を主要目的とする連

邦化改革は、数次にわたる憲法改正を経て行われ、詳細は既存の研究^{xxv}に譲るが、要点は、行政区分として言語・文化的属性に基づく「言語共同体」(communauté)と、領域的属性に基づく「地域圏」(région)^{xxvi}の導入という他に例を見ない制度改革である。言語共同体としてはオランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体の三つ、地域圏としてはフランデレン地域圏、ワロニー地域圏、首都ブリュッセル地域圏の三つが設置された。言語共同体と地域圏はどちらが上位区分ということではなく、各ベルギー国民は言語共同体と地域圏のそれぞれに帰属する。連邦政府は地方への権限の移譲を行い、言語共同体は文化、言語、教育に関わる領域、地域圏は経済、環境・エネルギー、雇用、公共事業、運輸などの分野での行政権限を与えられた^{xxvii}。

ベルギーのエスニック紛争の解決は、領域的分割(=地域圏)によつてのみでは困難であることが認識され、非領域的な区分である言語共同体を創設して、二重の行政区分を導入することによつてその前進が図られた。その成果のほどはここでは問わないが、単に領域的構成体のみによる連邦制度の導入ではなく、言語共同体という非領域的構成体を併用したことは、画期的な試みであったことだけは指摘できよう。

以上、地方分権化の方法・度合いの違う3つの国について、その要点を確認したが、これらの地方分権化改革には、表面にであれ背後にであれ「エスニック」な要因が相当程度認められる。フランスでは、1960年代末から70年代にかけて高まった各地でのエスノ地域主義運動が、ミッテランの下での分権化を促進したと言つて過言ではない。イタリアにおいても、特に5つの特別州に見られるように、多くのエスニック・マイノリティへの政治的配慮が、分権化(分立化)政策推進の要因として指摘できる。そして、ベルギーの場合、まさにエスニック紛争の抑止こそが連邦化改革の背景であった。

このように、第二次大戦後の欧州各地の「地域主義」に目を向けると、「エスニシティ」がその背景に潜んでいる、あるいは前面に押し出されていることが窺われる。欧州における「地域」の声の高まりは、多くの場合エスニックな要求の表出と表裏一体となっているのであり、こうした要求をさばくのに政治の在りようも、単に行政上の地理的区分の再編を進めるだけのものではなく、多分にエスノポリティクスの様相を呈しているのである。

3. ヨーロッパ統合過程における「地域」の位相

前節では「地域」を取り巻く状況について、国民国家内部の言わばマイクロなレベルでの検討を行

った。本節では、これを欧州というマクロな視点から捉え、「地域」の位置付けについてその変遷・意義について考える。

《ヨーロッパ統合の進展》

第二次世界大戦後のヨーロッパ統合過程は、1949年5月5日のロンドン条約による欧州審議会の設立に端を発する。ベルギー、フランス、ルクセンブルク、オランダ、イギリス、アイルランド、イタリア、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンの10ヶ国でスタートした欧州審議会は、加盟国の漸次拡大を行いつつ、1950年1月4日に署名(1953年9月3日発効)された「欧州人権条約」(Convention de sauvegarde des droits de l'homme et des libertés fondamentales)^{xxviii}をはじめとして、「欧州文化条約」(European Cultural Convention)(1954年)、「欧州社会憲章」(European Social Charter)(1961年)、あるいは10回以上に上る欧州人権条約の改正など、人権擁護を中心に文化・教育・社会活動などの領域で欧州協調の推進に積極的なイニシアティブを発揮し、人権を核としたレジーム形成に寄与してきた^{xxix}。

一方、EUについては、その母体は1951年4月18日設立の欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)に遡る。その後、1957年3月25日署名のローマ条約によって欧州経済共同体(EEC)と欧州原子力共同体(EURATOM)が設立され、これら三共同体の議決・執行機関の統一(1967年7月1日)、数次にわたる加盟国の拡大、及び単一欧州議定書(1987年7月1日発効)による統合の深化などを経て、1993年11月1日のマーストリヒト条約発効によってEU設立に至った。

《ヨーロッパ統合のなかでの「地域」》

では、このヨーロッパ統合の歩みのなかで、「地域」はどのように位置付けられてきたのか。

ヨーロッパにおける「地域」の台頭は、先に各国の事例のなかでも触れたように、1960年代以降である。この時期、ヨーロッパ各国で地域主義(エスノ地域主義)運動が盛んになり、並行して「地域からなるヨーロッパ」(Europe des Régions)という概念が次第に頭角を現す^{xxx}。この運動においては、欧州連邦主義者が大きな役割を果たしており、「地域からなるヨーロッパ」論の旗手として例えばドゥ・ルージュモン(Denis de Rougemont)が挙げられる。彼に見られる「地域」重視は、両大戦間期から第二次大戦直後にかけて高まったクーデンホーフ・カレルギー(Richard Coudenhove-Kalergi)らの「欧州連邦」(fédération européenne)思想を受け継ぐもので、戦争を引き起こす国民国家の権力を制御し、これを超国家機関が管理することにより、戦争の未然防止を可能とする政治共同体(=欧州連邦)の建設を目指す思想である^{xxxi}。欧州連邦建設を目標に据

えたドゥ・ルジュモンは、連邦制の構築原理として、①組織的ヘゲモニーによる強制的連邦形成の拒否、②システムという概念の拒絶、③(エスニック)マイノリティ問題の未発生、④多様性の保持、⑤複雑性(政治、行政、文化、言語、宗教などの境界線の不一致)の重視、⑥個人あるいは集団による草の根のイニシアティブ、の六点を挙げたが^{xxxii}、ここには「エスニック」な多様性の尊重が十分に見て取れる。また、連邦主義は、19世紀にフランスの中央集権化に反対して欧州連邦主義思想の普及に貢献したプルードン(Pierre Joseph Proudhon)の主張に見られるように、統治権力の最大限の細分化を志向するものであり、細分化された国民国家の権力は「地域」に再配分されるという論理に帰着する^{xxxiii}。

さらに「地域」概念擁護の理論家としては、エロー(Guy Héraud)やラフォン(Robert Lafont)など、欧州連邦主義というよりもむしろエスノ地域主義の唱道者としての色合いの濃い人物の名も挙げることができる^{xxxiv}。1963年に『エトニーからなるヨーロッパ *L'Europe des ethnies*』を著したエローは、「エトニー」(ethnie)という言葉・文化・歴史の共通性を基準に範疇化される社会集団概念を提示し、各エトニーがエスニックな均質性に基づく地域の実体としてヨーロッパ各地で顕在化してきていることを主張した。そしてこうしたエトニーが、各々の独自の言語・文化を国民国家の同化政策の下で失いつつあると警鐘を鳴らし、ヨーロッパを構成する重要な要素であるエトニーの多様性の擁護を訴えた^{xxxv}。また南仏オクシタニーのエスノ地域主義者ラフォンの運動は、著書『地域主義革命 *La révolution régionaliste*』(1970年)を通じて、「一にして不可分な共和国」フランスに大きな反響を与えた^{xxxvi}。

そして前節で見たように、1970年代に入ると、ヨーロッパ各国で「地域」の自立を求める要望の高まりに押されて地方分権化が促進されるようになる。そして、各国内部において地方分権化を目指す行政制度改革が進展するのみならず、ヨーロッパ国際機構を舞台にした「地域」の代表からなる組織が形成され始める。1971年、ライン川流域の諸「地域」からなり、社会・文化面での地域間協力の振興を目指した「欧州国境地域連合」(ARFE: Association des Régions Frontalières Européennes)が設立された。1957年には、欧州審議会のなかに「欧州地域自治体会議」が設置され、同審議会加盟国内の「地域」間の討議の場が強化された(同会議は、1983年に「欧州地方・地域自治体常設会議」(CPLRE: Conférence Permanente des Pouvoirs Locaux et Régionaux de l'Europe)に改組)。

同じく1970年代、ECも「地域」に目を向け始めた。1974年12月パリで開かれた欧州理事会(首脳会議)は、ベルギー首相ティンデマンスに欧州連合設立に向けての提言をまとめた報告書の作成を求め、同首相は翌1975年12月29日、「ティンデマンス・レポート」^{xxxvii}を提出した。「補完性

原理」(principe de subsidiarité)の概念を強調する同レポートは、「ヨーロッパの建設は、全ての国で進行中の地方分権化の趨勢を考慮に入れなくてはならない。欧州連合の諸機関については、必要に応じ、その〔地方分権化に関わる〕任務を執行する機関の設立を考えなくてはならない」と指摘し、ヨーロッパ・レベルでの「地域」のプレゼンス増大の確認とそれを EC の機関として制度化する必要を訴えている。また、同じ 1975 年には、経済面での「地域」間の不均衡を改善することを目的として、欧州地域開発基金(European Regional Development Fund)が設立され、EC の主要な施策の一つに地域政策が位置付けられた^{xxxviii}。こうした 70 年代のヨーロッパの状況をサントゥアンは、「国家ではなく地域に基づいたヨーロッパ建築の可能性が現実味を帯びた」とものと解釈ができるとし、また「〔国家の〕上部で進むヨーロッパ統合と下部で進行する〔エスノ〕地域主義による分権化は、『地域からなるヨーロッパ』の旗の下で相互に支え合うもの」^{xxxix}であると分析している。

1980 年代から 90 年代にかけて、「経済の再構築、国家の変容、グローバリゼーション、そしてとりわけヨーロッパ統合の進展を通じて、ヨーロッパの〔エスノ〕地域主義に新たな活力が付与された」^{xl}。1985 年、CPLRE は、「欧州地方自治憲章」(Charte européenne de l'autonomie locale)を採択し、「公的な責任事項は、一般的に、市民に最も近い行政体が執行するものでなくてはならない」(第 4 条 3 項)と定めた。これは後にマーストリヒト条約に盛り込まれる補完性原理の条項に先駆けるもので、ヨーロッパの国際機構として初めて、地方自治体の果たす責任・義務を法的に明文化した^{xli}。また EC においては、1988 年に地域開発基金の再編とともに地域政策改革が行われ、欧州委員会、加盟国、及び「地域」政府が、「共通の目的達成のパートナーとして」地域政策の運営協議に参加するという、「パートナーシップ原理」(principe du partenariat)が導入された^{xlii}。そして同年、地域委員会の前身となる「地方自治体諮問委員会」(Conseil Consultatif des Collectivités Régionales et Locales)が、欧州委員会(特にシュミットユーバー地域政策担当委員)のイニシアティブの下、同種の機関設立を求める欧州議会の決議(1984 年 4 月)への対応という形で設置された^{xliii}。

そして 1990 年代に入り、共通外交の枠組みの強化や欧州議会の権限拡大を通じた民主主義の強化などが、新しい欧州連合条約起草に向けての主だった争点となったが、それとともに、地域政策改革とパートナーシップ原理の導入、あるいは地方自治体諮問委員会設置に見られるような、80 年代後半までに高まってきた「地域」重視の気運も受け継がれた。それは、例えばベルギーが、「ベルギー・メモランダム」(1990 年 3 月 20 日)によって、EC から EU への発展のために不可欠な要素として、EC 諸機関の機能効率の向上と民主的性格の強化とともに補完性原理の法文化を提言した^{xliiv}ように、補完性原理の導入の動きが中心的役割を果たした。

そして補完性原理の導入と、地方自治体諮問委員会を母体とする地域委員会の設置を盛り込んだ欧州連合条約が、1991年12月マーストリヒトでの欧州理事会で採択、92年2月署名、93年11月の発効につながった。1994年に活動を始めた地域委員会は、25加盟国内の「地域」政府の代表317人(2004年5月現在。発足時は12加盟国内の「地域」政府代表189人)からなる。その位置付けは欧州委員会や閣僚理事会の諮問機関に過ぎないが、「地域」の公式な利益表明機関が、EC(EU)の基本条約のなかに法文化される形で設置されたことに相違はない。欧州委員会及び閣僚理事会は、教育、文化、公衆衛生、交通・通信網、地域政策の領域の課題に関しては、必ず地域委員会に諮問しなくてはならない。この他の領域についても、地域委員会は独自の見解を集約し、欧州委員会及び閣僚理事会に意見を提出することができる^{xlv}。

EUのサンテール欧州委員会委員長は、1997年3月21日、ルクセンブルクで「欧州建設における『地域』の役割」と題する演説を行った^{xlvi}。ここで同委員長は、ヨーロッパ統合過程における「地域」の役割・意義について、加盟国における地方分権化の進展とEU統合の深化というヨーロッパの二つの目標を結び付ける、極めて重要なものであると指摘している。さらに地域委員会の果たすべき使命として、EUが進める政策についての市民の議論を活性化させ、EUと市民の間の情報の中継地となることとし、EUが民主的発展を遂げる上で欠かせない存在であると論じている。

《エスノ地域の台頭》

エスニシティの領域に目を転ずると、「欧州」の枠組みにおいて第一に着目すべきは、欧州審議会の閣僚理事会で、1992年6月に「欧州地域少数言語憲章」(Charte européenne des langues régionales ou minoritaires)が採択されたことであろう。同憲章は、欧州各地でマイノリティの地位に置かれて、その使用範囲・機会が私的場面に限定されてしまっているような、特定の領域に根差すエスニック言語の公的な場における地位の大幅な向上を企図するものであり、憲章の規定が実行に移されれば、多くのエスノ地域主義の政治的目標を相当程度満たすものとなる。同憲章は、各国の批准が停滞しているが、1998年3月1日に6ヶ国の批准をもって発効し、同4月にはスイス、9月にはドイツが批准を果たした。

また、同憲章発効に先立つ1997年10月10-11日、ストラスブールで開かれた欧州審議会首脳会議は、「ストラスブール宣言・行動計画」を採択して締め括られた。このなかで、欧州審議会並びに加盟各国は、人権擁護と多元的民主主義の強化が欧州の安定に貢献するとの前提に立ち、「少数民族(minorités nationales)の構成員全員の擁護に関する協力推進の決定を宣言」し、「欧州の安定維持に、地方民主主義機関の果たす根本的な役割を確認する」とし、そのために欧州

審議会としての規範枠組みの強化を、「少数民族保護枠組条約」(Convention-cadre pour la protection des minorités nationales) (1998年2月1日発効)に沿いながら進めることを確認した^{xlvi}。

ところで「欧州地域少数言語憲章」と「少数民族保護枠組条約」の性格・意義について付言しておく、前者が、CPLREの主導により、「地域」レベルでの欧州の領域的・文化的多様性の保護を促す法制化が目指されてきたものであったのに対し、後者は、共産主義体制の崩壊後に次々と姿を現した東欧地域のエスニック・マイノリティ問題の解決を目指してウィーンで開催された、欧州審議会首脳会議(1993年)に集まった各国首脳の主導で進められたもの^{xlviii}で、国家間の政治合意によるレジーム形成の推進という色合いが強い。

さて、EC(EU)に目を転ずると、欧州議会が1980年代からエスノ地域関連の決議を重ねている。例えば1994年2月9日に採択した「欧州共同体における言語的・文化的マイノリティに関する決議」^{xlix}では、

「EUにおける言語の多様性は、EUの文化的豊かさの中核となる要素である。」

「マイノリティ言語・文化もまたEU文化・ヨーロッパの遺産にとって不可欠な一部をなしており、それ故、欧州共同体はこれらの言語・文化に法的保護を与え、必要な財政措置を講じるべきである。」

との見解を示し、欧州審議会の「欧州地域少数言語憲章」を支持するとして、

「同憲章の署名・批准をまだ行っていない加盟国政府に、緊急にこれを遂行することを要望する。」

さらに、

「欧州共同体の様々な政策の実行に際して、低頻度使用言語及び当該文化を考慮に入れ、すべての教育文化プログラム(Youth for Europe, Erasmus, Tempus, Platform Europe, Linguaなど)において、低頻度使用言語の話者のニーズを理解してマジョリティ言語使用者と同等の配慮をすることを、欧州委員会に要望する。」

と謳うなど、エスノ地域への支援という観点で重要な指摘がなされている。

また、より「地域」の利害に密着した地域委員会は、例えば1999年1月13-14日の定例総会でヨーロッパの「文化的多様性」をテーマに取り上げ、議長が基調演説で次のように宣言した。

「近年のヨーロッパ史において、マイノリティは無視され、あるいはむしろ忘れ去られてきた。これらマイノリティは、しばしばその名を汚され迫害を受けてきた。こうしたことに鑑み我々は、ヨーロッパ[という枠組みでの思考・制度整備]、民主主義、そして人権尊重を、これまで以上に求めてゆく。我々の目的は、補完性と多様性に基づくヨーロッパの構築であり、そこでは地域自治体当局は、マイノリティ文化集団を、[マジョリティと]同じ市民として等しく扱うのである。」^l

そして総会総括では、文化的マイノリティへの対応として、単に保護という手段を講じるのではなく、むしろマイノリティの地位に置かれる言語・文化を持つことを開かれたヨーロッパのなかでのアドバンテージとして捉える立場を、ヨーロッパの政治行政の中心に据えることが唱えられている^{li}。

地域委員会は、上述のようにマーストリヒト条約により教育・文化等の分野において、欧州委員会及び閣僚理事会からの諮問が義務付けられており、これらの分野における政策提案に意見をはさむことで影響力を行使するのみならず、この定例総会のように、特定のテーマを掲げたフォーラムの開催による啓蒙的活動を通じて、エスニシティあるいは「地域」の利益の向上を目指す行動を積み重ねているのである。

さて、こうしたヨーロッパにおける少数民族擁護の政策潮流に関し、「ナショナル」なレベルで特にフランスの動向について見ると、「strasbourg宣言・行動計画」に先立ち、ジョスパン首相が演説を行い、ヨーロッパ各国の地域語・文化の擁護を謳っている^{liii}。ところでこの演説は、強固なフランス語ナショナリズムの壁、そして「共和国の言語はフランス語」という憲法の規定に抵触するという法的理由から、「欧州地域少数言語憲章」批准には最も遠いところにいる国と思われている中央集権国家フランスの首相が行ったということで、極めて意外なものを受け取られた^{liiii}。ジョスパンは、strasbourg首脳会議の直後、フランス国内の地域言語・文化の置かれた状況についての調査とその擁護・振興のための政策提言を諮問し、1998年7月1日、カンペール市長ポワニャンが報告書を提出した^{liiv}。報告書を受け取ったジョスパンは、同年9月29日の社会党議員大会における政策演説のなかで、政府としての「欧州地域少数言語憲章」への署名・批准の意向を明確に打ち出して準備を進め^{liiv}、遂に1999年5月7日に署名を果たした^{livi}。

フランスは確かに中央集権の伝統が根強く、しかもフランス語ナショナリズムが強固な国民国家

であり^{lvii}、その意味でヨーロッパ統合における「地域」の地位向上に対しては、「領域」としてであれ「エスニシティ」発揚運動の舞台としてであれ、友好的政策は打ち出さないとの観測がなされて当然である。確かに、サントゥアンも指摘するように、「地域からなるヨーロッパ」の理念は、フランスでは1980年代に地方分権化路線を打ち立てた社会党政権が誕生しても、「国民統一の障害になりかねない」として政治の場で大きく取り上げられることはほとんどなかった。反面、ベルギー、ドイツ、イタリア、スイスなどでは、この思想が国内政治に大きく反映されたのである^{lviii}。とはいえ、実際のところ、そのフランスでさえも、前に見たように地方分権化の促進をはじめ、地域語教育の漸進的容認など、親「エスノ地域」的施策が非常に穏健な形で、徐々にではあれ導入されてきている。こうした動きは、1990年代以降、不可逆的とすら言えるものであり、ヨーロッパ・レベルで全般的に認められる傾向であろう。

結

本章では、先ず各国の地方分権化過程という国家より小さな視点における「地域」に関わる政策の展開を概観し、次いで「ヨーロッパ」という国家より大きな視点での「地域」関連の政治変動を鳥瞰した。これらの検討を通じて、国家より小さなレベルにおいても、大きなレベルにおいても、親「地域」的な動きが強まってきたことが認められた。

しかし実際的な問題として、EUの地域委員会が、直ちに「地域」のエスニックな要素の擁護機関として機能することは考えにくい^{lix}。しかし、EUの組織的あるいは政策的な変化からは、ヨーロッパとしての「地域」に対する施策において、地理的広がりとしての「地域」のみならず、マイノリティの立場に置かれる言語・文化というエスニックな要素の生きる舞台としてこれを取り扱う方向が、かなり色濃く打ち出されてきていることが指摘できる。例えばマーストリヒト条約からアムステルダム条約（1999年5月1日発効）への移行を通じて欧州委員会や閣僚理事会との関係において地域委員会の権限が向上していること（政策の策定・実施に先立って、地域委員会に諮問が義務付けられる分野が拡大）や、欧州委員会でも地域少数言語の擁護のための施策実施に向けた動きが進められていること（例えば1992年にスタートした「ユーロモザイク」(EUROMOSAIC)プログラム^{lx})などである。つまり、領域的な「地域」政治とエスノポリティクスの双方が、強化される方向に向かっているのである。

「領域」としての「地域」、あるいは「エスニシティ」を具現する存在としての「地域」、この両者がケース・バイ・ケースで程度の差はあれ、双方ともに政策立案の視野に入ってくることは間違いな

ろう。「領域」と「エスニシティ」の双方に立脚する「地域からなるヨーロッパ」という潮流が、今はまだ微かな前触れ程度かも知れないが、確かに一步を踏み出しているのである。

本章で明らかになったことは、端的に言えば民族(少数民族)を擁護し、その主張への政治的配慮を国家に要求するヨーロッパ・レベルでの政治動向が顕著になってきているという点である。民族は、こうしたヨーロッパ・レベルでの動きのなかで、自らの主張を表明する経路を、帰属の国家に対してだけでなく、対ヨーロッパという形でも見出してきた。併せて、ヨーロッパとしての潮流は、国家にも影響を及ぼさずにはおらず、民族に対して、国レベルの利益や政策を押し付けるだけでなく、民族と国家の間の対話や相互理解・政治的譲歩を含んだ融和的な政策の実行を迫られるようになってきたということが理解できよう。

ⁱ Alan S. Milward, *The European Rescue of the Nation-State*, Routledge, 1992.

ⁱⁱ ここで用いる「地域」は、一般に国家よりも小さく、住民にとってより生活に密着した空間であるという意味で、「地方」(local)としても差し支えはない。「地域」が「地方」を包摂する地理的空間であるというような分類を想定しているわけではない。フランス語で、国家より下位の行政体を総称して「地方自治体 *collectivité locale*」と呼ぶが、これを念頭に置かれたい。

ⁱⁱⁱ Bruce Milan, "The Committee of the Regions: In at the Birth," *Regional and Federal Studies*, Frank Cass, vol.7, no.1, 1997, reprinted (Extract) in Jacques Palard, éd., *Vers l'Europe des régions? La documentation française*, Coll. <Problèmes politiques et sociaux>, no.806, 1998, p.23.

^{iv} その定義についてはここでは固執しない。広く、国民国家内部で地理的・社会的に周辺に置かれた、固有の言語・文化に基づく社会集団を特徴付ける性質、と考える。詳しくは本論第1章参照。

^v 宮島喬・梶田孝道(編)『統合と分化のなかのヨーロッパ』、有信堂、1991年。

^{vi} Paul R. Viotti and Mark V. Kauppi, *International Relations Theory: Realism, Pluralism, Globalism*, 3rd ed., Allyn and Bacon, 1999.

^{vii} Nathan Glazer and Daniel P. Moynihan, eds., *Ethnicity: Theory and Experience*, Harvard University Press, 1975.

^{viii} 中嶋嶺雄『国際関係論』中央公論社、1992年、179-184頁。

^{ix} 梶田孝道『国際社会学のパースペクティブ—越境する文化・回帰する文化』東京大学出版会、1996年。またエスニシティ論と国際関係論の接近、新しい学問的方向付けへの貢献という観点では、例えばロンドン大学を中心に1990年代からネットワークを広げる国際的な学術団体 Association for the Study of Ethnicity and Nationalism の刊行する *Nations and Nationalism* 誌(1995年創刊)、パリ政治学院を中心とする研究者グループによる *Critique internationale* 誌(1998年創刊)や *Cultures et conflits* 誌(1990年創刊)などで、そうした側面の展開が見られる。

^x 日本においては、若林広「地域経済開発におけるEC・国家・地域」、宮島喬・梶田孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家』有斐閣、1988年、福田耕治「ECの地域政策と域内市場統合」『国際政治』第94号、1990年、荒川潤・片山泰輔「ECの地域政策—域内格差解消への課題」『日本EC学会年報』第14号、1994年などが挙げられる。

^{xi} この他、OSCEについても検討の必要があるが、これについては次の課題としたい。差し当たり次の研究を参照、Florence Benoît-Rohmer and Hilde Hardeman, *The Minority Question in*

Europe: Toward the Creation of a Coherent European Regime, (CEPS Paper No.55), Brussels: Center for European Policy Studies, 1994.

^{xii} 庄司克宏「欧州新秩序における欧州審議会の現状と役割」『国際政経』(二松学舎大学)学部創立記念号、1992年7月、同「欧州審議会と『民主主義の安全保障』」『国際政経論集』(二松学舎大学)3号、1995年3月、浦部和好「欧州評議会の役割—欧州外交における人権の意味」『外交フォーラム』1994年10月号。

^{xiii} Claude du Granrut, *Europe, le temps des Régions*, Paris: LGDJ, 1994.

^{xiv} 中木康夫「フランスの政治風土」、同編『現代フランスの国家と政治』有斐閣、1987年、11頁。

^{xv} Cited in Solange Gras et Christien Gras, *La révolte des régions d'Europe occidentale de 1916 à nos jours*, Presses Universitaires de France, 1982, p.227.

^{xvi} Michel Verpeaux, “Les lois de décentralisation depuis 1982,” *Les collectivités locales en France*, La documentation française, 1996, pp.11-16.

^{xvii} フランスの地方分権化には、「分権化」(décentralisation)と「分散化」(déconcentration)の二つの側面があり、総称的に分権化が用いられている。狭義の「分権化」は、国の行政権限を地方自治体に移譲するものであり、これに対して「分散化」は、中央省庁の業務を国の地方出先機関に移管するもので、国の権限であることに変化はない。「分権化」と「分散化」の関係は、「分散化」が国の権限であることに変化をもたらさない点からすると、相互に対立するものとも見られるが、両者は、地方自治体と国の出先機関の相互協力関係に立脚し、より「地域」の実情に即した行政の実施を可能としている点から、実際にはむしろ相補的な側面が強いと考えられる。なお、1982年5月10日付け政令により、「分権化」と「分散化」は「相互に不可欠な補完的存在」と規定された(Olivier Diederichs et Ivan Luben, *La déconcentration*, Presses Universitaires de France, 1995, p.25)。

^{xviii} Henri Giordan, “Politique et réalités des langues en France,” in id., éd., *Les minorités en Europe*, Kimé, 1992, pp.138-139.

^{xix} William Safran, “The French State and Ethnic Minority Cultures,” in Joseph R. Rudolph, Jr. and Robert J. Thompson, eds., *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner Publishers, 1989, p.130.

^{xx} Du Granrut, *op.cit.*, p.48.

^{xxi} Enrico Ercole, “‘Yes, in Theory. And Perhaps in the Future’: European Integration and Local Government in Italy,” in M. J. F. Goldsmith and K. K. Klausen, eds., *European Integration and Local Government*, Edward Elgar, 1997, pp.190-191.

^{xxii} Du Granrut, *op.cit.*, p.49. ただし、島嶼部であるシチリアとサルデーニャも、それぞれサルデーニャ語、アルバニア語という、イタリア国内の言語マイノリティを擁している。

^{xxiii} 原聖「EC流『国家離れ』と少数言語の可能性」、宮島・梶田(編)、前掲書、1991年、241-260頁。

^{xxiv} Du Granrut, *op.cit.*, p.55.

^{xxv} 三竹直哉「連邦制ベルギーの国家とアイデンティティ」『国際政治』第110号、1995年、正躰朝香「連邦制と行為主体の多様化—EU統合とベルギーの連邦化改革を事例に」『国際政治』第119号、1998年、同「EU統合の深化とベルギーの連邦化改革—EUにおける連邦構成体の権限拡大を中心に」『日本EU学会年報』第18号、1998年、同「ベルギーの連邦化改革をめぐる国内政治過程(2)—二種類の連邦構成主体の創出と連邦制への移行」『四天王寺国際仏教大学紀要』第43号、2006年11月。

^{xxvi} ベルギーの région は、「地域」と訳されるケースが多いが、本論では、国家より小さく住民の生活により密着したアクターを広義に「地域」と呼んでおり、用語の混同を避ける意味から「地域圏」の訳を付す。

^{xxvii} Jacques Brassinne, *La Belgique fédérale*, Bruxelles: CRISP, 1994, p.168.

^{xxviii} *Documents d'études*, no.3.05 <La protection internationale des droits de l'homme: I. Europe>, La documentation française, 1997, pp.5-15.

^{xxix} Council of Europe, *Objective 1996: The Intergovernmental programme of activities of the*

Council of Europe, 1996, pp.52-63.

^{xxx} François Saint-Ouen, “De l'Europe des Etats à l'Europe des Régions?” *Relations Internationales*, no.73, 1993, pp.83. 「地域からなるヨーロッパ」の視点について、近年の特にフランスの事情に即したのものとして、Philippe Piercy, *La France Le fait régional*, 3ème édition, Hachette, 2005, ch.13.

^{xxxii} クーデンホーフ・カレルギーの思想は、「パン・ヨーロッパ」運動を通じて広まったが、デュ・レオーによれば、その要点は、①先ず既存の関税同盟を足掛かりとするヨーロッパ経済機構の設立、②次いで「欧州連邦」建設、③そして平和の維持、と整理される (Elisabeth du Réau, *L'idée d'Europe au XXe siècle*, Editions Complexe, 1996, p.82)。

^{xxxiii} Dusan Sidjanski, *L'avenir fédéraliste de l'Europe: La Communauté européenne, des origines au traité de Maastricht*, Presses Universitaires de France, 1992, pp.30-31.

^{xxxiv} *Ibid.*, pp.261-263.

^{xxxv} Saint-Ouen, *op.cit.*, pp.84-85.

^{xxxvi} *Ibid.*, p.84.

^{xxxvii} *Ibid.*, p.85.

^{xxxviii} Rapport sur l'Union européenne (Rapport Tindemans), Bruxelles, 29 décembre 1975, in Pierre Gerbet, Françoise de la Serre et Gérard Nafilyan, eds., *L'Union politique de l'Europe: Jalons et textes*, La documentation française 1998, pp.197-209.

^{xxxix} 1970年代におけるECの欧州地域開発基金の設置と地域政策の形成過程については、福田、前掲論文、1990年、36-38頁が詳しい。

^{xl} *Ibid.*, pp.87.

^{xli} Michael Keating, “Les régions constituent-elles un niveau de gouvernement en Europe?” in Patrick Le Galès et Christian Lequesne, eds., *Les paradoxes des régions en Europe*, La Découverte, 1997, p.24.

^{xlii} 福田耕治「欧州連邦主義と補完性原理(一)——EUと加盟国の中央・地域・地方政府間関係をめぐる諸問題」『駒澤大学法学部紀要』55号、1997年、16-21頁参照。

^{xliii} Yves Doutriaux, *La politique régionale de la CEE*, 2ème édition, Presses Universitaires de France, 1992, p.50. この点については、荒川・片山、前掲論文、1994年も参照。

^{xliiii} Décision 88/487/CEE de la Commission, *JOCE*, L 247, 6 septembre 1988; IP/88/468, 20 juillet 1988.

^{xliiii} Mémoire belge, 20 mars 1990, in Gerbet, De la Serre et Nafilyan, *op.cit.*, 1998, pp.285-289.

^{xliiii} *How is the European Union Meeting Social and Regional Needs?* European Commission, 1996, p.17; Milan, *op.cit.*, p.24; Pierre-Alexis Féral, *Le Comité des régions de l'Union européenne*, Presses Universitaires de France, 1998, p.82.

^{xliiii} Discours de M. Jacques Santer, Président de la Commission européenne, “Le rôle des régions dans la construction européenne,” Luxembourg, 21 mars 1997, *SPEECH/97/71*.

^{xliiii} Deuxième sommet du Conseil de l'Europe: Déclaration finale et Plan d'action, Strasbourg, 11 octobre 1997.

^{xliiii} Conseil de l'Europe, “Un pas important pour la protection des minorités nationales et des langues régionales ou minoritaires,” Communiqué de presse, 28 janvier 1998; *Le Monde*, 8 octobre 1993, 10-11 octobre 1993.

^{xliiii} *Official Journal of the European Communities*, C 61, 28 February 1994, pp.110-113.

^l Comité des régions, “Le Comité des régions fait entrer la diversité culturelle dans le débat européen,” *DCP/99330fr*, Bruxelles, 15 janvier 1999.

^{li} *Ibid.*

^{lii} Deuxième sommet du Conseil de l'Europe: Discours du premier ministre, M. Lionel Jospin, Strasbourg, 11 octobre 1997.

^{liii} *L'Alsace*, 12 octobre 1997.

^{liiii} Bernard Poignant, *Langues et cultures régionales*, <Rapport au Premier ministre>, La documentation française, 1998. 本件は、当初、ペリー(Nicole Péry)国民議会議員に諮問された

が、同議員がその後ジョスパン内閣の閣僚に就任したため、ポワニャンがこれを引き継いだ。

^{lv} Intervention du premier ministre, M. Lionel Jospin, aux Journées parlementaires du Parti socialiste, Tours, 29 septembre 1998. なお、ジョスパンの政治思想、特にヨーロッパ主義については、坂井一成「ジョスパンとフランス政治—欧州統合への収斂」『海外事情』46 巻 1 号、1998 年 1 月参照。

^{lvi} Premier ministre, Communiqué de presse, Paris, 5 mai 1999; Conseil de l'Europe, Communiqué de presse, 7 mai 1999. ただし、その後 1999 年 6 月 16 日に、憲法評議院 (Conseil constitutionnel) が、政府の署名した「欧州地域少数言語憲章」の条項について違憲判断を下したため、署名は効力を失った (*Le Monde*, 18 juin 1999)。

^{lvii} フランスの言語ナショナリズムについては、安江則子「EU における多言語主義の多角的検討」『日本 EC 学会年報』第 16 号、1996 年、131–133 頁参照。

^{lviii} François Saint-Ouen, “Discours politiques des francophones européens et construction de l'Europe: cohérence ou dispersion?” *Revue Internationale de Politique Comparée*, vol.1, no.2, 1994, pp.231-232.

^{lix} EU 地域委員会、地域政策・構造基金・経済社会結束・脱国境地域間協力担当官とのインタビュー (ブリュッセル、1998 年 9 月 18 日)。

^{lx} European Commission, *Euromosaic: The production and reproduction of the minority language groups in the European Union*, 1996.

第6章

教育・文化におけるヨーロッパ統合の進展とエスノ地域主義

前章で、民族とヨーロッパが直接結び付き、親エスノ地域の潮流がヨーロッパ・レベルに生み出される過程で、国家に対して民族を擁護する方向に導く政治的影響力が行使されている構造を析出した。本章では、そうした構造について、特に教育・文化という政策領域に焦点を当てて、より具体的な動きを考察する。

ヨーロッパ統合の影響およびエスノ地域主義の圧力を受けて、ヨーロッパ各国の政治社会は変化を余儀なくされている。本論で取り上げるフランスも、ヨーロッパ統合の中心的存在として統合に強く拘束され影響を受けている。フランスは原則としてヨーロッパ統合を支持し、EU(欧州連合)としての統合推進は、同国にとって政治外交的にも経済社会的にも最優先事項になってきたⁱ。一方、「人権」概念への支持が国際的に高まり、特に欧米ではマイノリティの擁護が社会的正義となってきたなかで、エスニックな独自性と地域性(領域性)が重なった「エスノ地域」(ethno-region)の自決を求めるエスノ地域主義が各地で高揚を見せているⁱⁱ。こうして国家(国民国家)の「上」(=統合欧州)と「下」(=エスノ地域)のアクターがそれぞれ力を強め、ここに挟み撃ちにされた国家を支えるナショナリズムは後退を余儀なくされたと一面では見える。確かにカーの指摘するように、国民形成過程で発揮されるという意味でのナショナリズムは、フランスなどではピークを過ぎ衰退に向かっているとと言えるかもしれないⁱⁱⁱ。しかし、ヨーロッパ統合とエスノ地域主義の影響力は、実際にはナショナリズムの側からの反作用を誘発している。複数の国家を含む地域統合体やエスノ地域を含む様々なサブナショナルな政治文化共同体が、国際政治の不可欠なアクターとなった状況において、その全体像を捉えるためには、各々のアクターの活動のみならず、各アクター間の相互行為と力作用の動態を認識する必要がある。

ところで、これまでのヨーロッパの統治構造の理解には、「国家からなるヨーロッパ」論、「地域からなるヨーロッパ」論、あるいは連邦主義などがあった。「国家からなるヨーロッパ」論者として国民国家至上の立場を代表するミルワードは、ヨーロッパ統合はそもそも統合を通じて第二次大戦で疲弊した国民国家を救済するためのものであると論じる^{iv}。エロー(Guy Héraud)などの「地域からなるヨーロッパ」論者は、統合ヨーロッパの中に国民国家の相対的役割低下と地域(エスノ地域)

の台頭を認め、ヨーロッパは地域を単位とした統治構造に転換していくと主張した^v。連邦主義は、各国家が主権を超国家機関に委譲して一つのヨーロッパに収斂する姿を理想として描いており^{vi}、ピンダーは、統合の深化を目指す連邦主義の推進力はナショナリズムを克服し、結局は連邦制の方向にヨーロッパは発展すると主張する^{vii}。

また、1980年代にEC統合が飛躍的に深化すると、1990年代に入り新しいモデルが登場した。梶田が論じる「三空間並存」は、「ヨーロッパ(EU)、国家、地域」の三空間(層)のアクターの並存を指し、ヨーロッパ統合の進展に伴って国家の枠組みが絶対的なものではなく、三つのアクターが重要性を帯びるというものである^{viii}。また、ヒューズが提唱する「複合統治」(complex governance)は、梶田モデルに近いが、社会学の立場から社会活動に重きを置く梶田に比べ、ヒューズは政治学的観点から「統治」に重点を置いている。人々はローカル、ナショナル、グローバルな種々の統治主体に対し、状況・争点に応じて統治者を多層的に選択するという^{ix}。

一方、エスノ地域は結局国家を目指すものであり、「三層」はヨーロッパと国家の「二層」に収斂するとの議論もある^x。しかし、エスノ地域が必ずしも独立を目指すものではないことから、三つのレベルにそれぞれの存在意義を認めることが必要であろう。加えて、本論は特に「三」という数字を絶対視するものではない。要は人々のアイデンティティの拠り所が何か、その意味で現時点では三つのアクターがいずれも重要性を帯びているということで、さらなる細分化や再編もあり得る。歴史学や民族学で「文化多元主義でいう個々の文化はけっして閉鎖的かつ固定的なものではないばかりか、むしろ生み出され変容していくもの」^{xi}と理解されるように、アイデンティティの拠り所となる文化的・政治的枠組みは、時代や場所に応じた相対的存在と考えられるからである。

以上のような欧州の統治構造の理解に対して、ここでは基本的には梶田やヒューズのモデルに立脚しつつも、ヨーロッパ、国家(フランス)、地域(単なる地域でなく「エスノ地域」としてのアルザス)という各アクター間の「相互作用」「相互依存」に重点を置きたい。この点を特に、各々のレベルにおける教育・文化政策の状況から検討する。教育や文化は、各アクターの将来の政治社会運営の担い手のアイデンティティ形成に直接関わり、国家レベルで言えば国民統合の根幹をなす、政治的コンフリクトを導き易い領域である。この分析を通じ、三つのアクターが単なる並存ではなく、ポジティブ・サムな相互行為下で共存を果たす構造を示したい。

1. ヨーロッパ統合とフランスの教育・文化政策

各国レベルの教育政策においてヨーロッパを重視する流れは、EUや欧州審議会の教育・文化

政策の進展によって後ろ盾を与えられている。ここでは先ず EU の教育政策について見ることにする。EU の教育政策は、1973 年に EC の内閣に当たる EC 委員会 (EU においては欧州委員会) に「研究・科学・教育総局」が設置され初めて制度化を見た^{xiii}。その後、教育担当大臣による閣僚理事会 (Council of Ministers) が定例化され、この理事会で合意された「教育分野の活動プログラム」 (Action Programme in the field of Education) (1976 年) が、EU として教育分野でのヨーロッパ統合を推進する最初の施策となった^{xiii}。そして 1985 年 6 月に EC 委員会のアド・ホック委員会によってミラノ欧州理事会に提出された「市民のヨーロッパ」 (A People's Europe) 報告、1987 年 7 月発効の単一欧州議定書、1993 年 11 月発効のマーストリヒト条約 (欧州連合条約) へと至る過程で、エラスムス (ERASMUS = 高等教育の学生・教員の交流)、コメット (COMETT = テクノロジーの産学協力)、リングア (LINGUA = 外国語能力の向上)、ペトラ (PETRA = 青少年職業訓練)、フォース (FORCE = 職業継続訓練)、ユーロテクネット (EUROTECNET = テクノロジーの革新に対応する資格取得訓練) などの政策事業が登場した。こうした過程で、EU の教育政策は、普通教育、特に高等教育における教員・学生の交流や外国語の習得の促進から、EU としての国際経済力向上という目的の下での職業教育の推進へと対象領域を拡大し、同時にこれらの政策事業に参加する人数の増大や加盟各国での重要性認識の強化によって深化をも果たした。

そして 1995 年には、これらはソクラテス (SOCRATES) とレオナルド (LEONARDO) の二大政策事業に再編された。これに YOUTH FOR EUROPE プログラムが加わって、EU の教育政策の 3 つの柱となった。ソクラテスは、初等中等・高等教育全般を対象とし、エラスムス、コメニウス (COMENIUS = 初等中等教育関係)、リングアなどを含む。レオナルドは職業訓練教育を対象としている。YOUTH FOR EUROPE は、市民レベルで欧州が一体感を得ることを目指し、学校・職場以外でも交換留学を通じて若者同士が共通の行動プログラムに参加することを推進した^{xiv}。

このなかから特にソクラテスについて個々の政策事業の進展状況について見てみると、エラスムスに参加する学生数は 1992 年度の 86,800 から 93 年度には 112,700 人と 30% の増加、高等教育機関数も同様に 1,354 から 1,550 へと 14% の増加を示している。リングアは、デンマーク語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、アイルランド語、イタリア語、レツェブルク語、ポルトガル語、スペイン語の 11 言語を対象に、①外国語教員の研修、②高等教育における外国語教育の支援、③職業教育における外国語教育の促進などのプログラムを行うが、このうちエラスムスと連動して進められる②については、1993 年度、リングアとしては 1,150 の大学、8,850 人の学生を対象に 226 の大学間共同プロジェクトを行っている^{xv}。また、コメニウスは、「言語、文化遺産、環境保護などの分野の『ヨーロッパの教育プロジェクト』」に関し、各国の初等中等教育機関の多元的

な協力関係を増大させる」ことを主たる目的としており、特に言語教育に関しては、初等中等学校間の教育上の交流を通じてリンギアを補完するものである^{xvi}。

こうした EU の教育政策事業の目標とするところは、「ヨーロッパ・アイデンティティ」の確立である。例えばエラスムスは、EU 域内学生が自由に移動学習を行い、他の EU 加盟国の学生との交流や共通の体験を積むことによって、ヨーロッパ統合の必要性に対する認識を高めるだけでなく、リンギアと連動して進められ外国語の習得も促進する。ヨーロッパ各国の学生がこれらのプログラムを通じて域内を移動することは、EU の本部の置かれるブリュッセルを中心とした「巡礼圏」(アンダーソン)が形成され、ヨーロッパという「想像の共同体」が築かれ、「ヨーロッパ・アイデンティティ」の形成に大いに寄与すると言えよう^{xvii}。

もっとも、EU と加盟国との教育・文化政策をめぐる権限関係については、マーストリヒト条約第 126 条で、

「欧州共同体は、加盟国の教育内容、教育制度、文化的・言語的多様性に関し、各国の責任を十分に尊重しつつ、加盟国間の協力を促進することにより、また必要な場合には加盟国の活動を支援・補足することによって、教育の質の向上に貢献する」

と規定されており、EU が発足しても各国の教育内容・教育制度にまで介入することはなく、それはあくまで「協力関係」という形とされ国家の主権は保持された^{xviii}。

次に、EU とともにヨーロッパ統合の重要な一翼を担っている欧州審議会 (Council of Europe) による、教育・文化に関する施策について検討する。

欧州審議会は、第二次大戦後のヨーロッパ統合運動が最初に結実した欧州の国際機関である (1949 年創設)。ヨーロッパ統合の政治的側面に関する役割はその後に登場し今日の EU へと直接つながる ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体、1952 年創設) に譲り、欧州審議会は人権擁護・民主主義の普遍化・文化の発展といった、西欧の基本的価値の番人として、特に教育・文化の分野で重要な役割を果たしている。その主要目的は、人権と多元民主主義の保持、ヨーロッパ文化アイデンティティの覚醒とその発展、ヨーロッパ社会の直面する諸問題 (マイノリティ、外国人排斥、環境保護、エイズ等) の解決策の模索、などである^{xix}。

欧州審議会の教育・文化政策は、こうした方針に沿いつつ、ヨーロッパとしての一体性の強化を図ることを目指している。1993 年 10 月の「ウィーン宣言」では、「文化面での協力は、教育、メディア、文化活動、文化遺産の保護と発揚、若者の参加を通じて促進されるが、そのために欧州審議

会は最良の手段となる。文化協力は、凝集力と同時に多様性を有する欧州を確立するための基本となる」、と主張されている^{xx}。そして具体的な政策実行手段としては、勧告・規約、技術援助事業(特に文化遺産保護)、訓練事業(教員、文化担当行政官、職人等を対象)、ヨーロッパ意識の発揚キャンペーン、芸術家や教員・学校間のネットワーク拡充などが行われている^{xxi}。

では次に、以上のようなヨーロッパ・レベルで共通に進められる教育・文化政策とフランスの国内政策との関連について検討する。

フランスは基本的にヨーロッパ統合推進に積極的であるが、教育における「欧州」への対応に関しては、1989年7月10日公布の教育基本法(通称ジョスパン法)(Loi no.89-486 du 10 juillet 1989, Loi d'orientation sur l'éducation)の付属報告書で次のように規定している。

〈ヨーロッパ及び国際社会の視野での教育〉

単一欧州議定書によって、[各国の]立法及び規制は調和をみる(…)。全ての個人は、教育・研究・労働の分野での交流・協力に一層参加することが求められてくる。

(…)欧州の次元に開かれた教育は、好奇心・創造力・適応能力を高める。この教育によって、現代外国語の習得と同様に外国文化の知識をも高めなくてはならない。そのために、

- 全国で小学校から外国語の入門学習を実践する、
- コレージュ(中学校)第三学年から全生徒に二つの現代外国語を学ばせる(…)。

ここに見られる、域内外国語・外国文化を学ぶという形でのヨーロッパ統合への対応は、現代フランスの教育政策の重要な一つの柱となっている^{xxii}。

ヨーロッパ統合重視の教育・文化政策が強まった背景には、単一欧州議定書からマーストリヒト条約にかけての、「地方分権」と「地域統合」という国家の中央集権と相反する思潮のヨーロッパ規模での高まりがあった。当時のフランス政府においては、ジョスパン法の起草者たるジョスパン国民教育大臣はもとより、ロカール首相のイニシアティブも大きな役割を果たした。ロカールは自著のなかで、教育のほか多様な分野において、統合ヨーロッパを構築する中心的アクターとしては、旧態依然たるナショナリズムに支えられた国家ではなく、ヨーロッパ人としての連帯感を育む市民・個人のレベルを最優先しなくてはならず、そのためにはサブナショナルな地域・地方の役割がますます重要になると主張する^{xxiii}。井上が指摘するように、「ロカール(及びジョスパンも同様)においては、(…)[ヨーロッパ統合という]『国際化』意識が(…)ラディカルな『分権化』意識と結び付いているところが特徴」であった^{xxiv}。この「分権化＝国際化」の二元発想によるロカール＝ジョスパン

のヨーロッパ重視路線は、EU 域内外国語教育を重点的に行う「ヨーロッパ科」のリセ(高校)への設置(1992年)、外国語教育を小学校第2学年から行えるとする教育課程改革(1995年)など、後に受け継がれた(「分権化」については後述)。1996年からは、ビデオを教材とし、会話を重視する外国語の授業の小学校への導入が始まった^{xxv}。

このようにヨーロッパ重視のフランスの教育政策であるが、しかしながら以下に見るように、必ずしもヨーロッパ一辺倒ではないことも指摘する必要がある。

フランスの教育・文化政策の要に、国民統合の核としてのフランス語の強調が挙げられるが、折しも1980-90年代のヨーロッパ統合の進展に連れて、フランス語ナショナリズムが高まってきた。学校では、フランスを含む世界の「フランス語圏を理解する教育」を行うことが定められており、1989年5月2日付けの国民教育省通達は、その目的を、①フランス語圏を形成する諸国の地理的・経済的・文化的多様性の一層の理解、②ほとんどが単一言語状況下に生きる子供に、言語状況の多様性と、多言語主義という文脈や他の主要言語との関係のなかでフランス語が占める位置を理解させる、などと規定している^{xxvi}。この通達に引き続き、毎年のようにフランス語の使用に関する通達は出されている。この1989年通達を検討すると、②において、フランスをほぼ単一言語国家と見なしていることが分かる。しかし、フランスの社会言語的実態は、アルザス語、ブルトン語など多くの少数言語地域を有するとともに、アルジェリアなどマグレブ系移民の流入によってアラビア語話者も数多く存在している。こうした事実上の多言語状況に対して敢えて「単一言語」状況と記している点に注目すべきである。同通達は、他の言語との比較においてフランス語の優位性を強調している^{xxvii}。こうしたフランス語強調の背景を考えると、ヨーロッパ統合がもたらす多言語主義・多言語状況の普及、また学校での外国語教育の強化に対し、反作用的にフランス語教育を強化してフランスにおける非フランス語のプレゼンス拡大を相対的に抑制しようとする力学が見出される。

また、ヨーロッパの外のアメリカからもたらされる英(米)語・文化の急速流入の脅威に際しては、「ヨーロッパ・アイデンティティ」を築きつつこの事態に立ち向かうことが時代の要請とされるが、ヨーロッパ・アイデンティティの確立の過程はフランス・アイデンティティの相対的希薄化という状況を生みかねない。こうしたアイデンティティの危機を乗り切るための手段として、フランス語ナショナリズムが高まるとも言える。

1992年の憲法改正によって「フランス共和国の言語はフランス語」という条文を第五共和制憲法第2条の冒頭に追加したこと、1994年の「トゥボン法」(Loi no.94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française)によって公的場面でのフランス語使用を義務付けたこと、などがフ

フランス語ナショナリズム高揚を裏付ける象徴的出来事である。トゥボン法は、一部の例外を除いて、公共の場における文書・口頭を問わずあらゆる一般向け情報において、フランス語の使用を義務付けた。教育に関しても、公私立の教育機関において、教育・試験はフランス語で行わなくてはならない(外国人教員による授業等を除く)。そして注目すべきは、世論調査によると、トゥボン法を通じたフランス語使用の強化に関して 80%以上のフランス人が賛成しているのである^{xxviii}。

また、ルセが指摘するように、ヨーロッパの多言語化は、英(米)語に対抗し得る唯一のヨーロッパ語としてのフランス語を軸とした二(多)言語化であるべき、という認識がフランスで強まっていることも、同様にフランス語ナショナリズム高揚の文脈で捉えられよう^{xxix}。

さらにフランス語にとっての脅威には、ヨーロッパ統合の東方への拡大の結果としてのドイツ語圏の拡大も挙げられる。EU内でのドイツ語人口がフランス語人口を上回ってきており、政治的・経済的な言語のプライオリティという面でも、ドイツ語がフランス語より優位に立つこともあり得るからである^{xxx}。

EUを利用して、特にリングアなどの政策事業を通じ、フランスはフランス語の普及を図ることができ。しかし、同時に、ヨーロッパ統合は、フランスの教育・文化政策の一面を形成するフランス語ナショナリズムに対する大きな脅威を生んでもいるのである。

2. エスノ地域主義とフランスの教育・文化政策

本節では、エスノ地域主義との関連において、フランスの教育・文化政策を検討する。

フランスにおけるエスノ地域主義運動は、アルザス、ブルターニュ、オクシタンなどの独自の言語・文化を歴史的に持つ地域に存在する。これらエスノ地域に対する政府の教育・文化政策においては、まず多くの場合エスノ地域主義のシンボルであり、かつ実生活に密着した「地域語」教育の問題が焦点となる。地域語教育は、第二次大戦後、各地域からの要望を受け、徐々に導入されてきた。しかし、地域語教育はエスノ地域主義を活性化させ、国民統合の基盤を損ないかねないという懸念・抵抗も根強く存在した。

また、文化に関しては様々なエスノ地域の文化活動への支援が重要であるが、文化省の施策として具体的に進められてきたものには、ブルトン語書籍の出版援助、民族音楽学研究奨学金、バスク語・ブルトン語・カタラン語等の辞書・文法書作成援助、コルシカを含む地中海文化祭の開催、民族博物館・図書館の運営支援などがある^{xxxi}。しかし、こうした文化政策においても、「名ばかりの文化保護・修繕に過ぎない」「少数民族対策の支出は文化のゲッター化を意味する」、などの反

論が存在する^{xxxii}。

こうした概況を踏まえて、特にアルザスのエスノ地域主義が掲げる要求と、それへのフランス政府の対応という形で、教育・文化政策の状況を掘り下げてみる。

教科目としての「アルザス地域語」(一般に、話し言葉としてのアルザス語と書き言葉としてのドイツ語の双方を含めたものと認識される)の公教育への導入については、初等教育・前期中等教育段階でのドイツ語授業の部分的導入を図った総視学官オールドリート(G. Holderith)による改革(1972年)、アルザス地域語教育の回復を不完全ながらも実現したストラスブール大学区長デイオン(P. Deyon)の通達(1982年6月)という二大ステップを経て前進した^{xxxiii}。この時期、大局的に、フランス政府は徐々にアルザス(及び他のエスノ地域)に対し、地域のイニシアティブの尊重という形で地域言語・地域文化教育の容認に動いた。

実際、1980年代末からマーストリヒト条約成立に至る時期、ヨーロッパ・レベルで「地域」を重視し、地域がイニシアティブを発揮して「ヨーロッパ」を教育のなかに取り込むべきとする動きが強まった。欧州審議会の教育大臣会議が1991年10月16-17日、ウィーンで行った決議「教育へのヨーロッパの視野[の導入]—その教育実践とカリキュラム内容」^{xxxiv}など、各国が教育カリキュラムに「ヨーロッパ」の視点を導入することに合意する動きが具体化した。しかも、1991年3月12-21日にストラスブールで開かれた同じ欧州審議会の欧州地方・地域自治体常設会議(CPLRE)でのファリントン(Farrington)報告では、教育・文化分野の地方分権の趨勢、地域・地方自治体が教育・文化政策において一層のイニシアティブを発揮することの重要性、地域と地域の間での学校教育の交流等が謳われた^{xxxv}。

そして、ロカール＝ジョスパンが、これらヨーロッパ・レベルでの教育の地方分権化推進の主導役を果たしたことは注目すべきである^{xxxvi}。こうして、社会党政権下で他のヨーロッパ諸国と同調した地方分権化政策が進められたことや、ヨーロッパ統合の加速によってバイリンガルやマルチリンガル指向が教育現場のみならず行政側でも強まったこと、欧州審議会においては先に見たような動きに加えて後述のように「欧州地域少数言語憲章」が採択され、人権保護と結び付いた言語・文化保護の気運がヨーロッパ規模で高まったことが、地域言語・地域文化教育の容認を加速させた背景として重要である。

特にアルザスでは、第二次大戦前のエスノナショナリズムに見られた自治主義ないし分離主義が姿を消していること、また仏独の係争地であった同地域が今日では両国の友好の象徴とされ、緊密さを増した両国関係下においては、かつてのドイツ語排斥の思潮が影を潜めたなどの点が、地域への教育・文化政策上の分権化推進の要因として挙げられよう。

具体的に、1988年4月15日付け省令によって、国民教育省は高校における地域語教育の指導要領を示した。ここでは、地域語の学習は、外国語学習と教育上の目的において違いはないとした上で、その教育の指針として次のような点を挙げている^{xxxvii}。

- ①地域の中の言語的・文化的多様性を想起し、地域語・地域文化の持つ豊かさを活用する。
- ②地域語によるコミュニケーションにおいて、あるいは地域文化の置かれる環境において、フランス語が最優先の地位を占めることを固守する。
- ③歴史・地理、公民という既存の諸科目における地域語・地域文化の学習を可能にする。

ここで注目すべきは、先ず③にあるように地域語自体の教育と同時に、地域の歴史の教育が認められた点である。アルザスにおいて、アルザス史を学ぶということは、第二次大戦前の政治的自治主義の高揚という事実に教育の場向き合うことを含意しており、これによって、エスノ地域主義運動(今日のアルザス・エスノ地域主義は政治的自治主義とは異なり、文化的要求のみの地域運動であるが)の政治的・文化的な歴史に根差した背景を教えることが可能となる。当然エスノ地域主義にとっては望ましい成果であった^{xxxviii}。そして、ジョスパン法第1条では、全教育段階で地域語教育を可能とすると定め、1994年6月16日にバラデュール首相が発表した教育の総合的改革指針「学校改革のための新しい契約」(Nouveau contrat pour l'école)においても、同様の規定が盛り込まれた^{xxxix}。

しかし、以上の過程は、エスノ地域主義にとって望まれるものであるが、反面、②にあるようにフランス語の優位性が指摘されていることも看過されてはならない。エスノ地域への理解を示す一方で、国民統合の核であるフランス語の優位性を強調して、エスノ地域主義にフランス・ナショナリズムを対抗させ、地域と国家の均衡が図られたのである。

さらに、エスノ地域主義に対抗するフランス・ナショナリズムの言説としては、エスノ地域の持つ言語・文化への理解を示す一方で、これらの存在をフランスの「国民(nation)文化の多様性」を表すものと強調し、国民の統合とその価値を高める要素と位置付けるという、論理の転換を図るのである。この点は例えば、

「多様性の表出として[見なされる]国民(nation)の伝統的遺産の基本要素の保持への配慮(…)から、この[地域語・地域文化の]教育のための国家の介入を改めて肯定する」^{xl}

と述べた、国民教育省の「地域語・地域文化教育に関する通達」(1995年4月7日付け)において確認できる。

しかし、大局的には、エスノ地域に望ましい方向にフランスの教育・文化政策は移行してきた。ミッテランが大統領就任間もない1982年に政府への報告書『文化の民主主義と相違への権利』^{xii}をまとめ、フランス国内のエスニックな多様性への理解を喚起したジオルダンは、1992年の論文でミッテラン時代の成果として、エスノ地域の少数言語・文化への認識が高まったこと、及びエスノ地域の少数言語・文化に有利となる文化政策が強化されたことを挙げている^{xiii}。そして彼は、さらに必要な課題として、言語空間の法的正統化の推進を挙げたが^{xiiii}、この点についても、確かにナショナリズムの反発はあるが、ここまでの検討から概ねミッテラン時代を通じて徐々に前進を見たと言えよう。

本節では、フランスがナショナリズムに固執してエスノ地域主義を無視するようなことができなくなり、次第にエスノ地域独自の言語・文化教育の実施を認めてきたことが確認された。しかし同時に、フランス・ナショナリズムを顕現させて国民統合の強化を促していることも事実であり、ここにエスノ地域とフランス国家双方の利益を満たす力学が働いていることが見出せる。即ち、エスノ地域主義とフランス・ナショナリズムとが、一方が得をすれば他方が損をするというゼロ・サムな相互利害関係にあるのではなく、双方が利益を上げるポジティブ・サムな関係にあるということである。

3. ヨーロッパとエスノ地域の連携

本節では、EUを中心としたヨーロッパとエスノ地域との関連について検討する。

EUと地域の教育・文化政策上のつながりについては、EU発足時のマーストリヒト条約第126条第4項で、

「本条に触れられた[教育のヨーロッパ的広がり発展させるなどの]目的の達成に貢献するために、閣僚理事会は、(…)経済社会委員会および地域委員会と協議した後、加盟国の法律および規則といかなる調和を図ることもなしに、奨励措置を採択する(…)」

と規定し、EUが加盟国国家とのみならず、国家を介在せず直接地域との間での協力を進める可能性もが示された。特に地域委員会(Committee of the Regions)の設置は、EUの政策決定に対しては諮問的役割にとどまるとはいえ、地域の利害の表明をEUの公式機関として行うことを可能

にしたものであり、その意義は大きい。そしてこれら地域の中には、アルザスなどのエスニックな独自性を強く有するエスノ地域も含まれており、エスノ地域主義の行為主体がヨーロッパのレベルで発言する公式な地位を得たものと考えることができる。

欧州委員会では、EU域内の地域少数言語の擁護のための活動が進められており、すでに単一欧州議定書において地域の問題への取り組み姿勢の転換が行われ、低開発・産業衰退に苦しむ地域への援助強化といった、主として経済の領域での支援は高まっている^{xliv}。欧州委員会は、1992年からユーロモザイク(EUROMOSAIC)という政策事業において調査を行い、バスク語、ブルトン語、ゲリック語など40の域内地域少数言語の存在を確認した^{xlv}。1994年7月27日には、欧州委員会は『文化に資するEUの活動』と題する報告書で、「共通の文化遺産という点を強調し、国民的・地域的多様性を尊重して加盟国の文化の開花に貢献する」ことをEUの活動目的として評価すると指摘した^{xlvi}。そして数度の欧州議会による地域少数言語の擁護を求める決議^{xlvii}を受け、欧州委員会は地域少数言語擁護のための予算を計上し、1996年には400万エキュが充てられた^{xlviii}。このように、EUにおけるエスノ地域への理解・支援は次第に強まってきた。

また、欧州審議会においては、ヨーロッパと地域との連携を強める、あるいは地域独自の活動をヨーロッパとして強化する枠組みとして、1985年に採択された「欧州地方自治憲章」(European Charter of Local Self-government)、1992年6月採択の「欧州地域少数言語憲章」(Charte européenne des langues régionales ou minoritaires)などが挙げられる。欧州地域少数言語憲章は、全教育段階において地域少数言語の導入を各国が促進することを掲げており(第8条1項)、これが完全に実現すれば、独自言語の擁護・地位向上に要求の基礎を置く(ことの多い)エスノ地域主義にとっては、大きな利益がもたらされる。

しかし、こうしたエスノ地域主義の要求に大きな満足を与えることは、逆に、国家としては国民統合の基盤を損ないかねないとして、ナショナリズムの抵抗が強まる。実際、同憲章に署名している国は少なく、1996年5月時点で15ヶ国で、批准が済んでいるのはフィンランド、ハンガリー、ノルウェー、オランダの4ヶ国に過ぎない^{xlix}。1992年11月に欧州審議会は「民主主義と文化的多様性に基づくヨーロッパ」の名の下、加盟国に地域少数言語を擁護し発展させるよう提案した。この際、フランスは文化大臣ラングが「欧州地域少数言語憲章」に署名の意向を表明したが、外務省や法務大臣トゥボン¹の反対によって実現を見なかった。特に、公的な場におけるフランス語の使用を義務付けた前述のトゥボン法は、その後、同憲章の署名の大きな障害となった¹。後に、ジョスパン首相の内閣において1999年に署名が行われたが、憲法評議院の違憲判決が出されたことにより署名は無効になってしまっている^{li}。

同憲章の作成・採択・署名の過程で、こうした構成国のナショナリズムの反発は予想し得た。それゆえ、欧州審議会の人権委員会事務局のアルティグが、「憲章の主たる目的は、ヨーロッパの文化遺産の最重要な要素としての地域少数言語を保護・維持するという文化的要請に基づく」ⁱⁱⁱと述べるように、同憲章は、守るべきものとして言語そのものを掲げて、その言語使用者の政治的権利(自治、独立等)には触れていない。つまり、同憲章は、文化的アイデンティティの充足感を与えてエスノ地域主義への利益をもたらすと同時に、その反作用として高揚するナショナリズムを緩和するという、エスノ地域と帰属国家の利益のバランスを追求したものと言えるのである。

以上から分かるように、エスノ地域とヨーロッパとは、人権や民主主義という西歐的普遍的価値観を背景に、旧来的な国民国家のナショナリズムを排して、各々の存在を強固なものとするという点で共通の目的を有している。歴史が示すように国民国家の壁を越えることは非常に困難であると言わざるを得ないが、ナショナリズムの強烈な反抗を考慮すれば、ヨーロッパとして共通の、そしてエスノ地域にとって望ましい教育・文化政策が、徐々にではあれ前進してきていることは評価されよう。

結

「三空間並存」(梶田)や「複合統治」(ヒューズ)というモデルは、現代ヨーロッパの社会・統治構造の説明にかなり有効であると考えられる。しかし本章は、三つ(ないしそれ以上)のレベルのアクターの重要性を前提としつつ、これらのモデルから一步踏み出し、各アクターが存在を主張する力が相互の存在理由を高め合うという点を強調したい。三層は単に並存するのではなく、またゼロ・サムな相互関係にあるのでもなく、三層全てが利益を得る(あるいはその可能性を有する)ポジティブ・サムな関係である。教育・文化の分野におけるフランス語擁護を軸としたナショナリズムの高まりは、ヨーロッパ統合の推進とエスノ地域主義の高揚の双方に対する反作用として、トゥボン法の制定などを促した。反対に、ナショナリズムの高まりに対する危惧から、ヨーロッパの人々がヨーロッパ統合の必要認識を強め、その結果、相互の言語習得と相互理解の促進を求めるヨーロッパとしての共通教育政策を促進する動きが活発化した。そして、エスノ地域では、ナショナリズムに直面して、独自の言語・文化を擁護・発展させることを目指すエスノ地域主義が掻き立てられる。また、国家を「敵手」として、ヨーロッパとエスノ地域の間には共通の利益の方向性が見出され、互いのプレゼンスを高め合うのである。

古典的な国際関係論の立場であるリアリズムでは、取り上げられるアクターは主権国家(国民国

家)のみであった。しかし、次第に国家以外のアクターの重要性が特に経済の分野で高まり、国際関係論における理論的潮流も、経済を中心とした国際交流の増大が複数の国家間に相互依存関係を生み出している点を重視するようになった^{liii}。そしてEU統合の進展によって、ヨーロッパでは、経済のみならず社会・文化から政治・外交に至るまで広い領域で相互依存が深まっている。本章で特に教育・文化政策に関して検討してきた1990年代のヨーロッパにおいても、その「三層構造」に相互依存関係が見て取れる。しかもここでは、リアリズム的な主権国家間のみの「横」のつながりにおける相互依存だけではなく、相違なるレベルのアクター間の「縦」の相互依存関係もが成り立っている。ヨーロッパ、国家、エスノ地域は、それぞれの利益に従った行動をとり、これらの行動は相互に協調も衝突も生み出す。そしてこの相互行為の中で、3つのアクターは、各々の存在理由に一層の正統性を付与し、それらの存続のためのエネルギーの獲得を可能としている。実際、ロカール＝ジョスパンの理念と1989年のジョスパン法は、こうした点を具現していた。重層構造のヨーロッパの理解のためには、各層の相互作用を前提とした動的な視座が不可欠となっている。

本章では、教育・文化という政策分野に焦点を当てて、民族(エスノ地域)とヨーロッパ(EU)の関係性について、両者に挟まれる形になる国家(フランス)の行動にも目を配りながら検討を行った。各アクター間に単なるつながりではなく、相互のプレゼンスを高めるシナジー効果が期待される相互依存関係が構築されていることを明らかにしたが、本論全体のなかでの位置付けとして整理し直すと、民族とヨーロッパの相互依存的な関係の形成により、エスノ地域が民族的要求を掲げて政治化する余地が極めて狭められていること、そして国家も含めて各アクターが、自らの利益だけを前景化させての政治的行動が、相互に統御される関係性のなかに封じ込められてきていることが指摘できる。言葉を換えれば、アクター間に民族的主張をめぐってのガヴァナンスが形成されているということである。そして、そうしたガヴァナンスが作用する構造のなかで、民族問題の非政治化が有効に図られているということである。

ⁱ フランスがヨーロッパ統合を重視してきた歴史的背景については、差し当たり、François Duchène, “French Motives for European Integration,” in Robert Bideleux and Richard Taylor, eds., *European Integration and Disintegration: East and West*, Routledge, 1996, pp.22-35.

ⁱⁱ エスノ地域主義については、ラフォンのように「エスニシティ」(ethnicity)には必ずしも立脚しないが「地域性」に重点が置かれるものとする論点と、原のように地域には拘束されず、エスニシティを

形作る言語のみによって展開するとの論点があるが、本論では、エスニシティと地域性の両方の性格を有する運動と捉える。この観点から、アルザスやブルターニュなどを「エスノ地域」として扱う。Robert Lafont, *La nation, l'Etat, les régions*, Berg International, 1993; 原聖「民族を超える言語運動」『現代思想』1996年8月号。

ⁱⁱⁱ E. H. Carr, *Nationalism and After*, Macmillan, 1945, E・H・カー(大窪愿二訳)『ナショナリズムの発展』みすず書房、1952年。

^{iv} Alan S. Milward, *The European Rescue of the Nation-State*, Routledge, 1992, p.4.

^v François Saint-Ouen, “De l'Europe des Etats à l'Europe des Régions,” *Relations Internationales*, no.73, printemps 1993, pp.83-86.

^{vi} 連邦主義に始まる地域統合論には、第二次大戦後、機能主義、新機能主義などの諸理論が出てきたが、本論は差し当たり連邦主義としての大きな潮流のみを考える。地域統合論については、差し当たり、坂井一成「ヨーロッパ統合と国際関係論の視点」、同(編)『ヨーロッパ統合の国際関係論』芦書房、2003年を参照。

^{vii} John Pinder, *European Community*, 2nd Edition, Oxford University Press, 1995, p.13.

^{viii} 梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ—EC・国家・民族』岩波書店、1993年。

^{ix} Barry B. Hughes, *Continuity and Change in World Politics: Competing Perspectives*, 4th Edition, Prentice Hall, 2000. また、森井裕一「欧州共同体と国民国家体系—マーストリヒト条約と複合統治モデル」『国際政治』第101号、1992年10月も参照。

^x 池田佳隆「グローバル・システムの三層構造論の批判的検討」『国際政治』第111号、1996年2月。

^{xi} 二宮宏之「国家・民族・社会」、歴史学研究会(編)『講座世界史12)わたくし達の時代』東京大学出版会、1996年、448頁。

^{xii} 荒岡興太郎「教育、職業訓練および青年政策」、金丸輝男(編)『EUとは何か』JETRO、1994年、52-61頁。

^{xiii} “EC Education and Training Programmes 1986-1992,” Report from the Commission to the Council, the European Parliament and the Economic and Social Committee, *COM (93) 151 final*, 5 May 1993, p.2.

^{xiv} European Commission, *Le Magazine*, Spring 1994, pp.4-7, Winter 1994, p.13; 駐日欧州委員会代表部広報部『europe』、1996年9・10月、12-14頁。

^{xv} European Commission, *Cooperation in Education in the European Union: 1974-1994*, 1994, pp.18-22.

^{xvi} Ministère de l'Education Nationale, *La rentrée scolaire 1996*, <<http://www.education.gouv.fr>>, 1996.

^{xvii} 梶田孝道『国際社会学のパーспекティブ—越境する文化・回帰する文化』東京大学出版会、1996年、67-75頁、Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, 2nd Edition, Verso, 1991, B・アンダーソン(白石さや・白石隆訳)『[増補]想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、1997年。

^{xviii} 澤野由紀子「マーストリヒト条約とECの教育事業」『内外教育』1993年8月20日、7-8頁。

^{xix} Council of Europe, *The Council of Europe: Achievements and Activities*, 1995, p.3.

^{xx} Council of Europe, *Newsletter/Faits nouveaux*, no.5, 1993, pp.3-4.

^{xxi} Council of Europe, *Objective 1996: The intergovernmental programme of activities of the Council of Europe*, 1996, p.38.

^{xxii} 井上星児「フランスにおける国際理解教育の政策と課題」、樋口信也(編)『国際理解教育の理論的枠組と学習内容に関する国際的比較研究』(文部省科学研究費報告書)、1994年3月、87-94頁。

^{xxiii} Michel Rocard, *Le coeur à l'ouvrage*, Seuil, 1987. 井上星児「生徒起点の発想とヨーロッパ的視野—ロカール=ジョスパンの『ヴォロントリスム教育改革』の二極論理」、桑原敏明(編)『フランスにおける「新教育基本法」下教育改革に関する総合的研究』(文部省科学研究費報告書)、1993年3月、22-23頁も参照。

- xxiv 同上、23 頁。
- xxv *Le Monde*, 17 février 1996.
- xxvi Circulaire no.89-105, 2 mai 1989, *B.O.*, no.19, 11 mai 1989. 池田賢一「EC 統合下における異文化理解教育の特徴」、桑原(編)、前掲書、163-164 頁も参照。
- xxvii 同上、164 頁。
- xxviii Ministère de la Culture et de la Francophonie, *Le 8 mars 1994. Communiqué, Résultats du sondage réalisé par la SOFRES sur l'attitude des Français à l'égard de la politique de la langue française*, <<http://www.culture.fr>>, 1996. また、トゥボン法をめぐる政治社会状況について、安江則子「EU における多言語主義の多角的検討」『日本 EC 学会年報』第 16 号、1996 年、131-133 頁参照。
- xxix Marc Rousset, *La nouvelle Europe de Charlemagne: le pari du XXIe siècle*, Economica, 1995, ch.VI.
- xxx John McCormick, *The European Union*, Westview, 1996, pp.273-274. 統計面から確認すると、1995 年 11 月の調査で、EU 市民の使用言語(母語+習得言語)の比率は、英語 49%、ドイツ語 34%、フランス語 31% (数値は複数回答)と、ドイツ統一後すでにドイツ語人口がフランス語人口を上回っている(*Eurobarometer*, No.44, Spring 1996, p.94)。
- xxxi William Safran, “The French State and Ethnic Minority Cultures,” in J. R. Rudolph and R. J. Thompson, eds., *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner, 1989, pp.136-137.
- xxxii *Ibid.*, p.137.
- xxxiii 詳しくは本論第3章参照。
- xxxiv Council of Europe, *Newsletter/Faits nouveaux*, (Special Issue), No.5, 1991, pp.5-8.
- xxxv *Ibid.*, pp.11-15.
- xxxvi 井上「生徒起点の発想とヨーロッパ的視野」、前掲論文、23-24 頁。
- xxxvii Arrêté du 15 avril 1988, Annexe I, *B.O.*, no.17, 5 mai 1988.
- xxxviii アルザス地域主義者によるアルザス史教育導入の主張については、例えば Pierre Klein, “Contribution alsacienne,” *Land un Sproch*, no.112, 1994, pp.16-17.
- xxxix *B.O.*, no.25, 23 juin 1994.
- xl Circulaire no.95-086 du 7 avril 1995, *B.O.*, no.16, 20 avril 1995. 強調は引用者。
- xli Henri Giordan, *Démocratie culturelle et droit à la différence*, La documentation française, 1982.
- xliv Henri Giordan, “Politique et réalités des langues en France,” in H. Giordan, éd., *Les minorités en Europe*, Editions Kimé, 1992, pp.138-139.
- xlvi *Ibid.*, p.140.
- xliv Claude du Granrut, *Europe, le temps des Régions*, LGDJ, 1994, p.78.
- xlvi DG XXII, European Commission, *Regional or Minority Languages of the European Union*, <<http://europa.eu.int>>, 1996.
- xlvi “L'action de l'Union européenne en faveur de la culture,” Communication de la Commission au Parlement européen et au Conseil de l'Union européenne, *COM(94) 356 final*, 27 July 1994.
- xlvi 「少数言語・文化支援のための措置に関する決議」(1983 年 2 月 11 日)、「欧州共同体における地域のおよび民族的マイノリティの言語・文化に関する決議」(1987 年 10 月 30 日)、「欧州共同体における言語的・文化的マイノリティに関する決議」(1994 年 2 月 9 日)。Official Journal of the European Communities, C 61, 28 February 1994, p.110.
- xlvi DG XXII, European Commission, *Community Action in Favour of Regional or Minority Languages and Cultures*, <<http://europa.eu.int>>, 1996.
- xlvi *Le Monde*, 21 mai 1996.
- l *Ibid.*
- li *Le Monde*, 18 juin 1999.
- lii Hanno Hartig, “Les travaux du Conseil de l'Europe dans le domaine des minorités,” in Panayotis Grigoriou, éd., *Questions de minorités en Europe*, Bruxelles: Presses Interuniversitaires Européennes, 1994, p.289.

^{liii} 「相互依存」という用語については、多様な定義が研究者ごとに用いられており、ここでは広く「主権国家に限らない複数のアクターが相互に影響を受け合い、交流を通じて相互に利益を生み出す(あるいはその可能性を有する)状況」と捉える。「相互依存」の定義の多様さについては、山影進『対立と共存の国際理論—国民国家体系のゆくえ』東京大学出版会、1994年、第2章参照。

第4部 グローバリゼーションと民族をめぐる政治

第4部では、グローバリゼーションという国際社会全体に大きな影響を与えている現象を踏まえながら、現代西欧における民族をめぐる政治の特質を明らかにし、本論全体の総括を行う。

第7章では、前章までの理論的検討及び事例的検討を受けて、「はじめに」の問いかけに対応する形で、民族をめぐるガバナンスがなぜヨーロッパ(特に西欧)では形成されているのか、またそのガバナンスのもとで民族問題の非政治化が果たされてきた理由について考察する。具体的には、少数民族の集団的権利擁護、民主主義の定着、対話と相互調停による自決の議論推進という3つの要件を示しつつ、併せてグローバリゼーションの進展が民族問題の政治化を回避する方向に作用していることを明らかにし、本論の議論をまとめる。

また、終章となる第8章では、第7章で取り上げる民族をめぐるガバナンス形成の「3つの要件」のうち特に民主主義に着目し、ヨーロッパの民主主義にも課題があることを近年の事例を示しながら論じ、「3つの要件」も決して盤石ではないこと、さらなる検討の余地も残されていることを示し、今後の研究課題としての必要性を喚起することとし、本論全体を締め括る。

第7章

グローバリゼーションと民族をめぐる政治

本論では、民族問題とそれをめぐる政治・政策について、主にフランスを取り上げて、民族をめぐる国内政治の変化と、フランスを取り巻くヨーロッパ・レベル(欧州連合ないし欧州審議会)の国際政治における民族と政治の関わりについて考察を進めてきた。そこでここまでの検討を受けて、「はじめに」で提示した本論の課題とする仮説の解明に取り組む必要がある。それは東欧やアジア・アフリカで頻発の民族紛争が、西欧では激化しないのはなぜか、という点である。

ここまで見てきたように、実際は西欧でも多数の少数民族問題を抱えている。1970年代初頭からの各地での「エスニック・リバイバル」(A・D・スミス)¹がそれを裏付けていると言えよう。にもかかわらず、他地域のような問題・対立の激化を免れているのは、これら地域に比べて西欧では国家がより有効に機能し、経済水準も高い状況にあり、少数民族の自立的運動が政治化してこないところに大きな要因を見ることができるのではないだろうか。すなわち民族問題・対立を政治化させない国内要因である。一方で、(西)ヨーロッパ・レベルでの、こうした少数民族の権利や尊厳を擁護する国際的な規範・制度が整ってきたこと、それによってやはり問題が政治化しない環境が整ってきていることが指摘でき、これは国際要因ということができよう。つまり、国内政治・国際政治を問わず広く西欧の政治枠組みを考えたとき、「民族問題を政治化させない政治」が進展しているということである。

また、こうした政治が進展してきた背景として、西欧での政治過程に、グローバリゼーションが大きな影響を与えていると考えることが可能ではないだろうか。

本章では、このような西欧における「民族問題を政治化させない政治」の形成の仕組みを解明し、さらにその背景にあるグローバリゼーションの政治的役割について検証を行うものとする。

1. グローバリゼーションとそのシステム性

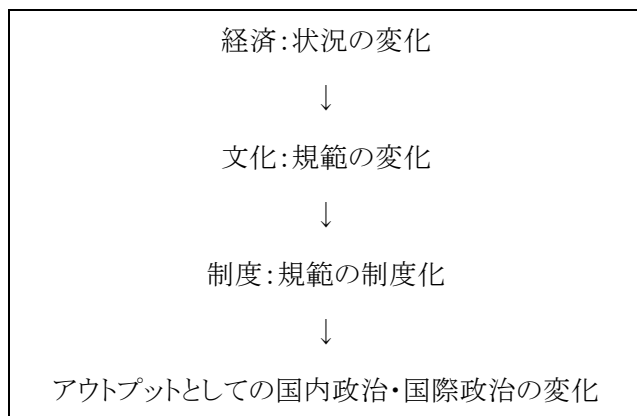
では先ずここで、現実の政治運営の背景にあるグローバリゼーションについて、国内政治・国際政治の政治過程に大きな影響力を与えているという観点からその性格を明らかにしておきたい。

グローバリゼーションの定義・解釈は非常に多様である。例えば、ショルテによれば、①国家間

の相互作用と相互依存の強化が進むとする「国際化」(internationalization)、②開放的で、統合された世界経済を生み出すために、国家間の動きに対する制約を取り除いてゆくことを意味する「自由化」(liberalization)、③世界の隅々まで様々な物や経験が行きわたることを指す「普遍化」(universalization)、④とりわけアメリカ化という形で理解される「西洋化」(westernization)、そして⑤領域空間、地理的距離、地理的境界が示す、従来国際関係において最優先に位置づけられてきた領域性が、その影響力を失うことを意味する「脱領域化」(deterritorialization)という、五通りの理解があるというⁱⁱ。

いずれの見方も可能であろうが、ここではもう少し抽象化して考えておこう。例えば「社会生活のあらゆる側面における相互関連性の世界規模での緊密化」ⁱⁱⁱという定義を挙げておく。ただし、国際政治環境が国内政治に与える影響の時間的幅を考慮すると、ヘルドらの分析に従うならば、ある時点で進行したこの緊密化について、それを「単一の状況ではなく一連の過程として理解すべき」であろう。そして「このグローバルな過程に[既存の]国家や社会システムは取り込まれていく」ことを念頭に置くことが重要である。ただしその過程は一様ではなく、「著しく不均等なもの」であり、世界の「再構造化と階層化を体現する過程」なのである^{iv}。

図1 グローバリゼーションのシステム性



出典)山本吉宣「国際システムの変容—グローバリゼーションの進展」『国際問題』489号、2000年12月をもとに坂井作成

ここでポイントになるのは、グローバリゼーションのシステム性ということである。つまり、一つの社会システムとしての国際システムがあり、グローバリゼーションの進展にはこうした国際システムの変容のプロセスに関わる過程であるということである。図1に示したとおり、国際社会というシステムは、グローバリゼーションの過程で生じる経済の領域で捉えられる変化が文化に関わる変化を生

み出し、そうした変化に呼応すべく国際的ないし国内の社会制度に関わる規範的な変化を促す。そのアウトプットとして政治に変化が生まれるということである。そして政治の変化は、新たな経済の変化へとつながり、こうしたプロセスは繰り返されていくという理解である。こうしたシステム性の考えを導入することにより、本章で検討する民族をめぐる政治の変化も、グローバリゼーションとの関係のなかでよりの確に捉えていくことが可能になろう。

ただし、先に「不均等さ」についても述べたように、こうしたグローバリゼーションが必ずしも世界の隅々にまであまねく行き渡っているわけではない。あるいはその過程が少なくとも現時点では及んでいないと理解する方が適切かもしれない。この点は、コヘインが指摘するように「部分的」なグローバリゼーション^vという理解が正確であろう。しかしながら、本論で焦点を置いている西欧は、むしろグローバリゼーションの進行の波を真っ正面から受ける位置にあると言っても過言ではなく、国際システムの変化を色濃く体現している社会とみなすことができる。

西欧においては、こうして進展するグローバリゼーションが生み出してきた現代社会の重要な特徴として、時間と空間の変容^{vi}を挙げておくことが適当である。つまりグローバルとローカルの密接化(時間的にも距離的にも)、それと背中合わせにナショナルの役割に大きな変化が生じてきたということで、言葉を換えれば国民国家の相対化が著しく進行したということである。ここでは、文化的あるいはエスニックな特殊性の主張がグローバル(EUを念頭に考えると「ヨーロッパ」というリージョナル)な舞台に、ナショナルを必ずしも媒介せずに容易に手が届くようになってきたのである。

2. 民族をめぐる規範と制度化、そして政治の変容

1990年代に入り、冷戦の終焉という直接的な構造変動に加え、上に述べたようなグローバリゼーションの進展という、より根本的な社会環境の変化を受けて、国際政治も大きく変化を遂げてきた。

その変化とは、ひと言で言い表せば国際政治の伝統的原則の揺らぎとすることができる。すなわち、グローバリゼーションがもたらすグローバルなステージとローカルの局面とが直接的に結びつくような状況が現出し、さらにこれが緊密化を高めることにより、これまで国際社会の中核的で排他的なアクターであった国民国家がその地位の相対化を余儀なくされてきているのである。

この国民国家の相対化は、民族自決に対する国際的承認と内政不干涉原則の相対化を進めた。つまり、先のシステム性の話に即して言えば、民族自決に関わる理解と内政不干涉原則の相対化という新たな規範への変化と、それに応じた規範の制度化が進展してきたということである。その結

果として、こうした新たな規範やその制度に対応した国内・国際政治の変容(特に西欧において)が顕著に進んだということである。

そしてこうした変容は、ガアの議論を援用するなら、とりわけ次の点で民族紛争を予防・穏健化する政治手法を強固なものとしていったと本論では捉えてみたい。すなわち、

- ①少数民族の集団的権利の擁護
- ②民主主義の定着
- ③対話と相互調停によって「自決」の議論を推進

以上の3つの側面である^{vii}。

次節では、こうした3つの側面に着目しつつ、ヨーロッパにおける政治の動きを検証してみる。

3. ヨーロッパにおける地域的少数民族をめぐる政治に何が起こっていたのか

3-1 ヨーロッパ国際機構における協調と規範の形成

20世紀最後の30年間を振り返るとき、ヨーロッパは次第に民族に目を向ける政治が欠かせなくなってきたとすることができる。それは1970年代頃からの西欧各地での「エスニック・リバイバル」を端緒に、冷戦終結後の1990年代に入ると、ユーゴの紛争を経験するなかでそうした色調はさらに濃くなっていった^{viii}。民族(とりわけ少数民族)の存在を重視し、その言語や文化の存続を擁護すべきという方向で、ヨーロッパにおける国際協調と地域機構(地域統合の推進)を通じた規範の制度化が進み、これに連れての政治の変容が進捗してきている^{ix}。ユーゴの一連の紛争を踏まえて、多数の地域的少数民族を内包するなかでの政治的安定ということが至上命題となってきたことが、こうした規範の制度化、政治の変容を強く後押ししている。

そうした規範の変化を示す動きとして、国連での議論を事例として一つ挙げるることができる。総会での「民族的(national or ethnic)、宗教的、言語上のマイノリティに属する人びとの権利に関する宣言」(1992年)には、以後ヨーロッパに同じ規範の制度化に向けて一層の広がりが見出せる^x。

ヨーロッパ・レベルでの政治の動きは、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州審議会、欧州連合(EU)の3つのヨーロッパ国際機構を舞台として進展してきた。第一に、OSCEに関しては、諸条約と安全保障の対話を通じて紛争の予防機能が強化され、「少数民族の権利に関するヨーロッパのスタンダードを策定」してきた^{xi}。先ずコペンハーゲン文書(1990年)では、以下の条文に見られ

るように、重要な方向が確認された。

「少数民族(national minority)に属するかどうかは、個人の選択に委ねられており、この選択を行使することによって不利益を被ることはない。少数民族に属する人びとは、自由にその民族的、文化的、言語上あるいは宗教上のアイデンティティを表明し、維持し、発展させることができる。そして自らの意思に反するいかなる同化の試みからも免れるものである。」(32条)

その後、「新しい欧州に向けたパリ憲章」(1990年)、「少数民族に関するジュネーヴ報告書」(1991年)、「モスクワ宣言」(1991年)、「ヘルシンキ宣言」(1992年)、少数民族高等弁務官(HCNM)の創設(1992年)^{xii}、「ブダペスト宣言」(1994年)と続く流れのなかで、ヨーロッパ全体の安全保障面での安定の維持・確保を念頭に、少数民族の擁護を確かなものとする規範が制度化されていった。

二つ目の欧州審議会は、人権擁護・マイノリティ保護の規範形成を主導してきた^{xiii}。具体的には、「欧州地域少数言語憲章」(1992年6月24日採択、1998年3月1日発効)と「少数民族保護枠組条約」(1994年11月10日採択、1998年2月1日発効)がその役割を果たす制度として重要である^{xiv}。

三つ目にEUについては、ヨーロッパの地域統合の要であり、ヨーロッパ(なにかんづく西欧)における国際規範形成の柱であるが、東欧諸国にとってこれへの加盟は外交政策上のプライオリティが置かれている。そしてそこでは、加盟の条件としてのマイノリティ保護が求められるようになってきた。EUの議会である欧州議会では、「欧州共同体地域語・地域文化憲章及び少数民族(ethnic minority)の権利憲章に関する決議」(1981年10月16日)、「少数言語・少数文化の支援のための措置に関する決議」(1983年2月11日)、「欧州共同体の地域語・地域文化及び少数民族(ethnic minority)に関する決議」(1987年10月30日)、「欧州共同体の言語的・文化的マイノリティに関する決議」(1994年2月9日)という決議が積み重ねられてきているが、EU市民が普通選挙で議員を選出する欧州議会の声であり、その政治的意義は大きい。

EUの執行機関である欧州委員会による政策推進としては、域内の40をこえる地域少数言語文化の認知を示した政策プログラム「ユーロモザイク」(1992年11月)があり、またEUの活動目標として「国民的・地域的多様性を尊重して加盟国の文化の開花に貢献する」(1994年7月)との姿勢が示された。

そして共通外交・安全保障政策(CFSP)として推進されてきた「欧州安定条約」(1995年3月21

日採択)については、履行は中東欧が対象のため OSCE に移管された。ここで対象とされた少数民族・少数言語は基本的に中東欧で、EU 域内のエスノ地域は除外されているが、西欧を含むヨーロッパ全域での少数民族擁護の気運・規範形成に寄与してきている^{xv}。加うるに、上記3つのヨーロッパ国際機構は、特に少数民族保護の面で相互補完的な役割を果たしてきていることは強調すべきであろう。

3-2 予防外交の強化

上述のようなヨーロッパ・レベルでの少数民族擁護のための規範の形成、条約を通じた規範の制度化、そして政治の変容へと進んでいくプロセスにおいて重要な政策方針として認められるのは、予防外交 (preventive diplomacy) の役割の重視である。予防外交とは、1992 年に「平和のためのアジェンダ」^{xvi}において国連のガリ事務総長が提唱したものであり、以後次第に注目を集めてきた。吉川によれば、予防外交とは「次の三つの狙いを含む紛争防止の試み、すなわち、第一に、将来的に紛争の発生原因となるような政治・社会状況が形成されるのを防止する試み、第二に、国内の既存の手続きでは解決が望めないような紛争へと発展しかねない争いや対立を、早期に発見し、平和的に解決する試み、第三に、いったん発生した紛争を平和的に解決し、また紛争の拡大または他地域への波及を防止しようとする試み」^{xvii}と理解される。

この予防外交が、ヨーロッパにおいては内在的に急速に強化されてきている。EU を政策決定、外交的行動、そして OSCE、NATO、西欧同盟 (WEU)、欧州審議会など他の国際機構との間での行動調整における中核的プレーヤーとしつつ、予防外交は展開されてきた^{xviii}。そしてそれはそもそもは東欧地域を対象に進んできたのであるが、東欧地域の予防外交を進めることが、西欧側にとっては自らの足下の少数民族をめぐる政治にも拘束をかけることとなり、民族をめぐる予防外交は全ヨーロッパ・レベルに広がっていったのである。

ユーゴの一連の紛争を念頭に、民族問題によって国家が解体状態に陥る様を指す「バルカン化」(balkanization)という表現が広く流布するようになり、それを避けることが外交・政治におけるこの上ない価値と認識されるようになったヨーロッパ国際環境のなかで、「バルカン化」を起こさずヨーロッパに安定とガヴァナンスをもたらすことは緊急かつ不可欠の命題となった。問題はユーゴだけでなく、広く東欧地域を含む問題であり、そうした地域の不安定化を避けるための国際枠組みとして用意された代表例が、1995 年に採択された欧州安定条約であった。EU を舞台に練り上げられたこの条約は、OSCE に移管されて実行に移される。そしてこのプロセスは、東欧地域を対象に構築され、東欧での少数民族の地位を尊重した政策の導入を求めるものであったが、西欧地域

の少数民族に対しても同様の眼差しが向けられ、フランスのように強固な中央集権制を敷き、しかもあくまで「個人」から構成される政治共同体という国家理念に固執して国内の少数民族の存在を頑なに否定する国においても、次第にこの国際ガバナンスに拘束されていくことになったのである^{xix}。

3-3 集団の権利擁護

予防外交を進めるに当たって、また、より本源的に、ある民族を守りこれを政治的に維持してゆくに際して、いずれも人間個人ではなく集団としての民族を考慮することが必要となる。しかし、西欧型の社会契約観念においては、国家(ないし国民)という政治共同体の構成単位はあくまで個人であり、個人間の契約によって国家なり国民は成立するというのが、その基本理念であった。この社会契約の原理自体は生き続けているとしても、こと少数民族をめぐる政治の文脈では変化が生じてきている。

個人ではなく集団の権利を重視するということは、国家という政治共同体のなかに、これと異なる枠組み(共同体)の存在を認める(ないしときには創設する)ことを意味する。存在を認知された共同体は、それ自身の存続のために政治的権力を維持・拡大しようとする。近年、欧米において広範に進行している地方分権化の動きは、国家が集約的に保持してきた権力をこうした非国家アクターに移譲するものであり、その意味で集団的権利の擁護推進とは方向性として的一致を見ることができると言える。

個人ではなく集団的権利の付与と国家主権の対抗関係の構図^{xx}のなかで理解できる、こうした地方分権化とともに進む集団的権利の認知に向けた政治の動きは、例えばコペンハーゲン文書(1990年)で、少数民族を集団として擁護するべきというドイツ、北欧、イタリア、ハンガリーなどの主張と、個人として考えるべきとするフランス、ギリシャ、トルコの妥協を生み^{xxi}、「集団」に特に強固に反対するフランスでも、徐々にこの反対姿勢を軟化させる方向に進むことを余儀なくさせた。こうして大局的にヨーロッパ国際政治は集団的権利を擁護する方向へと進み出したのである^{xxii}。

また地方分権化の趨勢下で、地方自治体などの「地域」と、民族集団の集合的属性である「エスニシティ」がオーバーラップすることで、集団としての民族の権利を表明する場や政府へのチャンネルがますます獲得しやすい状況が生まれてきていることも想起しておくべきだろう^{xxiii}。特に EU について見るならば、多層ガバナンス(Multi-Level Governance)の形成の進むなかにあつて、マーストリヒト条約により設置された地域委員会(Committee of the Regions)を通じて、「地域」の公式な利害表明・政治参加が相当程度果たされてきていることが、一つの象徴として挙げておくことが

可能である。

「EU が地方の権限強化に力を注ぐことにより、EU 内の領域的少数民族に疑いなく力を与えてきた」^{xxiv}と考えることは妥当であろう。地方分権化ともリンクしながら進む集団的権利の擁護促進は、EU によるヨーロッパ地域統合の進展とも相まって、国民国家の相対化という状況を現出させてきている。すなわち国家を「上に」こえる地域統合と、「下に」こえようとするエスノ地域主義の相互作用ということである。

表1 エスノ地域主義の要求と中央政府の対応

<p>1)拒絶型</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エスノ地域主義の抑圧 2. 政策上の争点から除外(無視) 3. 暗黙の了解として国家の政策決定過程を通じて要求を退ける <p>2)調停型</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共政策にエスノ地域主義マターを取り込まないように、デリケートな争点を脱政治化 2. 即答の回避、長期化(エスノ地域主義の要求の調査を諮問)／直近の選挙後まで対話の先延ばし 3. エスノ地域主義に対するシンボリックな譲歩 4. 実質ある譲歩(エスノ地域主義の求める文化政策、地域経済支援) 5. 行政レベルの譲歩(公式なバイリンガル国家化、一定数の閣僚をエスノ地域から選出、地域自治を問う住民投票の実施) 6. 体制修正(自治権付与、単一国家内での財政・立法上の権限移譲、連邦化)

出典) Joseph R. Rudolph, Jr., and Robert T. Thompson, “Pathways to Accommodation and the Persistence of the Ethnoterritorial Challenge in Western Democracies, in Id., eds., *Ethoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner, 1989, p.228.

以上に見てきたようなプロセスを経て、ヨーロッパ(とりわけ西欧)における少数民族をめぐる政治に大きな変化が生じてきている。地域的少数民族の自立運動の高揚と、それへの各国の政治対応については、表1のようにまとめることができるが、西欧では全般的に拒絶型から調停型への政策シフトが見出される。言葉を換えると、こうした西欧での政治の変容は、少数民族をめぐる問題をめぐり、対話と調停というスタイルが広範に行き渡ってきているということでもある。

結—民族問題を非政治化する要件とグローバリゼーション

先に第3節で挙げたガーが示す民族問題の予防・緩和のために必要とした3つの要件、すなわち①少数民族の集団的権利の擁護、②民主主義の定着、③対話と相互調停によって「自決」の議論を推進について、ここまでの検討からは西欧ではこれが高い水準で満たされているということが言えよう。

このうち2番目の民主主義に関して補足的に検討を加えておくと、一般に広く西欧地域では民主主義が根付いていると考えられており、例えば EU はその加盟の条件に民主主義体制が十分に機能していることを声高に掲げ、また EU 加盟の登竜門とされる欧州審議会は、ヨーロッパの価値の番人として、まさに民主主義の実施・定着を監視する役目を担っている。ヨーロッパ、少なくとも西欧地域においては、民主主義に基づく政治の運用が相互監視下のなかで確保されているのである。

そもそも民主主義には人民による統治(rule)という原則があり、古典的には「自由投票のための自由競争」というシュンペーターの定義がある^{xxv}。これに基づき、民主主義の条件として以下の4点を挙げることができる^{xxvi}。

- ①結社の自由が法によって保証されること。
- ②選挙において全ての成人に投票権が認められること。
- ③選挙のみが為政者を決定できる。
- ④自由選挙によって選ばれた政府は、国外からの支配に従属することはない。

またより制度的な面に着目するならば、民主制とされる国家には以下の6つの制度が整っているとされる^{xxvii}。

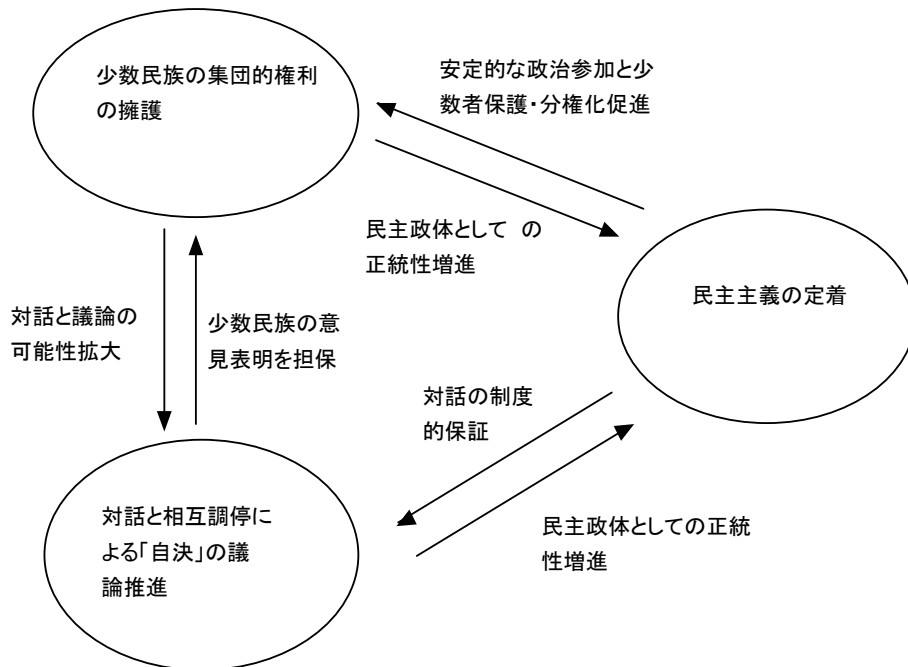
- ①選挙によって選出された公務員
- ②自由で公正な選挙の頻繁な実施
- ③表現の自由
- ④多様な情報源
- ⑤集団の自治・自立

⑥全市民の包括的参加

現代のヨーロッパ(特に西欧)諸国はこれらの制度を年月をかけて整備してきた。その結果として「今日、ヨーロッパ政治において民主主義は、広く浸透しているとともにシンボルとしての価値も持っている」^{xxviii}。さらに民主主義の定着の民族紛争の解消・予防における有効性については、レイプハルトの多極共存型民主主義(consociational democracy)論や、石川の多極収差論という先行研究のほか、近年ではグエルクラの事例比較研究などに示されている^{xxix}。

ただし、民主主義がこの点で有効性を持つ制度であるとしても、個々のケースを顧みずに普遍化できるものでもない。ダールも指摘するように、「文化的に分断された国々が抱える課題を解決する普遍的な方法は存在しない。それぞれの体つきの特徴に合わせて注文服を仕立てるように、それぞれの国にそれぞれ個別の解決策を見いだしてゆくことが必要になってくる」^{xxx}。とはいえ、少数民族の問題への政治的アプローチを進める際、対話と調停という形で非暴力的に民族問題に取り組む政治の実現の程度において、自由に基づいて差別のない人民の政治参加を原則に据える民主主義が(少なくとも一定の期間以上の長期にわたって民主制が定着を見ているケースにおいて)、権威主義的体制よりも劣ると述べることは論理的に難しいと言えまいか。

図1 民族問題を政治化させない政治の構図



出典)坂井作成

そして①少数民族の集団的権利の擁護、②民主主義の定着、③対話と相互調停による「自決」の議論推進という3つの要件は、各々が独立したものではなく、相互に関係し合っていると考えられる(図1参照)。各要件の整備が進展することによって、残りの要件への肯定的な影響が波及するという構図である。

最後にグローバリゼーションはどう位置付ければ良いのだろうか。グローバリゼーションは(少なくともその恩恵は)必ずしも世界全体に万遍なく行き渡っているものではない。それはむしろ「不均等な」普及であり、西欧では特に進展・波及が著しいということである。コヘインの表現を援用するなら、「部分的」に進展するグローバリゼーションなのである^{xxxii}。そして民族問題との関連を考えると、先に見てきたグローバリゼーションの特質が顕著に見出される西欧では、その進行過程において「民族問題を政治化させない政治」が国際レベル(ヨーロッパ・レベル)及び国内レベルで整備されてきた。それは別の言い方をすれば、グローバリゼーションに伴って「文化の政治化」^{xxxii}を回避する政治の進展が見られたということであり、こうした政治が西欧各国、及び西欧を中心として地域統合の飛躍的に進展するヨーロッパにおいて、20世紀の終盤に著しく進展を見たとい

うことが確認できるのである。

グローバリゼーションは、「民族問題を政治化させないための政治」の進展を促進する要因として機能してきている側面が、少なくとも西欧においては相当に色濃く、また広く東欧までを念頭にEUに代表されるヨーロッパを射程に入れた際も、その性格は強まってきていると捉えることが可能であろう。

本章は、本論の総括として、結論を示す分析を行った。西欧ではどのような理由・要因で民族をめぐるガバナンスが形成され、民族を政治化させない政治が機能しているのか、特に国内政治的に見たときそこにはどのような要件があると考えられるのか、そして国際要因としてグローバリゼーションはそこでどのような働きをしているのかについてである。

ところでこうした分析・考察を通じて、新たな研究の課題が見えてきたことも否定できない。それは、「3つの要件」のなかでも制度的な核を担っている民主主義についてである。本論はここまで、民主主義についてはすでに西欧には定着しているものとして、その内実については深くは掘り下げてこなかった。しかし、近年のグローバリゼーションの進展は、民主主義にも変容をもたらしているという点を無視はできない。

そこで終章として次章では、グローバリゼーションの進展に伴う民主主義の変容と浮き上がってきた課題を最後に検討しておきたい。

ⁱ Anthony D. Smith, *The Ethnic Revival in the Modern World*, Cambridge University Press, 1981.

ⁱⁱ Jan Aart Scholte, "The Globalization of World Politics," in John Baylis and Steve Smith, eds., *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations*, 2nd Edition, Oxford University Press, 2001, p.14.

ⁱⁱⁱ Montserrat Guibernau, "Globalization and the Nation-state," in Montserrat Guibernau and John Hutchinson, eds., *Understanding Nationalism*, Polity Press, 2001, p.244.

^{iv} David Held, et al., *Global Transformations: Politics, Economics and Culture*, Stanford University Press, 1999, p.27.

^v Robert O. Keohane, "Governance in a Partially Globalized World," in Robert O. Keohane, ed., *Power and Governance in a Partially Globalized World*, Routledge, 2002, p.245.

^{vi} Guibernau, *op.cit.*, p.244.

^{vii} Ted Robert Gurr, "Ethnic Warfare on the Wane," *Foreign Affairs*, May/June 2000, p.58.

^{viii} ユーゴ紛争の経緯については、必ずしも民族の相違が先ずありきではなく、民族という要素を政争に利用した政治リーダーの機能に目を向ける必要もある。こうした点も含め次を参照、月村太郎『ユーゴ内戦—政治リーダーと民族主義』東京大学出版会、2006年。

^{ix} Jennifer Jackson-Preece, "Human Rights and Cultural Pluralism: The 'Problem' of Minorities," in Gene M. Lyons and James Mayall, eds., *International Human Rights in the 21st Century: Protecting the Rights of Groups*, Rowman and Littlefield, 2003; Id., *National Minorities and the*

European Nation-States System, Oxford University Press, 1998; Id., “National Minority Rights vs. State Sovereignty in Europe: Changing Norms in International Relations ?” *Nations and Nationalism*, Vol.3, No.3, 1997; Yves Plasseraud, *Les minorités*, Montchrestien, 1998.

^x Jackson-Preece, *op.cit.*, 2003, pp.61-63.

^{xi} Jackson-Preece, *op.cit.*, 1997, p.350.

^{xii} 西村めぐみ「OSCE の予防外交—少数民族高等弁務官」、吉川元(編)『予防外交』三嶺書房、2000年に詳しい。

^{xiii} Hanno Hartig, “Le Conseil de l’Europe et la protection des minorités nationales”, in Joël Kotek, éd., *L’Europe et ses villes-frontières*, Complexe, 1996.

^{xiv} 第4章を参照。

^{xv} Jackson-Preece, *op.cit.*, 1997; Paul Tavernier, “Minorités et facteurs de tensions en Europe,” in Panayotis Grigoriou, éd., *Questions de minorités en Europe*, Presses Interuniversitaires Européennes, 1994.

^{xvi} Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking, and Peace-Keeping*, <Report of the Secretary-General Pursuant to the Statement Adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992>, New York, 17 June 1992.

^{xvii} 吉川元「予防外交の理論と枠組み」、吉川(編)、前掲書、7頁。予防外交についての重要な先行研究としては、吉川(編)の同書のほか、Bruce W. Jentleson, *Opportunities Missed, Opportunities Seize: Preventive Diplomacy in the Post Cold War World*, Rowman & Littlefield Publishers, 1999; 納家政嗣『国際紛争と予防外交』有斐閣、2003年を挙げておく。

^{xviii} Reinhardt Rummel, “The European Union’s Politico-Diplomatic Contribution to the Prevention of Ethno-National Conflict,” in Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, eds., *Preventing Conflict in the Post-Communist World: Mobilizing International and Regional Organizations*, The Brookings Institution, 1996, pp.223-227.

^{xix} フランス上院議員ゴッチイらが主張したように、フランスは欧州安定条約によって、自国内の少数民族の権利について取り組むことが避けられなくなった(Henri Goetschy et André-Louis Sanguin, “Avant-propos”, in Id., eds., *Langues régionales et relations transfrontalières en Europe*, L’Harmattan, 1995, p.14)。また、第5章で述べた分権化改革の流れもこうした方向性を裏付けるものと言えよう。

^{xx} Jackson-Preece, *op.cit.*, 1998, pp.124-128.

^{xxi} 西村めぐみ『規範と国家アイデンティティの形成—OSCE の紛争予防・危機管理と規範をめぐる政治過程』多賀出版、2000年、116-118頁。

^{xxii} Gurr, *op.cit.*, 2000.

^{xxiii} 本論第5章を参照。また Pierre Deyon, *Régionalismes et régions dans l’Europe des quinze*, Editions locales de France, 1997も参照。

^{xxiv} Adrian Guelke, “Conclusion: Democracy and Ethnic Conflict,” in Adrian Guelke., *Democracy and Ethnic Conflict: Advancing Peace in Deeply Divided Societies*, Palgrave Macmillan, 2004, p.247.

^{xxv} Joseph Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 4th Edition, Allen and Unwin, 1952, p.271.

^{xxvi} Richard Rose, “Dynamics of Democratic Regimes,” in Jack Hayward and Edward C. Page, Eds., *Governing the New Europe*, Polity Press, 1995, pp.70-71.

^{xxvii} Robert A. Dahl, *On Democracy*, Yale University Press, 1998, pp.85-86, R・A・ダール(中村孝文訳)『デモクラシーとは何か』岩波書店、116-117頁。

^{xxviii} Rose, *op.cit.*, p.70.

^{xxix} Arend Lijphart, *Democracy in Plural Societies: a Comparative Exploration*, Yale University Press, 1977; 石川一雄『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂、1994年、Guelke, ed., *op.cit.*

^{xxx} Dahl, *op.cit.*, p.195, ダール、前掲書、270ページ。こうした注意深い留保は、グエルケらの研究でも指摘されている(Guelke, *op.cit.*, p.250)。

^{xxxi} Keohane, *op.cit.*

^{xxxii} 青木保「文化の政治化」『朝日新聞』、2003年8月20日(夕刊)。

第8章

民主主義の新たな課題と展望—多民族共生の政治に向けて

前章で民族問題を政治化しない政治の3つの要件を示し、ヨーロッパ(とりわけ西欧)はこれらの要件を備えてきているということを示した。しかしながら、20世紀末からの急速な現代のグローバル化の進展は、この3要件のなかでも思想的・制度的に中核をなしている民主主義について、その波及を後押ししてきたと同時に、そこに新たな課題をも投げかけてきている。21世紀を迎えた冒頭数年の出来事は、ヨーロッパの民主主義に新しい課題を突きつけ、本論のテーマに即して言えば、多民族の共生を促す政治の在り方を改めて問い直す必要を迫っていると考えることも可能である。

本章では、グローバル化に伴って現代ヨーロッパが新たに抱えてきている課題を抽出し、そのなかで民主主義のどのような部分が不備を来しているのかを検討し、民族をめぐるガバナンスが有効に機能し、民族問題の非政治化が維持されるために今後に残されている課題を明らかにすることで、本論全体の総括としたい。

1. 問い直される民主主義

民主主義(democracy)は、ヨーロッパにおいて生まれ育まれてきた概念である。語源的な点では、ギリシア語のデモス(demos: 人民)にクラティア(kratia: 権力・支配)をあわせたデモクラティア(democratia)がそうである。きわめて長い歴史を有するこの概念は、古代ギリシャにおいては、アテナイなどの各ポリスで政治制度としての導入が図られた。しかし一方で、この制度は無責任な人民が無統制に統治に関わるために、政治体としての統制力に欠ける衆愚政治であると批判の対象とされるようになる。20世紀初めであれば、『大衆の反逆』(1930年)¹を著してそうした危険を指摘したスペインのオルテガなどの論者を挙げることができるだろう。

「国際関係」(International Relations)が「誕生」したとされる1648年のウェストファリア条約以降の国際関係史を、やや乱暴ながらマクロな枠組みで捉えてみると、①主権国家が登場して主権国家間の関係という国際関係がヨーロッパ社会を規定することとなったウェストファリア体制期、②フランス革命を経て国民(nation)概念が登場し、国民国家というスタイルが国家には求められるようにな

る 19 世紀のウィーン体制期、③戦争が君主の戦争から国民の戦争に変容した第一次世界大戦・第二次世界大戦を含む 20 世紀前半、④世界が二つのイデオロギーに分断され、その世界構造自体が平和とは言えないまでも秩序を生み出していた冷戦期ⁱⁱ、⑤冷戦構造が崩壊し、新たな秩序を模索している冷戦後、という整理が可能であろう。

この過程で民主主義は、これを人民の政治参加を軸に考えるならば、これは②期に当たるが、政治に参加する主体として人民が政治の表舞台に登場してきたことを契機に、選挙制度の面で身分制の廃止や男女同権など、欧米諸地域を中心に徐々に進展・浸透してくることとなるⁱⁱⁱ。④期の冷戦時代においては、ソ連の支配下の東側世界では、共産党による一党独裁の下で、政治指導者の選出にあたり人民が自由意思に基づいた政治的意見表明を行うことが不可能という状況で、非民主的な政治体制が営まれていた。一方、アメリカを盟主とした西側世界では、複数政党制を担保した普通選挙に基づく政治体制であり、自由な意見表明を公の場で戦わすことが可能で、差別なく参加を認められた人民の自由意思によって政権交代が可能となるという意味で、民主主義は普及し、政治運営において機能するようになっていった。

⑤期の冷戦終結後、東側の共産主義陣営は崩壊し、形の上では自由主義・民主主義の陣営である西側が勝利した^{iv}。冷戦後の新たな国際秩序においては、少なくともヨーロッパにおいては民主主義の果たす重要性認識は以前にも増して強まっており、国内政治の民主化はもちろん、国際政治の民主的運営についてもその強化を求める志向は強い。

しかし、そうしたヨーロッパにあっても、今日、まさにその民主主義は多くの問題に直面している。そもそも民主主義には何が必要なのであろうか。民主制をもつ国家は、ロバート・ダールの分析に従えば次の7つの制度を有している^v。

- ① 政府の政策決定についての決定権は、憲法上、選出された公職者に与えられる。
- ② 選出された公職者は、ひんぱんに行われる公正で自由な選挙によって任命され、また平和的に排除される。その過程で、強制は全くないか、もしくは非常に限定されている。
- ③ 実質的に全ての成人は、選挙での投票権を持つ。
- ④ ほぼ全ての成人はまた、選挙で公職に立候補する権利を持つ。
- ⑤ 市民は、表現の自由の権利を持つ。それは現職の指導者や政権党への批判や異議申し立てを含み、司法・行政官僚によって実質的に擁護されていなければならない。
- ⑥ 市民は、情報へのアクセス権を持つ。情報は、政府その他の単一組織によって独占されてはならず、またそれへのアクセスは、実質的に擁護されていなければならない。

- ⑦ 市民は、政党や利益集団をはじめとする政治集団を設立し、またそれに加入する権利を持つ。またこの権利は、現実に擁護されていなければならない。

ダールはこの7つの制度の存在する政治システムを「ポリアーキー」(polyarchy)と呼び、ポリアーキーではない体制をダールは非ポリアーキーないし権威主義的体制と総称しているが^{vi}、20世紀の後半、西欧諸国ではおしなべてポリアーキーが普及してきた。またダールは、これらのなかでも、特に③や④に示される「全成人の政治への参加」は、20世紀に入ってから実現を見てきた新しい要素であり、これらを備えた近代民主主義は、それ以前の民主制からは歴史的な進展であったことを重視している^{vii}。以下では、この「参加」という概念を足掛かりに、今日ヨーロッパで起きている民主主義の危機についての検討を進めてみたい。

2. 欧州連合における「民主主義の赤字」

EC(欧州共同体)からの発展的改組を行い、1993年11月にEU(欧州連合)は発足した。加盟国が次第に増加し、統合も深化し、それに伴ってブリュッセルにあるEUの中核組織は大きくなり、意思決定プロセスも市民からは分かりにくいものとなっていった。

EC時代を含め、EUには意思決定をどこで誰がするのが分かりにくく、またEUの閣僚的な位置付けの欧州委員会委員の人事が、加盟国政府間の駆け引きのなかで行われ、市民が関与していないということが強く批判されてきた。こうした民意がEUの運営にきちんと反映されていないという点は、「民主主義の赤字」(democratic deficit)という批判を生んだ。不透明な人事で選ばれた欧州委員の下、エリート然としたブリュッセルのEU官僚による、市民の視線を欠いた政策運営がなされているという批判である。

もちろんこうした声に対して、EUも黙っていたわけではない。EUの議会である欧州議会(European Parliament)の議員を、1979年以降は加盟国市民による直接普通選挙で選ぶ方式を導入し、さらにマーストリヒト条約(1993年発効)で地域委員会(Committee of the Regions)と欧州経済社会委員会(European Economic and Social Committee)を創設した。これらによって、欧州議会では成人に達する全てのEU市民の参加を制度化してその声を吸い上げ、地域委員会と欧州経済社会委員会は各々地方自治体、企業経営者・労働者の意見表明のための諮問機関としての機能を持たせ、それらをEUとしての政策立案・執行に活かす工夫が施されてきた。

しかし、地域委員会と欧州経済社会委員会はあくまで諮問機関の域にとどまっており、EUにお

ける直接的な権力行使という点で難しい。欧州議会は、EU の政策の企画立案をする欧州委員会 (European Commission) と、決定機関の位置付けを持つ閣僚理事会 (Council of Ministers) と並ぶ主要機関として、その意思決定において大きな権限を有するようにはなってきたが、欧州委員会と閣僚理事会という二つの機関(この二つの構成員は直接選挙によってヨーロッパ市民から選出されたものではない)の強大な力には及ばない。

EU としての意思決定を、いかにしてヨーロッパ市民に身近なものとするか、透明性を高めてそのプロセスに市民一人ひとりが高い感心を寄せられるものとするか^{viii}、大きな課題が残されており、この点を改善しない限り、ブリュッセルに加盟国政府から送り込まれる一部の政治家とエリート然たる EU 官僚が排他的に政策を決定し施行する、というイメージは払拭されず、「民主主義の赤字」への不満がヨーロッパ市民の意識のなかでくすぶり続けることになる^{ix}。

3. 欧州憲法を拒否したオランダとフランス

「民主主義の赤字」への不満がもたらすヨーロッパ市民の「反乱」は、EU としての基本条約の批准をめぐる国民投票の場面などでしばしば前景化してきた。EC (欧州共同体) から EU への改組・発展を実現したマーストリヒト条約の際には、デンマーク国民がこれを否決 (1992 年6月) した。2001 年6月には、アイルランド国民がニース条約にノーを突きつけた。

そしてマーストリヒト条約、アムステルダム条約 (1999 年発効)、ニース条約 (2003 年発効) と条約改訂が積み重ねられてきた EU の基本条約は、ヨーロッパ市民の民意を取り入れるなど、ニース条約の問題点を見直し一層の統合の深化を目指す EU の「憲法」として編み直され (2004 年 10 月 29 日調印)、加盟国の批准作業が開始された。ところが 2005 年5月 29 日と続く6月1日、フランスとオランダで行われたこの「欧州憲法」の批准を問う国民投票で、両国国民ともにこれを否決してしまった。両国ともに、EU の原点である欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の原加盟国であり、フランスはドイツとともにこれまでの欧州統合を先頭に立って牽引してきた域内大国であり、オランダもマーストリヒト条約の取りまとめを成し遂げた当時の議長国で、どちらも欧州統合の行く末に大きな波紋を投げかけた。その影響の大きさは、国民投票にかけることを決めた当初は、両国ともに否決されることは想定外であったこともあり、上述のデンマークやアイルランドの否決の際のそれよりもはるかに深刻であった。事実、マーストリヒト条約のときのデンマークも、ニース条約のときのアイルランドでも、調整を経て再投票が行われ、いずれも可決された。しかし、欧州憲法条約は、仏蘭両国の否決を受けて、「死に体」となってしまった^x。

なぜフランスとオランダの国民は欧州憲法を拒んだのだろうか。欧州委員会の世論調査「ユーロバロメーター」によれば、フランスでの反対理由としては、

- ①雇用状況に悪影響がある／企業の国外移転／雇用を失う(31%)
- ②フランスの経済状況が悪すぎる／失業者が多すぎる(26%)
- ③欧州憲法案は経済面でリベラルすぎる(19%)
- ④大統領に対する反対／政府に対する反対／特定の政党への反対(18%)
- ⑤社会的ヨーロッパが不十分(16%)

などが挙げられている^{xi}。

一方オランダでは、

- ①情報の欠如(32%)
- ②国家主権の喪失(19%)
- ③政府に対する反対／特定の政党への反対(14%)
- ④ヨーロッパ統合のコストが高くつきすぎる(13%)
- ⑤ヨーロッパ反対／ヨーロッパ建設反対／ヨーロッパ統合反対(8%)

などとなっている^{xii}。

こうして見ると、フランスでは経済状況の悪化と失業不安への懸念が大きいのに対し、オランダでは市民に欧州憲法についての情報が十分に伝わっていないという点が最も大きい要因となっている^{xiii}。

また、フランスでは、2006年に行われた調査によると、欧州憲法を策定すること自体への反対は少数(12%)で、否決された欧州憲法案をゼロから見直す(39%)と、その修正を検討する(35%)とを合わせて74%が欧州憲法の策定自体には賛成している^{xiv}。これらのことから端的に言えば、フランスにしてもオランダにしても、やはり民意が「案」に十分反映されていなかったこと、市民とEU 中枢部との間の対話が不十分であったことに、2005年の否決の原因の根を指摘できるだろう。

4. 「対テロ戦争」とヨーロッパ政治—マドリードとロンドンでのテロ事件から

2004年3月11日にマドリードで起こった列車爆発テロと、2005年7月7日のロンドンでの同時多発テロは、ヨーロッパの民主主義の課題という点でどのような意味を持っているだろうか。

マドリードのテロは、市中心部の三つの駅で同時刻に列車爆破が発生した。192人という多数の犠牲者を出したこの惨劇は、アルカイダ系のイスラム過激派の犯行とされ、アメリカの2001年「9・11」同時多発テロの延長線上にあると見られている。スペインは、当時のアスナール政権が米英によるイラク攻撃を支持して派兵も行い、また2003年3月20日のイラク攻撃開始の直前16日にはアゾレス諸島で米英スペイン首脳会議を開き、その密着ぶりを示す外交を進めていた。しかしテロの直後、2004年3月14日に行われた総選挙では、人気の高かったアスナール首相率いる与党は敗北を喫し、イラク戦争反対を訴えた社会労働党が勝利し政権交代となった。サパテロ新首相は、直ちにイラクからの撤兵を打ち出し実行した。

ロンドンでのテロは、イギリスが議長としてグレンイーグルズでのG8サミット(主要国首脳会議)が開かれるなかでの発生であった。ブレア首相はサミットを一時中断して早急に事後対応を行い、54人の犠牲者を出したこの暴挙に対してG8は反テロの共同声明を発した。サミット開催時という最大級の警戒体制が敷かれているなかでこうしたテロが起きたということは、テロという犯罪行為への対応の難しさという治安上の技術的な課題を示したこともあるが、一般市民までも巻き込むというその手口は、アメリカの9・11とのつながりを想起せずにはおかない^{xv}。

テロ自体は、ヨーロッパは9・11よりもずっと前からたびたび経験してきた。しかし、その事件の背後にアルカイダなどイスラム過激派の国際テロ組織の影が見え隠れするのは新しい事態であり、ヨーロッパ社会の安全を著しく揺さぶっていると言える。グローバリゼーションの進展と、ヨーロッパ統合がもたらす域内国境の壁が低くなることで、国際テロ集団をも含む人の流れを押しとどめることが困難になり、ヨーロッパの民主主義社会が外部からの脅威に晒されるようになった。しかし、そうしたやや表層的な見方にとどまらず、もう少し突っ込んで考察を加えてみると、ヨーロッパにおける民主主義が、より有効に機能していれば、こうしたテロという不安全感の要素が立ち現れるのを避けることが可能なのではないだろうか。

つまり、テロが発生する要因として、異文化間の理解不足や誤解、文化摩擦、抑圧に対する反動というところに着目するのであれば、そうした文化の壁を越えた対話や相互理解の努力が欠けている、異文化の排除が行われている、しかも(少なくとも「排除された側」からは)抑圧的と理解され得るような手法での排除が行われている、という点を省みることが重要になる。そしてそれが、ヨーロッパ(とりわけ西欧)という民主主義が根付いているはずの世界での出来事である以上、

その民主主義の現状についても批判的な検討が必要なのではないか、ということである。9・11 にしても、マドリードやロンドンのテロにしても、ハンチントンの「文明の衝突」が論じるように単に「欧米対イスラム」という構図で理解することは、確かに分かりやすいし一面で真実をついてはよいが、この本質に目が行き届いていないと思われる。

テロが発生している「場」である、ヨーロッパの政治社会を蝕んでいる病理をきちんと検討することが欠かせない。テロには目的があり、ヨーロッパをその舞台に選んだ以上、ヨーロッパという「場」が意味を持っているはずである。だから、その目的を明確に析出し、なぜヨーロッパで発生したのかを明らかにすることは、ヨーロッパ政治やヨーロッパ国際関係、さらには世界のなかのヨーロッパを考える上で、重要なヒントを与えるものであろう^{xvi}。最後の節で検討するが、ポイントとなるのは、現代ヨーロッパの政治社会において、民主主義に欠かせない「参加」、加えて「討議」と「共生」という概念と、それらの制度化に不備があるのではないかということである。

加うるに、「対テロ戦争」という名目だけが一人歩きし、皮肉なことに「対テロ戦争」を遂行すること自体が「テロ」と呼び得るような、強引でしばしば恐怖さえ撒き散らす武力行使が横行するようになった^{xvii}。9・11 は確かにアメリカにとっては未曾有の惨劇であり、テロを行った集団に対する復讐にも似た軍事行動を是とする政策方針を打ち立て、実行に移すことも心情的には理解できる。しかし同時に、対立が新たな対立を生むことは自明であり、特に「正規軍」を持たない行為主体にとっては、テロという攻撃手法をとることは、戦術選択として自然な帰結であろう。この「対テロ戦争」にヨーロッパ(の一部の国)が加担することは、「敵」と目される人々からは、「対テロ戦争という名の下の国際テロの実行」に加担していると理解されても無理はないところがある。

民主主義は物理的「強制力」による社会の運営を前提とはしていない。それは警察が実力行使に出ることは法律によって厳格に規制されていることが示すように、国内社会においてそうであるし、「警察」の存在しない国際社会においても同様である。国際法に従うなら、国連安保理が認めない武力行使は合法的とは見なされない。2003 年のイラク戦争はまさにそうであったわけであり、フセイン統治下のイラクにおける大量破壊兵器の存在と差し迫った危機という虚構の暴かれた後、あの武力行使をどのように正当化できるのだろうか。あの武力行使こそ、民主主義をグローバルに破壊する「テロ」であったとの認識は、当のアメリカやイギリス、スペイン国民に広く行きわたっているし、マドリードやロンドンでテロを実行した集団にはそうした認識がかなり根深いのではないだろうか。

つまり、社会を営む成員の無差別な「参加」という民主主義の根本に関わる概念がないがしろにされ、当該社会をより良いものとするために行われるべき「対話」が、政治参加をしている多数の

人々と排除された側の少数の人々との間では成り立たず、必然的に両者の間の「共生」は困難にならざるを得ない。そうして意見表明の道を絶たれた排除された人々が強硬手段に訴えるという悪循環が生じるということである。

5. 民主主義から漏れ落ちる個人—2005 年秋、フランスでの暴動から^{xviii}

2005 年秋、フランスの各地で若者を中心とする暴動が発生した。きっかけは 10 月 27 日、パリ郊外の街で警察に追われていると思い込んだアフリカ系少年 2 人が変電所に逃げ込み感電死した事件で、ここでの警察の対応をめぐる現地で若者集団と警察との衝突が起き、次第に自動車の放火騒ぎなどへとエスカレートした。若者がアフリカ系の移民の子であったことから、移民のフランス社会への同化・統合の是非をめぐる議論と、都市郊外に居住する貧しい移民層とその子弟の高失業率問題、並びにこうした地区での治安問題への対処を含め、騒ぎは大きくなり全国に波及した。

問題を大きくした要因の一つに、警察・治安を所管するサルコジ内相が都市郊外の暴力事件を起こしている若者を「ゴロツキ」(racaille)となじり、それを政府として「一掃する」との強硬姿勢を鮮明に打ち出したことで、対立の構図が一層強くなったことがある^{xix}。内相と若者たち(及びその保護者)との対立は、ドビルパン首相が間に入って取りもち、一方で夜間の自動車放火などの暴動に対しては、本土 96 県のうちパリを含む 25 県に非常事態法を発令する(11 月 9 日)などの対策を講じ、事態は収束に向かった。しかしながらこの事件は、フランス社会が抱える移民をめぐる文化的・経済的そして政治的問題の根深さを浮かび上がらせることになった。さらには、ギリシャのカラマンリス首相が述べるように^{xx}、この問題は非ヨーロッパ文化圏からの大量の移民が入ってきている EU にとっての課題と受け取る必要があり、EU としての共通移民政策を整備し、文化の多様性を保持するなかでの彼らとの共生に向けた対策を行う必要があることを、ヨーロッパ社会に突きつけたとも言える。

都市郊外に集住する貧しい移民とその子弟の存在、そして彼らが文化的・経済的困難に包囲されている状況を「フランス流アパルトヘイト」と言い表し、「統合されたフランス(=いわゆるフランス人)と、ゲットー化されたフランス(=移民)との断絶をさらに広げてしまうリスクを負う」として、この国の無策を非難する議論がある^{xxi}。「フランス」に統合されない移民は、ますますマジョリティのフランスからは遠ざけられ、都市郊外というゲットーに隔離され、「フランス」の政治的・社会的・経済的営みから漏れ落ちた存在として見捨てられていく。行き着くところは、国から「ゴロツキ」と糾弾されて

警察に拘束されてしまう。こうした構造も、フランスという国が抱える政治的・社会的病理と言えよう。フランスは、フランス革命という市民革命を経て構築された共和国であり、民主主義国家である。ではこの民主主義国家のどういう点に問題があるのだろうか。

都市郊外のアフリカ系(主にイスラム系)の移民子弟は、移民系でないフランス人と同じく、個人としてフランス共和国の構成員として社会に参画し、受け入れられていく。フランスでは国家・国民を構築する社会契約の主体はあくまで個人であり、個々人が所属する文化共同体は想定されない(共同体を前面に出すやり方は、「一にして不可分の共和国」という憲法にも定められた規定に抵触するとして、法的にも退けられてきた)。暴動を起こしたなかにいる多くの移民系の若者たちも、あくまで個人としての社会参加が要請されており、それを拒む場合はフランス社会からはこぼれ落ちていくことになる。

先に示したダールによる民主制の要件にあるように、全ての構成員が政治的意思決定に参画することが肝要であるが、移民系の多くのフランス市民はこの参画の網からこぼれ落ちてしまっている。確かに移民のなかに相当数の不法滞在者が含まれていることは考慮に入れておく必要があるが、にもかかわらず、例えば 2002 年の大統領選挙の際に移民排斥を唱える極右・国民戦線のルペン候補が決選投票にまで躍り出たように――決選投票では多くのフランス人が左右の支持の壁をこえて現職のシラクを支援し、シラクが圧勝したが――、必ずしもフランスの市民権を有しているか否かという法的次元ではなく、「いわゆる」フランスとは異なる文化(概してイスラム文化を指しているわけであるが)を身にまとう人々に対する社会への参加の拒否が広く根を張っていること、言うなれば内なるオリエンタリズムが相当程度の力を蓄えていることが否定できない^{xxii}。

こうして社会参加への道を閉ざされる「フランス人」の参加をいかに確保していくか、フランス民主主義の大きな課題であり、実はヨーロッパ・レベルで考えると同様の構図がトルコの EU 加盟の是非をめぐる議論の基底に絶えず流れてもいることは、指摘しておくべきであろう^{xxiii}。

6. 多数決型民主主義とコンセンサス型民主主義

ここまでフランスを中心に現代ヨーロッパにおける民主主義の課題が顕在化している事例をいくつか見たが、改めて民主主義のどのような側面に問題が生じており、どのような改善が求められているのかを考えるために、民主主義としてどのようなモデルや特質があるのかについての検討を踏まえておきたい。

政治制度としての民主主義のモデルには、レイプハルトが整理するように多数決型民主主義と

コンセンサス型民主主義という大別ができよう^{xxiv}。多数決型民主主義はウェストミンスター型とも呼ばれるモデルで、二大政党制に象徴され、文字通り多数意見が尊重されて意思決定のなされる制度であり、民主主義の政治制度としてはこちらを指すことが一般的であった(多数決型民主主義のモデル・ケースとして、レイプハルトはイギリスやニュージーランドを挙げている)。一方、コンセンサス型民主主義は、多数決の原理では切り捨てられる少数意見に耳を傾け、少数意見の主張をも取り込んで構成員の全体として了解し得る意思決定を行う制度と言え、1970年代後半にレイプハルトが「多極共存型民主主義」(Consociational Democracy)として提示し^{xxv}、多数決による意思決定を前提としていた民主主義研究に新たな一面をもたらした。そしてコンセンサス型民主主義は、多極共存型民主主義の理論的発展の延長線上にあるものである^{xxvi}。

多極共存型民主主義は、国家内が下位文化によって高度に分断化していることが前提となっており、下位文化がむしろ政治システムを安定化させることに寄与するという発想に立つもので、具体的にはオランダ、スイス、ベルギーなどがその分析対象であった^{xxvii}。このモデルでは、二大政党制ではなく多党制のなかで大連合が実現し、下位文化の各集団のエリートが協調を図って国家レベルでの政治を運営するとされる。そしてこの多極共存型民主主義をめぐる議論の延長線上で、レイプハルトはコンセンサス型民主主義のモデルを提示したが、それは多数決型民主主義との対比で見ると、次のような特徴がある(表1)。

表1 多数決型民主主義とコンセンサス型民主主義

多数決型民主主義	コンセンサス型民主主義
単独過半数内閣への執行権の集中	広範な多党連立内閣による執行権の共有
執行府首長が圧倒的権限力を持つ執行府・議会関係	均衡した執行府・議会関係
二大政党制	多党制
単純多数制	比例代表制
単一で中央集権的な政府	連邦制・地方分権的政府

出典) Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press, 1999, pp.3-4, アレンド・レイプハルト(粕谷祐子訳)『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』勁草書房、2005年、2-3頁より作成。

両者を比較検討すると、多数決型に比べて、コンセンサス型では、いずれもより広範な意見を集

約し、少数意見を可能な限り吸い上げ、多数派による支配を抑制する性格が強いということが言えよう。国内政治の場において、少数者の地位に置かれることの多い少数民族の声は、コンセンサス型民主主義の方がより政治の舞台に反映することができ、多民族共生を可能にするための民主主義のモデルとしては多数決型よりも有効な側面を持っていることは否定できまい。

ところで、本論で主として検討の俎上に乗せてきたフランスの場合、現実はどうであれ、文化的多元性が政治・社会の仕組みの前提とされてはいない。むしろそうした多元性を政治的・意識的に捨象し、そうした下位文化を超越したメタなレベルでの国家建設・国民統合を進めてきたわけで、その意味ではオランダやベルギーやスイスとは根本的に異なっている。確かに民族問題の非政治化を検討するという観点からは、コンセンサス型民主主義の方が説得力あるモデルということができよう。しかしながらフランスの場合はむしろ多数決型民主主義の要素の方が色濃く、ヨーロッパ全体を想定した際も、必ずしも全ての国を一律にコンセンサス型民主主義の尺度で評価することは難しい。だが、コンセンサス型民主主義の有効な側面は、多民族共生を余儀なくされる国にとっては取り入れる価値があることに疑いはない。

一方、国際関係論において特に民主主義を正面から捉える研究としては、国際的な規範や秩序、ガバナンスの形成に当たって、民主主義がどのような役割を果たすかという観点からのアプローチがなされてきたが、上に見たような比較政治学の蓄積から得られるような民主主義の詳細な成立要件や類型化は射程に収まってはいない。例えば国際関係と民主主義の関係を論じた代表的な議論として、ラセットが進めた、民主主義国家の間(あるいは一方が民主主義国である場合)では戦争は起こりにくいという「民主制による平和」(Democratic Peace)論が挙げられる^{xxviii}。ラセットの議論では、民主主義(民主制)としては、選挙を通じて政府指導者を交替させることが可能なことであり、かつそうした制度が一定期間持続して存在していることが要件とされている。ラセット自身、民主主義の成立要件には時代に応じて多様性があることを了解し、またその要件のハードルを低く設定して国家を民主国家と専制国家とに大別することの分析上のリスクは認めているが(例えば、言論の自由などの市民的自由はここには含めない)、国際関係の枠組みで有意な分析を行うに当たって、敢えて大まかな括りとするを是としている^{xxix}。

また、民主主義と国際秩序の変容過程を分析した大芝による研究では、先に触れたダールのポリアーキーを取り上げて援用する^{xxx}。大芝の議論では、民主主義の国際秩序の変容に貢献した成果の一つにマイノリティの保護という観点も含まれており、ここには多極共存型民主主義ないしコンセンサス型民主主義が可能とする民主主義の「成果」も視野に入っていることが分かる。

国際関係論に軸足を置くと、民主主義の詳細な成分分析や、その類型化という作業よりも、それ

らの差異をこえたより広い定義での民主主義の果たす役割という点に重点が置かれる。ただし、比較政治学の成果が示すように、民主主義にも多様性があり、個々の類型ごとに特徴があることを念頭に置いて分析作業に当たることが有意であることは疑いない。ダールは、コンセンサス型民主主義ないし多極共存型民主主義については、これが一定の説明を果たす点は認めているが、同時に(ヨーロッパの事例ではないが)レバノン、ナイジェリア、スリランカなどでの失敗という現実も示して、一つのモデルが他の国にも適用できるものではないことを示している^{xxx}。

以上の検討を踏まえ、次節では今日のヨーロッパにおける民主主義の抱える課題を克服する処方箋について考察を行う。そこでは既存の国際関係論の研究枠組みに沿って民主主義を広く捉えつつも、本論が主題としている民族共生の問題を検討するという意味で、多数決型民主主義のスタイルのみならず、むしろコンセンサス型民主主義の視点を念頭に置き、その立ち位置から今日のヨーロッパ民主主義に必要とされている点、不足が認められる点を明らかにするという姿勢が適当であろう。

結—領域的民主主義の再検討と公共圏の回復

ヨーロッパに端を発し、歴史の過程を経て発展し根付いてきた民主主義であるが、それが帝国支配や絶対王政という封建支配を乗り越えて、近代の政治社会の原理として機能するようになったのは、フランス革命とナポレオン戦争、ウィーン条約を通じて国民国家体系が整備されてからである。ここでは、これに先立つウェストファリア体制がもたらした主権国家体系の形成が、非常に大きな役割を担っていたことを想起すべきである。すなわち、民主主義の基礎をなす諸原理は、「主権を持つ領域的国民国家の諸制度とほぼ全面的に結びついている」^{xxxii}。国家主権を確定する際に「領域」がその要件となり、領域内での政治制度の発展こそが、近代の民主的政治共同体を生み出してきたのである。

主権は、クラズナーが整理したように、四つの側面から考えることができる。

- ①国内的主権 (domestic sovereignty)
- ②相互依存的主権 (interdependence sovereignty)
- ③国際法的主権 (international legal sovereignty)
- ④ウェストファリア的主権 (Westphalian sovereignty)

①は国内における至高の権力を意味する。②は隣接する国との間の国境を越えて動くヒト、モノ、カネのコントロールを指す。③は国際関係上の独立国家としての相互承認が存在する状態を意味する。そして④は、ウェストファリア条約により確立された原則で、対外的主権と言い換え得るが、当該国家の領域性の保持と国外からの介入の排除(内政不干涉)のことである^{xxxiii}。いずれも「領域性」を前提にした議論であり、現代の国際関係においては、まさにその点に従来からの変容が見られることで、国家主権の揺らぎという議論が展開されている。つまりバディらが指摘するように、政治理論が想定してきた国家の性質、すなわち集権性(中央集権)、排他性(対外的な主権の保持)、制度化(権力のハイラーキー化)、そして領域性(国家固有の領土の不可侵)が、現代国際関係のなかでは普遍的とは見なせない状況になってきているということである^{xxxiv}。

こうした状況において、17世紀のウェストファリア体制、ないし19世紀ウィーン体制下で確立してきた主権国家体系、主権国民国家体系の絶対性に疑義が生じているのであり、国家の領域性とらわれない様々な事象が現れてきているのだと考えることが妥当であろう。1970年代頃から進んできた経済相互依存の進展と、それをさらに深化・拡大させてきたグローバリゼーションは、ヒト、モノ、カネ、そして情報の脱国境化(トランスナショナル化)を押し進めてきた。主権国家が国際政治の主役の座を降りたわけではなく、むしろ依然としてその地位にはあるものの、従前のような絶対的な存在ではないと評価されるようになった。それは取りも直さず、国家の存立を支える柱である領域性に、急速かつ広範なグローバリゼーションの下で揺らぎが生じていることによって綻びが見られることに起因している^{xxxv}。

民主主義も、主権領域国家、国民国家の領域内での有効性を持ってきた概念であり、制度である。その国家に関わる前提が相対化されている状況に、まさに現代ヨーロッパの民主主義に立ち現れる病理の根があると言えまいか。

ではこうした領域的国民国家の揺らぎに根を持つ民主主義の綻びに対し、どのような処方箋が用意され得るのであろうか。ここでは「公共圏」という概念が、そのヒントを提供しているように思われる。

公共圏(public sphere)とは、ハーバーマスによれば、市民の間での公開された討議や議論を行い、国家権力の行使に対する抑制機能を発揮する場である^{xxxvi}。今日の世界政治を見渡したとき、例えばイラク戦争をめぐる米ブッシュ政権の主張がそうであったように、はじめに攻撃ありきで、国連・安保理での議論や UNMOVIC(国連監視検証査察委員会)や IAEA(国際原子力機関)による大量破壊兵器査察をめぐる地道な調査から目をそらし、半ば独断的に武力行使に踏み切るものだった。そこには、イラク攻撃の必然性に疑義を呈することへの権力の側からの「拒否」が根を

張ってすらいた。つまり、市民(国内市民、グローバルな市民どちらの意味でも)の間での公開の討議には耳を貸さずに権力の行使が行われたわけである(安保理決議のお墨付きという正統性を得ることもなかった)。

ここに見られたのは、イラクには大量破壊兵器があるということ、テロの危機が目前にあるということ、「武力を行使してでも」民主主義を普及させなければならないという理念である。それらは、公開の討議を経て抽出された政策選択肢ではなく、議論以前に決まっていた覆ることのないイデオロギー的信念であった。アメリカにとって、「アメリカ的でない」イラクとの共存は想定されておらず、「アメリカ的でない」ものの排除の論理はあっても、それを包摂する論理は機能していない。まさに「世界政治において公共圏の破壊といった深刻な現象が進行し異質な他者との共存の可能性が急速に低下している」^{xxxvii}証であろう。

目を、これまで検証してきたヨーロッパに転じてみよう。先ず「民主主義の赤字」をめぐる問題は、EUによる地域統合というまさに主権国家の壁を越えようという壮大な営みの過程で生じている。従来の主権国家の持っていた権限や機能、そして領域性への変容を迫る、まさに主権と民主主義の前提にあった国家の役割や位置付けへの問い直しが欠かせない状況のただなかに、この問題は置かれている。

フランスとオランダでの欧州憲法案の否決も、地域統合を進めていくなかにあって、その手法をめぐって市民の間に不満が生じていることに問題の核があり、ここでも国家主権の変容が問われているという背景事情に目をやらなくてはならない。

テロの頻発は、民主主義に基づいた政治運営に欠かせない「参加」「討議」「共生」という柱が形骸化され、そうした公共圏からの一部構成員の排除という、政治のネガティブな側面が根にある。これは国内の問題にとどまらず、国際政治の枠組みにおける意思決定の恣意的一元化という、イラク戦争時に象徴的に見られた国際社会における非民主的政治運営を生み出し(イラク戦争の名目の柱に民主主義の普及があったことは、まさに皮肉としか言いようがない)、ここへの反駁としての暴力の拡散という性格が指摘できるだろう。これは、主権国家が相対化されるなかでテロという暴力を国家が統御しきれない時代となっている点と、国際社会における意思決定の一元化という暴力的国際政治がまかり通ってしまった(少なくともそう見える)という、二重の意味での暴力の脱領域化・脱国家化(暴力のグローバリゼーションと呼んでも良いだろう)が、そこにはある^{xxxviii}。その具現化の舞台として、暴力的国際政治の一翼を担うと判断されたヨーロッパが選ばれたということであろう。

そしてフランスにおける若者の暴動に関しては、主権国家の担い手である「国民」(nation)の枠

組みも相対化から免れない。この点についても、相互依存からグローバリゼーションへという国際社会の変動のなかで、人と文化の越境が加速度的に増大し、政治的・文化的に均質的と見なされてきたはずの国民という集合に綻びが生じてきていることを想起しなくてはならない。綻びとは第一に、「参加」を認められる国民の成員と、実際にその社会に生きる構成員との間のズレが大きくなり、「参加」できない「非」国民が多数生じていること、第二に、国籍上は「参加」が可能ではあるとしても、(主として北アフリカ系の)移民の出自や低学歴、低所得などを背景理由に、実態として地域社会から阻害されてしまったことで政治的アパシー(無関心)、ないし政治への失望に基づく怨嗟が生み出されていることが、一つの事件をきっかけに暴動を発生させたということが言えるだろう。ここに見て取れるのは、民主的政治参加「からの」拒否であり、民主的政治参加「への」拒否である。そこでは民主的な「対話」の回路が断絶され、「共生」を不可能にしている。そしてそうした「拒否」は、やはりグローバリゼーションに適切に対応し切れていない政治の課題を浮き彫りにしていると言うことができよう。

確かに主権や領域性という民主主義を機能させる近代国民国家の基本理念に揺らぎが生じている以上、従前の発想で民主主義を営むことには無理が生じているのかもしれないし、この点はより詳細で広範な検討が必要だろう^{xxxix}。しかしながら、領域的主権国家の枠組みにとどまらず、その領域性の壁を越えての公開の議論、それを通じ国籍や文化を問わない市民間の対話、政治への意思表示は不可能ではなかろう。こうした脱境界的な公共圏の構築が、揺らぎのなかの主権国家の政治(ないし主権国家間の国際関係)の機能を回復させるためにも欠かせない一歩であり、民主主義と近代国際関係を生み出してきたヨーロッパにこそ、そのフロントランナーとしての役割への期待は大きい。

本章では、前章までの議論で浮かび上がらせた、民族問題を非政治化する政治を可能たらしめ、民族をめぐるガバナンスを創出・維持するための3要件としてヨーロッパに見出すことのできる①少数民族の集団的権利の擁護、②民主主義の定着、③対話と相互調停による「自決」の議論推進のうち、特に近年のグローバリゼーションの急速な進展のなかで諸々の課題が出てきている民主主義に着目し、ヨーロッパでの現状・課題を検討した。ここで、民主主義の定義・モデルには多様なものがあるものの、成員の十全な「参加」なしには達成できないことには変わりないとの観点から問題状況を振り返り、さらにハーバーマスの「公共圏」をヒントに、「討議」を通じた「共生」の実現という、残された課題を指摘した。

民主主義の先進地域であるはずのヨーロッパ(特に西欧)においても、そこには現実問題として

課題が残されているのであり、民族問題を非政治化し、民族共生を可能たらしめる国際的なガヴァナンスを構築する道筋を明らかにしたという本論全体の成果は、あくまでヨーロッパを舞台にした一つの理念型ではある。しかしながら、これはヨーロッパだけに閉ざされた一つの事例にとどまることなく、他地域への応用に当たっても検討の糸口を提供していることには違いないであろう。

ⁱ オルテガ・イ・ガセット(神吉敬三訳)『大衆の反逆』筑摩書房(ちくま学芸文庫)、1995年。

ⁱⁱ 例えば John L. Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, Oxford University Press, 1987, J・L・ギャディス(五味俊樹ほか訳)『ロング・ピース—冷戦史の証言「核・緊張・緩和」』芦書房、2002年。

ⁱⁱⁱ ハンチントンによれば、リベラル・デモクラシーとは「国民国家の民主主義であり、その出現は国民国家の発展と結びついている」。Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press, 1991, p.13, S・ハンチントン(坪郷實ほか訳)『第三の波—二十世紀後半の民主化』三嶺書房、1995年、13頁。

^{iv} 周知のようにF・フクヤマはこれを「歴史の終わり」と呼んだ。Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man*, Free Press, 1992, フランシス・フクヤマ(渡部昇一訳)『歴史の終わり』(上中下)、三笠書房(知的生きかた文庫)、1992年。

^v Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, 5th Edition, Prentice Hall, 1991, pp.73-74, R・A・ダール(高島通敏訳)『現代政治分析』岩波書店、1999年、106-108頁。

^{vi} *Ibid.*, p.74, 同上書、108-109頁。

^{vii} Robert A. Dahl, *On Democracy*, Yale University Press, 1998, p.90, R・A・ダール(中村孝文訳)『デモクラシーとは何か』岩波書店、2001年、122頁。

^{viii} 欧州市民がEUの政策決定過程に対して疎遠な感覚しか持っていないことは、欧州議会議員選挙の投票率の低さ(特に英仏独という域内大国)が象徴的に表している。例えば、2004年の選挙では、イギリス38.9%、フランス43.1%、ドイツ43%などとなっている。もっとも、2004年5月に新たに加盟した国を見ると、マルタ82.4%、キプロス71.2%、ポーランド21.2%、スロヴァキア20%、チェコ27.9%などとなっている(*Le Monde*, 15 juin 2004)。マルタやキプロスのように高い投票率を示す国もあるが、これらの国は自国の国政選挙でも高い投票率であり、これらを含め、いずれも自国の選挙に比べて低い数字にとどまる。加盟25カ国全体の投票率平均は54%であった。詳しい分析は以下を参照、Anne Muxel, “Les abstentionnistes: Le premier parti européen,” dans Pascal Perrineau, éd., *Le vote européen 2004-2005: De l’élargissement au référendum français*, Presses de Sciences Po, 2005。また、田中俊郎「EU統合と民主主義—市民意識を中心に」『海外事情』53巻2号、2005年2月も参照。

^{ix} EU統合の抱える課題全般に関して、以下を参照、坂井一成「ヨーロッパ統合のゆくえ—ニース条約とその後」同(編)『ヨーロッパ統合の国際関係論』芦書房、2003年。

^x 藤原豊司「EU憲法は死に体に」『海外事情』53巻7・8号、2005年。

^{xi} *Flash Eurobarometer, No.171 “The European Constitution: Post-referendum survey in France (Fieldwork: 30 & 31 May 2005),”* June 2005, p.18.

^{xii} *Flash Eurobarometer, No.172 “The European Constitution: Post-referendum survey in the Netherlands (Fieldwork: 2-4 June 2005),”* June 2005, p.16.

^{xiii} より詳細な分析として、田中俊郎「欧州憲法条約不成立の背景と展望」、渡邊啓貴「仏国民はなぜ欧州憲法を拒否したのか」(いずれも『海外事情』54巻2号、2006年2月)が参考になる。

^{xiv} *Flash Eurobaromètre, No. 178 “Quelle Europe? La construction européenne vue par les Français (Terrain: 16-23 janvier 2006),”* mars 2006, p.32.

^{xv} 藤原豊司「欧州統合にイスラムの壁—9・11 事件後はテロも激増」『海外事情』54 巻 2 号、2006 年 2 月、52-53 頁。

^{xvi} ヨーロッパだけでなく、先進社会においてもテロなどの国外からの脅威、不安全感の要素が入り込んでくることは、グローバル化の進展下においては技術的には防衛が難しい。安全保障の概念を、国家安全保障から人間の安全保障へとシフトさせることが、ここでは重要な課題となる。特に、人間の安全保障については、紛争後地域や貧困地域に適用される概念であるとの認識が強いが、ヨーロッパでのテロ事件や日本でのオウム真理教による地下鉄サリン事件などを目の当たりにし、総じて先進国社会でも人間の安全保障に則った諸政策が欠かされてきている。先進国社会における人間の安全保障概念の重要性・有効性については、以下で検討したことがあるが、民主主義の課題を考える上でも参考になると思われる。坂井一成「先進国社会と人間の安全保障」汎太平洋フォーラム『平成 17 年度研究助成報告書』、2006 年。

^{xvii} 「テロ」の定義は、定義する目的が多様であること、テロの目的ないしその目的達成のための手段としてのテロ正当化をめぐる価値判断が困難であること(例えば国連でのパレスチナ解放闘争についての議論)、政治目的達成に有効であることなどから、万人が納得できる解答はできない(加藤朗『テロ—現代暴力論』中央公論社、2002 年、24-25、30、36 頁)。しかしながら、子細な定義をめぐる検討はここでは避け、本稿ではさし当たり、「政治過程の結果に変化を生じさせるために、個人あるいは集団に対して暴力行為ないし暴力による脅迫を用いる方策」(Karl W. Deutsch, *The Analysis of International Relations*, 3rd Edition, Prentice Hall, 1988, p.193)と考えるべき。

^{xviii} 本論は、これまでのケース・スタディのなかで、様々な民族問題のうち移民によってもたらされるタイプの問題は捨象し、各集団固有の地域に根ざしたタイプの民族の政治的動向・課題に専ら焦点を当てて検討してきたが、本節では現代ヨーロッパの民主主義の課題点を示すのに的確であるとの理由から、敢えて取り上げてある。

^{xix} *Le Monde*, 1er novembre 2005, 『朝日新聞』2005 年 11 月 3 日。

^{xx} 『読売新聞』2005 年 11 月 13 日。

^{xxi} Dominique Vidal, “Casser l’apartheid à la française,” *Le Monde diplomatique*, décembre 2005.

^{xxii} 2005 年の暴動に関して、暴動後初めて国民向けにテレビ演説を行った(2005 年 11 月 14 日)シラク大統領も、採用応募時に提出する履歴書に記載される名前などから移民系であることを理由に雇用上の差別が起こっているとし、暴動の背景にこうした民族的・文化的差別があることを認め、その是正を打ち出している。*Déclaration aux Français de Monsieur Jacques CHIRAC, Président de la République, Palais de l’Elysée, 14 novembre 2005.*

^{xxiii} トルコの EU 加盟をめぐる是非については、EU 市民の側からの支持が著しく低いことが当面最大の問題となっているが、その背景にあると見られるキリスト教とイスラム教という宗教文化上の相違にのみ論点を収斂させるのではなく、国家としての制度や国際政治上の戦略的位置付けなど別次元で検討すべき課題の重要性をも強く指摘する議論は重要である。例えば、八谷まち子「トルコの EU 加盟は実現するか—フォーカルポイントの構築とその受容」『国際政治』142 号、2005 年。

^{xxiv} Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press, 1999, アレンド・レイプハルト(粕谷祐子訳)『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の 36 ヶ国比較研究』勁草書房、2005 年。

^{xxv} Arend Lijphart, *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration*, Yale University Press, 1977.

^{xxvi} レイプハルトの多極共存型民主主義からコンセンサス型民主主義(合意形成型民主主義)への発展については、岩崎正洋『政治発展と民主化の比較政治学』東海大学出版会、2006 年、とりわけ第 7 章に詳しい。

^{xxvii} また、これを基礎に応用した概念として、フランス系ケベック州や先住民イヌイットなどを擁するカナダを対象に石川が提示した「多極収差モデル」も指摘できる。石川一雄『エスノナショナルリズムと政治統合』有信堂、1994 年。

^{xxviii} Bruce Russett, *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*,

Princeton University Press, 1993, ブルース・ラセット(鴨武彦訳)『パクス・デモクラティア—冷戦後世界への原理』東京大学出版会、1996年。

^{xxix} Russett, *op.cit.*, ch.1, ラセット、前掲書、第1章。

^{xxx} 大芝亮「民主主義と国際秩序」、藤原帰一・李鍾元・古城佳子・石田淳一(編)『国際政治講座④国際秩序の変動』東京大学出版会、2004年。

^{xxxi} Dahl, *op.cit.*, 1998, pp.192-195, ダール、前掲書、2001年、265-270頁。

^{xxxii} Anthony McGrew, “Globalization and territorial democracy: an introduction,” in *id.*, ed., *Transformation of Democracy?* Polity Press, 1997, p.5, アンソニー・マッグルー「グローバリゼーションと領域的民主主義」同(編)(松下洸監訳)『変容する民主主義—グローバル化のなかで』日本経済評論社、2003年、7頁。

^{xxxiii} Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton University Press, 1999, pp.9-25.

^{xxxiv} Bertrand Badie et Marie-Claude Smouts, *Le retournement du monde: Sociologie de la scène internationale*, 3ème édition, Presses de Sciences Po, 1999, p.29.

^{xxxv} 主権と主権国家の変容、その国際関係論における位置付けの検討については、例えば次を参照。Chris Brown, *Sovereignty, Rights and Justice: International Political Theory Today*, Polity Press, 2002.

^{xxxvi} ユルゲン・ハーバーマス(細谷貞雄・山田正行訳)『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究[第2版]』未来社、1994年。

^{xxxvii} 土佐弘之「〈文明／野蛮〉の新思考と他者の抹殺—闘技的公共圏の縮小過程」『インターカルチュラル』3号、2005年、12頁。

^{xxxviii} グローバリゼーションにさらされる主権国家と暴力の位相については、上野成利『暴力』岩波書店、2006年が参考になる。

^{xxxix} ヨーロッパを舞台として国家を越えた民主主義の可能性を問い直す研究成果として、例えば Michael Th. Greven and Louis W. Pauly, eds., *Democracy beyond the State: The European Dilemma and the Emerging Global Order*, Rowan and Littlefield Publishers, Inc., 2000.

おわりに

本論の問題意識は、民族は必ずしも本源的に対立するものではないのではないか、民族紛争が起こる際には「民族」とは異なる何らかの「政治」の要素が作用しているのであり、問題は政治にあるのではないか、ならば民族紛争は政治の在りようによって解決ないし回避できるのではないか、というところにあった。この命題に応えるために、本論のアプローチ手法である国際関係論の枠組みのなかでの理論状況を検討し、それ踏まえて民族の次元での政治の状況、次に民族のレベルとナショナルのレベルとの政治的営みの状況、そして民族と超国家レベルの政治的関係を西欧の事例を取り上げて検討し、民族紛争になりかねない問題の発生をいかにして政治的に抑止・回避しているかを分析してきた。最後に、グローバリゼーションという現代政治の背後にうごめく現象がどのようにそこで作用しているのかを考察しながら総括し、結論を導いた。

本論での検討結果を改めて整理しておこう。

先ず第1章では、先行研究のサーベイを行い、民族問題の要因・過程を国際関係論の観点から分析するための概念整理を行い、既存の国民国家概念を相対化して多民族から構成されることを前提に据えた国家観によるアプローチの必要性を提示した。また、民族アイデンティティは国家(ないし国民)アイデンティティには必ずしも解消されないことから、国家をマクロに相対化する枠組み(「ヨーロッパ」など)での新たなアイデンティティの創出をも視野に入れつつ、多元的視野に立脚した統治が要請されていることを示した。

第2章では、民族をめぐる現代政治の状況を、ガバナンス概念に着目しながら検討した。特に西欧では、民族問題を政治問題化・紛争化させない力学が、ヨーロッパ統合の進展下で働き、国際機関(例えば EU)、国家、民族という三つのアクターの間、相互の行動を律するガバナンスが形成されている。ここでは、社会学で論じられる重層的アイデンティティの形成に止まらず、これら各アクターの間での政治的相互作用が働いていることを認識することが重要であり、そうした政治関係の成立要件として、少数民族の集団的権利の擁護、民主主義の定着、対話と相互調停による「自決」議論の推進という枠組みを提示した。

第3章では、アルザス政治の営みが、アルザス人としての民族的独自性に裏打ちされた文化的要求を徐々に獲得する政治的闘争を経ながら、次第にフランスへの国民統合のなかに取り込まれてきたことを示した。さらに、その国民統合の過程で、ヨーロッパ統合の進展が、直接・間接にアルザスとフランス政府との間の政治的駆け引きの緩衝材として機能し、アルザスでの民族をめぐる

政治が非政治化(非政治問題化)してきたことを実証的に明らかにした。

第4章では、民族をめぐるガヴァナンスの形成によって、民族問題を非政治化する政治の営みにおいて国家の果たす役割を、フランスの対エスノ地域政策を検討することで考察した。国家は、事実上集団として機能する民族性を無視はできなくなっており、しかしフランスのように市民的集合としてのナシオンに基づく国民統合を重視する場合、民族的なナシオンを受け入れる政策には慎重にならざるを得ない。だが、フランス国内の事情だけでなく、ヨーロッパ国際政治の状況もが、集合的・民族的な民族性の保護・擁護を促す方向にフランス国内政治に大きな力を及ぼしている。こうしたなか、国家は民族問題を政治化させないために、民族集団の擁護という難しくも抗しがたい方向に政治を進めている事情を明らかにした。

第5章では、民族(少数民族)を擁護する政治的配慮を国家に求めるヨーロッパ・レベルでの圧力が顕著になってきた点を示した。ここで民族は、自らの主張の表明を帰属の国家に対してだけでなく、ヨーロッパに対して行う経路を固め、一方で国家は、民族との間の対話や相互理解・政治的譲歩を含む融和的な政策の実行を余儀なくされるようになってきたのである。

第6章では、教育・文化という政策分野に焦点を当て、国家(フランス)の行動を視野に入れつつも、民族(エスノ地域)とヨーロッパ(EU)の関係性の検討を行った。その結果、各アクター間には単なるつながりではなく、相互のプレゼンスを高めるシナジー効果が期待される相互依存関係が構築されていることを明らかにした。これは裏を返すと、アクター相互にその行動に拘束をかけることともなり、このためにヨーロッパ側からの政治的作用の下で、エスノ地域が民族的要求を強く掲げて政治化する余地が極めて狭められることになる。そして国家も含めて各アクターが、自らの利益だけを追求する政治行動が困難になっている状況を生み出しているのである。

第7章では、論文全体の総括として、民族問題を政治化させない政治の要件として①少数民族の集団的権利の擁護、②民主主義の定着、③対話と相互調停による「自決」の議論推進という3つの要件を示した。さらにこれらは相互に関係し合っており、各要件の整備が進展することによって、残りの要件への肯定的な影響が波及するという構図が成り立っている点を述べた。そして時代的背景にあるグローバリゼーションが、「民族問題を政治化させないための政治」の進展を促進する要因として機能してきている側面が(少なくとも西欧においては)相当に色濃いこと、さらに広く東欧までを含めたヨーロッパを射程に入れるとしても、グローバリゼーションのその性格は強まってきたことを論じた。

最後に第8章では、第7章で示した3つの要件のうち、特に近年のグローバリゼーションの急速な進展のなかで諸々の問題が噴き出している民主主義に着目し、ヨーロッパでの現状・課題を検討

した。ここで、民主主義の定義・モデルには多様なものがあるものの、成員の十全な「参加」なしには達成できないことには変わらないとの観点から問題状況を振り返り、さらにハーバーマスの「公共圏」をヒントに、「討議」を通じた「共生」の実現という、民主主義をより十分なものとし、民族問題の政治化・紛争化を回避するシステムをより強化するために改善し得る課題を指摘した。

このように進めてきた本論の研究意義のポイントは、第一に、民族をめぐる問題の分析にこれまで相対してきたディシプリンが社会学を主とするものであり、そのため民族の側の社会運動や社会事情の変容分析に重きが置かれていた状況に対して、政治学を主たるディシプリンとする国際関係論の視点から切り込んだことにある。そしてナショナルなレベルの政治やローカルなレベルの政治の研究は、政治学のなかでは比較政治学の領分に入ることが多いが、国際関係論は国際レベル(ないしグローバル・レベル)の政治研究を扱いながらも、ナショナルやローカルのレベルの政治までをも包括的に検討することを射程に入れている。これにより、民族をめぐる政治の変容が、ナショナル及びローカルなレベルでの政治制度や政策さらには行政の課題を各々のレベルに閉ざされた問題として扱うのではなく、あくまで国際／グローバルのレベルとの相互作用と全体的構図のなかに位置付けながら分析し、全体的な枠組みのなかでの変動や意義を見出すことが可能になったものと考えている。

第二に、それらの包括的枠組みの理解のためにガバナンス概念を導入し、国際レベルでの民族をめぐるガバナンスの形成と維持について明らかにし、このガバナンスを構築するアクターである民族、国家、ヨーロッパという三者の政治的な相互関係を提示した点に意義があると言えよう。

第三に、一般的に経済領域に注目の集まるグローバリゼーションを政治学的・国際関係論的に捉え、グローバリゼーションと政治システムや政治的規範の変化との関係性を、民族をめぐるガバナンスの検討を通じて示したことが挙げられるだろう。

民族問題を政治化させない政治には何が必要なのか。繰り返しになるが、本論では以上のような国際関係論の視点から、①少数民族の集団的権利の擁護、②民主主義の定着、③対話と相互調停による「自決」の議論の推進という3点に着目し、ヨーロッパにおける国内政治・国際政治を対象としてその検証作業を行ってきた。その過程で、概ね上記の3点は確認できた。しかし同時に、そのなかでも中核的な制度に関わる民主主義については、実は西欧においても今日新たに問題が生じてきていることを踏まえ、問題の根を浮き彫りにし、かつそのための処方箋の検討を行った。

結論から言えば、確かに近代主権国民国家体系を揺さぶる変動がグローバリゼーションの進展

の下で急速にもたらされてはいるものの、国家が政治制度の中心的アクターをやめたわけではなく、そして民主主義を覆してこれに代わる政治体制が求められるほどのパラダイム変化が生じているとも言えない。そこから見えてくるのは、民主主義が本来要請していた、公開性を担保したなかでの政治共同体の構成員全員による議論・対話という意味決定のプロセスが損なわれてきており、これを修復し、確保することが、様々な民族から成り立つ政治共同体(すなわち国民)の存立に欠かせないということである。

しかしながら、言うは易く行うは難しであり、こうした原理・原則を各国の壁を越えて普遍的に政治制度として導入していくことには様々な障害もある。フランスで、集団の権利を確保し、そこに政治対話の単位を認めることに、憲法による「一にして不可分の共和国」規定が立ちはだかることは一つの例である。こうした国内政治の拘束要因に対し、国際政治の果たす役割には、直接・間接に国境を越えてグローバルな見地に立って望ましい政治の枠組みの導入・整備を促していくことである。民族問題の解決・予防には、既存の国家の枠組みだけでの十全な解決は望めない。もちろん国家レベルでの努力は欠かせないが、国際政治レベル、さらにはローカルなサブ国家レベル(つまりは「エスノ地域」と本論で称した地域に根ざす各民族)との相互作用によってこそ、政治的な安定、共生の道が開かれる。

少なくともヨーロッパ政治に目をやると、国家、エスノ地域、国際社会の間には、垂直構造のなかに互いが互いの存在理由を強化するという、縦方向の相互依存、換言すればポジティブサムな共生関係が構築されている。この関係性を確固たるものとする過程のなかに、多民族の共生を可能たらしめつつ、各国家社会が平和を享受し、国際関係が安定的に営まれる道筋が示されていると言えるだろう。

しかしながら非西欧社会にこうした分析結果をそのまま当てはめて、西欧的な論理に則った政治社会の構築を目指そうとしても無理がある。2003年のアメリカを中心としたイラク攻撃とその後の同国の復興には克服すべき多大な障壁があり、民主主義の円滑な導入に際して困難に直面し、まして多民族共生社会の実現には道筋さえ見えない現実がそこにはある。理論を実践に移すには、個々の地域社会に根ざした研究が欠かせないわけであり、本論で分析してきた内容も、これを非西欧地域に適用して検討する際には、その時々国際関係の分析に加えてそうした地域社会への眼差しを伴った慎慮が求められる。

さらに、上記の3つの要素のなかでも、民主主義については第8章で検討したように、西欧においても課題を残しているということも忘れてはならない。

ただし、こうした留保を付けることは必要であるが、そうは言っても、西欧であれ、アジアであれ、

中東であれ、集団生活のなかで築かれ営まれるのは生物学的には同じ人間による政治共同体である以上、そこには普遍の真理があり、それを見いだす努力を最初から放棄することは知的怠惰であると断罪されるのではないだろうか。本論で検証してきた分析結果が、どれだけそうした真理に近いものであるかは、現実政治と歴史の展開のなかで明らかになることを期待するのみであるが、些少であってもそこへの貢献ができているとするならば、そこに本論の価値があるものと考えている。

参考文献

【日本語文献】

- 赤根谷達雄・落合浩太郎(編)『「新しい安全保障」論の視座[増補改訂版]』亜紀書房、2007年。
- 『安全保障の今日的課題—人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003年。
- 青木保『多文化世界』岩波書店、2003年。
- 青木保『文化の否定性』中央公論社、1988年。
- 荒川潤・片山泰輔「ECの地域政策—域内格差解消への課題」『日本EC学会年報』第14号、1994年。
- 有賀貞・宇野重昭・木戸蒨・山本吉宣・渡辺昭夫(編)『講座国際政治 第1巻』国際政治の理論』東京大学出版会、1989年。
- 有賀貞・宇野重昭・木戸蒨・山本吉宣・渡辺昭夫(編)『講座国際政治 第3巻』現代世界の分離と統合』東京大学出版会、1989年。
- 有賀貞・宇野重昭・木戸蒨・山本吉宣・渡辺昭夫(編)『講座国際政治 第5巻』現代世界の課題』東京大学出版会、1989年。
- 綾部恒雄『現代世界とエスニシティ』弘文堂、1993年。
- 綾部恒雄「エスニシティの概念と定義」『文化人類学』第1巻第2号、1985年。
- 馬場伸也『アイデンティティの国際政治学』東京大学出版会、1980年。
- ウィリアム・E・コノー(杉田敦・齋藤純一・権左武志訳)『アイデンティティ/差異—他者性の政治』岩波書店、1998年。
- ウォーカー・コナー(石川一雄訳)「エスノナショナリズム」『思想』第850号、1995年。
- 藤原帰一「国民の崩壊・民族の覚醒—民族紛争の政治的起源」『日本比較政治学会年報 第3号 民族共存の条件』、2001年。
- 藤原豊司「欧州統合にイスラムの壁—9・11事件後はテロも激増」『海外事情』54巻2号、2006年。
- 藤原豊司「EU憲法は死に体に」『海外事情』53巻7・8号、2005年。
- 福田耕治「欧州連邦主義と補完性原理(三・完)—EUと加盟国の中央・地域・地方政府間関係をめぐる諸問題」『法学論集』(駒沢大学法学部)第55号、1997年。
- 福田耕治「欧州連邦主義と補完性原理(一)—EUと加盟国の中央・地域・地方政府間関係をめぐる諸問題」『駒沢大学法学部紀要』55号、1997年。
- 福田耕治「ECの地域政策と域内市場統合」『国際政治』第94号、1990年。
- アンリ・ジオルダン(編)(原聖訳)『虐げられた言語の復権—フランスにおける少数言語の教育運動』批評社、1987年。
- 羽場久渥子『拡大ヨーロッパの挑戦—アメリカに並ぶ多元的パワーとなるか』中央公論新社、2004年。
- 羽場久渥子『統合ヨーロッパの民族問題』講談社、1994年。
- 羽場久美子・小森田秋夫・田中素香(編)『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店、2006年。
- ユルゲン・ハーバーマス(細谷貞雄・山田正行訳)『公共性の構造転換—市民社会の一カテ

ゴリーについての探究[第2版]』未来社、1994年。

- 八谷まち子「トルコのEU加盟は実現するか—フォーカルポイントの構築とその受容」『国際政治』142号、2005年。
- 萩尾生「バスク「地域主義」における国内移民の存在—新たなバスク・アイデンティティの模索」『地域研究』第7号、1989年。
- 原聖「地域主義とマイノリティー民族主義」『歴史評論』第599号、2000年。
- 原聖「民族を超える言語運動」『現代思想』1996年8月号。
- 原聖「言語問題の諸相」原輝史・宮島喬(編)『フランスの社会 変革を問われる文化の伝統』早稲田大学出版部、1993年。
- 原聖「EC流『国家離れ』と少数言語の可能性」、宮島喬・梶田孝道(編)『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂、1991年。
- 原聖『周縁的文化の変貌—ブルトン語の存続とフランス近代』三元社、1990年。
- 原聖「ことば・教会・学校—フランス近代と少数言語」『〈シリーズ世界史への問い5〉規範と統合』岩波書店、1990年。
- 原聖「言語社会史のなかの少数言語—フランス革命期の事例から」『一橋研究』第12巻第2号、1987年。
- 原聖「地域語と地域的政治運動」『地域』第11号、1982年。
- 蓮實重彦・山内昌之(編)『いま、なぜ民族か』東京大学出版会、1994年。
- 畑山敏夫『フランス極右の新展開—ナショナル・ポピュリズムと新右翼』国際書院、1997年。
- 初瀬龍平『国際政治学—理論の射程』同文館、1993年。
- 初瀬龍平(編)『エスニシティと多文化主義』同文館、1996年。
- 林勝一「多言語・多文化統合体への実験—ポスト・ネーション時代へ」『窓』第3号、1990年。
- 平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会、2000年。
- 平野健一郎「人の国際移動と新世界秩序」『国際問題』第412号、1994年。
- 平野健一郎「民族・国家論の新展開—『ヒトの国際移動』の観点から」『国際法外交雑誌』88巻3号、1989年。
- 平野健一郎「国際関係論の新しい概念としてのエスニシティ」『教養学科紀要』(東京大学)第17号、1984年。
- 平野健一郎・山影進・岡部達味・土屋健治『アジアにおける国民統合—歴史・文化・国際関係』東京大学出版会、1988年。
- エリック・ホブズボウム／テレンス・レンジャー(前川啓治・梶原景昭訳)『創られた伝統』紀伊國屋書店、1992年。
- 星野昭吉『世界政治の原理と変動—地球的規模の問題群と平和』同文館、2002年。
- 星野昭吉・臼井久和(編)『世界政治学』三嶺書房、1999年。
- 市村卓彦『アルザス文化史』人文書院、2002年。
- マイケル・イグナチエフ(幸田敦子訳)『民族はなぜ殺し合うのか—新たなナショナリズム6つの旅』河出書房新社、1996年。
- 池田賢一「EC統合下における異文化理解教育の特徴」、桑原敏明(編)『フランスにおける「新教育基本法」下教育改革に関する総合的研究』(文部省科学研究費報告書)、1993年。

- 池田佳隆「グローバル・システムの三層構造論の批判的検討」『国際政治』第111号、1996年2月。
- 井上星児「フランスにおける国際理解教育の政策と課題」、樋口信也(編)『国際理解教育の理論的枠組と学習内容に関する国際的比較研究』(文部省科学研究費報告書)、1994年。
- 井上星児「生徒起点の発想とヨーロッパ的視野—ロカール=ジョスパンの『ヴォロンタリズム教育改革』の二極論理」、桑原敏明(編)『フランスにおける「新教育基本法」下教育改革に関する総合的研究』(文部省科学研究費報告書)、1993年。
- 石田淳「国際政治理論の現在(下)」『国際問題』第448号、1997年。
- 石田淳「国際政治理論の現在(上)」『国際問題』第447号、1997年。
- 石川一雄『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂、1994年。
- 磯部力「フランスの新地方分権法(下)」『自治研究』58巻7号、1982年。
- 磯部力「フランスの新地方分権法(上)」『自治研究』58巻5号、1982年。
- 伊藤るり「単一国家の『地域問題』」原輝史・宮島喬(編)『フランスの社会 変革を問われる文化の伝統』早稲田大学出版部、1993年。
- 岩本勲『現代フランス政治過程の研究—1981—1995』晃洋書房、1997年。
- 『〈岩波講座 社会科学の方法 第VII巻〉政治空間の変容』岩波書店、1993年。
- 岩崎正洋『政治発展と民主化の比較政治学』東海大学出版会、2006年。
- 岩崎正洋「多極共存型民主主義と国家」、同(編)『かわりゆく国家』一藝社、2002年。
- 岩崎正洋「民主主義の定着と民族共存の条件」『日本比較政治学会年報第3号 民族共存の条件』、2001年。
- 梶田孝道「西欧の移民・難民政策が抱えるジレンマ—「正規化もできず、強制退去もできず」」『国際問題』第513号、2002年。
- 梶田孝道『国際社会学のパースペクティブ—越境する文化・回帰する文化』東京大学出版会、1996年。
- 梶田孝道「〈Overview〉「民族・国家エスニシティ」論の現状と課題」『〈岩波講座 現代社会学 第24巻〉民族・国家・エスニシティ』岩波書店、1996年。
- 梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ—EC・国家・民族』岩波書店、1993年。
- 梶田孝道『新しい民族問題—EC統合とエスニシティ』中央公論社、1993年。
- 梶田孝道「EC・国家・地域の変貌—1993年EC統合がもたらすもの」『窓』第3号、1990年。
- 梶田孝道『エスニシティと社会変動』有信堂、1988年。
- 梶田孝道(編)『新・国際社会学』名古屋大学出版会、2005年。
- 梶田孝道(編)『国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房、2001年。
- 梶田孝道(編)『ヨーロッパとイスラム—共存と相克の行方』有信堂、1993年。
- エドヴァルド・カルデリ(高屋定國・定形衛訳)『民族と国際関係の理論—世界政治と平和共存』ミネルヴァ書房、1986年。
- 鴨武彦「国家のアイデンティティ・クライシス」『〈岩波講座 社会科学の方法 第XI巻〉グローバル・ネットワーク』岩波書店、1994年。
- 鴨武彦『国際統合理論の研究』早稲田大学出版部、1985年。
- 鴨武彦「序説 国際統合研究の現状と課題」『国際政治』第77号、1984年。

- 金丸輝男(編)『EUとは何か』JETRO、1994年。
- 姜尚中／テッサ・モーリス＝スズキ『デモクラシーの冒険』集英社、2004年。
- 加藤朗『テロ—現代暴力論』中央公論社、2002年。
- 加藤一夫『エスノナショナリズムの胎動—民族問題再論』論創社、2000年。
- 加藤一夫『歴史の転換と民族問題—ナショナリズム・ルネサンスの時代』御茶の水書房、1993年。
- 川田順造・福井勝義(編)『民族とは何か』岩波書店、1988年。
- 木畑洋一(編)『ヨーロッパ統合と国際関係』日本経済評論社、2005年。
- 吉川元「国内統治を問う国際規範の形成過程」『社会科学研究』55巻5・6号、2004年。
- 吉川元「予防外交の理論と枠組み」、吉川元(編)『予防外交』三嶺書房、2000年。
- 吉川元「マイノリティの安全と国際安全保障」、吉川元・加藤普章(編)『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年。
- 吉川元(編)『予防外交』三嶺書房、2000年。
- 吉川元・加藤普章(編)『国際政治の行方—グローバル化とウェストファリア体制の変容』ナカニシヤ出版、2004年。
- 吉川元・加藤普章(編)『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年。
- 小平修『エスニシティと政治』ミネルヴァ書房、1999年。
- 古城佳子「グローバリゼーションの再検討—その論点と現状」『国際問題』第497号、2001年。
- 小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年。
- 窪誠「マイノリティと国際法」、吉川元・加藤普章(編)『マイノリティの国際政治学』有信堂、2000年。
- 蔵持不三也(編)『フランス・国境の地アルザス』社会評論社、1990年。
- 蔵持不三也『ワインの民族誌』筑摩書房、1988年。
- 栗栖薫子「欧州における人権・民主主義レジームと紛争予防」、吉川元(編)『予防外交』三嶺書房、2000年。
- J・リンズ／A・ステパン(荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳)『民主化の理論—民主主義への移行と定着の課題』一藝社、2005年。
- ジャック・ライヴリー(櫻井陽二・外池力訳)『デモクラシーとは何か』芦書房、1989年。
- 増田正『現代フランスの政治と選挙』芦書房、2001年。
- 松本健一『民族と国家—グローバル時代を見据えて』PHP研究所、2002年。
- 松村赴(編)『近代「ヨーロッパ世界」におけるネーションとエトノス』東京外国語大学、1992年。
- 松尾雅嗣「少数民族集団と国境」『広島平和科学』第18号、1995年。
- アラン・マンク(山本一郎訳)『民族の復讐—新しい世界観の構想』新評論、1993年。
- J・M・ミッチェル(田中俊郎訳)『文化の国際関係』三嶺書房、1990年。
- 三竹直哉「連邦制ベルギーの国家とアイデンティティ」『国際政治』第110号、1995年。
- 三浦信孝『現代フランスを読む—共和国・多文化主義・クレオール』大修館書店、2002年。
- 三浦信孝(編)『普遍性か差異か—共和主義の臨界、フランス』藤原書店、2001年。
- 三浦信孝(編)『多言語主義とは何か』藤原書店、1997年。

- 宮島喬『ヨーロッパ社会の試練—統合のなかの民族・地域問題』東京大学出版会、1997年。
- 宮島喬「コルシカとアルザス—ヨーロッパ統合下の民族地域の統合と分化」『思想』第863号、1996年。
- 宮島喬「ヨーロッパにおける「民族」の問題の新しい次元」、樺山紘一・長尾龍一（編）『〈ライブラリ相関社会科学1〉ヨーロッパのアイデンティティ』新世社、1993年。
- 宮島喬『ひとつのヨーロッパ—いくつものヨーロッパ—周辺の視点から』東京大学出版会、1992年。
- 宮島喬（編）『現代ヨーロッパ社会論—統合のなかの変容と葛藤』人文書院、1998年。
- 宮島喬・羽場久泥子（編）『ヨーロッパ統合のゆくえ—民族・地域・国家』人文書院、2001年。
- 宮島喬・梶田孝道（編）『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂、1991年。
- 宮島喬・梶田孝道（編）『現代ヨーロッパの地域と国家—変容する〈中心—周辺〉問題への視角』有信堂、1988年。
- 宮島喬・梶田孝道・伊藤るり『先進社会のジレンマ—現代フランス社会の実像を求めて』有斐閣、1985年。
- 文部省（編）『諸外国の教育行財政制度』大蔵省印刷局、2000年。
- 森井裕一「欧州共同体と国民国家体系—マーストリヒト条約と複合統治モデル」『国際政治』第101号、1992年。
- 森井裕一（編）『国際関係の中の拡大EU』信山社、2005年。
- D・P・モイニハン（吉川元訳）『パンダモニウム—国際政治のなかのエスニシティ』三嶺書房、1996年。
- なだいなだ『民族という名の宗教—人をまとめる原理・排除する原理』岩波書店、1992年。
- 中木康夫（編）『現代フランスの国家と政治』有斐閣、1987年。
- 中木康夫『フランス政治史』（下）、未来社、1976年。
- 中木康夫『フランス政治史』（中）、未来社、1975年。
- 中木康夫『フランス政治史』（上）、未来社、1975年。
- 中木康夫・河合秀和・山口定『現代西ヨーロッパ政治史』有斐閣、1990年。
- 中嶋嶺雄『国際関係論—同時代史への羅針盤』中央公論社、1992年。
- 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容—EUの多次的ネットワーク・ガバナンス』昭和堂、2005年。
- 中根千枝「〈インタビュー〉文化・民族・社会の考察をめぐって」、『歴史と未来』21号、東京外国語大学中嶋嶺雄ゼミナール、1995年。
- 中野裕二『フランス国家とマイノリティ—共生の「共和国モデル」』国際書院、1996年。
- 納家政嗣『国際紛争と予防外交』有斐閣、2003年。
- 21世紀研究会『民族の世界地図』文藝春秋、2000年。
- 二宮宏之「国家・民族・社会」、歴史学研究会（編）『〈講座世界史12〉わたくし達の時代』東京大学出版会、1996年。
- 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社〈平凡社ライブラリー〉、1995年。
- 二宮宏之「歴史的思考の現在」『〈岩波講座 社会科学の方法 第IX巻〉歴史への問い／歴史からの問い』岩波書店、1993年。
- 西島建男『民族問題とは何か』朝日新聞社、1992年。

- 西川長夫『[増補]国境の越え方—国民国家論序説』平凡社、2001年。
- 西川長夫『フランスの解体—もうひとつの国民国家論』人文書院、1999年。
- 西川長夫『地球時代の民族—文化理論—脱「国民文化」のために』新曜社、1995年。
- 西川長夫・宮島喬(編)『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院、1995年。
- 西村めぐみ「国連と少数民族の権利—主権の変容と民主的統治をめぐる諸問題」『国際政治』137号、2004年。
- 西村めぐみ『規範と国家アイデンティティの形成—OSCEの紛争予防・危機管理と規範をめぐる政治過程』多賀出版、2000年。
- 西村めぐみ「OSCEの予防外交—少数民族高等弁務官」、吉川元(編)『予防外交』三嶺書房、2000年。
- 野地孝一「フランス地域政治の危機と分権改革—レジオンを中心として」『年報政治学』1981年。
- 緒方貞子『私の仕事』草思社、2002年。
- オルテガ・イ・ガセット(神吉敬三訳)『大衆の反逆』筑摩書房(ちくま学芸文庫)、1995年。
- 大芝亮「民主主義と国際秩序」、藤原帰一・李鍾元・古城佳子・石田淳一(編)『国際政治講座 ④国際秩序の変動』東京大学出版会、2004年。
- 大芝亮『国際組織の政治経済学—冷戦後の国際関係の枠組み』有斐閣、1994年。
- 大芝亮・山田敦「グローバル・ガバナンスの理論的展開」『国際問題』第438号、1996年。
- 太田宏「グローバル・ガバナンス論の過去と「現在」—国際機構、国際レジームそしてグローバル・ガバナンス」『外交時報』第1351号、1998年。
- 長部重康『現代フランスの病理解剖』山川出版社、2006年。
- 長部重康『変貌するフランス—ミッテランからシラクへ』中央公論社、1995年。
- シドニー・ポラード(鈴木良隆・春見濤子訳)『ヨーロッパの選択—経済統合への途 1815—1970年』有斐閣、1990年。
- クシントフ・ポミアン(松村剛訳)『[増補]ヨーロッパとは何か—分裂と統合の1500年』平凡社、2002年。
- 歴史学研究会(編)『国民国家を問う』青木書店、1994年。
- E・ルナン/J・G・フィヒテ/J・ロマン/E・バリバール/鶴飼哲(鶴飼哲・大西雅一郎・細見和之・上野成利訳)『国民とは何か』インスクリプト、1997年。
- R・ロバートソン(阿部義哉訳)『グローバリゼーション—地球文化の社会理論』東京大学出版会、1997年。
- ダヴ・ローネン(山本二葉訳)「エスニック紛争と自治」『広島平和科学』第15号、1992年。
- ベン・ロザモンド(栗栖薫子訳)「グローバリゼーションと欧州アイデンティティ—外部文脈の社会的構成とEUにおける超国家的経済ガバナンスの発展」『レヴァイアサン』第26号、2000年。
- 斎藤直樹『紛争予防論—多発する地域紛争の予防と解決のために』芦書房、2002年。
- 坂井一成「ヨーロッパにおける民主主義の課題」『歴史と未来』第27号、2006年12月。
- 坂井一成「ヨーロッパ国際政治における少数民族と地域的ガバナンス」『国際文化学研究』26号、2006年7月。
- 坂井一成「先進国社会と人間の安全保障」汎太平洋フォーラム『平成17年度研究助成報告

- 書』、2006年。
- 坂井一成「国際関係理論のなかの民族問題」『国際文化学研究』25号、2006年1月。
 - 坂井一成「ヨーロッパ統合のゆくえ——ニース条約とその後」同(編)『ヨーロッパ統合の国際関係論』芦書房、2003年。
 - 坂井一成「地域語教育に見るジョスパン改革とフランス政治」『平成9—12年度文部省科学研究費研究成果報告書(研究代表者・小林順子)』2001年。
 - 坂井一成「欧州統合過程における「地域」の位相——領域性とエスニシティの交錯」『国際政治』第122号、1999年。
 - 坂井一成「ジョスパンとフランス政治——欧州統合への収斂」『海外事情』第46巻第1号、1998年。
 - 坂井一成「国際関係理論の展開と欧州連邦主義」『海外事情』第46巻第12号、1998年。
 - 坂井一成「欧州の三層構造論の再検討——教育・文化政策を中心として」『一橋論叢』第118巻第2号、1997年。
 - 坂井一成「アルザス・エスノ地域主義とヨーロッパ統合——フランス・ナショナリズムとの相互作用」『国際政治』第110号、1995年。
 - 坂井一成「戦後アルザス地域主義の展開と特質——政治意識の変容をめぐる」『一橋論叢』第114巻第2号、1995年。
 - 坂井一成「ヨーロッパ統合の歩みと国際政治理論——EU(EC)の歴史的位付けに関する一考察」『民主主義研究会紀要』第24号、1995年。
 - 坂井一成(編)『ヨーロッパ統合の国際関係論』芦書房、2003年。
 - 櫻井陽二(編)『フランス政治のメカニズム』芦書房、1995年。
 - 櫻井陽二『フランス政治体制論——政治文化とゴーズム』芦書房、1985年。
 - 佐々木隆生・中村研一(編)『ヨーロッパ統合の脱神話化——ポスト・マーストリヒトの政治経済学』ミネルヴァ書房、1994年。
 - 澤野由紀子「EUの教育政策とナショナリズム」『日本教育政策学会年報』第7号、2000年。
 - 関曠野『民族とは何か』講談社、2001年。
 - 関根政美『多文化主義社会の到来』朝日新聞社(朝日選書)、2000年。
 - 関根政美『エスニシティの政治社会学——民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版会、1994年。
 - アマルティア・セン(東郷えりか訳)『人間の安全保障』集英社、2006年。
 - 渋谷謙次郎(編)『欧州諸国の言語法——欧州統合と多言語主義』三元社、2005年。
 - 清水弟『フランスの憂鬱』岩波書店、1992年。
 - 篠田英朗・上杉勇司(編)『紛争と人間の安全保障——新しい平和構築のアプローチを求めて』国際書院、2005年。
 - 篠原一『ヨーロッパの政治——歴史政治学試論』東京大学出版会、1986年。
 - 庄司克宏「欧州審議会と『民主主義の安全保障』」『国際政経論集』(二松学舎大学)3号、1995年3月。
 - 庄司克宏「欧州新秩序における欧州審議会の現状と役割」『国際政経』(二松学舎大学)学部創立記念号、1992年7月。
 - 正舂朝香「ベルギーの連邦化改革をめぐる国内政治過程(2)——二種類の連邦構成主体の

- 創出と連邦制への移行」『四天王寺国際仏教大学紀要』第43号、2006年11月。
- 正躰朝香「連邦制と行為主体の多様化—EU統合とベルギーの連邦化改革を事例に」『国際政治』第119号、1998年。
 - 正躰朝香「EU統合の深化とベルギーの連邦化改革—EUにおける連邦構成体の権限拡大を中心に」『日本EU学会年報』第18号、1998年。
 - 正躰朝香・坂井一成「地域からなるヨーロッパ?—EU地域委員会の創設とその役割」『海外事情』48巻10号、拓殖大学海外事情研究所、2000年10月。
 - 園山大祐「EUにおける教育政策の進展—第2次SOCRATES/LEONARDO計画の概要」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第22巻第2号、2000年。
 - 鈴木基史『国際関係』東京大学出版会、2000年。
 - シルヴィー・ストリューデル(土倉莞爾・大久保朝憲訳)「フランスの右翼と左翼—1999年6月13日ヨーロッパ議会選挙にみる政治の解体と再編」『関西大学法学論集』第50巻第3号、2000年。
 - 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店、1988年。
 - 田口富久治『民族の政治学』法律文化社、1996年。
 - 田口富久治「民族の政治学」、田口富久治・加藤哲郎(編)『〈講座〉現代の政治学1)現代政治学の再構成』青木書店、1994年。
 - 田口富久治「「国境」概念の政治学—ギデンズとロッキンの所説をめぐって」『窓』第5号、1990年。
 - 高柳先男『パワー・ポリティクス—その原型と変容[増補改訂版]』有信堂、1999年。
 - 高柳先男「欧州における中心—周辺構造」『国際政治』第77号、1984年。
 - 高柳先男(編)『ヨーロッパ新秩序と民族問題』中央大学出版部、1998年。
 - 田中治男「民族・国家・国民国家—位置づけと見通しのために」『思想』第863号、1996年。
 - 田中克彦『言語からみた民族と国家』岩波書店、1991年。
 - 田中克彦『ことばと国家』岩波書店、1981年。
 - 田中克彦/K・ハールマン『現代ヨーロッパの言語』岩波書店、1985年。
 - 田中俊郎「EU統合と民主主義—市民意識を中心に」『海外事情』53巻2号、2005年2月。
 - 田中俊郎『EUの政治』岩波書店、1998年。
 - 谷川稔(編)『歴史としてのヨーロッパ・アイデンティティ』山川出版社、2003年。
 - 辰巳浅嗣『EUの外交・安全保障政策』成文堂、2001年。
 - チャールズ・テイラーほか(佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳)『マルチカルチュラリズム』岩波書店、1996年。
 - ハーバート・ティント(藤木登訳)『現代フランス外交史』御茶の水書房、1977年。
 - 土倉莞爾「現代フランスの極右とポピュリズム」『法学論集』(関西大学)、56巻5・6号、2007年。
 - 土倉莞爾『現代フランス選挙政治』ナカニシヤ出版、2000年。
 - 都丸潤子「国際関係論におけるエスニシティ研究序論」『国際協力論集』(神戸大学国際協力研究科)第8巻第3号、2001年。
 - 土佐弘之「〈文明／野蛮〉の新思考と他者の抹殺—闘技的公共圏の縮小過程」『インターカルチュラル』3号、2005年。

- 東京外国語大学海外事情研究所『グローバリゼーション(世界化)と国民国家の再編—総括研究』1996年。
- 東京外国語大学海外事情研究所『地域紛争(コンフリクト)と相互依存(3)—国際社会の変動との関連』1993年。
- A・トゥレーヌ/F・デュベ/Z・エゲデュ/M・ヴィエヴィオルカ(宮島喬訳)『現代国家と地域闘争—フランスとオクシタニー』新泉社、1984年。
- 月村太郎『ユーゴ内戦—政治リーダーと民族主義』東京大学出版会、2006年。
- 月村太郎「ボスニア内戦前と内戦後—民族共生の観点から」、日本比較政治学会(編)『日本比較政治学会年報』第3号(民族共生の条件)、2001年。
- 内田孟男・川原彰(編)『グローバル・ガバナンスの理論と政策』中央大学出版部、2004年。
- 内山敏『フランス現代史』岩波書店、1958年。
- 上野成利『暴力』岩波書店、2006年。
- 植田隆子(編)『現代ヨーロッパ国際政治』岩波書店、2003年。
- 植田隆子「欧州安全保障協力機構(OSCE)の紛争防止とイスタンブール首脳会議」『海外事情』第48巻第3号、2000年。
- 植田隆子「EU、NATOの東方拡大と欧州国際政治の変容—その影響と二つの拡大の相克」『国際問題』第458号、1998年。
- 植田隆子「欧州連合・共通外交・安全保障政策・共同行動としての欧州安定条約」『日本EC学会年報』15号、1995年。
- 浦部和好「欧州評議会の役割—欧州外交における人権の意味」『外交フォーラム』1994年10月号。
- 浦野起央『国際関係理論史』勁草書房、1997年。
- 碓井敏正『グローバル・ガバナンスの時代へ—ナショナリズムを超えて』大月書店、2004年。
- 若林広「地域経済開発における EC・国家・地域」、宮島喬・梶田孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家』有斐閣、1988年。
- 渡辺昭夫・土山實男(編)『グローバル・ガバナンス—政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年。
- 渡邊啓貴(編)『ヨーロッパ国際関係史—繁栄と凋落、そして再生』有斐閣、2002年。
- 渡邊啓貴「ジョスパン仏社会党政府の政策」『国際問題』第473号、1999年。
- 渡邊啓貴『フランス現代史—英雄の時代から保革共存へ』中央公論社、1998年。
- 渡邊啓貴「一九九五年フランス大統領選挙の考察」『選挙研究』(日本選挙学会年報)第12号、1997年。
- 渡邊啓貴『[増補版]ミッテラン時代のフランス』芦書房、1993年。
- 渡邊啓貴「新しい秩序の模索と「ヨーロッパ意識」」『歴史と未来』第18号、1991年。
- 渡辺和行・南充彦・森本哲郎『現代フランス政治史』ナカニシヤ出版、1997年。
- 渡辺和行「アルザスとエルザス—ナシオンとフォルクのはざまで」『香川法学』第16巻第3—4号、1997年。
- 渡辺和行『ナチ占領下のフランス—沈黙・抵抗・協力』講談社、1994年。
- アンドレ・ヴェックマン(宇京早苗訳)『骰子のように—アルザス年代記』三元社、1994年。
- 矢部貞治『政治・民族・国家の話』講談社、1980年。

- 山田文比古『フランスの外交力—自主独立の伝統と戦略』集英社、2005年。
- 山口定『政治体制』東京大学出版会、1989年。
- 山口定『現代ヨーロッパ政治史(下)』福村出版、1983年。
- 山口定『現代ヨーロッパ政治史(上)』福村出版、1982年。
- 山影進『対立と共存の国際理論—国民国家体系のゆくえ』東京大学出版会、1994年。
- 山影進「国家と民族」『民族に関する基礎研究』総合研究開発機構、1993年。
- 山影進「国家主権と国際関係論」『国際政治』第101号、1992年。
- 山影進「エスニシティと国民統合—社会的コミュニケーションの視角」『教養学科紀要』(東京大学)第15号、1982年。
- 山本吉宣「国際システムの変容—グローバル化の進展」『国際問題』第489号、2000年。
- 山本吉宣「地域統合の政治経済学—素描」『国際問題』第452号、1997年。
- 山本吉宣「国際レジーム論—政府なき統治を求めて」『国際法外交雑誌』第95巻第1号、1996年。
- 山本吉宣「協調的安全保障の可能性—基礎的な考察」『国際問題』第425号、1995年。
- 山本吉宣『国際的相互依存』東京大学出版会、1989年。
- 山内昌之『民族問題入門』中央公論社〈中公文庫〉、1996年。
- 安江則子「EUにおける多言語主義の多角的検討」『日本EC学会年報』第16号、1996年。
- 安江則子「マーストリヒト条約とフランス憲法の改正」『日本EC学会年報』13号、1993年。
- 安江則子「EC統合とフランス」『海外事情』第40巻第12号、1992年。
- 吉田文彦『「人間の安全保障」戦略—平和と開発のパラダイムシフトをめざして』岩波書店、2004年。
- 財団法人かながわ学術研究交流財団(編)『地球化時代における地域の役割』1996年。

【欧語文献】

- Francisco Aldecoa and Michael Keating, eds., *Paradiplomacy in Action: The Foreign Relations of Subnational Governments*, Frank Cass, 1999.
- Claude Allègre, *Toute vérité est bonne à dire*, Robert Laffont, 2000.
- Paul Allières, Emmanuel Négrier, et al., *Pratiques des échanges culturels internationaux, Les collectivités territoriales: Bilans recherches perspectives*, Association Française d'Action Artistique, Ministère des Affaires Etrangères, 1994.
- Günther Ammon, *L'Europe des Régions*, Economica, 1996.
- Benedict Anderson, "The New World Disorder," *New Left Review*, No.193, 1993, B・アンダーソン(関根政美訳)「遠隔地ナショナリズム」の出現」『世界』586号、1993年9月。
- Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Revised Edition, Verso, 1991, ベネディクト・アンダーソン(白石さや・白石隆訳)『[増補]想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、1997年。

- Malcolm Anderson, *States and Nationalism in Europe since 1945*, Routledge, 2000, マルコム・アンダーソン(土倉莞爾・古田雅雄訳)『戦後ヨーロッパの国家とナショナリズム』ナカニシヤ出版、2004年。
- Assemblée des régions d'Europe Commission de l'Union européenne, éd., (1995). *Le droit appliqué à la coopération interrégionale en Europe*, Décentralisation et développement local, L. G. D. J, 1995.
- Barrie Axford, Daniela Berghahn, et al., eds., *Unity and Diversity in the New Europe*, Peter Lang, 2000.
- Roland Axtmann, “The State of the State: The Model of the Modern State and its Contemporary Transformation,” *International Political Science Review*, vol. 25, no. 3, 2004.
- Bertrand Badie, “Realism under Praise, or a Requiem? The Paradigmatic Debate in International Relations,” *International Political Science Review*, Vol.22, No.3, 2001.
- Bertrand Badie, *Un monde sans souveraineté*, Fayard, 1999.
- Bertrand Badie, *La fin des territoires: Essai sur le désordre international et sur l'utilité sociale du respect*, Fayard, 1995.
- Bertrand Badie et Pierre Birnbaum, *Sociologie de l'Etat*, Grasset, 1982.
- Bertrand Badie et Marie-Claude Smouts, *Le retournement du monde: Sociologie de la scène internationale*, 3e édition, Presses de Sciences Po, 1999.
- Daniel Baggioni, *Langues et nations en Europe*, Payot & Rivages, 1997.
- Florence Benoît-Rohmer, “Elargissement de l'Union européenne et minorités nationales,” Paper presented for the Fifth ECSA-WORLD Conference, Bruxelles, 14-15 December, 2000.
- Florence Benoît-Rohmer, *The Minority Question in Europe: Towards a Coherent System of Protection for National Minorities*, Council of Europe Publishing, 1996.
- Florence Benoît-Rohmer and Hilde Hardeman, *The Minority Question in Europe: Towards the Creation of a Coherent European Regime*, (CEPS Paper No.55), Brussels: Centre for European Policy Studies, 1994.
- Jean-Luc Beouf, éd., *Quinze ans de décentralization <Problèmes politiques et sociaux, no. 787, 11 juillet 1997>*, La documentation française, 1997.
- Mabel Berezin and Martin Schain, eds., *Europe without Borders: Remapping Territory, Citizenship, and Identity in a Transnational Age*, The Johns Hopkins University Press, 2003.
- Suzanne Berger, “Bretons and Jacobins: Reflections on French Regional Ethnicity,” in Milton J. Esman, ed., *Ethnic Conflict in the Western World*, Cornell University Press, 1977.
- Alain Bihr, *Le crépuscule des Etats-nations: Transnationalisation et crispations nationalistes*, Editions Page Deux, 2000.
- Alain Bihr, “Identité menacée, identité menaçante: L'Europe dans l'imaginaire du Front national,” *Revue des Sciences Sociales de la France de l'Est*, no. 20, 1993.
- Pierre Bodineau et Michel Verpeaux, *Histoire de la décentralisation*, PUF, 1997.
- Jacques Bourrinet, éd., *Le Comité des régions de l'Union européenne*, Economica, 1997.

- Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking, and Peace-Keeping*, <Report of the Secretary-General Pursuant to the Statement Adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992>, New York, 17 June 1992.
- Jacques Brassinne, *La Belgique fédérale*, Bruxelles: CRISP, 1994.
- Roland Breton, *Peuples et Etats: L'impossible équation*, Flammarion, 1998.
- Roland Breton, *Les ethnies*, PUF, 1992.
- Jean-Louis Briquet, “Le problème corse,” *Regards sur l'actualité*, no. 240, 1998.
- Chris Brown, *Sovereignty, Rights and Justice: International Political Theory Today*, Polity Press, 2002.
- David Brown, “Why is the Nation-State So Vulnerable to Ethnic Nationalism?,” *Nations and Nationalism*, vol. 4, no. 1, 1998.
- Michael E. Brown, ed., *Ethnic Conflict and International Security*, Princeton University Press, 1993.
- Michael E. Brown, Owen R. Coté, Jr., Sean M. Lynn-Jones, and Steven E. Miller, eds., *Nationalism and Ethnic Conflict*, Revised Edition, The MIT Press, 2001.
- Pierre Bréchon *La France aux urnes: Soixante ans d'histoire électorale*, La documentation française, 2003.
- Pierre Bréchon, *La France aux urnes: Cinquante ans d'histoire électorale*, La documentation française, 1995.
- Jean-Louis Burban, *Le Conseil de l'Europe*, PUF, 1996.
- Noëlle Burgi, éd., *Fractures de l'Etat-nation*, Kimé, 1994.
- Michel Cahen, *Ethnicité politique: Pour une lecture réaliste de l'identité*, L'Harmattan, 1994.
- David P. Calleo, *Rethinking Europe's Future*, Princeton University Press, 2001.
- Louis-Jean Calvet, “La France a-t-elle une politique linguistique?,” *Nichifutsu Bunka* (『日仏文化』), no. 64, 1999.
- Edward H. Carr, *Nationalism and After*, Macmillan, 1945, E・H・カー(大窪愿二訳)『ナショナリズムの発展』みすず書房、1952年。
- Edward H. Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, Macmillan, 1939, 2nd Edition 1946, E・H・カー(井上茂訳)『危機の二十年—1919-1939』岩波書店〈岩波文庫〉、1996年。
- Britt Cartrite, “Deepening Democracy and Ethno-Political Mobilisation: A Survey of Five Cases,” in Adrian Guelke, ed., *Democracy and Ethnic Conflict: Advancing Peace in Deeply Divided Societies*, Palgrave Macmillan, 2004.
- Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, eds., *Preventing Conflict in the Post-Communist World: Mobilizing International and Regional Organizations*, The Brookings Institution, 1996.
- Christos Clairis, Denis Costauoc, et al., eds., *Langues et cultures régionales de France: Etat des lieux, enseignement, politiques*, L'Harmattan, 1999.

- Comité des Régions de l'Union européenne, *Education interculturelle dans l'Union européenne: Activités locales, régionales et interrégionales. Exemples de bonne pratique* <CdR Etudes E-2/99>, Office des publications officielles des Communautés européennes, 1999.
- The Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood* <The Report of The Commission on Global Governance>, Oxford University Press, 1995, グローバル・ガバナンス委員会(京都フォーラム監訳)『地球リーダーシップ—新しい世界秩序をめざして(グローバル・ガバナンス委員会報告書)』日本放送出版協会、1995年。
- Commission pour l'avenir de la décentralisation présidée par M. Pierre Mauroy, *Refonder l'action publique locale* <Rapport au Premier ministre>, Paris, La documentation française, 2000.
- Walker Connor, *Ethnonationalism: The Quest for Understanding*, Princeton University Press, 1994.
- Conseil économique et social, *Les relations extérieures des régions et des collectivités locales en vue d'une amélioration des échanges économiques* <Rapport présenté par Jean Billet>, 1992.
- Olivier Costa, “L'Europe par les régions au Parlement de Strasbourg,” *Critique internationale*, no. 5, 1999.
- Jacqueline Costa-Lascoux, éd., *Problèmes politiques et sociaux* <no.909: République et particularismes>, La documentation française, 2005.
- Council of Europe, *Objective 1996: The Intergovernmental programme of activities of the Council of Europe*, 1996.
- Council of Europe, *The Council of Europe: Achievements and Activities*, 1995.
- Guillaume Courty et Guillaume Devin, *La construction européenne*, La Découverte, 2001.
- Maurice Croisat et Jean-Louis Quermonne, *L'Europe et le fédéralisme*, Montchrestien, 1996.
- Sheila L. Croucher, *Globalization and Belonging: The Politics of Identity in a Changing World*, Rowman and Littlefield Publishers, 2004.
- Robert A. Dahl, *On Democracy*, Yale University Press, 1998, R・A・ダール(中村孝文訳)『デモクラシーとは何か』岩波書店、2001年。
- Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, 5th Edition, Prentice Hall, 1991, R・A・ダール(高島通敏訳)『現代政治分析』岩波書店、1999年。
- François d'Arcy and Luc Rouban, éd., *De la Ve République à l'Europe: Hommage à Jean-Louis Quermonne*, Presses de Sciences Po, 1996.
- Charles-Philippe David et Jean-Jacques Roche, *Théories de la sécurité*, Montchrestien, 2002.
- Philippe Moreau Defarges, *La mondialisation*, 6e édition, Presses Universitaires de France, 2005.
- Philippe Moreau Defarges, *La gouvernance*, Presses Universitaires de France, 2003.
- Paul-Marie de La Gorce et Bruno Moschetto, *La Ve République*, PUF, 2001.

- Lieven de Winter, “Les partis ethno-régionalistes et l’intégration européenne dans les élections européennes de 1999,” dans Gérard Grunberg, Pascal Perrineau et Colette Ysmal, éd.s., *Le vote des Quinze: Les élections européennes du 13 juin 1999*, Presses de Sciences Po, 2000.
- Gil Delannoi et Pierre-André Taguieff, éd.s., *Théories du nationalisme: Nation, nationalité, ethnicité*, Kimé, 1991.
- *De la théorie à la pratique: La charte européenne des langues régionales ou minoritaires <Conférence internationale organisée par le ministère néerlandais de l’Intérieur et des Relations du Royaume et le Conseil de l’Europe, Noordwijkerhout (Pays-Bas), 30 novembre-1er décembre 2001>*, Editions du Conseil de l’Europe, 2002.
- Alain Delcamp, éd., *Les collectivités décentralisées de l’Union européenne*, La documentation française, 1994.
- Philippe Deloire, “La France, Maastricht et l’Europe des régions,” *Regards sur l’actualité*, no. 197, 1994.
- Marie-Noële Denis, “Usage de l’alsacien en milieu urbain: Evolution et perspectives,” *Revue d’Alsace*, no. 111, 1985.
- Karl W. Deutsch, *The Analysis of International Relations*, Prentice Hall, 1988.
- Karl W. Deutsch, *Nationalism and Social Communication: An Inquiry into the Foundations of Nationality*, 2nd Edition, The MIT Press, 1966.
- Guillaume Devin, *Sociologie des relations internationales*, La Découverte, 2002.
- Pierre Deyon, *Régionalismes et régions dans l’Europe des quinze*, Editions locales de France, 1997.
- Pierre Deyon, *Rencontres en Alsace: Souvenirs d’un recteur 1981-1991*, La Nuée Bleue, 1994.
- Pierre Deyon, *Paris et ses provinces*, Armand Colin, 1992.
- Alain Dieckhoff, *La nation dans tous ses Etats*, Flammarion, 2000.
- Alain Dieckhoff et Christophe Jaffrelot, “La résilience du nationalisme face aux régionalismes et à la mondialisation,” *Critique internationale*, Presses de Sciences Po, no.23, 2004.
- Olivier Diederichs et Ivan Luben, *La déconcentration*, PUF, 1995.
- Yves Doutriaux, *La politique régionale de la CEE*, 2^{ème} édition, Presses Universitaires de France, 1992.
- François-Georges Dreyfus, *Histoire de l’Alsace*, Hachette, 1979.
- François Duchène, “French Motives for European Integration,” in Robert Bideleux and Richard Taylor, éd.s., *European Integration and Disintegration: East and West*, Routledge, 1996.
- Claude du Granrut, *La citoyenneté européenne: Une application du principe de subsidiarité*, L. G. D. J., 1997.
- Claude du Granrut, *Europe, le temps des Régions*, L. G. D. J., 1994.
- Elisabeth du Réau, *L’idée d’Europe au XX^e siècle*, Complexe, 1996.
- Dominique Dumont, *La domination francophone en l’an 2000, en Alsace et ailleurs*, Strasbourg, 2000.

- Elisabeth Dupoirier, “L'offre identitaires des régions françaises et la construction des identités régionales,” *Revue Internationale de Politique Comparée*, vol. 5, no. 1, 1998.
- Elisabeth Dupoirier, éd., *Régions, la croisée des chemins: Perspectives françaises et enjeux européens*, Presses de Sciences Po, 1998.
- Robert Elgie, “The Changing French Political System,” *West European Politics*, vol. 22, no. 4, 1999.
- Enrico Ercole, “‘Yes, in Theory. And Perhaps in the Future’: European Integration and Local Government in Italy,” in M. J. F. Goldsmith and K. K. Klausen, eds., *European Integration and Local Government*, Edward Elgar, 1997.
- Milton J. Esman, *An Introduction to Ethnic Conflict*, Polity, 2004.
- Milton J. Esman, *Ethnic Politics*, Cornell University Press, 1994.
- Milton J. Esman, ed., *Ethnic Conflict in the Western World*, Cornell University Press, 1977.
- Milton J. Esman and Shibley Telhami, eds., *International Organizations and Ethnic Conflict*, Cornell University Press, 1995.
- Bruno Etienne, Henri Giordan et Robert Lafont, *Le temps du pluriel: La France dans l'Europe multiculturelle*, L'Aube, 1999.
- Commission européenne, *Compétitivité et cohésion: tendances dans les régions, Cinquième rapport périodique sur la situation et l'évolution socio-économiques des régions de la Communauté*, Office des publications officielles des Communautés européennes, 1994.
- Commission européenne, *Guide des initiatives communautaires 1994-1999*, Office des publications officielles des Communautés européennes, 1994.
- European Commission, *Guide to the Community Initiatives 1994-99*, 1994.
- Les Editions Autrement et le ministère délégué chargé des Affaires européennes, éd., *Europe, identité plurielle <Actes du colloque tenu le 15 mai 2000 à l'Assemblée nationale, Paris>*, Autrement, 2000.
- Pierre-Alexis Féral, *Le Comité des régions de l'Union européenne*, PUF, 1998.
- *Flash Eurobarometer, No.172 “The European Constitution: Post-referendum survey in the Netherlands (Fieldwork: 2-4 June 2005),”* June 2005.
- *Flash Eurobarometer, No.171 “The European Constitution: Post-referendum survey in France (Fieldwork: 30 & 31 May 2005),”* June 2005.
- Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man*, Free Press, 1992, フランシス・フクヤマ(渡部昇一訳)『歴史の終わり』(上中下)、三笠書房(知的生きかた文庫)、1992年。
- John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, Oxford University Press, 1987, ジョン・L・ギャディス(五味俊樹ほか訳)『ロング・ピース—冷戦史の証言「核・緊張・平和」』芦書房、2002年。
- Alain-G. Gagnon and James Tully, eds., *Multinational Democracies*, Cambridge University Press, 2001.
- Rajat Ganguly and Raymond C. Taras, *Understanding Ethnic Conflict: The International Dimension*, Longman, 1998.
- Ernest Gellner, *Encounters with Nationalism*, Blackwell, 1994.

- Ernest Gellner, *Culture, Identity, and Politics*, Cambridge University Press, 1987.
- Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, Blackwell, 1983, アーネスト・ゲルナー(加藤節監訳)『民族とナショナリズム』岩波書店、2000年。
- Stephen George and Ian Bache, *Politics in the European Union*, Oxford University Press, 2001.
- Pierre Gerbet, Françoise de la Serre et Gérard Nafilyan, eds., *L'Union politique de l'Europe: Jalons et textes*, La documentation française, 1998.
- Henri Giordan, "Politique et réalités des langues en France," in id., éd., *Les minorités en Europe*, Kimé, 1992.
- Henri Giordan, *Démocratie culturelle et droit à la différence <Rapport au Ministre de la culture>*, La documentation française, 1982.
- Henri Giordan, éd., *Les minorités en Europe: Droits linguistiques et droits de l'homme*, Kimé, 1992.
- Raoul Girardet, *Nationalismes et nation*, Complexe, 1996, ラウル・ジラルデ(中谷猛・川上勉・長谷川一年訳)『現代世界とさまざまなナショナリズム』晃洋書房、2004年。
- Nathan Glazer and Daniel P. Moynihan, eds., *Ethnicity: Theory and Experience*, Harvard University Press, 1975.
- Henri Goetschy et André-Louis Sanguin eds., *Langues régionales et relations transfrontalières en Europe*, L'Harmattan, 1995.
- Kjell Goldmann, *Transforming the European Nation-State*, Sage Publications, 2001.
- M. J. F. Goldsmith and K. K. Klausen, eds., *European Integration and Local Government*, Edward Elgar, 1997.
- Christian Gras et Georges Livet, eds., *Régions et régionalisme en France du XVIIIe siècle à nos jours*, PUF, 1977.
- Solange Gras, "Regionalism and Autonomy in Alsace since 1918," in Stein Rokkan and D. W. Urwin, eds., *The Politics of Territorial Identity: Studies in European Regionalism*, Sage, 1982.
- Solange Gras et Christian Gras, *La révolte des régions d'Europe occidentale de 1916 à nos jours*, Presses Universitaires de France, 1982.
- Liah Greenfeld, *Nationalism: Five Roads to Modernity*, Harvard University Press, 1992.
- Michael Th. Greven and Louis W. Pauly, eds., *Democracy beyond the State: The European Dilemma and the Emerging Global Order*, Rowan and Littlefield Publishers, Inc., 2000.
- Robert Grossmann, *Main basse sur ma langue*, La Nuée Bleue, 1999.
- Groupement pour les droits des minorités, éd., *Les minorités à l'âge de l'Etat-nation*, Fayard, 1985.
- Gérard Grunberg, Pascal Perrineau, et al., *Le vote des Quinze: Les élections européennes du 13 juin 1999*, Presses de Sciences Po, 2000.
- Adrian Guelke, "Conclusion: Democracy and Ethnic Conflict," in Id., ed., *Democracy and Ethnic Conflict: Advancing Peace in Deeply Divided Societies*, Palgrave Macmillan, 2004.

- Adrian Guelke, ed., *Democracy and Ethnic Conflict: Advancing Peace in Deeply Divided Societies*, Palgrave Macmillan, 2004.
- Montserrat Guibernau, “Globalization and the Nation-state,” in Montserrat Guibernau and John Hutchinson, eds., *Understanding Nationalism*, Polity Press, 2001.
- Montserrat Guibernau, *Nations without States: Political Communities in a Global Age*, Polity, 1999.
- Montserrat Guibernau, *Nationalisms: The Nation-State and Nationalism in the Twentieth Century*, Polity, 1996.
- Montserrat Guibernau and John Hutchinson, eds., *Understanding Nationalism*, Polity, 2001.
- Jean-Dominique Guiliiani, *L'élargissement de l'Europe*, 2e édition, Presses Universitaires de France, 2005, ジャン＝ドミニック・ジュリアーニ(本多力訳)『拡大ヨーロッパ』白水社、2006年。
- Ted Robert Gurr, “Ethnic Warfare on the Wane,” *Foreign Affairs*, May/June, 2000.
- Ted Robert Gurr, “Peoples against States : Ethnopolitical Conflict and the Changing World System,” *International Studies Quarterly*, vol. 38, no. 3, 1994.
- Ted Robert Gurr, *Minorities at Risk: A Global View of Ethnopolitical Conflicts*, United States Institute of Peace Press, 1993.
- Alain Guyomarch, Howard Machin, et al., *France in the European Union*, Macmillan, 1998.
- Bruce W. Hamilton and Lee H. Jentleson, *Opportunities Missed, Opportunities Seize: Preventive Diplomacy in the Post Cold War World*, Rowman & Littlefield Publishers, 1999.
- Hanno Hartig, “Le Conseil de l’Europe et la protection des minorités nationales,” in Joël Kotek, ed., *L’Europe et ses villes-frontières*, Editions Complexe, 1996.
- Hanno Hartig, “Les travaux du Conseil de l’Europe dans le domaine des minorités,” dans Panayotis Grigoriou, éd., *Questions de minorités en Europe*, Presses Interuniversitaires Européennes, 1994.
- Frédéric Hartweg, “L’alsacien: Un dialecte allemand tabou,” in G. Vermes, éd., *Vingt-cinq communautés linguistiques de la France*, t.1, L’Harmattan, 1988.
- Sohail H. Hashmi, ed., *State Sovereignty: Change and Persistence in International Relations*, Pennsylvania University Press, 1997.
- Jack Hayward and Edward C. Page, eds., *Governing the New Europe*, Polity, 1995.
- Michael Hechter, *Containing Nationalism*, Oxford University Press, 2000.
- Pierre Heinz, *L’espace régional alsacien: Construction politique d’une identité régionale*, L’Harmattan, 2001.
- David Held, *Democracy and the Global Order : from the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Stanford University Press, 1995, デヴィッド・ヘルド(佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美德・山田竜作訳)『デモクラシーと世界秩序—地球市民の政治学』NTT出版、2002年。
- David Held, Anthony McGrew, et al., *Global Transformations: Politics, Economics and Culture*, Stanford University Press, 1999.

- Vitor Hell, *Pour une culture sans frontière: L'Alsace, une autre histoire franco-allemande*, Bf, 1986.
- Alexis Heraclides “Ethnicity, Secessionist Conflict and International Society: Towards Normative Paradigm Shift,” *Nations and Nationalism*, vol. 3, no. 4, 1997.
- Eric J. Hobsbawm, *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*, 2nd Edition, Cambridge University Press, 1992, E・J・ホブズボーム(浜林正夫・嶋田耕也・庄司信訳)『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店、2001年。
- Brian Hocking and Michael Smith, *World Politics: An Introduction to International Relations*, 2nd Edition, Prentice Hall, 1995.
- Frédéric Hoffet, *Psychanalyse de l'Alsace*, Alsatia, 1973, フレデリック・オッフエ(宇京頼三訳)『アルザス文化論』みすず書房、1987年。
- Stanley Hoffmann, “La France dans le monde: 1979-2000,” *Politique étrangère*, no. 2, 2000.
- Stanley Hoffmann, *The European Sisyphus: Essays on Europe, 1964-1994*, Westview, 1995.
- Kalevi J. Holsti, *The State, War, and the State of War*, Cambridge University Press, 1996.
- Liesbet Hooghe and Gary Marks, *Multi-Level Governance and European Integration*, Rowman & Littlefield, 2001.
- Barry B. Hughes, *Continuity and Change in World Politics: Competing Perspectives*, 4th Edition, Prentice Hall, 2000.
- Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press, 1991, S・ハンチントン(坪郷實ほか訳)『第三の波—二十世紀後半の民主化』三嶺書房、1995年。
- John Hutchinson and Anthony D. Smith, eds., *Nationalism*, Oxford University Press, 1994.
- *Implementation of the European Charter for Regional or Minority Languages <Conference, Innsbruck, 14-15 December 1998>*, Council of Europe, 1999.
- Nicolas Jabko, “Comment la France définit ses intérêts dans l'Union européenne,” *Revue française de science politique*, Presses de Sciences Po, vol.55, no.2, 2005.
- Jennifer Jackson-Preece, “Human Rights and Cultural Pluralism: The ‘Problem’ of Minorities,” in Gene M. Lyons and James Mayall, eds., *International Human Rights in the 21st Century: Protecting the Rights of Groups*, Rowman & Littlefield, 2003.
- Jennifer Jackson-Preece, *National Minorities and the European Nation-States System*, Oxford University Press, 1998.
- Jennifer Jackson-Preece, “National Minority Rights vs. State Sovereignty in Europe: Changing Norms in International Relations?,” *Nations and Nationalism*, Vol. 3, Part. 3, 1997.
- Charlie Jeffery, ed., *The Regional Dimension of the European Union: Towards a Third Level in Europe?*, Frank Cass, 1997.
- Bruce W. Jentleson, *Opportunities Missed, Opportunities Seize: Preventive Diplomacy in the Post Cold War World*, Rowman & Littlefield Publishers, 1999.
- Lionel Jospin, *L'invention du possible*, Flammarion, 1991.
- Gregory Jusdanis, *The Necessary Nation*, Princeton University Press, 2001.

- Margaret P. Karns and Karen A. Mingst, *International Organizations: The Politics and Processes of Global Governance*, Lynne Rienner, 2004.
- Riva Kastoryano, éd., *Quelle identité pour l'Europe?: Le multiculturalisme à l'épreuve*, 2e édition, Presses de Sciences Po, 2005.
- Michael Keating, *The New Regionalism in Western Europe: Territorial Restructuring and Political Change*, Edward Elgar, 2000.
- Michael Keating, *The Politics of Modern Europe: The State and Political Authority in the Major Democracies*, Edward Elgar, 1999.
- Michael Keating, “Les régions constituent-elles un niveau de gouvernement en Europe?” in Patrick Le Galès et Christian Lequesne, éd., *Les paradoxes des régions en Europe*, La Découverte, 1997.
- Michael Keating and John Loughlin, eds., *The Political Economy of Regionalism*, Frank Cass, 1997.
- Michael Keating and John McGarry, eds., *Minority Nationalism and the Changing International Order*, Oxford University Press, 2001.
- Elie Kedourie, *Nationalism*, Blackwell, 4th edition, 1992, エリ・ケドゥーリー (小林正之・栄田卓弘・奥村大作訳)『[第2版]ナショナリズム』学文社、2003年。
- James G. Kellas, *The Politics of Nationalism and Ethnicity*, Macmillan, 1998.
- Judith G. Kelley, *Ethnic Politics in Europe: The Power of Norms and Incentives*, Princeton University Press, 2004.
- Paul Kennedy, Dirk Messner and Franz Nuscheler, eds., *Global Trends and Global Governance*, Pluto Press, 2002.
- Robert O. Keohane, “Governance in a Partially Globalized World,” in Robert O. Keohane, ed., *Power and Governance in a Partially Globalized World*, Routledge, 2002.
- Marie-Christine Kessler, *La politique étrangère de la France: Acteurs et processus*, Presses de sciences Po, 1999.
- Anne Mette Kjaer, *Governance*, Polity, 2004.
- Pierre Klein, *La question linguistique alsacienne de 1945 à nos jours*, SALDE, 1998.
- Pierre Klein, *Camille DAHLET: Une vie au service de l'Alsace*, Bf/SALDE, 1983.
- Pierre Klein, éd., *L'Alsace*, Editions d'Organisation, 1981.
- Richard Kleinschmager, *Éléments de géographie politique*, Presses Universitaires de Strasbourg, 1993.
- Richard Kleinschmager, “Le oui de l'Alsace à l'Europe de Maastricht: Nuances géographiques,” *Revue des sciences sociales de la France de l'est*, no. 20, 1992/93.
- Richard Kleinschmager, *Géopolitique de l'Alsace*, Bf, 1987.
- Hans Kohn, *The Idea of Nationalism*, Macmillan, 1961.
- Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton University Press, 1999.
- Stephen D. Krasner, “Power Politics, Institutions, and Transnational Relations,” *Bringing Transnational Relations Back In*, Thomas Risse-Kappen, Cambridge University Press, 1995.

- Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes*, Cornell University Press, 1983.
- Jill Krause and Neil Renwick, eds., *Identities in International Relations*, Macmillan, 1996.
- Brigitte Krulic, éd., *La nation, une idée dépassée? <Problèmes politiques et sociaux, no. 832, 31 décembre 1999>*, La documentation française, 1999.
- Charles A. Kupchan, ed., *Nationalism and Nationalities in the New Europe*, Cornell University Press, 1995.
- Wolfgang Ladin, *Der elsässische Dialekt-museumsreif?*, Salde, 1982.
- Robert Lafont, *La nation, l'Etat, les régions*, Berg International, 1993.
- *L'Alsace et l'extrême droite: Comprendre pour agir <Les débats du Colloque tenu à Strasbourg à l'invitation de la CFDT, le 24 octobre 1995, Palais des Congrès>*, Bf, 1996.
- Yosef Lapid and Friedrich Kratochwil, eds., *The Return of Culture and Identity in IR Theory*, Lynne Rienner, 1996.
- *La régionalisation en Europe: bilan et perspectives <actes, Genève, 3-5 juin 1993>*, Conseil de l'Europe, 1994.
- Patrick Le Galès et Christian Lequesne, eds., *Les paradoxes des régions en Europe*, La Découverte, 1997.
- Anne-Marie Le Gloannec, *Entre Union et nations: L'Etat en Europe*, Presses de Sciences Po, 1998.
- Christian Lequesne et Jacques Rupnik, *L'Europe des Vingt-Cinq: 25 cartes pour un jeu complexe*, Autrement, 2005.
- Emmanuel Le Roy Ladurie, “Les minorités périphériques: intégration et conflits,” in André Burguière et Jacques Revel, eds., *Histoire de la France: Les conflits*, Seuil, 1990.
- Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press, 1999, アレンド・レイプハルト(粕谷祐子訳)『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』勁草書房、2005年。
- Arend Lijphart, “Changement et continuité dans la théorie consociative,” *Revue Internationale de Politique Comparée*, vol. 4, no. 3, 1997.
- Arend Lijphart, *Democracy in Plural Societies: a Comparative Exploration*, Yale University Press, 1977.
- Lienhard Lötscher, “Die oberrheinische Regio-Kooperation: Ein Modell für Europa,” *Geographische Rundschau*, Jg.43, Heft 9, 1991.
- John Loughlin et Daniel L. Seiler, “Le Comité des régions et la supranationalité en Europe,” *Etudes internationales*, vol. 30, no. 4, 1999.
- Pierre Lévêque, *Histoire des forces politiques en France de 1940 à nos jours*, Armand Colin, 1997.
- *L'Union européenne: Etats membres, régions et unités administratives*, Office des publications officielles des Communautés européennes, n.d.
- Sharon Macdonald, ed., *Inside European Identities: Ethnography in Western Europe*, Berg, 1993.
- Don MacIver, ed., *The Politics of Multinational States*, Macmillan, 1999.

- Pierre Martin, *Les élections municipales en France depuis 1945*, La Documentation Française, 2001.
- Gilles Martinet, *Le réveil des nationalismes français*, Seuil, 1994.
- Jean-Claude Masclet, *L'union politique de l'Europe*, PUF, 2001.
- Françoise Massart-Piérard, “L'identité institutionnelle des régions au sein de l'Union européenne,” *Revue Internationale de Politique Comparée*, vol. 5, no. 1, 1998.
- John McCormick, *The European Union: Politics and Policies*. Westview, 1996.
- John McGarry and Brendan O'Leary, eds., *The Politics of Ethnic Conflict Regulation*, Routledge, 1993.
- Anthony McGrew, “Globalization and territorial democracy: an introduction,” in id., ed., *Transformation of Democracy?* Polity Press, 1997, アントニー・マッグルー「グローバル化と領域的民主主義」同(編)(松下洸監訳)『変容する民主主義—グローバル化のなかで』日本経済評論社、2003年。
- Anthony G. McGrew, ed., *Transformation of Democracy?* Polity Press, 1997, A・マッグルー(編)(松下洸監訳)『変容する民主主義—グローバル化のなかで』日本経済評論社、2003年。
- Chantal Millon-Delsol, *Le principe de subsidiarité*, PUF, 1993.
- Alan S. Milward, *The European Rescue of the Nation-State*, Routledge, 1992.
- Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, Alfred A. Knopf, 1948, H・J・モーゲンソー(現代平和研究会訳)『国際政治—権力と平和[新装版]』福村出版、1998年。
- Edgar Morin, *Penser l'Europe*, Edition revue et complétée, Gallimard, 1990.
- Peter Morris, *French Politics Today*, Manchester University Press, 1994, ピーター・モリス(土倉莞爾・増島建・今林直樹訳)『現代のフランス政治』晃洋書房、1998年。
- Hugues Moutouh, “Les langues régionales en droit français,” *Regards sur l'actualité*, no. 250, 1999.
- Anne Muxel, “Les abstentionnistes: Le premier parti européen,” dans Pascal Perrineau, éd., *Le vote européen 2004-2005: De l'élargissement au référendum français*, Presses de Sciences Po, 2005.
- Joseph S. Nye, Jr., *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History*, 5th Edition, Pearson Education, 2005, ジョセフ・S・ナイ(田中明彦・村田晃嗣訳)『国際紛争—理論と歴史[原書第5版]』有斐閣、2005年。
- Joseph S. Nye and John D. Donahue, eds., *Governance in a Globalizing World*, The Brookings Institution, 2000, ジョセフ・ナイ/ジョン・ドナヒュー(編)『グローバル化で世界はどう変わるか—ガバナンスへの挑戦と展望』英治出版、2004年。
- René Otayek, *Identité et démocratie dans un monde global*, Presses de Sciences Po, 2000.
- Jacques Palard, “Les régions européennes sur la scène internationale: condition d'accès et systèmes d'échanges,” *Etudes internationales*, vol. 30, no. 4, 1999.
- Jacques Palard, éd., *Vers l'Europe des régions? <Problèmes politiques et sociaux, no. 806, 24 juillet 1998>*, La documentation française, 1998.

- Jacques Palard, éd., *L'Europe aux frontières: La coopération transfrontalière entre régions d'Espagne et de France*, PUF, 1997.
- Bernard Perrin, "Ententes interrégionales: des régions pour l'Europe?," *Regards sur l'actualité*, no. 164, 1990.
- Pascal Perrineau, éd., *Le vote européen 2004-2005: De l'élargissement au référendum français*, Presses de Sciences Po, 2005.
- Eugène Philipps, *Les luttes linguistiques en Alsace jusqu'en 1945*, La Société d'Édition de la Basse-Alsace, 1986.
- Eugène Philipps, *Le défi alsacien*, Société d'Édition de la Basse-Alsace, 1982.
- Eugène Philipps, *La crise d'identité: l'Alsace face à son destin*, Société d'Édition de la Basse-Alsace, 1978.
- Coleman Phillipson, *Alsace-Lorraine: Past, Present, and Future*, T. Fisher Unwin, 1918.
- Philippe Piercy, *La France Le fait régional*, 3e édition, Hachette, 2005.
- Georges Pierret, *Régions d'Europe: La face cachée de l'Union*, Apogée, 1997.
- John Pinder, *European Community*, 2nd Edition, Oxford University Press, 1995.
- Yves Plasseraud, *Les minorités*, Montchrestien, 1998.
- Yves Plasseraud, "Les revendications des minorités autochtones de France métropolitaine: Deux siècles après 1789," in A. Fenet et G. Soulier, éd., *Les minorités et leurs droits depuis 1789*, L'Harmattan, 1989.
- Bernard Poche, *Les langues minoritaires en Europe*, Presses Universitaires de Grenoble, 2000.
- Bernard Poignant, *Langues de France: Osez l'Europe!*, Indigène, 2000.
- Bernard Poignant, *Langues et cultures régionales <Rapport au Premier ministre>*, La documentation française, 1998.
- Jean-Marie Pontier, *Les contrats de plan entre l'État et les régions*, PUF, 1998.
- *Pouvoirs locaux: Les cahiers de la décentralisation <Corse: une région autonome dans la République>*, Institut de la Décentralisation, 2000.
- Alain Prate, *La France en Europe*, Economica, 1995.
- Paul Pupier et José Woehrling, éd., *Langue et droit <Actes du Premier Congrès de l'Institut international de droit linguistique comparé, 27-29 avril 1988, Université du Québec à Montréal>*, Wilson & Lafleur, 1989.
- Joseph R. Rudolph, Jr., and Robert J. Thompson, eds., *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner, 1989.
- Jean-Louis Quermonne, *Le système politique de l'Union européenne*, Montchrestien, 1998.
- Jean-Louis Quermonne, "Vers un régionalisme "fonctionnel"?", *Revue française de science politique*, vol. 13, no. 4, 1963.
- Witold Raczka, "Le conflit ethnique: sa nature et les moyens de sa prévention par la communauté internationale," *Relations internationales*, no. 88, 1996.
- Elisa P. Reis, "The Lasting Marriage Between Nation and State Despite Globalization," *International Political Science Review*, vol. 25, no. 3, 2004.

- Eric Remacle, “La CSCE et les droits des minorités nationales,” *Politique étrangère*, vol. 93, no. 1, 1993.
- Ernst Renan, “Qu’est-ce qu’une nation?” 1882, in Gérard Noiriel, *Population, immigration et identité nationale en France XIXe-XXe siècle*, Hachette, 1992.
- Janine Renucci, *La Corse*, PUF, 2001.
- Sabine Riedel (Texte traduit par Isabelle Bonnefond), “Minorités nationales en Europe et protection des droits de l’homme: un enjeu pour l’élargissement,” *Politique étrangère*, no.3, 2002.
- Volker Rittberger, ed., *Regime Theory and International Relations*, Clarendon Press, 1993.
- Jean Ritter, *L’Alsace*, PUF, 1985.
- Michel Rocard, *Le coeur à l’ouvrage*, Seuil, 1987.
- Jean-Jacques Roche, *Théories des relations internationales*, Montchrestien, 1999.
- Dov Ronen, *The Quest for Self-Determination*, Yale University Press, 1979, ダヴ・ローネン (浦野起央・信夫隆司訳)『自決とは何か——ナショナリズムからエスニック紛争へ』刀水書房、1988年。
- Richard Rose, “Dynamics of Democratic Regimes,” in Jack Hayward and Edward C. Page, Eds., *Governing the New Europe*, Polity Press, 1995.
- Joseph Rothschild, *Ethnopolitics: A Conceptual Framework*, Columbia University Press, 1981, ジョセフ・ロスチャイルド (内山秀夫訳)『エスノポリティクス——民族の新時代』三省堂、1989年。
- Marc Rousset, *La nouvelle Europe de Charlemagne: Le pari du XXIe siècle*, Economica, 1995.
- Joseph R. Rudolph, Jr., and Robert J. Thompson (1989), “Pathways to Accommodation and the Persistence of the Ethnoterritorial Challenge in Western Democracies,” in Joseph R. Rudolph, Jr., and Robert J. Thompson, eds., *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner, 1989.
- Reinhardt Rummel, “The European Union’s Politico-Diplomatic Contribution to the Prevention of Ethno-National Conflict,” in Abram Chayes and Antonia Handler Chayes, eds., *Preventing Conflict in the Post-Communist World: Mobilizing International and Regional Organizations*, The Brookings Institution, 1996.
- Bruce Russett, *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*, Princeton University Press, 1993, ブルース・ラセット (鴨武彦訳)『パクス・デモクラティアー——冷戦後世界への原理』東京大学出版会、1996年。
- René Rémond, *L’histoire politique du XXe siècle autorise-t-elle un certain optimisme ou bien justifie-t-elle quelque catastrophisme?*, Pleins Feux, 1998.
- René Rémond, *La politique n’est plus ce qu’elle était*, Flammarion, 1994, ルネ・レモン (田中正人・塚本俊之訳)『フランス 政治の変容』ユニテ、1995年。
- Daniel Sabbagh, “Nationalisme et multiculturalisme,” *Critique internationale*, Presses de Sciences Po, no.23, 2004.
- Paul Sabourin, *L’Etat-nation face aux Europes*, PUF, 1994.

- Frédérique Sachwald, *L'Europe et la mondialisation*, Flammarion, 1997.
- William Safran, "The French State and Ethnic Minority Cultures: Policy Dimensions and Problems," in Joseph R. Rudolph, Jr., and Robert J. Thompson, eds., *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner, 1989.
- François Saint-Ouen, "Discours politiques des francophones européens et construction de l'Europe: cohérence ou dispersion?" *Revue Internationale de Politique Comparée*, vol.1, no.2, 1994.
- François Saint-Ouen, "De l'Europe des Etats à l'Europe des Régions?" *Relations Internationales*, no.73, 1993.
- Sakai Kazunari, "La République une et indivisible à l'épreuve des ethno-régionalismes: l'ébranlement de la politique française 1970-2000," 『国際文化学』第 6 号、2002 年 3 月。
- Stephen M. Saideman, *The Ties That Divide: Ethnic Politics, Foreign Policy, and International Conflict*, Columbia University Press, 2001.
- Victor Scardigli, éd., *L'Europe de la diversité: La dynamique des identités régionales*, CNRS Editions, 1993.
- Ulrich Schneckener and Stefan Wolff, eds., *Managing and Settling Ethnic Conflicts: Perspectives on Successes and Failures in Europe, Africa and Asia*, Hurst & Company, 2004.
- Jan Aart Scholte, "The Globalization of World Politics," in John Baylis and Steve Smith, eds., *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations*, 2nd Edition, Oxford University Press, 2001.
- Joseph Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 4th Edition, Allen and Urwin, 1952.
- Bernard Schwengler, *Le vote Front National: L'Alsace: un cas particulier?* Oberlin, 2003.
- Bernard Schwengler, *L'Alsace bilingue*, Jérôme Do Bentzinger Editeur, 2000.
- Bernard Schwengler, *Le syndrome alsacien*, Oberlin, 1989.
- Kamal S. Shehadi, "Clash of Principles: Self-Determination, State Sovereignty, and Ethnic Conflict," in Sohail H. Hashmi, ed., *State Sovereignty: Change and Persistence in International Relations*, Pennsylvania University Press, 1997.
- Cris Shore, *Building Europe: The Cultural Politics of European Integration*, Routledge, 2000.
- Jean Sibille, *Les langues régionales*, Flammarion, 2000.
- Dusan Sidjanski, *L'avenir fédéraliste de l'Europe: La Communauté européenne, des origines au traité de Maastricht*, PUF, 1992.
- Pierre-Jean Simon, *Pour une sociologie des relations internationales et des minorités*, Presses Universitaires de Rennes, 2006.
- Richard Skrzypczak, *Collectivités locales: l'Europe partenaire*, La documentation française, 1997.
- Anthony D. Smith, *Myths and Memories of the Nation*, Oxford University Press, 1999.
- Anthony D. Smith, *Nations and Nationalism in a Global Era*, Polity, 1995.

- Anthony D. Smith, “The Nation: Invented, Imagined, Reconstructed?,” *Millennium*, vol. 20, no. 3, 1991.
- Anthony D. Smith, *National Identity*, Penguin Books, 1991, アントニー・D・スミス(高柳先男訳)『ナショナリズムの生命力』晶文社、1998年。
- Anthony D. Smith, *The Ethnic Revival in the Modern World*, Cambridge University Press, 1981.
- Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell, 1986, アントニー・D・スミス(巢山靖司・高城和義ほか訳)『ネイションとエスニシティ—歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、1999年。
- Anthony D. Smith, *Nationalism in the Twentieth Century*, Australian National University Press, 1979, アンソニー・D・スミス(巢山靖司監訳)『20世紀のナショナリズム』法律文化社、1995年。
- Marie-Claude Smouts, éd., *Les nouvelles relations internationales: Pratiques et théories*, Presses de Sciences Po, 1998.
- Rodolfo Stavenhagen, *The Ethnic Question: Conflicts, Development, and Human Rights*, United Nations University Press, 1990, R・スタヴェンハーゲン(加藤一夫監訳)『エスニック問題と国際社会—紛争・開発・人権』御茶の水書房、1995年。
- Frédéric Sudre, *La Convention européenne des droits de l'homme*, 6e édition, Presses Universitaires de France, 2005, F・スュードル(建石真公子訳)『ヨーロッパ人権条約』有信堂、1997年(第3版1994年に基づく翻訳)。
- Paul Tavernier, “Minorités et facteurs de tensions en Europe,” dans Panayotis Grigoriou, éd., *Questions de minorités en Europe*, Presses Interuniversitaires Européennes, 1994.
- Mario Telò, ed., *European Union and New Regionalism: Regional actors and global governance in a post-hegemonic era*, Ashgate, 2001.
- Robert J. Thompson and Jr. Joseph R. Rudolph, “The Ebb and Flow of Ethnoterritorial Politics in the Western World,” in Joseph R. Rudolph, Jr., and Robert J. Thompson, eds., *Ethnoterritorial Politics, Policy, and the Western World*, Lynne Rienner, 1989.
- United Nations Development Programme, *Human Development Report*, 1994.
- John A. Vasquez, James Turner Johnson, et al., eds., *Beyond Confrontation: Learning Conflict resolution in the Post-Cold War Era*, The University of Michigan Press, 1995.
- Venice Commission, *State Consolidation and National Identity*, Council of Europe Publishing, 2005.
- Marc Verdussen, éd., *L'Europe de la subsidiarité?*, Bruylant, 2000.
- Thanos M. Veremis and Michael Thumann, *The Balkans and CFSP: The Views of Greece and Germany*, Centre for European Policy Studies, 1994.
- Michel Verpeaux, “Les lois de décentralisation depuis 1982,” *Les collectivités locales en France*, La documentation française, 1996.
- André Versaille, éd., *Penser le XXe siècle*, Editions Complexe, 1990.
- Barbara Victor, *Le Matignon de Jospin*, Flammarion, 1999.
- Dominique Vidal, “Casser l’apartheid à la française,” *Le Monde diplomatique*, décembre 2005.

- Paul R. Viotti and Mark V. Kauppi, *International Relations Theory: Realism, Pluralism, Globalism, and Beyond*, 3rd edition, Allyn and Bacon, 1999.
- Bernard Vogler, *Histoire culturelle de l'Alsace*, 4e édition, La Nuée Bleue, 2003.
- Bernard Vogler, *Histoire de l'Alsace*, Editions Ouest-France, 2002.
- Bernard Vogler, *Histoire politique de l'Alsace*, La Nuée Bleue, 1995.
- Bernard Vogler, *Histoire culturelle de l'Alsace*, La Nuée Bleue, 1994.
- Bernard Vogler, éd., *Nouvelle histoire de l'Alsace: Une région au coeur de l'Europe*, Privats, 2003.
- Bernard Vogler, éd., *L'Alsace une histoire*, 4e édition, Oberlin, 1993.
- Michel Vovelle, *Les jacobins: de Robespierre à Chevènement*, La Découverte, 1999.
- Peter Wagstaff, ed., *Regionalism in the European Union*, Intellect, 1999.
- William Wallace, *Regional Integration: The West European Experience*, The Brookings Institution, 1994.
- Alex Warleigh, *The Committee of the Regions: Institutionalising Multi-Level Governance?*, Kogan Page, 1999.
- Malcolm Waters, *Globalization*, 2nd edition, Routledge, 2001.
- Michael Watson, ed., *Contemporary Minority Nationalism*, Routledge, 1990, マイケル・ワトソン(編)(浦野起央・荒井功訳)『マイノリティ・ナショナリズムの現在』刀水書房、1995年。
- Eugen Weber, *Peasants into Frenchmen: The Mobilization of Rural France, 1870-1914*, Stanford University Press, 1976.
- Max Weber, *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology*, University of California Press, 1978.
- Rorden Wilkinson and Steve Hughes, eds., *Global Governance: Critical Perspectives*, Routledge, 2002.
- Robin M. Williams, Jr., *The Wars Within: Peoples and States in Conflict*, Cornell University Press, 2003.
- Bernard Wittmann, *Une histoire de l'Alsace, autrement <Tome III>*, Editions Rhyn un Mosel, 2000.
- Stuart Woolf, ed., *Nationalism in Europe, 1815 to the Present: A Reader*, Routledge, 1996.
- Romain Yakemtchouk, *La politique étrangère de l'Union européenne*, L'Harmattan, 2005.
- Oran R. Young, *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society*, Cornell University Press, 1994.
- Adrien Zeller, *La politique autrement*, Culture alsacienne, 1978.
- Antoine Zipfel, *S. O. S. Alsace*, Jérôme Do Bentzinger Editeur, 1999.